

# 新おおた重点プログラム

～ポストコロナ時代の暮らしを支える区政運営に向けて～

<国土強靱化地域計画包含>

(令和2年度～5年度)

(2020年度～2023年度)

【令和3年度版】

令和3年3月

大 田 区



## 新おおた重点プログラムの策定にあたって

令和という新しい時代を迎えて、急速なグローバル化の進展や、人口構成、社会経済状況の変化を捉え、多様化・複雑化する区民ニーズや、新たな地域課題などに対応するため、区は、区政の羅針盤となる新たな基本計画の策定を進めてまいりました。また、新基本計画策定までの期間においても、喫緊の諸課題に対応し、切れ目なく区民サービスを提供し続けるため、令和元年7月に策定した「おおた重点プログラム」の下で、着実に区政を運営してまいりました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大という未曾有の事態により、区政を取り巻く状況は一変し、区民生活や区内の経済活動にも多大な影響が及んでいます。

私は、この区政始まって以来の最大の難局を乗り越えるため、限られた資源を、緊急的・重点的に取り組むべき事業に集中的に投入し、早期に区民生活や地域経済を立て直すことが最優先であると考え、新基本計画の策定は延期とし、緊急課題の克服をテーマとした本計画を策定することにいたしました。

本計画では、直面した危機を乗り越えるための緊急対策に加え、区民生活や地域経済の早期回復に向けた取組を進めるとともに、感染症拡大の影響を大きく受けた子どもたちの学びに対する保障や、ICTの更なる活用による自治体経営の効率化など、ポストコロナを見据えた各種対策に早急に取り組んでまいります。また、大田区にも大きな被害を及ぼした令和元年台風第19号など、気候変動等の影響により激甚化している風水害や、大型地震といった大規模自然災害へ備えるべく、強靱な地域を構築することで、安全・安心な大田区を実現してまいります。

「新たな日常」の実現に向けた変革を踏まえ、中長期的に区の発展の礎となる施策も見据えながら本計画を推進し、区民の皆様により豊かな生活の実現を目指して、的確かつ着実な区政運営に努めてまいります。

令和3年3月

大田区長

松原 忠義

# 目次

## 第1章 総論

第1節	策定方針	2
1	策定の背景と目的	
2	策定の視点	
3	計画の位置付け	
4	関連計画	
5	計画の構成	
6	計画の柱	
7	計画の期間	
8	これまでの経過	
第2節	計画の前提	7
1	社会動向の変化	
2	将来人口の推計	
3	財政見通し	
4	持続可能な行政運営の推進	
第3節	国土強靱化について	16
第4節	SDGsの推進	23
第5節	本計画における施策体系	26

## 第2章 計画の柱

「第2章 計画の柱」の構成及び見方	31
柱1 健康維持・感染症対策	32
柱2 大規模自然災害対策	36
柱3 生活支援策	42
柱4 経済活動支援策	45
柱5 学びの保障・子どもの生活応援	48
柱6 新たな自治体経営へのシフト	51

## 第3章 施策と重点事業

「第3章 施策と重点事業」の構成及び見方	54
----------------------	----

### 基本目標1 生涯を健やかに安心していきいきと暮らせるまち

(子育て・教育・保健・福祉領域)

#### 個別目標1 未来を拓き地域を担う子どもを、みんなで育おまちにします

施策1 安心して子どもを産み育てられるまちをつくれます	58
施策2 子どもを健やかに育お場を整備します	67
施策3 豊かな人間性をはぐくみ、未来を創る子どもを育成します	73

#### 個別目標2 誰もが自分らしく、健康で生きがいをもって暮らせるまちをつくれます

施策1 健康に暮らせるまちをつくれます	80
---------------------	----

施策 2 誰もが社会的包摂の中で、安心して暮らせるまちをつくります	87
施策 3 学びやスポーツを通じて、誰もが生きがいをもって暮らせるまちをつくります	98
個別目標 3 高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らせるまちをつくります	
施策 1 高齢者の安全・安心な暮らしと活躍を支えます	107

## 基本目標2 まちの魅力と産業が世界に向けて輝く都市 (都市基盤・空港臨海部・産業領域)

個別目標 1 水と緑を大切にし、すべての人に安全で潤いのある暮らしを実現します	
施策 1 魅力と個性にあふれ、利便性が高く賑わいと活力あるまちをつくります	117
施策 2 身近な場所で水やみどりと触れ合える、潤いとやすらぎのあるまちをつくります	125
施策 3 災害に強く、安全で安心して暮らせるまちをつくります	132
個別目標 2 首都空港『羽田』と臨海部が世界への扉を開く、国際交流拠点都市を創ります	
施策 1 空港臨海部の特性を活かし、世界にはばたき未来へつながるまちをつくります	143
施策 2 「国際都市おた」の推進により、持続可能な国際交流・多文化共生*を育みます	148
個別目標 3 ものづくりから未来へ、独自の産業と都市文化を創造します	
施策 1 地域に好循環をもたらす、大田区ならではの産業の発展を支援します	151
施策 2 大田区の魅力を国内外にアピールします	160

## 基本目標3 地域力と行政の連携がつくる人と地球に優しいまち (地域力・環境・区政体制領域)

個別目標 1 地域力を活かし、人に優しいまちを区民主体で実現します	
施策 1 地域力を結集し、魅力的で住み続けたいまちをつくります	165
施策 2 地域力を最大限発揮して、災害に強く、防犯力の高い地域をつくります	171
個別目標 2 私たち区民が、良好な環境と経済活動が両立する持続可能なまちをつくる担い手です	
施策 1 持続可能な地球環境をみんなで守り、未来へ引き継ぎます	182
個別目標 3 区は、効率的で活力ある区政を実現し、地域との連携・協働を進めます	
施策 1 質の高い区民サービスを提供する、持続可能な区役所をつくります	190

## 第4章 資料編

1 第2章掲載区分一覧	200
2 第3章掲載事業一覧	201
3 国土強靱化地域計画策定の前提となる脆弱性評価の結果	206
4 SDGsの17目標と本計画の事業との関係	236
5 用語解説	240

■本計画の中で、アスタリスク(\*)のついている用語は、P.240以降で解説をしています。



A photograph of a plum tree in bloom. The branches are dark and bare, with numerous bright pink flowers in various stages of opening. The background is a clear, light blue sky. A semi-transparent purple circle is overlaid on the right side of the image, containing the chapter title.

# 第1章

## 総論

# 第1節 策定方針

## 1 策定の背景と目的

全世界で猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症は、WHO（世界保健機関）が令和2年（2020年）3月にパンデミック（世界的大流行）を宣言し、翌月には国内でも緊急事態宣言が発出される事態にまで拡大しました。その後、一時的に小康状態にあったものの、令和3年（2021年）1月には2度目の緊急事態宣言が発出される事態にまで拡大し、1度目の緊急事態宣言から1年が経過した現在においても、感染症の猛威は収まらず、流行前とは一変した生活・社会・経済が続いています。

感染症の拡大は世界経済に影を落とし、IMF（国際通貨基金）の世界経済見通し（令和3年（2021年）1月26日改訂見通し）では、2020年の成長率は、世界経済でマイナス3.5%、日本においてもマイナス5.1%と推計しており、2021年後半にはワクチンの後押しを得て景気が加速するという期待があるものの、世界経済は異例の不確実性の中にあるとしています。

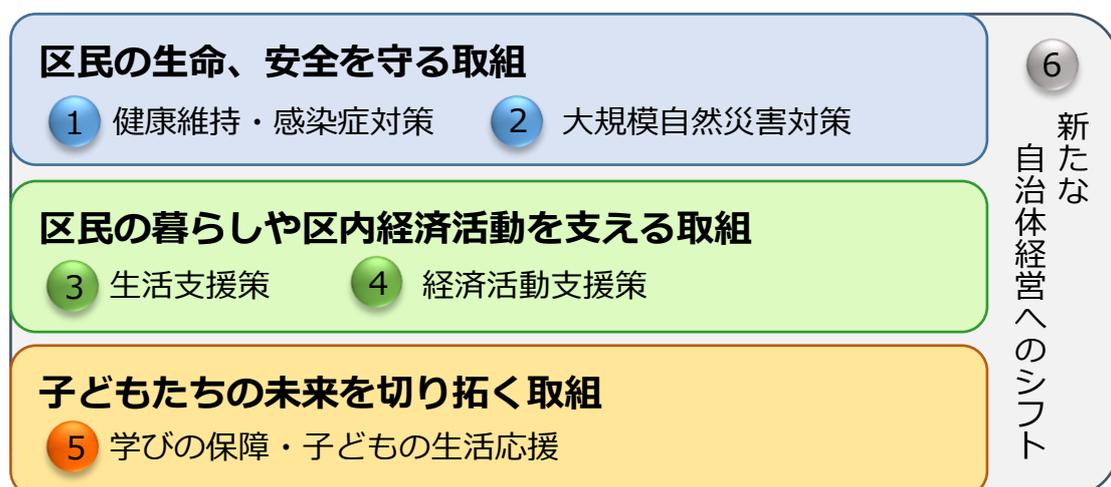
また、令和元年度（2019年度）は台風第19号をはじめとする風水害の脅威にさらされ、区内でも大規模な浸水被害が発生しました。地球温暖化の影響により、今後もこのような大規模自然災害の発生頻度の高まりや激甚化が懸念されています。

区は、感染症拡大という困難な局面を克服するための対策や、大規模自然災害への対策に迅速に取り組むとともに、従前からの重大なテーマである、少子高齢化への対応、公共施設の維持更新、重要な成長戦略となる社会資本の整備も見据えた施策展開に取り組んでいく必要があります。

区は、こうした重点的な施策の財政需要に 대응するために、事務事業の見直しを進め、生み出した経営資源を、優先すべき取組の原資として有効活用することを決め、対策を着実に推進するための計画として、新おた重点プログラムを策定することにしました。

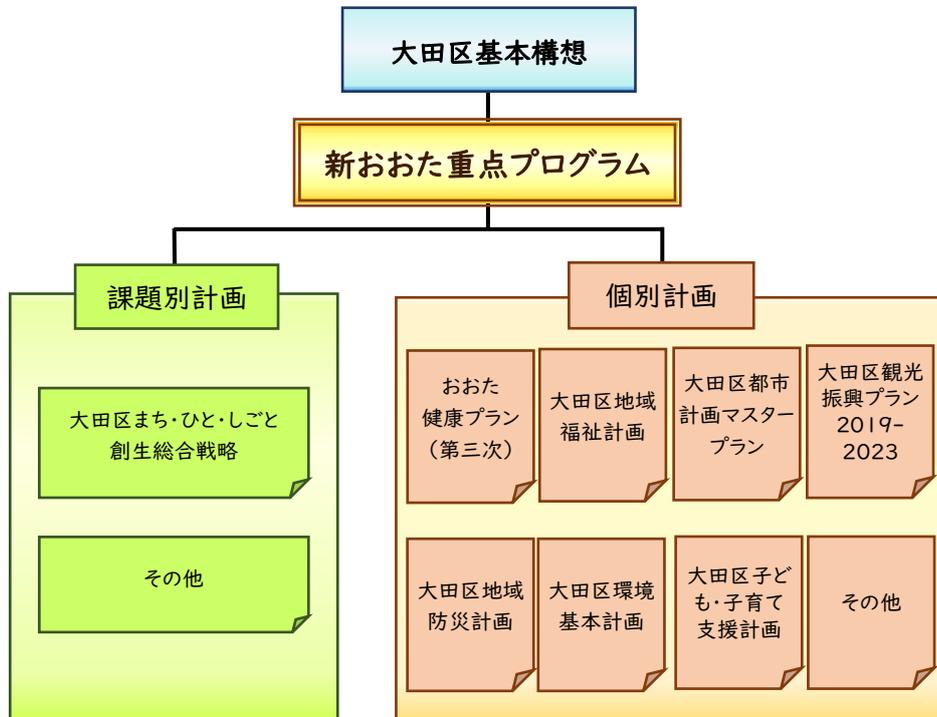
## 2 策定の視点

上記の背景を踏まえ、本計画の策定にあたっては、第一に区民の生命・財産を守ることを最優先課題として「健康維持・感染症対策」、「大規模自然災害対策」、「生活支援策」、「経済活動支援策」、「学びの保障・子どもの生活応援」、「新たな自治体経営へのシフト」の6本の柱を中心に据えます。



### 3 計画の位置付け

本計画は、大田区基本構想で掲げる区の将来像を実現するための具体的な取組を示すものであり、基本構想の直下に置き、広く区政全般の方向性を示す計画として、各種課題別・個別計画等との整合・連携を図ることとします。



### 4 関連計画

本計画は、大田区行政経営方針及び大田区情報化推進計画と三位一体となって、区政運営の最適化を図り、大田区の将来像実現に向けて着実かつ迅速に施策を推進するものとします。



## 5 計画の構成

本計画は新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う喫緊の課題や、ポストコロナ時代に特に注力して推進する取組を掲げた「第2章 計画の柱」と、計画の柱で掲げた取組や区の将来像実現に向けて重点的に推進する事業を年次計画として具体的に示す「第3章 施策と重点事業」を中心に構成しています。

また、直面する緊急課題にスピード重視で対応する必要がある一方で、社会情勢の変化や新しい生活様式を踏まえた効果的な施策の展開が求められることから、緊急課題を中心とした令和2年度版（令和2年10月策定済み）と、ポストコロナを見据えた令和3年度版（本書）の2段階で策定しています。

### ○【令和2年度版】令和2年10月策定

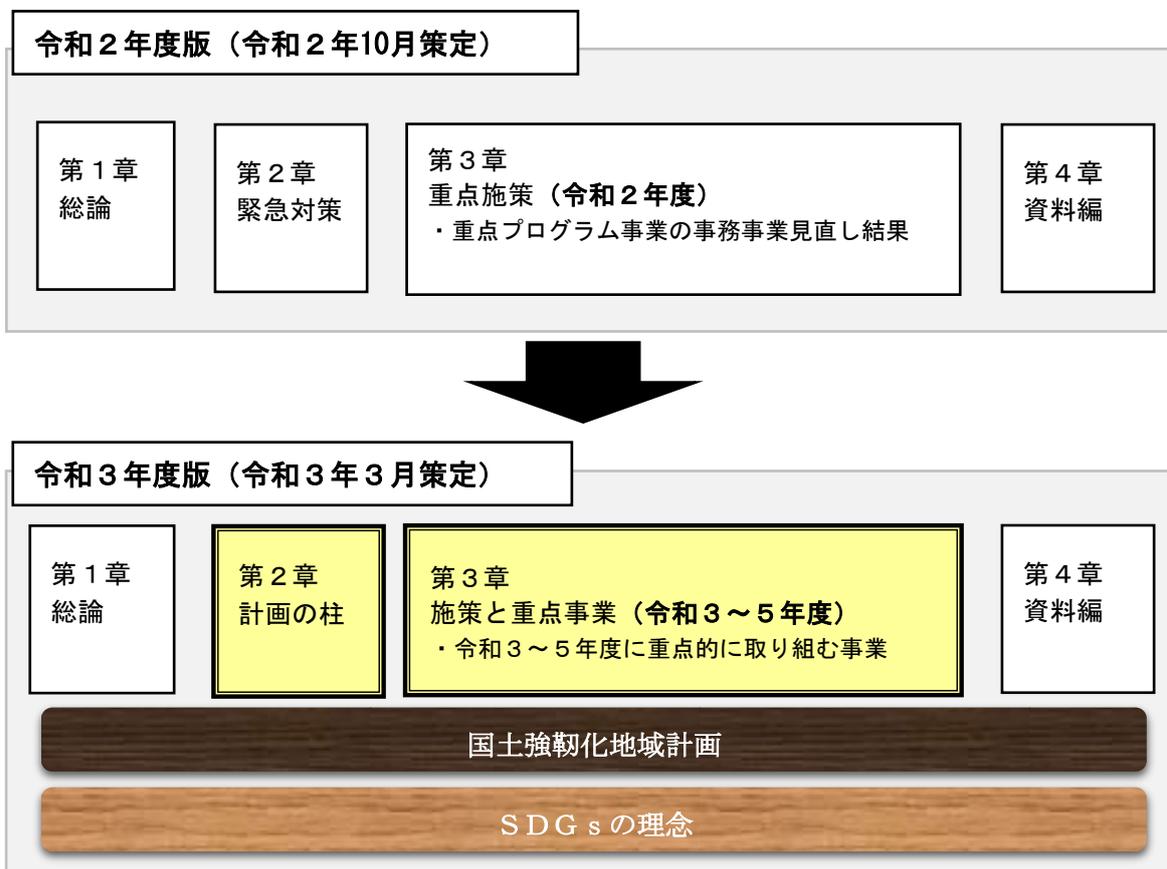
困難な局面を克服するための対策を6本の柱として示し、これに該当する取組を「第2章 緊急対策」として掲げています。また、事務事業の見直し結果を「第3章 重点施策」に反映し、令和2年度（2020年度）の年次計画を示しています。

### ○【令和3年度版】令和3年3月策定（本書）

ポストコロナ時代に対応するための計画として、社会動向の分析を行った上で、施策体系や方向性等の見直しを行っています。また、柱の範囲を、緊急対策中心だった令和2年度版から、復興・回復対策、ポストコロナにまで拡張しています。

更に本計画では新たに国土強靱化地域計画やSDGsの理念を取り込んでいます。脆弱性評価により洗い出された課題に対して、対応策として各事業を紐付けるとともに、持続可能なまちの実現を目指して、各施策でSDGsのゴールを掲げています。

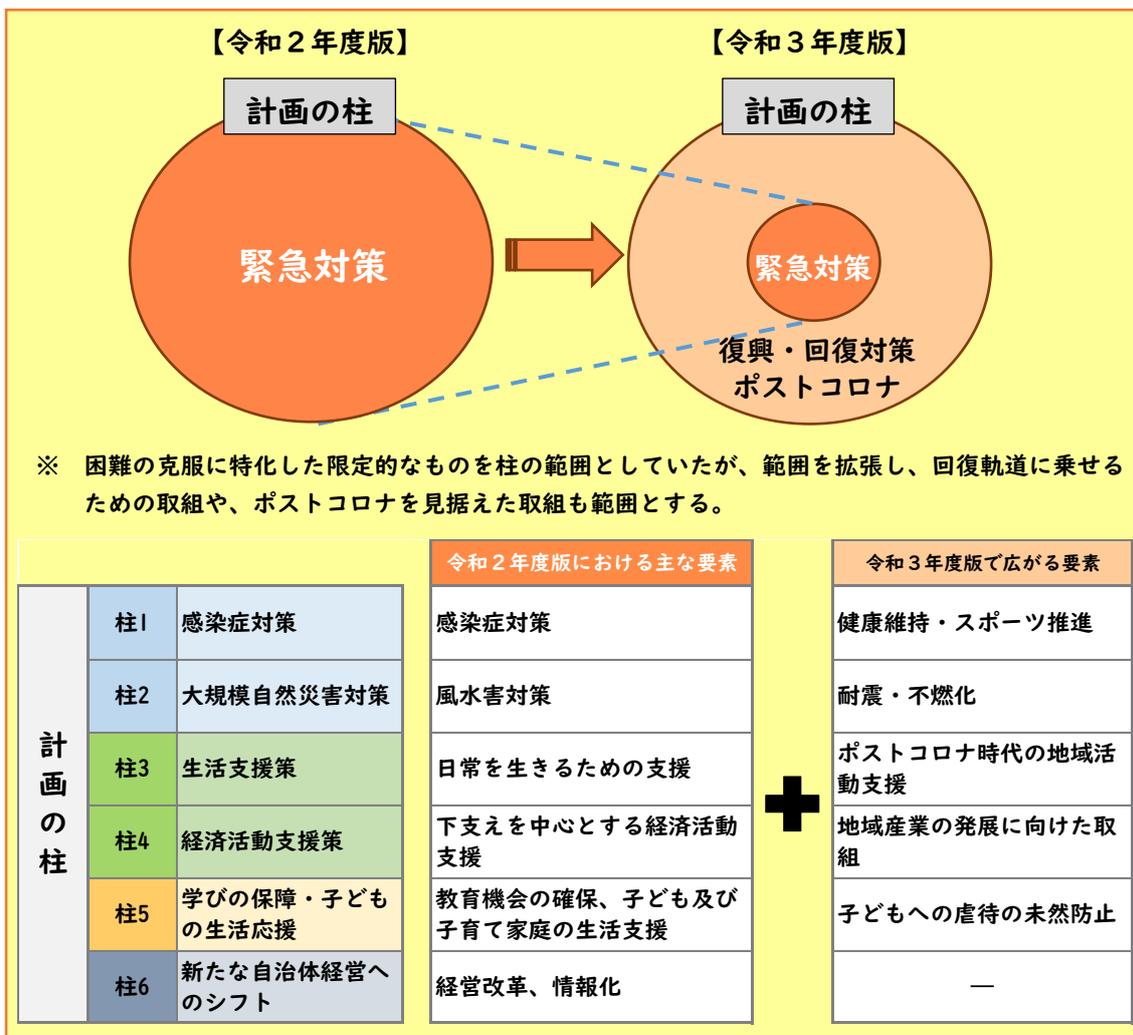
また、令和3年度版では令和3年度（2021年度）から5年度（2023年度）の年次計画を示していますが、毎年度見直しを行うこととします。



## 6 計画の柱

令和2年度は直面した危機に対処するための緊急対策を中心に取り組んできましたが、令和3年度以降は、緊急対策に加えて中期的視点も踏まえ、区民生活や地域経済の回復に向けた取組を打ち出していく必要があります。

区の施策展開が次のステージに移行することを踏まえ、新おおた重点プログラムの柱の範囲を復興・回復対策、ポストコロナを見据えた対策にまで拡大し、各柱にポストコロナ時代を踏まえた新たな要素を加えています。



## 7 計画の期間

本計画の計画期間は令和2年度（2020年度）から5年度（2023年度）までの4年間とし、毎年度年次計画の見直しを行うこととします。

## 8 これまでの経過

平成31年(2019年)3月

区の基本計画である「おおた未来プラン10年(後期)」の計画期間満了  
令和元年(2019年)7月

「おおた重点プログラム」の策定

令和元年(2019年)11月

大田区新基本計画策定懇談会の設置

令和2年(2020年)2月

大田区新型コロナウイルス感染症対策本部の設置

令和2年(2020年)4月

新基本計画策定延期の決定

令和2年(2020年)5月

緊急事態宣言解除後の区政運営の方向性の決定

令和2年(2020年)5月～8月

新型コロナウイルス感染症対策の充実と今後の区政運営を見据えた全事務事業の見直しの実施

令和2年(2020年)10月

新おおた重点プログラム【令和2年度版】策定

## 第2節 計画の前提

### 1 社会動向の変化

新型コロナウイルス感染症の拡大は、経済をはじめとする社会の様々な分野に影響を及ぼし、各分野は「新しい生活様式」を踏まえた「新しい日常」に対応するための変革を迫られ、現に変革を遂げている最中にあります。また、デジタル化の加速など感染症拡大という事態をきっかけとし、感染症流行の終息後においても定着する不可逆的な変革もあることから、将来に渡り、感染症発生前とは違った社会がもたらされると考えられます。区はこれらの変革を見据えて施策を推進し、新しい日常が定着した新しい大田区を実現していく必要があります。

#### 【国内の影響と変化】

##### (1) 経済・産業

世界・日本の経済は、いずれも大幅な落ち込みがみられ、その後も低迷が続き、製造業、非製造業ともに平成31年(2019年)からの1年間で景況感が大幅に悪化しています。区内の景況も令和2年(2020年)4~6月期を底に、同7~9月期も低調に推移しています。世界経済のGDPが新型コロナウイルス感染症流行前の水準に戻るタイミングについては、令和3年後半以降になると予想されています。

また、様々な分野で自動化、機械化が加速するとともに、これまで効率化の観点から輸入に頼っていた物資は、リスク分散の観点から国内回帰が進む可能性があります。

##### (2) 都市インフラ

感染症対策のための行動抑制に伴い、公共交通機関の利用者数が減少する一方で、自動車や自転車など他人との接触や混雑を回避する移動手段の利用割合が増加しています。また、外出先として自宅から遠く離れた都心・中心市街地を訪れる頻度が減少する一方で、自宅周辺を訪れる頻度が増加しており、公園、広場、テラス等のゆとりある屋外空間の充実や徒歩等で回遊できる空間の充実など、オープンスペースの充実のニーズが高まっています。

人の移動需要が今後も低い水準で推移すれば、交通インフラのほか、住宅等の土地利用やまちづくりなど都市インフラの維持・整備において多様な影響が出てくることを見込まれます。

##### (3) ライフ／ワークスタイル

緊急事態宣言(令和2年(2020年)4月)解除後も東京都市圏では自宅で長く過ごす傾向が見られ、外出を伴う買い物・飲食の機会は減少しています。一方でオンラインショッピングや宅配サービスによる消費が拡大するとともに、非接触を意識したキャッシュレス決済の利用が増加しています。

三密\*回避の働き方としてテレワークが拡大しています。感染症流行終息後もテレワークを中心とした働き方を希望する人は多く、特に二十三区に居住している人の継続意向の割合が高くなっています。また、働き方としてテレワークが常態化すれば、通勤利便性よりも

テレワークを意識した間取りや周辺環境などが、住宅選びにおいてより重視されると予想されます。

#### (4) 健康・福祉・医療

感染防止のため、従来の健康・福祉・医療に関する各種行動が抑制されています。

介護分野では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、在宅での介護が増加傾向にあります。また、働き方として在宅勤務が広まったことにより、仕事と介護が両立しやすい環境が整った一方で、家族による介護の負担が増加しています。

医療分野では、緊急性の低い軽症での医療機関受診は感染症流行終息後も減少したままであると見込まれます。また、今後は不特定多数の人と接触するリスクのない在宅医療やオンライン診療の普及が進むと予想されます。

また、外出自粛による運動不足を解消するために、健康管理・運動管理への意識が高まると考えられます。

#### (5) 子ども・教育

テレワークや労働時間の減少など、働き方が変化した世帯では、家族と過ごす時間が増加するとともに、育児において夫の役割が増加した割合が高くなっています。

学校では、三密\*回避のため、校内でのデジタル環境の整備が進みつつあります。また、大学、短大、専門学校では、校舎内での講義・授業が制限され遠隔授業が実施されています。今後もオンライン教育の環境整備が進むことで、感染症の流行が終息した後においても、従来の対面式授業とオンライン授業の併用が定着していくと想定されます。

#### (6) 文化・観光

各種文化活動については、感染対策に伴う行動抑制により、一時的に、文化施設の閉鎖、イベント等の開催休止などが実施されましたが、行動抑制の緩和に伴い、一定の制限の下で、文化施設の開館、イベント等の開催が再開されました。

また、感染症拡大を機に急速に広まったオンラインでのイベント開催は、遠隔地から参加できるなどの利便性から、感染症流行終息後においても定着するものと想定されます。

観光については、感染対策に伴う行動抑制により、観光需要は大幅に減少しました。行動抑制の緩和により国内客は戻りつつありますが、旅行再開の意向は日帰り旅行など近場で検討している割合が高く、長距離移動を伴う旅行の需要が回復するまでには時間を要すると想定されます。また、感染症流行終息後には、外国人客の回復が見込まれるものの、感染症発生前の水準に戻るには時間が掛かることが想定されます。

#### (7) 環境・エネルギー

発電及び産業用途でのエネルギー需要が低下したことにより、石炭やガスなどの利用が減少し、世界のCO2排出量は対前年比で大幅な減となっています。

テレワークなどの働き方の変化は、自動車や公共交通機関など、通勤に伴うエネルギー消費量を減少させると見込まれますが、一方で在宅時間が増加することで、家庭でのエネルギー消費量は増加すると見込まれます。

また、外出自粛に伴い家庭から排出されるごみの量が増加しています。

### 【参考資料】

- ・新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査(内閣府)
- ・新型コロナ流行前、緊急事態宣言中、宣言解除後の3時点で個人の24時間の使い方を把握した全国初のアンケート調査(速報)(国土交通省)
- ・新型コロナ危機を契機としたまちづくりの方向性(国土交通省)
- ・旅行・観光消費動向調査2020年7-9月期(速報)(観光庁)
- ・新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえた今後の気候変動対策について(環境省)
- ・訪日旅行市場における新型コロナ感染症の影響と需要回復局面の旅行者ニーズと志向に関する調査(日本政府観光局)
- ・新型コロナウイルス感染症の世界日本経済への影響と経済対策提言(株式会社三菱総合研究所)
- ・生活者市場予測システム アンケート結果(株式会社三菱総合研究所)
- ・新型コロナウイルス対策緊急提言(第22回-5、第35回)(株式会社野村総合研究所)

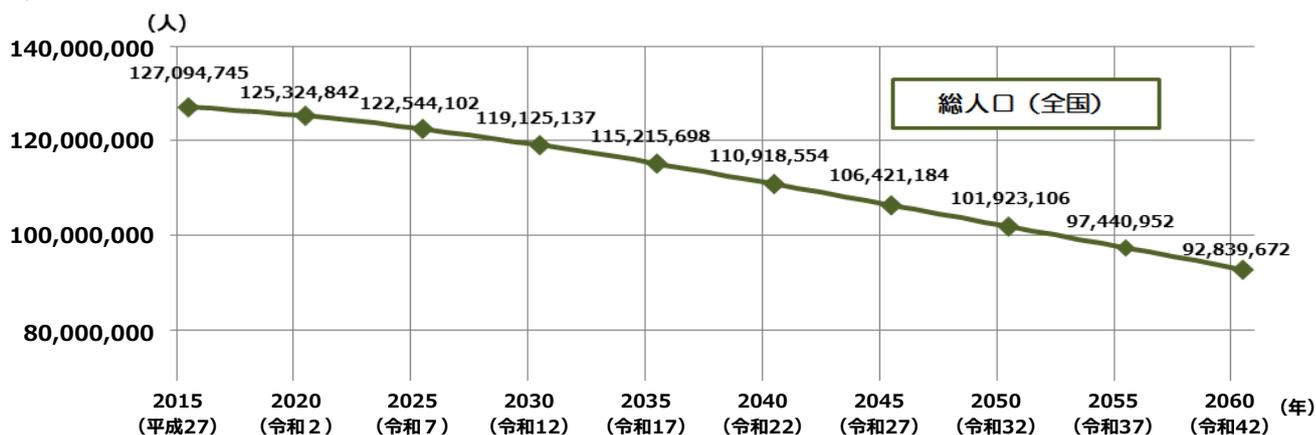
## 2 将来人口の推計

### (1) 全国と大田区の総人口

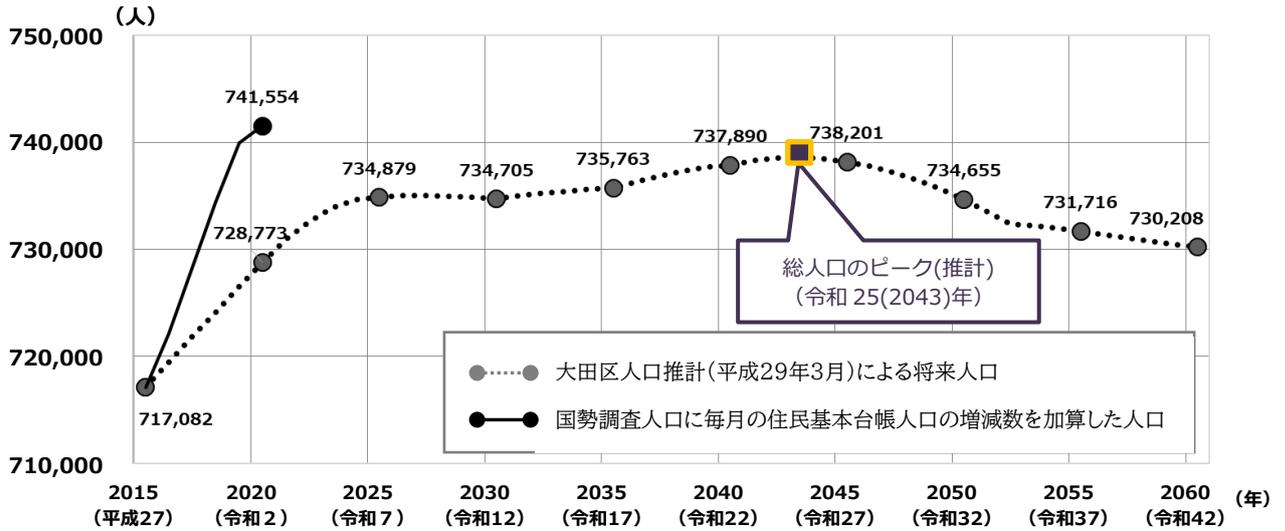
戦後一貫して増加を続けてきた日本の人口は、平成22年(2010年)国勢調査でほぼ横ばいとなり、平成27年(2015年)調査の結果、ついに減少に転じました。将来的にも減少が続くと見込まれています。

一方、大田区の人口は平成7年(1995年)以降増加を続け、平成27年(2015年)には71万人を上回りました。国勢調査を基にした推計では、2040年代前半までは増加を続け、人口のピークは、令和25年(2043年)の738,600人と推測されていましたが、推計を超えるペースで人口が増加し続けたことから、令和2年(2020年)時点で741,554人(国勢調査人口に住民基本台帳人口の増減数を加算した人口)と、早くも推測のピークを上回っています。その一方で新型コロナウイルス感染症の拡大以降、人口は減少傾向に転じ、令和2年(2020年)12月には、リーマンショックの影響が残る平成22年(2010年)9月以来およそ10年ぶりに前年同月の人口を下回りました。

### 【全国の総人口の推移】

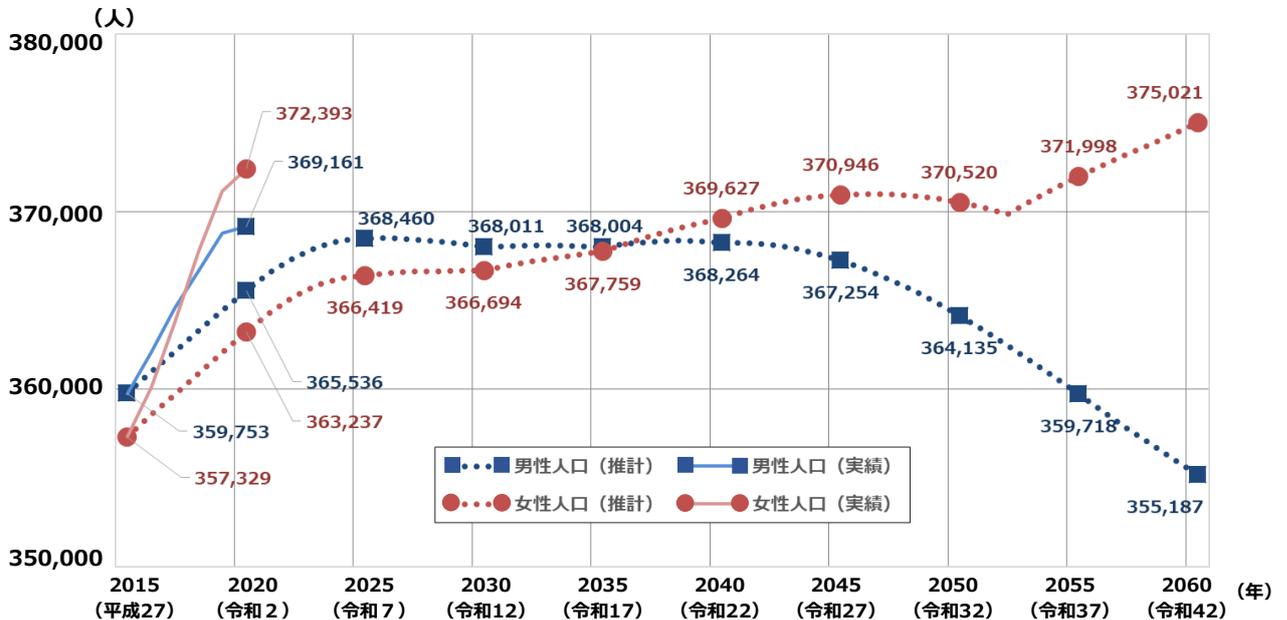


【大田区の総人口の推移】



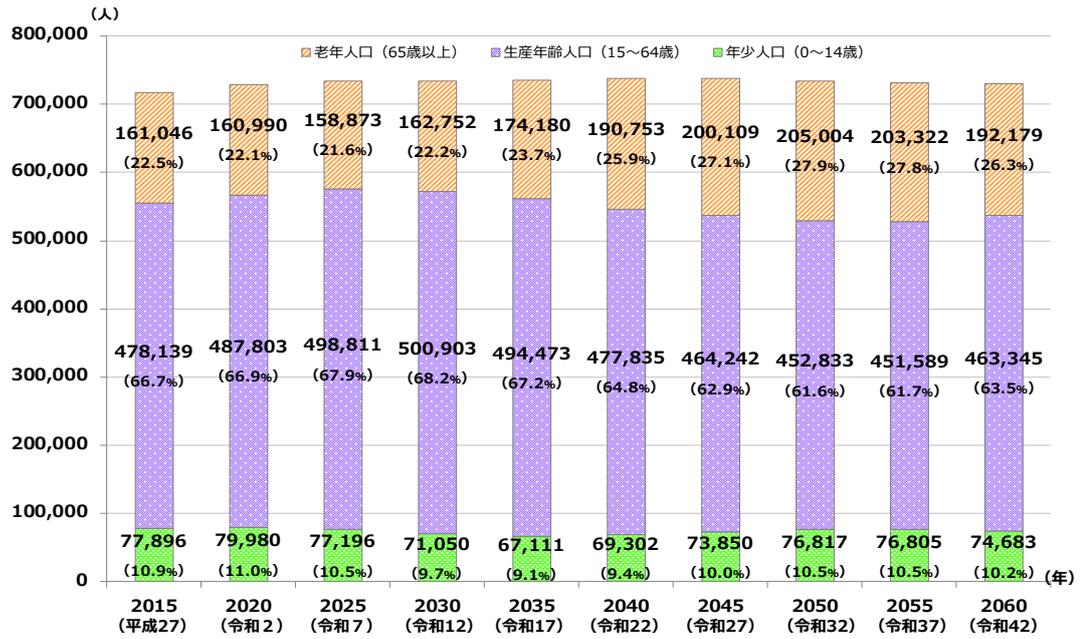
性別で見ると、国勢調査時点では男性が女性を上回っていましたが、推計では、その後、その差は縮まり、2030年代後半に男女が逆転すると見込まれていました。実績では平成30年(2018年)時点ですでに男女が逆転しています。

【大田区の男女別人口の推移】



近年急増していた老年人口(65歳以上)は、団塊世代\*が全て高齢者となったため、一旦は、ほぼ横ばいか、緩やかな増加に留まりますが、団塊ジュニア\*が高齢者となる令和17年(2035年)頃からは増加のペースが再び加速します。また、20歳から39歳までの女性人口が安定的に推移するため、その子どもの世代である年少人口(14歳以下)も長期的にほぼ横ばいで推移します。生産年齢人口(15~64歳)は、増減を繰り返すものの、40万人台後半の現在の水準を維持します。

## 【人口構成の推移】

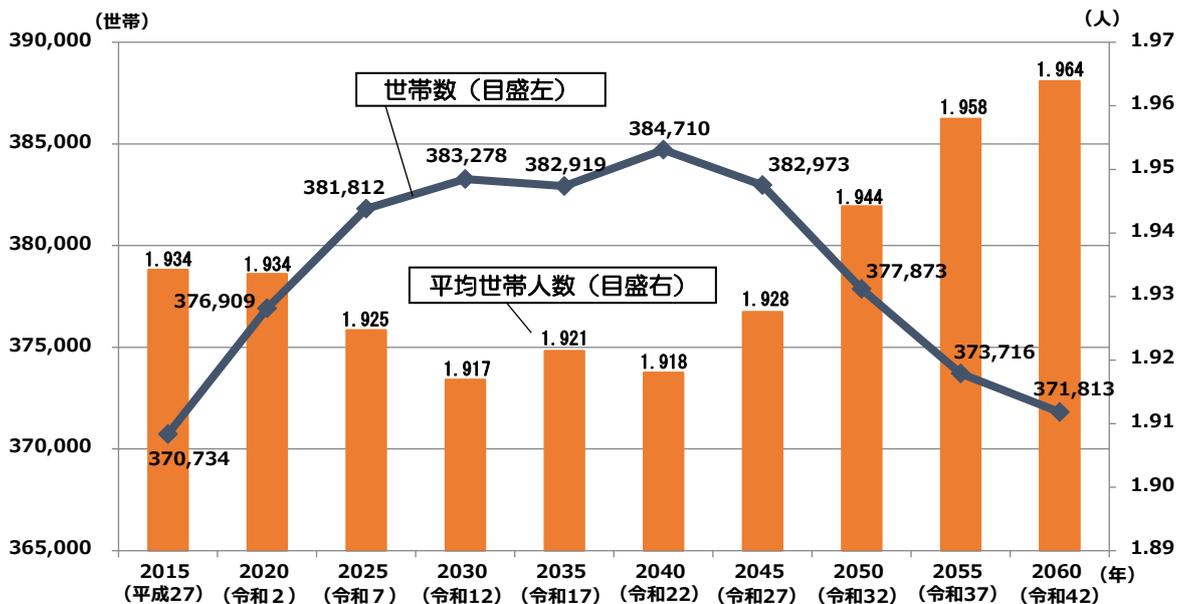


※ 各年の合計人数は、表示単位未満を四捨五入しているため、P.10の表の総人口数と一致しない場合があります。  
 ※ 各年の人口構成の割合は、表示単位未満を四捨五入しているため、合計しても100%とならない場合があります。

## (2) 将来世帯数の推計

近年は、単独世帯や核家族世帯の増加等の影響から、総世帯数の増加と、平均世帯人員の減少が続いていますが、今後は、世帯主の多くを占める男性が減少し、総世帯数についても減少に転じます。また、総世帯数の減少ペースが総人口の減少ペースを上回るため、平均世帯人員は増加します。

## 【世帯数、平均世帯人数の推移】



### 3 財政見通し

#### (1) 財政見通しの基本的考え方

区財政は、平成に入って、バブル崩壊とリーマンショックという2度の大きな経済不況を経験しました。その際は、特別区税等の一般財源が大きく落ち込んだことから、特別区債\*の大量発行や基金の取崩しにより歳入不足を補いました。こうした経験から、区は基金の計画的な積み増しや特別区債の発行抑制と着実な償還を進めてきており、現時点まで財政の健全性は維持してきたものと考えています。

しかし、内閣府が公表した令和3年1月の月例経済報告では、我が国の経済は、「新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるが、持ち直しの動きがみられる。先行きについては、感染拡大の防止策を講じるなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが続くことが期待されるが、内外の感染拡大による下振れリスクの高まりに十分注意する必要がある。また、金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。」としており、予断を許さない状況となっています。

今後の区財政の見通しは、歳入においては、新型コロナウイルス感染症の拡大及び緊急事態宣言に伴う経済活動の停滞により、一般財源の減収が見込まれる一方、歳出においては、公共施設の維持更新に係る経費や社会保障関係経費の増が想定されるなど、大幅な財源不足が見込まれる状況です。加えて、従来から、国による、「地方創生の推進」と「税源偏在是正」を大義名分とした、地方法人課税の一部国税化や地方消費税の清算基準の見直し、ふるさと納税等の不合理な税制改正により、特別区の貴重な税源は一方的に奪われています。さらに、区のこれまでの新型コロナウイルス感染症関連の財政負担は、国からの財政支援措置を大幅に超えており、今後も財政需要は一層高まることが想定されます。

このような状況のもと、安定した行政サービスを継続して提供するためには、様々な角度から新たな歳入の確保を進め、事務事業の見直し・再構築により経営資源を生み出し、これらに加えて基金や特別区債の効果的な活用を行う必要があります。

財政見通しは、先行きを見通すことが困難な状況の中でも、緊急に解決すべき課題や着実に進めるべき山積する課題に取り組めるよう、必要な財源を確保しながら、より一層効果的な財政運営を進めるための枠組みとしました。

#### (2) 歳入の見通し(一般会計)

(単位：億円)

区 分	令和3年度(2021年度) (予算)		令和4年度(2022年度) (見通し)		令和5年度(2023年度) (見通し)	
	予算	構成比	見通し	構成比	見通し	構成比
特別区税	755	25.7	769	25.7	790	26.2
地方譲与税等	219	7.5	208	6.9	223	7.4
特別区交付金*	671	22.8	719	24.0	740	24.6
国・都支出金	802	27.3	761	25.4	774	25.7
特別区債	70	2.4	66	2.2	65	2.2
その他の収入	421	14.3	473	15.8	419	13.9
<b>合 計</b>	<b>2,938</b>	<b>100.0</b>	<b>2,996</b>	<b>100.0</b>	<b>3,011</b>	<b>100.0</b>

\*表示単位未満を四捨五入しているため、合計等と一致しない場合があります。

<特別区税>

特別区民税は、均等割額分については納税義務者数を15歳以上人口との回帰分析から推計、所得割額分は、前年度名目GDPとの回帰分析から見込みました。

<地方譲与税等>

航空機燃料譲与税及び利子割・配当割・株式等譲渡所得割交付金は、近年の収入状況等を参考に見込みました。

<特別区交付金\* >

交付金の原資となる調整三税をそれぞれ見込みました。法人住民税は名目GDPとの回帰分析により推計、固定資産税は近年の増減率を参考に推計、特別土地保有税は令和3年度当初フレーム同額としました。

(3) 歳出の見通し(一般会計)

(単位：億円)

区 分	令和3年度(2021年度) (予算)		令和4年度(2022年度) (見通し)		令和5年度(2023年度) (見通し)	
	予算	構成比	見通し	構成比	見通し	構成比
義務的経費	1,462	49.8	1,496	49.9	1,487	49.4
人件費	455	15.5	459	15.3	455	15.1
扶助費*	983	33.4	995	33.2	1,010	33.5
公債費*	24	0.8	43	1.4	22	0.7
投資的経費	312	10.6	330	11.0	329	10.9
特別会計繰出金	247	8.4	249	8.3	252	8.4
その他経費	917	31.2	921	30.7	943	31.3
<b>合 計</b>	<b>2,938</b>	<b>100.0</b>	<b>2,996</b>	<b>100.0</b>	<b>3,011</b>	<b>100.0</b>

※表示単位未満を四捨五入しているため、合計等と一致しない場合があります。

<義務的経費>

人件費は、報酬、給与、職員手当などを積算。職員定数や退職者数の見込みなどを参考に見込みました。

扶助費は、現行制度を踏まえ、リーマンショック時の状況や各対象年齢における人口推計を基に見込みました。

<投資的経費>

今後の主要工事及び近年の実績等を基に見込みました。

<特別会計繰出金>

現行制度を踏まえ、各対象年齢における人口推計を基に見込みました。

※この財政見通しは、作成時点で想定できる推計であり、今後の予算編成を拘束するものではありません。

## 4 持続可能な行政運営の推進

財政見直しにあるとおり、区の行財政を取り巻く環境は、さらに厳しさを増していることから、令和2年度に約1,500件に及ぶ全事務事業について見直し・再構築を実施しました。不急な事業等の休止や見送り、事務事業の統合、優先順位付けや実施手法の見直しなどを行うことで、「ヒト・モノ・カネ・情報」などの貴重な経営資源を生み出し、より効果的・効率的な行政運営を推進しました。

区は多様化・複雑化する行政需要に的確に対応するために、引き続き全事務事業の見直しを継続的に実施し、最小の経費で最大の効果を発揮する区政の実現を目指します。

### (1) 財政見直しを踏まえた歳入確保と歳出抑制の取組

持続可能な行財政運営基盤を構築するためには、歳入を確保するための財源の創出や、年々増加する社会保障費の抑制、補助金の徹底した見直し、公共施設の適正化など、経常的経費等の歳出抑制に取り組みます。

#### ア 歳入の確保と適正化

##### ○使用料等の受益者負担\*の適正化

- ・受益者負担の適正化による施設利用者と未利用者の公平性を確保するため、施設の性質等に応じた使用料の見直し

##### ○公有財産の有効活用

- ・未利用資産の把握と貸付等を含めた活用方法の検討
- ・民間ノウハウを活用した資産の有効活用

##### ○クラウドファンディング等の資金調達

- ・目的達成やプロジェクトに対し、その目的に賛同する方から出資金や寄付を募る仕組みの活用

#### イ 歳出の抑制と適正化

##### ○全事務事業の見直し・再構築

###### 【重点見直し項目】

###### ◆イベント事業

- ・オンライン・リモート開催、動画配信等の非接触型サービスの導入

###### ◆補助金事業

- ・「大田区補助金適正化方針」に基づく見直し

###### ◆窓口・問い合わせ対応業務、申請受付・入力業務

- ・デジタル技術の導入・推進

##### ○公共施設マネジメント

- ・地域ごとの将来のまちづくりを見据えた、施設の適正配置の実現
- ・施設重視から機能重視への転換による、施設の集約及び有効活用
- ・学校施設の複合化・多機能化による地域コミュニティ\*の活動拠点づくり
- ・適切な維持管理、長寿命化による財政負担の平準化及びライフサイクルコストの削減

## (2) これからの自治体経営

ポストコロナを見据えた新たな自治体経営を推進するためには、変化を続ける社会情勢を的確に捉え、DX(デジタル・トランスフォーメーション)\*等の推進、民間のノウハウや資金を活用した手法の導入、働き方改革の推進等により、生産性の向上を図り、更なる行政サービスの向上を図っていきます。

### ア 公民連携手法の積極的な活用

- ・公募等の手続きにより民間企業等と連携して進める取組(PPP\*/PFI\*:民間委託、指定管理者制度、定期借地権方式等)
- ・民間資金を活用し社会課題解決を効果的に行う仕組み(SIB\*:ソーシャル・インパクト・ボンド等)
- ・民間企業等が行う社会貢献活動と連携して進める取組(包括連携協定、個別協定等)

### イ 「新たな日常」に向けたDX(デジタル・トランスフォーメーション)の推進

- オンライン手続きの拡充
  - ・申請手続きのデジタル化による利便性向上(マイナンバーカード、コミュニケーションアプリ等の活用)
- 問い合わせの自動応答化
  - ・問合せへの自動応答化・迅速化等の推進(チャットボット\*、SNSの活用等)
- 先端技術を活用した業務の効率化
  - ・定型業務の自動化・効率化(RPA\*:ロボティック・プロセス・オートメーション、AI\*:人工知能)
- キャッシュレスの推進
  - ・支払い手段の多様化及び非接触化・迅速化による利便性向上(クレジット収納、電子マネーによる支払い等)
- 区の行政手続きにおける押印の見直し
  - ・行政手続きのデジタル化・事務の効率化を図るため、「はんこレス」を推進

### ウ 働き方改革の推進

- テレワークの推進
  - ・新型コロナウイルス感染拡大防止や災害等における事業継続の確保
  - ・業務効率化等に寄与する柔軟で多様な働き方の実現
- オフィス改革の推進
  - ・職員能力を発揮できる「働く場」の整備として、フリーアドレス\*制を試行的に導入
- 非接触型コミュニケーションの推進
  - ・新たな非接触型合意形成の仕組みづくり(Web会議の推進等)

## 第3節 国土強靱化について

本計画は、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」(平成25年法律第95号)第13条に基づく「大田区国土強靱化地域計画」(以下「強靱化計画」という。)を包含しています。

『国土強靱化』とは、どのような災害が発生しても、被害を最小限に抑え、迅速に復旧・復興することができる、強さとしなやかさを兼ね備えた国土・地域・経済社会を構築することをいいます。

ここでは区の国土強靱化に関する基本的な考え方、推進方針等について示し、各行政分野における国土強靱化に関連する具体的な施策(優先的に取り組むべき重点事業)については、第3章で今後の取組内容やスケジュールをお示しします。

### 1 強靱化計画策定の趣旨

我が国では、地理・地形・気象などの特性から、これまで繰り返し地震、洪水などの自然災害に見舞われて甚大な被害が発生しており、その都度膨大な時間と資金を投じて復旧・復興を図ってきました。近年では、東日本大震災をはじめとする大規模な地震、大型台風や集中豪雨による水害、火山噴火など、多くの尊い人命や財産が失われる災害が頻発しています。

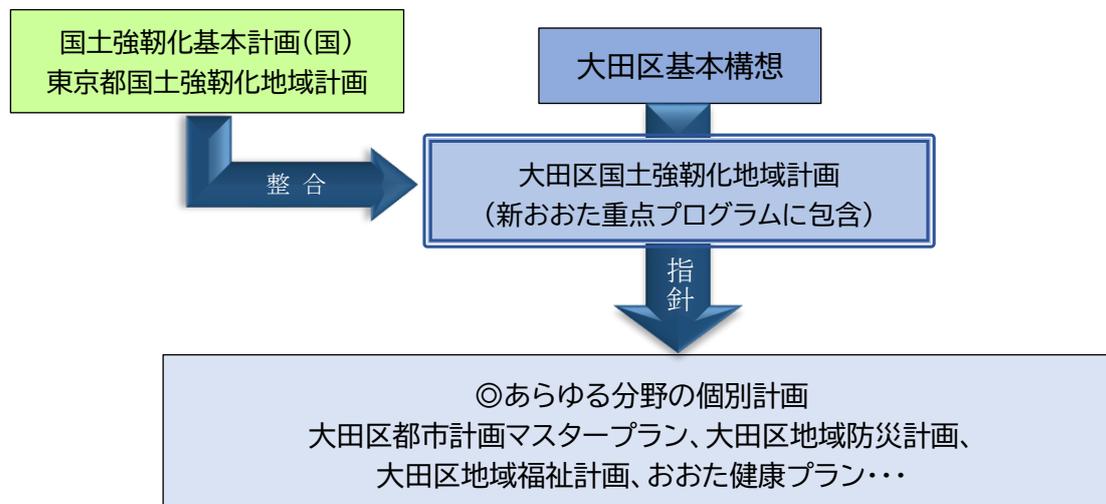
大田区においても、令和元年台風第19号の際には、多摩川の堤防が決壊の危機に瀕し、内水氾濫により多くの家屋に浸水被害が発生しました。また、首都直下型地震についても、いつ起きてもおかしくない状況が続いています。

このような状況下では、あらゆる大規模自然災害における最悪の事態を想定し、人的・物的被害を最小限に止め、早急な復旧・復興を図るための事前の備えをしておくことが重要です。また、世界規模で大流行した新型コロナウイルス感染症は、区民生活や区内経済に極めて大きな影響を及ぼしました。本計画策定時点においても完全な終息には至っていませんが、再びこのような危機に陥ることがないようにするためには、今回のパンデミックから得た教訓を基に、でき得る限りの備えをしておく必要があります。

区はこれまでも、個々の分野においてハード・ソフトの両面から災害対策を進めてきましたが、限りある行政資源を最も有効に投じるためには、これまでの取組を振り返り、改めて脆弱性を確認した上で、優先順位を考慮しながら取り組んでいく必要があります。そこで、脆弱性評価を行い、その結果に基づき、防災・減災の視点で総合的かつ効果的・効率的な施策展開を図っていくことを目的として、強靱化計画を策定することとしました。

## 2 強靱化計画の位置付け

強靱化計画は、大田区内の強靱化を推進する上で、基本的な理念や目標、対策方針などを示すものであり、区政のあらゆる分野における防災・減災関連施策の指針となるものです。



## 3 計画の対象となる災害

地域の強靱化を図るためには、区民生活や区内の経済活動に多大な影響を及ぼす自然災害、パンデミック、テロ、航空機等による大事故など、あらゆる事象を対象に取り組む必要がありますが、本計画では特に、発生可能性や広範囲に影響を及ぼす危険性が高い大地震や洪水など、大規模な自然災害を重点対象として位置付けます。また、新型コロナウイルス感染症による影響も踏まえ、パンデミックへの対応も念頭に置くものとします。

## 4 大田区の地域特性

東京都の東南部にあり、東は東京湾に面し、北は品川・目黒区に、北西は世田谷区に、さらに西と南は多摩川をはさんで神奈川県川崎市とそれぞれ隣接しています。武蔵野台地の東南端にあたる西北部の丘陵地帯と東南部の低地に2分され、低地部は、海岸や多摩川の自然隆起と堆積によってできた沖積地と、それに続く埋め立て地で構成されています。

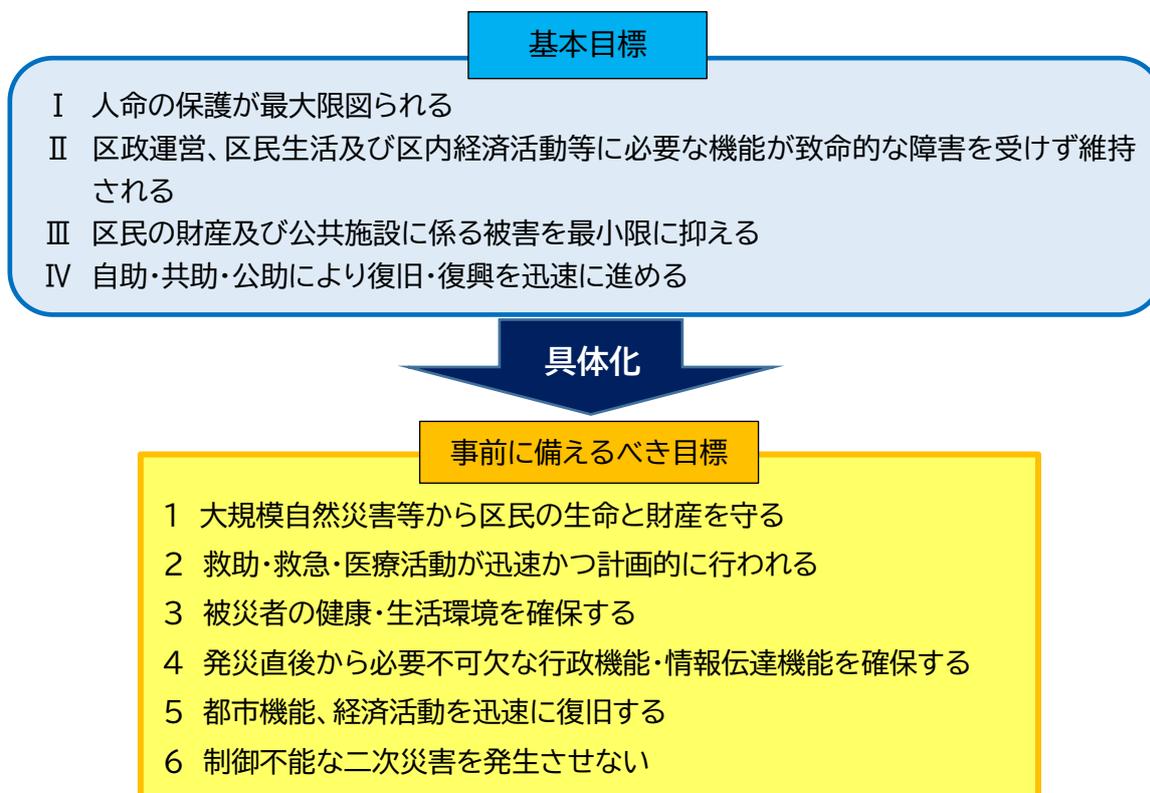
海拔は、田園調布付近が最高で42.5メートル、南東に向かって次第に低くなり、低地部の高い所で約5メートル、海岸線や埋め立て地では約1メートルです。

面積は61.86km<sup>2</sup>と二十三区で最も広く、令和3年(2021年)1月1日現在の人口は733,672人(住民基本台帳登録者数)で、人口推計によれば、今後もしばらく増加が続く見込みです。年齢別人口割合については当面横ばいが続きますが、2035年頃から老年人口の割合が高まり、更なる高齢化、単身高齢世帯の増加が見込まれ、災害対策においても配慮を要する人の割合が高まっていくと考えられます。

道路網(国道3路線、首都高速道路2路線など)、鉄道網(JR、東急、京急、東京モノレールなど)が張り巡らされ、国内最大の乗降客数を誇る羽田空港を擁するなど、交通の要衝を占め、利便性が非常に高いまちとなっています。

## 5 強靱化を推進するに当たっての目標

大田区の地域特性や近年の災害の動向、国及び東京都が掲げる目標等を鑑み、強靱化計画における4つの基本目標と、基本目標達成に向けて防災・減災の取組を着実に推進するためのより具体的な目標(事前に備えるべき6つの目標)を以下のとおり設定します。



## 6 取組の方向性

### (1) 検討のベースとなる被害想定

強靱化計画の策定に際し、より具体的に現状分析・課題抽出・解決策の検討を行うため、前提条件として「大田区地域防災計画・第3編・第1章 首都直下地震等の大田区の被害想定」を用いることとし、ここでは主な内容について下表に示します。

モデルとなる災害		東京湾北部地震(冬の夕方 18 時、風速4m又は8m/秒) マグニチュード 7.3、予想震度6強(一部地域では7)	
風 速		4m/秒	8m/秒
人的被害	死者数	1,027人	1,073人
	負傷者数	10,203人	10,412人
物的被害	建物(全壊)	41,006棟	43,326棟
	(うち火災棟数)	(27,647棟)	(32,218棟)
	建物(半壊)	29,224棟	29,224棟
避難所生活者数		231,386人	237,135人
徒歩帰宅困難者数		166,426人	

(2) 脆弱性の評価（評価結果の詳細については巻末の資料編に掲載）

脆弱性の評価は、上記の被害想定のもととなる最大級の大規模自然災害が発生した場合でも、人的・物的被害を最小限に止めることができるよう、的確な対策が講じられているかを確認し、評価するものです。まず、地域の強靱化における課題や、優先的・重点的に取り組む施策を明らかにするため、「事前に備えるべき目標」ごとに以下のとおり「起きてはならない最悪の事態」（以下「最悪の事態」という。）を設定し、従前から実施している施策について、進捗状況や効果を分析・整理し、課題を洗い出した上で、課題解決に必要な取組を検討しました。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態
1 大規模自然災害等から区民の生命と財産を守る	1 住宅や不特定多数の人々が利用する施設等の倒壊・大規模損壊により多くの死傷者が発生する
	2 住宅密集地や不特定多数の人々が利用する施設等における大規模火災により多くの死傷者が発生する
	3 津波・集中豪雨・河川の氾濫等により、広域かつ長期的な市街地の浸水が発生する
	4 広域かつ大規模な液状化・地盤沈下が発生し、多数の避難者や災害活動に必要な移動ルートの損壊・遮断が発生する
	5 情報伝達や事前準備の不足により避難行動が遅れ、多くの死傷者が発生する
	6 大規模浸水や土砂災害により多くの死傷者が発生する
	7 新たな感染症の大流行（パンデミック）により、多くの重症者や死者が発生する
2 救助・救急・医療活動が迅速かつ計画的に行われる	1 自衛隊、警察、消防等の被災等により救助・救急活動に必要な人員が絶対的に不足する
	2 食糧、水、燃料、物資等の供給が長期間途絶し、救助・救急・医療活動が滞る
	3 救助・救急・医療活動に必要な移動ルートが損壊・遮断される
	4 交通麻痺や被災、パンデミック等により医療従事者の絶対数が不足し、医療機能が麻痺する
	5 建物倒壊、電源喪失等により、病院機能や患者の移送・傷病者の救護体制を維持できなくなる
	6 電力供給停止等により在宅人工呼吸器患者等の機器類が停止し、死者が発生する

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	
3 被災者の健康・生活環境を確保する	1	被災地において食料や飲料水等、生命に関わる物資やエネルギー等の供給が長期間停止する
	2	想定を超える避難者が避難所に殺到し、受け入れ困難な事態や物資の不足が生じる
	3	広範囲なエリアにおいて疫病や感染症が大規模発生し、必要な人員、物品(備蓄品、備蓄医薬品)等の不足により抑止できなくなる
	4	想定を超える帰宅困難者が発生し、滞在場所や物資が不足する
	5	避難所生活が長期化し、保健・環境衛生対策の不足等により、心身の不調や災害関連死が発生する
4 発災直後から必要不可欠な行政機能・情報伝達機能を確保する	1	区の職員の被災や参集困難、公共施設の被災、パンデミック等により行政機能が大幅に低下する
	2	治安が悪化し犯罪が多発する
	3	電力供給停止等により情報発信ツールが使用できなくなり、被災者へ必要な情報が伝達できない
	4	情報連絡ツールの不足等により、関係機関との連絡・情報共有が停滞し、被害の拡大や復旧・復興の遅れが生じる
5 都市機能、経済活動を迅速に復旧する	1	電気、ガス、上下水道等のライフラインが長期間停止する
	2	道路・鉄道などの交通網が寸断され、陸上、海上の移動・輸送機能が麻痺する
	3	羽田空港や空港周辺エリアの被災により、空の移動・輸送機能が麻痺する
	4	被災やパンデミックにより事業継続が困難になり、多数の区内事業者が倒産・廃業する
	5	金融サービス等の機能停止により区民生活や商取引に甚大な影響が発生する
	6	災害廃棄物の処理が停滞し、復旧・復興の大幅な遅れや莫大な処理費用が生じる
	7	地域コミュニティ*が機能しなくなり復興に向けた合意形成が困難になる
	8	専門人材や労働力が不足し、復旧・復興に大幅な遅れが生じる
	9	避難所開設が長期化し、従前の施設機能の回復が見込めない
6 制御不能な二次災害を発生させない	1	広域かつ大規模な火災が発生する
	2	河川堤防、防潮堤及び兼用工作物の損壊により洪水が発生する
	3	危険物・有害物質等が広域に流出・飛散する
	4	主要道路沿道の建物倒壊により交通麻痺等が発生する

(3) 「事前に備えるべき目標」の達成に向けた取組

脆弱性の評価結果を基に、計画期間中に優先的かつ重点的に推進すべき取組の方向性を以下のとおり整理しました。第3章の個別施策のページでは、この方向性に沿った取組が含まれる事業について **強靱化** と表示しています。

<b>1 大規模自然災害等から区民の生命と財産を守る</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 公共施設の適正かつ計画的な維持管理・改築・改修等</li><li>➤ <u>倒れない・燃えないまちづくりの推進</u></li><li>➤ <u>防災活動拠点の整備、避難ルート・物資輸送ルートの確保</u></li><li>➤ <u>各種訓練・講習会等の実施、災害対応マニュアル・ハザードマップ等の作成</u></li><li>➤ <u>災害時における情報発信・情報収集機能の強化</u></li><li>➤ 感染予防用備蓄品の充実、医療機関との連携強化等による感染症対策の推進</li></ul>
<b>2 救助・救急・医療活動が迅速かつ計画的に行われる</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>➤ <u>移動ルート・物資輸送ルートの確保</u></li><li>➤ 消防団、市民消火隊への継続的な支援</li><li>➤ <u>他自治体、関係団体等からの受援体制の整備</u></li><li>➤ 災害時医療ボランティアの確保、訪問看護ステーション等との連携強化</li><li>➤ 備蓄品(数量・種類)の充実、提供体制の整備</li></ul>
<b>3 被災者の健康・生活環境を確保する</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 避難生活に必要な食料、水、エネルギー等の確保及び輸送体制の整備</li><li>➤ 生活習慣や健康状態、多言語など、避難者の多様性に応じられる避難環境の整備</li><li>➤ 災害時要配慮者・避難行動要支援者*が安全・安心に避難できる体制の整備</li><li>➤ 避難所における公衆衛生対策、医療救護体制の充実</li><li>➤ 帰宅困難者一時滞在施設の拡充、滞在環境の向上</li></ul>
<b>4 発災直後から必要不可欠な行政機能・情報伝達機能を確保する</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 災害対策本部体制の強化、職員の防災意識向上</li><li>➤ <u>他自治体、関係機関との連携強化</u></li><li>➤ <u>災害時における情報発信・情報収集機能の強化</u></li></ul>

## 5 都市機能、経済活動を迅速に復旧する

- 移動ルート・物資輸送ルートの確保
- 民間事業者の危機管理意識の向上、BCPの策定促進
- 災害廃棄物の処理体制整備
- 地域での防災・災害復興等に関する実践的な訓練の実施
- 他自治体、関係機関との連携強化
- 他自治体、関係団体等からの受援体制の整備

## 6 制御不能な二次災害を発生させない

- 倒れない・燃えないまちづくりの推進
- 各種訓練・講習会等の実施、災害対応マニュアル・ハザードマップ等の作成
- 水害への対応力の強化
- 地域での防災・災害復興等に関する実践的な訓練の実施

※複数の「事前に備えるべき目標」に関連するため再掲している取組については、下線を引いています。

## 7 進行管理

大田区の強靱化を確実に進めていくためには、「事前に備えるべき目標」の達成に向けた取組について進捗状況を把握し、継続的に検証・見直し・改善を図っていく必要があります。

強靱化計画の進行管理については、強靱化計画を包含する新おおた重点プログラムの進行管理と一体的に行うものとし、毎年度各事業の取組状況等を確認した上で、必要に応じて事業内容の見直しを行うこととします。

## 第4節 SDGsの推進

### 1 SDGsとは

SDGs (Sustainable Development Goals) (持続可能な開発目標)とは、平成27年(2015年)9月に開催された国連サミットにおいて採択された、2030年までに達成すべき国際目標です。

SDGsは、先進国を含む国際社会共通の目標として、持続可能な世界を実現するための包括的な17の目標・169のターゲットで構成されており、各国政府は「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に、統合的に取り組むこととしています。

また、SDGsは、その達成に向けて政府や民間セクター等のあらゆるステークホルダー(利害関係者)が役割を担って取り組むこととされており、地方自治体もその一主体として重要な役割を果たすものとして期待されています。

### 2 国の動向

国においても、全国務大臣を構成員として設置したSDGs推進本部の下で、行政、民間セクター、NGO\*・NPO\*、有識者、国際機関、各種団体等を含む幅広いステークホルダーによって構成される「SDGs推進円卓会議」を経て、平成28年(2016年)12月、今後の日本の取組の指針となる「SDGs実施指針」を、令和2年(2020年)には「SDGsアクションプラン2020」を決定しました。

同アクションプランでは、今後の10年を2030年の目標達成に向けた「行動の10年」とし、「ビジネスとイノベーション～SDGsと連動する「Society5.0」の推進～」、「SDGsを原動力とした地方創生、強靱かつ環境に優しい魅力的なまちづくり」、「SDGsの担い手としての次世代・女性のエンパワーメント」の3本柱を中核とする「日本のSDGsモデル」の展開を加速化していくことを明言しています。

### 3 東京都におけるSDGs達成に向けた取組

東京都が令和元年(2019年)12月に策定した「『未来の東京』戦略ビジョン」では、「SDGsという国際標準の目線に立って、世界をリードする政策を積極的に展開することで、都民生活の更なる向上や豊かな都市環境を創出し、持続可能な都市・東京を実現していく。そして、その取組を世界に発信し共有することで、地球の持続可能性に貢献していく」と記載されています。

また、この戦略ビジョンは、SDGsを実現するビジョンでもあり、戦略ビジョンで掲げた推進プロジェクトを、SDGsの目線に立って強力に推進していくため、以下の4点を掲げ、SDGs達成に向けた取組の輪を、東京から全国、世界へと広げていくことを明記しています。

推進1:SDGsの目線から都庁が率先して政策を強力に推進する

推進2:区市町村と共に持続可能な東京を実現する

推進3:都民・企業など、多様な主体と共に持続可能な東京を実現する

推進4:全国、そして世界と共に持続可能な社会を実現する

## 4 大田区におけるSDGsの推進

令和元年(2019年)に改定された国のSDGs実施指針では、「政府及び各ステークホルダーは、各種計画や戦略、方針、個別の施策の策定や改訂、実施に当たってSDGs達成に向けた貢献という観点を取り入れ、その要素を最大限反映する」と触れています。

大田区でも各種計画等の策定時に、計画に掲げる各施策や各事業等とSDGsの目標を紐付けるなど、SDGsについて広く普及・啓発するとともに、目標達成に向けた様々な取組を推進していきます。



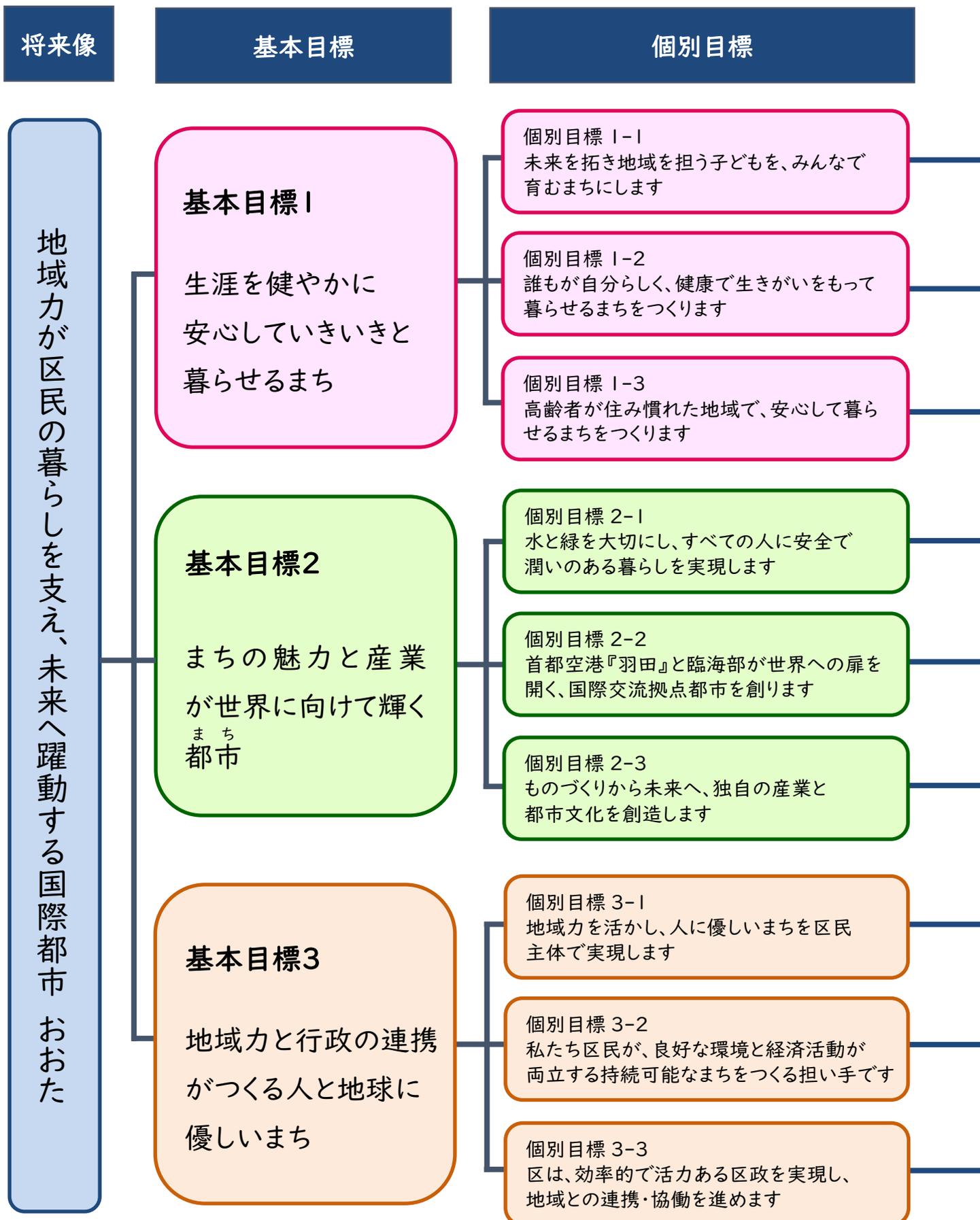
## 5 SDGsで掲げている17の目標

<p>1 貧困をなくそう</p> 	<p>【貧困をなくそう】</p> <p>あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる</p>
<p>2 飢餓をゼロに</p> 	<p>【飢餓をゼロに】</p> <p>飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p>
<p>3 すべての人に健康と福祉を</p> 	<p>【すべての人に健康と福祉を】</p> <p>あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>
<p>4 質の高い教育をみんなに</p> 	<p>【質の高い教育をみんなに】</p> <p>すべての人々への、包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する</p>
<p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p> 	<p>【ジェンダー平等を実現しよう】</p> <p>ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う</p>
<p>6 安全な水とトイレを世界中に</p> 	<p>【安全な水とトイレを世界中に】</p> <p>すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p>
<p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p> 	<p>【エネルギーをみんなにそしてクリーンに】</p> <p>すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する</p>

<p>8 働きがいも 経済成長も</p> 	<p>【働きがいも経済成長も】 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する</p>
<p>9 産業と技術革新の 基盤をつくろう</p> 	<p>【産業と技術革新の基盤をつくろう】 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p>
<p>10 人や国の不平等 をなくそう</p> 	<p>【人や国の不平等をなくそう】 各国内及び各国間の不平等を是正する</p>
<p>11 住み続けられる まちづくりを</p> 	<p>【住み続けられるまちづくりを】 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>
<p>12 つくる責任 つかう責任</p> 	<p>【つくる責任つかう責任】 持続可能な生産消費形態を確保する</p>
<p>13 気候変動に 具体的な対策を</p> 	<p>【気候変動に具体的な対策を】 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>
<p>14 海の豊かさ を守ろう</p> 	<p>【海の豊かさを守ろう】 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p>
<p>15 陸の豊かさ も守ろう</p> 	<p>【陸の豊かさも守ろう】 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p>
<p>16 平和と公正を すべての人に</p> 	<p>【平和と公正をすべての人に】 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>
<p>17 パートナリー シップで 目標を達成しよう</p> 	<p>【パートナーシップで目標を達成しよう】 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>

出典:「持続可能な開発のための2030アジェンダ」外務省仮訳

## 第5節 本計画における施策体系



## 施策

- 1-1-1 安心して子どもを産み育てられるまちをつくれます
- 1-1-2 子どもを健やかに育む場を整備します
- 1-1-3 豊かな人間性をはぐくみ、未来を創る子どもを育成します

- 1-2-1 健康に暮らせるまちをつくれます
- 1-2-2 誰もが社会的包摂の中で、安心して暮らせるまちをつくれます
- 1-2-3 学びやスポーツを通じて、誰もが生きがいをもって暮らせるまちをつくれます

- 1-3-1 高齢者の安全・安心な暮らしと活躍を支えます

- 2-1-1 魅力と個性にあふれ、利便性が高く賑わいと活力あるまちをつくれます
- 2-1-2 身近な場所で水やみどりと触れ合える、潤いとやすらぎのあるまちをつくれます
- 2-1-3 災害に強く、安全で安心して暮らせるまちをつくれます

- 2-2-1 空港臨海部の特性を活かし、世界にはばたき未来へつながるまちをつくれます
- 2-2-2 「国際都市おおた」の推進により、持続可能な国際交流・多文化共生\*を育みます

- 2-3-1 地域に好循環をもたらす、大田区ならではの産業の発展を支援します
- 2-3-2 大田区の魅力を国内外にアピールします

- 3-1-1 地域力を結集し、魅力的で住み続けたいまちをつくれます
- 3-1-2 地域力を最大限発揮して、災害に強く、防犯力の高い地域をつくれます

- 3-2-1 持続可能な地球環境をみんなで守り、未来へ引き継ぎます

- 3-3-1 質の高い区民サービスを提供する、持続可能な区役所をつくれます





## 第2章

# 計画の柱

👉 柱1 「健康維持・感染症対策」 ……32

👉 柱2 「大規模自然災害対策」 ……36

👉 柱3 「生活支援策」 ……42

👉 柱4 「経済活動支援策」 ……45

👉 柱5 「学びの保障・子どもの生活応援」 …48

👉 柱6 「新たな自治体経営へのシフト」 …51

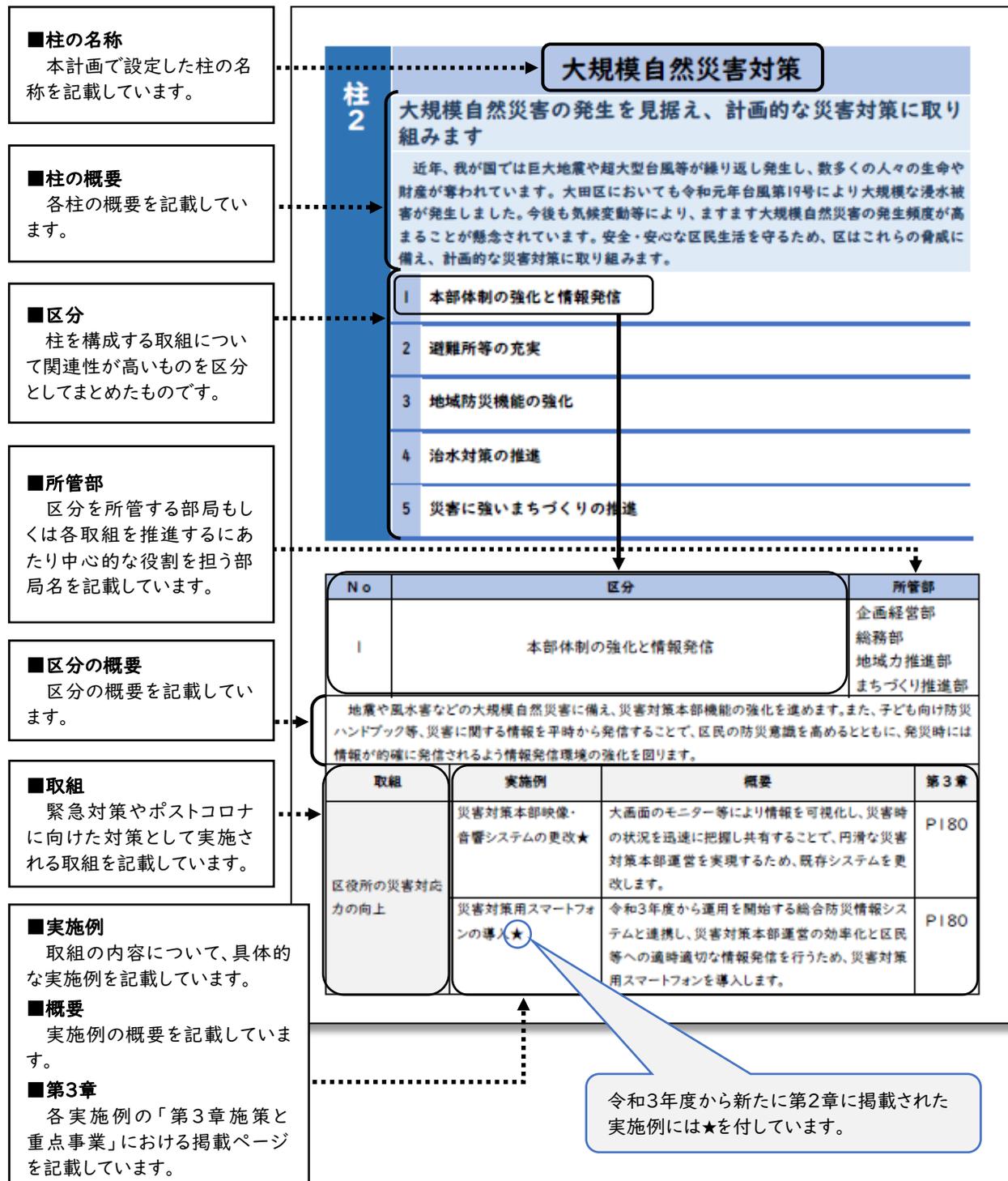


# 「第2章 計画の柱」の構成及び見方

## 1 構成

第2章は本計画の柱である「健康維持・感染症対策」「大規模自然災害対策」「生活支援策」「経済活動支援策」「学びの保障・子どもの生活応援」「新たな自治体経営へのシフト」について、概要やその具体的な取組等を示しています。

## 2 計画の柱ページの見方



■本計画の中で、アスタリスク(\*)のついている用語は、P.240以降で解説をしています。

## 健康維持・感染症対策

### 区民を感染症から守り、新しい日常における健康維持を支えます

全世界に混乱をもたらした新型コロナウイルスは、区内においても感染が拡大し、区民に大きな不安を与えました。区民が安全・安心な生活を送れるよう、医学的視点を取り入れながら、関係機関と連携して感染症対策に取り組みます。また、外出や運動をする機会が減ることで、高齢者の健康状態悪化、子どもの体力低下などが懸念されています。新しい日常においても、誰もが健康維持や体力向上に取り組めるよう、多様な取組を進めます。

#### 1 医療機関等における感染症対策への支援

#### 2 区民を感染症から守るための対策

#### 3 健康維持・スポーツ推進に向けた取組

No	区分	所管部	
1	医療機関等における感染症対策への支援	健康政策部	
<p>新型コロナウイルス感染症患者を受け入れている病院では、様々な取組を実施することで院内クラスターの発生を抑え、病院の医療提供体制を維持しています。地域医療提供体制を守るため、区は引き続き、新型コロナウイルス感染症患者の治療を行っている病院に対して、必要な支援を行います。</p>			
取組	実施例	概要	第3章
地域の医療体制の確保	感染者受入れに対する支援	医療従事者が安心して従事できる環境を整備するため、新型コロナウイルス感染症陽性患者を受け入れた病院に対して、患者1名あたり10万円を支給します。	P83

No	区分	所管部	
2	区民を感染症から守るための対策	企画経営部 総務部 健康政策部	
<p>区民が感染症について相談し、速やかに検査できる体制を整え、感染症予防対策を強化することで区民の生命と健康を守ります。併せて、新型コロナウイルスワクチン接種に向けた体制を整備するとともに、多様な手段を用いて感染症に関する情報発信を行います。</p>			
取組	実施例	概要	第3章
感染及び感染の疑いがある区民への支援	PCR検査センターの設置	区内の三医師会と連携して、PCR検査センターを設置し検査体制の拡充を図ります。	P83
	医療機関等を介さないPCR検体の回収★	自宅や施設等で採取されたPCR検体（唾液）を回収します。	P83
	感染症相談窓口の設置	看護師による相談センターでの電話対応を行います。	P83
	感染者への費用助成	入院にかかる医療費について、健康保険の自己負担分を公費負担します。	P83
予防接種による安定した診療体制の確保	予防接種電話・窓口等の拡充（乳幼児・高齢者）★	乳幼児及び高齢者への予防接種について、看護師等による電話・窓口対応を行います。	P83
新型コロナウイルスワクチン接種事業	新型コロナウイルスワクチン接種に係るコールセンター・窓口の開設★	ワクチン接種に係る相談や接種予約等を行うコールセンター・窓口を開設します。	P84
	接種に係る予約システムの導入★	ワクチン接種に係る手続きの利便性を図るため、電話予約等の他にネット予約システムを導入します。	P84
	地域集団接種会場の開設・運営★	医療機関での接種のほか、集団での接種が行える会場を開設します。	P84
感染症に関する情報発信	区報における感染症関連情報の特集、掲載、臨時号の発行	新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起や区の実情等を広く周知するため、定期発行の区報に加えて、状況に応じて臨時号を発行します。	P83
	区ホームページにおける感染症関連情報の掲載	新型コロナウイルス感染症に関する区の実情等について、区民及び事業者等が情報を収集しやすいよう、区ホームページに特設ページを開設し、関連情報を整理して掲載します。併せて、人権侵害の防止について周知します。	P83
	SNSを活用した感染症関連情報の発信★	新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起や関連する支援策等について、SNSを活用した情報発信を行います。	P83

No	区分	所管部	
3	健康維持・スポーツ推進に向けた取組	観光・国際都市部 福祉部 健康政策部 都市基盤整備部	
<p>外出自粛等により低下した体力を回復し、健康の増進を図るため、区民の健康づくり活動の支援や、スポーツの推進に取り組みます。また、外出機会の減少による高齢者の孤立化を防ぐため、社会参加の機会を創出するとともに、フレイル予防の取組を推進することで、からだところの健康を守ります。</p>			
取組	実施例	概要	第3章
スポーツの推進	スポーツ実施率の低い層の参加機会の拡充★	スポーツ実施率の低い層に向けて、スポーツ指導者を派遣しスポーツに取り組む機会を提供します。また、誰もが楽しめるポッチャを推進し、東京2020大会のレガシーとして、スポーツに親しむきっかけをつくれます。	P106
	気軽に取り組めるスポーツ情報の発信★	職場や自宅で気軽にできる体操やスポーツ施設・イベントを情報紙により紹介します。手軽な運動の仕方を動画配信することで、スポーツを身近に感じてもらいスポーツ実施率の向上につなげます。	P106
	新スポーツ健康ゾーン活性化事業★	「区民のスポーツを通じた健康で豊かな暮らし」を実現するシンボルゾーンである新スポーツ健康ゾーンを活性化するため、ビーチスポーツ教室や施設の無料開放、新スポーツ健康ゾーンで行っている事業や開催しているイベントなどを網羅したチラシを発行することで、区民のスポーツ環境の拡充を図ります。	P106
健康づくり活動の支援	人生100年時代を見据えた健康寿命延伸プロジェクト★	東邦大学と共同で行政情報及び質問票調査を実施、分析し、科学的根拠に基づいた健康づくり施策の立案に活用します。	P84
	はねびょん健康ポイントのアプリ機能強化★	楽しく、区の魅力を感じながら健康づくり活動を継続してもらうため、事業間連携によりアプリ機能3本柱（健康に役立つ情報配信機能、スタンプスポット機能、グループ対抗ランキング機能）を強化します。	P84
	おおた健康経営*事業所の募集・認定★	従業員の健康づくりを戦略的に行う区内事業所を「おおた健康経営事業所」として認定します。	P84
健康支援公園の整備推進（いきいき健康公園づくり）	鵜の木地区★	既存公園を利活用し、健康遊具*の設置や公園を巡るウォーキングコースの設定など、健康増進を目的とする整備を推進します。	P128

おおたフレイル予防事業	地域特性に応じた取組の強化★	高齢者の健康寿命の延伸を目的に、フレイル予防の活動を地域に拡げるため、地域特性に応じたフレイル予防の取組を推進します。	PIIO
通いの場の拡充	通いの場の確保★	身体を動かさないことや人との交流の機会が減少することなどによる、心身の機能低下を防ぐため、高齢者の元気を支える通いの場の拡充を推進します。	PIIO

## 大規模自然災害対策

### 大規模自然災害の発生を見据え、計画的な災害対策に取り組みます

近年、我が国では巨大地震や超大型台風等が繰り返し発生し、数多くの人々の生命や財産が奪われています。大田区においても令和元年台風第19号により大規模な浸水被害が発生しました。今後も気候変動等により、ますます大規模自然災害の発生頻度が高まることが懸念されています。安全・安心な区民生活を守るため、区はこれらの脅威に備え、計画的な災害対策に取り組みます。

- 1 本部体制の強化と情報発信
- 2 避難所等の充実
- 3 地域防災機能の強化
- 4 治水対策の推進
- 5 災害に強いまちづくりの推進

No	区分	所管部	
1	本部体制の強化と情報発信	企画経営部 総務部 地域力推進部 まちづくり推進部	
地震や風水害などの大規模自然災害に備え、災害対策本部機能の強化を進めます。また、子ども向け防災ハンドブック等、災害に関する情報を平時から発信することで、区民の防災意識を高めるとともに、発災時には情報が的確に発信されるよう情報発信環境の強化を図ります。			
取組	実施例	概要	第3章
区役所の災害対応力の向上	災害対策本部映像・音響システムの更改★	大画面のモニター等により情報を可視化し、災害時の状況を迅速に把握し共有することで、円滑な災害対策本部運営を実現するため、既存システムを更改します。	P180
	災害対策用スマートフォンの導入★	令和3年度から運用を開始する総合防災情報システムと連携し、災害対策本部運営の効率化と区民等への適時適切な情報発信を行うため、災害対策用スマートフォンを導入します。	P180

	住家被害認定調査と り災証明書発行業務 の体制構築★	住家被害認定調査、り災証明書発行等の実施手順 書策定を踏まえ、具体的実施体制の構築、関係シス テムの利用調整、研修・訓練等を実施します。	P180
	建物被害認定調査モバ イルシステム★	被災住宅の調査結果や写真データを、インターネッ トを介して集約し、り災証明書の発行を迅速に行い ます。	P180
	新型コロナウイルス感染 症対策本部による情報 共有ツールの活用・検証 ★	対策本部における情報共有等を強化するため、チャ ットや写真等のデータ送受信により、即時のコミュニ ケーションが可能となるアプリケーションの更なる活 用・検証を進めます。	P180
	総合防災情報システム の導入・整備	収集した情報の一元化による的確な意思決定や区 民への迅速な情報発信を可能とする新たな情報通 信体制の再構築に向けて、策定した「基本計画書」 及び「実施計画書」を基に、総合防災情報システム を導入・整備します。	P180
	BCP(新型インフルエン ザ等編)及び新型イン フルエンザ等対策行動計 画(タイムライン等)の見 直し	感染症大流行時に、多くの職員が出勤できない厳 しい状況を想定し、継続する重要業務をさらに絞り 込み、限られた人員・資源のもとで区の業務を継続 させていくことができるように、BCP(新型インフル エンザ等編)及び新型インフルエンザ等対策行動 計画(タイムライン等)を見直していきます。	P180
	職員の災害対応力強化	普通救命講習及び上級救命講習の実施、防災士 の資格取得支援、防災関連の研修内容を充実させ ることにより、災害対応に必要な知識とスキルの習 得を図ります。	P195
災害関連情報の 的確な発信	子ども向け防災ハンド ブックの配布	子どもが災害から自らを守るため、災害に対する正 しい知識を理解することは重要です。そのための学 習ツールとして子ども向け防災ハンドブックを区立 小学校の4年生を対象に配布します。	P180
	大田区ホームページ の見直し	災害時に必要な情報を入手しやすいよう、区ホーム ページのデザイン等を見直しを行います。	P192

No	区分		所管部
2	避難所等の充実		総務部 区民部 福祉部 こども家庭部
災害発生時に備え、備蓄物品を充実させることにより、避難所生活の負担軽減を図ります。また、安全・安心に過ごすことができる避難所環境を整えるため、避難所等の整備・拡充を図ります。			
取組	実施例	概要	第3章
備蓄体制の強化	(仮称)北千束二丁目複合施設内地区備蓄倉庫整備★	備蓄の総量を増やし、学校避難所への追加物資の搬送、補完避難所等への物資輸送を行えるようにするため、複合施設の整備工事に伴い、複合施設内に新たな地区備蓄倉庫を設けます。	P175
	災害時要配慮者(高齢者・障がい者)への支援に係る備蓄品などの補充及び備品の維持管理	大規模停電に備えて在宅人工呼吸器使用者向けに発電機等を配備するほか、福祉避難所予定施設に必要な備品を追加で配備するとともに、発災時に使用できるよう備品の維持管理を行うことで、災害時でも要配慮者が安心して過ごせる環境を整えます。	P175
	児童館等学童保育拠点における防災備蓄★	風水害等の緊急時に学童保育の拠点となる児童館において、保護者が迎えに来るまでの間、児童に安心して過ごしてもらえよう飲料水やアルファ化米、毛布等の防災物品を備蓄します。	P175
	浸水想定のある学校備蓄倉庫の上階への移動	浸水想定のある学校備蓄倉庫の上階への移動等に取り組みます。	P175
安全安心な避難場所の確保	避難所における運営体制の充実・強化	令和元年台風第19号及び新型コロナウイルス感染症対策を踏まえて実施した避難所運営要領の見直しを基に、運営組織の充実を図るとともに、マニュアルの修正と訓練を実施し、避難場所の円滑な開設・運営を目指します。	P176
	避難スペースの確保	避難所における三密*を回避する環境の整備や、施設内使用スペースの設定を行います。また、分散避難の啓発や、避難先の確保及びその運営体制の整備等の対策を進めます。	P176
	福祉避難所等の整備	自ら避難先を確保できない高齢者や障がい者を対象とした水害時緊急避難場所内要配慮者向けスペース、学校で避難生活を送ることが極めて難しい高齢者や障がい者の避難場所として開設する福祉避難所の整備を進めます。また、被災した乳児及びその保護者が保育園を一時生活の場として活用できるよう、32の保育園を指定し、体制を整備します。	P176

	応急保育所の整備	警察、消防、医療関係者など、災害時に救護復旧活動に従事する職業の保護者の子どもを24時間態勢で受け入れる一時的な保育施設として、区立保育園4園を指定し、体制を整備します。	P176
	駅前滞留者対策	蒲田駅周辺滞留者対策協議会の開催や駅前滞留者対策訓練を実施します。	P176

No	区分		所管部
3	地域防災機能の強化		総務部 福祉部
<p>発災時には、区民一人ひとりが自ら考え命を守る避難行動をとる必要があります。区民に対してマイ・タイムライン*の普及促進を図り、平時からの主体的な防災活動を促すことで、自助の力を高めます。</p>			
取組	実施例	概要	第3章
主体的な防災活動を促すための支援	マイ・タイムライン普及促進	甚大な被害をもたらす風水害に備え、家族構成や生活環境に合わせて自ら作成するマイ・タイムラインを普及促進するため、区内各地で講習会を実施します。また、区民がマイ・タイムラインを作成する際の手助けとなるよう、ハザードマップの見方など風水害の基礎知識を学ぶことができる動画を作成します。	P181
	要配慮者を対象としたマイ・タイムライン講習会の実施★	要配慮者（高齢者・障がい者）及びその関係者を対象に、風水害に対する防災意識の向上を図り、適切な避難行動を促すためのマイ・タイムライン講習会を実施します。	P181
	大田区地域コミュニティ*防災活動拠点電源確保事業補助金★	停電時に、地域コミュニティにおける防災市民組織*の活動に支障が生じないよう、電源確保のために蓄電池等を購入した際の支援を行います。	P181

No	区分	所管部	
4	治水対策の推進	健康政策部 都市基盤整備部	
<p>激甚化する水害に備え、水防活動拠点を整備し、更なる治水対策の強化を進めます。また、被災家屋への効果的・効率的な消毒作業を図るため、水害対応備品・資機材の充実など、区民の生命・財産を守るための取組を推進します。</p>			
取組	実施例	概要	第3章
水防活動拠点の整備	(仮称)仲六郷水防資機材センターの整備	多摩川流域において迅速な水防活動を展開するための拠点として、(仮称)仲六郷水防資機材センターを建設します。	PI42
	(仮称)田園調布水防センターの整備	田園調布四・五丁目における水防活動の拠点として、(仮称)田園調布水防センターを建設します。	PI42
水害対応備品・資機材の充実	水害時における衛生環境対策の強化	被災地や被災家屋等において迅速かつ機動的に消毒活動を行うよう、消毒薬や背負い式動力噴霧機等の資機材を整備し、被災者の速やかな生活復旧に努めます。	PI81

No	区分	所管部	
5	災害に強いまちづくりの推進	まちづくり推進部	
<p>首都直下型地震など、大規模な震災がいつ発生してもおかしくない中、発災時の被害を最小限に抑え、区民の生命と財産を守る取組を着実に推進する必要があります。木造密集市街地の不燃化や建物の耐震化を一層促進し、地域の道路を整備するなど、災害に強いまちをつくります。</p>			
取組	実施例	概要	第3章
耐震化の促進	住宅・マンションなどの耐震化促進★	旧耐震基準*で建てられた建築物の耐震改修費用等の一部を助成することにより、倒れないまちづくりを進めます。また、旧耐震基準の分譲マンションに耐震改修アドバイザーを無料で派遣することで耐震改修機運の醸成を進め、合意形成を促進します。	PI35
不燃化の促進	住宅市街地総合整備事業の推進★	木造住宅密集地域のうち特に危険性が高く、かつ公共施設等が未整備の地域において、道路・公園などを整備し、防災性の向上と居住環境の整備を行います。	PI34
	都市防災不燃化促進事業★	事業区域(大森中・糀谷・蒲田地区、羽田地区、補助29号線沿道地区)内の主要道路沿道において耐火性の高い建築物への建替費用の一部を助成することにより、不燃化を促進し、避難ルートの確保や延焼遮断帯を形成します。	PI34

	不燃化特区制度*を活用した取組★	不燃化特区区域の指定を受けた大森中地区(西糀谷・東蒲田・大森中)、羽田二・三・六丁目地区、補助29号線沿道地区(東馬込二丁目の一部)において、建替助成等により老朽建築物の建替を促進します。	P134
地域の道路整備	狭あい道路拡幅整備事業の推進★	建築基準法第42条第2項に定める幅員4m未満の狭あい道路を拡幅整備し、安全で快適な住環境の形成と災害に強いまちづくりを推進します。	P136

# 柱 3

## 生活支援策

### 安定・安心した暮らしに向け、区民生活を支えます

新型コロナウイルス感染症の拡大や外出自粛等による経済活動への影響により、区民の生活は厳しい状況が続いています。区では支援を必要とする方をはじめ、誰もが安定、安心した暮らしができるよう、区民生活を支えるための様々な取組に注力します。

#### 1 相談・支援の推進

#### 2 ポストコロナ時代の地域活動支援

No	区分	所管部	
1	相談・支援の推進	観光・国際都市部 福祉部 まちづくり推進部	
<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、生活に不安を抱えている生活困窮者や外国人区民等に対して、感染拡大の防止に配慮しながら、相談体制を維持・強化するとともに支援を行います。</p>			
取組	実施例	概要	第3章
自立相談支援事業	生活再建・就労サポートセンターJOBOTA*の運営(相談体制強化)	住居確保給付金支給対象者の拡大に伴う相談・支援件数の増加に対応した体制を整え、一人ひとりに寄り添った支援を行います。	P95
	住居確保給付金の支給	離職や廃業、やむを得ない休業等により経済的に困窮し、住居を喪失又は喪失するおそれのある方に、原則3か月(最大9か月)の家賃相当額の支給と就労支援を行います。	P95
多言語対応の充実	多言語通訳タブレット端末等による通訳サービス	外国人区民への各種支援や相談に円滑に対応するため、多言語通訳タブレット端末等を配備し、支援拡充に努めます。	P169
多言語相談窓口における相談・情報提供	多言語による相談対応	外国人からの様々な相談に多言語で対応するとともに、相談の内容に応じた的確に関係機関につなげる支援を行います。	P169
日本語講座の実施	初級日本語講座★	初めて日本語を学ぶ外国人を対象に、ひらがなやカタカナの読み書き、簡単な会話等、生活上の基本的な日本語及び緊急・災害時の対応の仕方について学ぶ講座を開催します。	P170

	学校プリントを読む★	学校で配布されるプリントの読み方のコツや学校特有の言葉等を学ぶ「学校プリントを読む」を実施します。	PI70
住宅確保要配慮者への支援	住宅確保支援事業★	住宅確保要配慮者の状況に応じて、より手厚いサポートが行えるよう、関係機関が連携し、相談者に寄り添った支援を行います。	PI37

No	区分	所管部	
2	ポストコロナ時代の地域活動支援	地域力推進部 福祉部	
<p>感染症や自然災害など、区民活動を取り巻く環境の変化に柔軟に対応し、こうした環境に左右されないしなやかな活動への転換に挑戦する団体を支援します。また、デジタル化の進展が加速する中、ICT*スキルの学習機会を提供することで、区民の情報格差の縮小を図り、誰ひとり取り残さない学習環境を整備します。高齢者に対しては、オンライン交流の促進によりこころの健康維持と社会参加の継続を図ります。</p>			
取組	実施例	概要	第3章
地域活動の活性化	地域活動におけるデジタル環境等整備支援★	リモート会議の実施などデジタル化の推進、新しい情報発信への取組、ソーシャルディスタンスの確保など、変化に対応する環境整備に必要な経費を助成し、モデルとなる事業を応援します。	PI68
	ICTリテラシー向上のための地域支援事業★	デジタル化の進展に地域社会が柔軟に対応し、地域力を向上していけるよう、ICTスキルを学習する講座を実施し、区民の情報リテラシー（情報を十分に使いこなせる能力）の向上を図ります。実際に通信機器に触れながら、オンライン講座やWEB会議を体験する機会を提供します。	PI68
	高齢者のオンライン交流の促進★	老人いこいの家等、複数の高齢者施設をオンラインでつなぎ、音楽鑑賞などの交流事業を実施します。また、スマートフォンの操作教室などを実施し、高齢者のこころの健康維持と社会参加の継続を図ります。	PI09
生涯学習情報の収集と発信	生涯学習情報誌等の発行★	主に20～40代をより意識した情報の掲載や、デジタルコンテンツの充実及びSNS等を活用した情報発信等を行うことで、生涯学習の裾野の拡大を図ります。	PI01
	SNS等による情報発信★	区民活動情報サイト(オーちゃんネット)と連動し、動画コンテンツとSNSの組み合わせによって、新たなターゲットに向けた情報発信を行います。	PI01

	生涯学習ボランティア情報の提供★	日頃の学習をより深めたい区民やイベント・講座主催者などへ、講師や運営のサポートを行う生涯学習ボランティア制度を紹介することで、活動の活性化を図ります。	PI01
区民への学習機会の提供と充実	区内教育機関・企業等との連携による講座★	区内教育機関や企業等との連携を進め、講座内容の充実を図ります。	PI01
	各種講座のオンライン配信★	時間や場所等の制約により、講座の受講が困難な区民に向けて、講座のオンライン配信を実施するなど、学習環境を整えていきます。	PI01

# 柱 4

## 経済活動支援策

### 区内産業を支え経済の回復に取り組みます

新型コロナウイルス感染症の世界的流行が経済活動に及ぼす影響は甚大であり、大田区を象徴する産業である製造業をはじめ、卸売・小売業、宿泊業、飲食サービス業など幅広い業種が、リーマンショック時を上回る影響を受けています。

区は、ポストコロナ時代において大きな困難に立ち向かう事業者を支えるため、感染症拡大防止を図りながら、消費喚起や受注機会の創出・拡大等を通じた事業の継続支援を適切かつ迅速に行い、区内経済の回復に取り組みます。また、区施策活用スペース「HANEDA×Pi0」の利用拡大やものづくり企業を中心とした区内企業への取引機会の拡充等により、地域産業の発展に向けた取組を推進します。

#### 1 経済回復に向けた、地域の産業を支える取組

#### 2 ポストコロナ時代における地域産業の発展に向けた取組

No	区分	所管部	
1	経済回復に向けた、地域の産業を支える取組	産業経済部 まちづくり推進部	
<p>景気悪化の影響を最も受けやすい中小企業や小規模事業者に対し、相談体制の強化や受注機会の創出などを図るとともに、事業継続のための経営資金の確保を支援します。また、感染症拡大防止に十分配慮しつつ、外出自粛や店舗の休業により減退していた消費を喚起し、区内の経済循環を促すための各種取組を推進します。</p>			
取組	実施例	概要	第3章
中小企業等への支援	中小企業信用保険法に基づく認定	新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている中小企業者向けの経済対策として、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で借入債務を保証するセーフティネット保証及び危機関連保証制度の利用を希望する事業者に認定書を発行します。	P159
	中小企業融資あっせん★	区内中小企業・小規模事業者に、新型コロナウイルス感染症拡大による影響や、経営の安定・改善・設備の向上等事業活動に必要な資金について、低利で利用できる各種融資を金融機関にあっせんします。	P159

商店街への支援	商店街チャレンジ戦略 支援事業★	イベントや施設整備等の補助を通して、まちのにぎわい創出と感染拡大防止の両立や、新たな経済活動を支える事業構築を支援します。	P156
	巡回型相談・支援の 充実★	商店街を巡回し、国等の業態転換補助金等、各種支援制度を案内するとともに、専門人材を活用し商店街運営を支援することで、商業集積の持続的発展を図ります。	P156
	販売促進の取組支援	個店が取り組む販路拡大や販売促進を商店街単位で支援します。	P156
区内事業者の受注 機会創出支援	住宅リフォーム助成事業 ★	区内事業者によるリフォーム工事を対象とした住宅リフォーム助成事業の対象工事に、新しい生活様式に対応するための工事を追加します。	P137
	私道助成事業の推進★	地域住民の生活道路である私道について、道路舗装等の整備費用を助成し、安全・安心な住環境整備を推進します。	P136

No	区分	所管部	
2	ポストコロナ時代における地域産業の発展に向けた取組	産業経済部	
<p>経済情勢の悪化が長引く見通しの中、国内外の多様な企業や研究開発機関等が集まり、新たな出会いと交流を通じて区内企業と繋がる機会を創出する区施策活用スペース「HANEDA×PiO」の利用拡大や、ものづくり企業をはじめとする区内事業者への各種支援により、地域産業の発展に向けた取組を推進します。</p>			
取組	実施例	概要	第3章
ものづくり企業への支援	新製品・新技術開発支援事業	区内中小企業の技術力、製品開発力の向上を図り、付加価値を生み出すものづくり産業の活性化を図るため、試作開発に要する経費の一部を助成します。	P154
	ものづくり工場立地助成	区内で操業を希望する中小企業が事業規模の拡大や事業の高度化のために行う工場の新增設等又は区内及び区外からの移転に係る経費の一部を助成します。	P153
	スタートアップ×大田区企業ユナイト助成★	高付加価値の案件を大田区へ呼び込み、受注増加・販路の拡大及び技術力の向上を図るため、大田区内に立地する企業に対し、試作を依頼・発注する場合の経費の一部を助成します。	P157
	IoT*仲間まわし*による中小企業の生産性向上プロジェクト★	IoT技術を活用し、仮想工場「IoTファクトリー」を作り上げることで、IoT仲間まわしによる中小企業の生産性向上を実現します。	P158

次世代を担う商業事業者への支援	新たな日常を支える商業事業者の育成支援★	次代を牽引していく若手商業事業者の発掘や商店街次期役員候補者の研鑽、活動の場を広げるための事業展開を通して、区内商業に変化をもたらす人材の育成を支援します。	P159
羽田イノベーションシティ「HANEDA×PiO」の利用拡大	「HANEDA×PiO」をHUBとしたモデル事業★	「HANEDA×PiO」内交流空間の利用拡大、及び同空間を HUB とした新産業創造・発信エコシステムの構築に向け、モデルとなる事業の実装に向けた取組、及び当該事業の外部プロモーションを推進します。	P145

柱  
5

## 学びの保障・子どもの生活応援

### 子どもの学びを保障し子どもたちの未来を切り拓きます

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う学校の臨時休業等により、家庭や教育環境に多大な影響が発生しました。また、外出自粛や他人との接触が減ることによる子育て家庭の孤立化により、児童虐待リスクの高まりが懸念されます。

区は、未来を担う子どもたちの成長を支えるため、いつでもどこでも質の高い教育を提供できる環境を整備するとともに、安全で安心して子どもを育てることができる生活の支援や、子どもへの虐待防止に取り組んでいきます。

1 いつでもどこでも質の高い学びを提供できる環境の整備

2 子ども及び子育て家庭の生活支援

3 子どもへの虐待の未然防止

No	区分		所管部
1	いつでもどこでも質の高い学びを提供できる環境の整備		教育総務部
児童・生徒一人ひとりの学びを支えるため、ICT*及びWi-Fi環境の整備を推進し、ICTを活用した多様な学びを提供します。また、学習ポータルを活用した家庭学習の支援に取り組んでいきます。			
取組	実施例	概要	第3章
ICT教育の推進	全区立小・中学校ICT環境整備	タブレット端末を区立小中学校に追加配備し、整備台数を1人1台程度にします。	P75
	ICT教育推進専門員等の配置★	学校のICT活用に係る支援・助言を行うICT教育推進専門員等を配置し、大田区のICT教育の推進を図ります。	P75
家庭学習支援	Wi-Fi環境整備	家庭にWi-Fi環境がない区立小中学校児童・生徒を対象にモバイルルーターの貸与を行います。	P79
	学習用コンテンツの家庭利用	学習ポータルを活用した課題配付・回収を実施するとともに、ドリル等の学習用コンテンツを家庭において利用できるようにします。	P79

No	区分		所管部
2	子ども及び子育て家庭の生活支援		福祉部 こども家庭部
子育て家庭が地域で安心して生活できるよう、各種情報発信や、地域で子どもの食を支える団体等への支援を行います。また、奨学金の貸付や給付により、高校生や大学生の学びを支援します。			
取組	実施例	概要	第3章
子育て家庭への 情報発信	子どもと地域をつなぐ 応援事業★	地域の複数の目による見守り強化及び子育て家庭の孤立化防止のため、ひとり親家庭などに対し、区の各種支援制度や地域活動団体のイベント情報等を繰り返し提供することで、地域の支援者につながる機会を増やします。	P66
	保育園入所に関する 説明動画の配信	入所手続き時の混雑解消等により新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、保育園入所に関する説明動画を事前配信し、申請者が効率よく申請できるよう情報提供の拡充を図ります。	P62
子どもの成長を 支える食の支援	こども食堂推進事業	子どもや保護者に対し食事を提供する団体・事業者等へ助成を行うことで活動を支援します。	P66
奨学金事業	給付型奨学金事業(大 学等進学予定者)★	大学や専門学校等への入学にあたり、ICT*教育に対応するための負担が増していることから、「大田区大学等進学応援基金」を創設し、学習環境を十分に整えられない世帯の生徒へ奨学金を給付します。	P95
	給付型奨学金事業(高 等学校等進学予定者)	高校等への進学率が非常に高い中、経済的理由により、進学時の学習環境を十分に整えられない世帯の生徒へ奨学金を給付することで、高校等への入学時に必要な費用の負担軽減を図ります。	P95
	貸付型奨学金事業(大 学等進学予定・在学生)	大学等に進学予定又は在学中で、経済的に修学支援が必要な方を対象に、奨学金を貸し付けます。	P95

No	区分	所管部	
3	子どもへの虐待の未然防止	健康政策部 こども家庭部	
<p>全ての子どもが健やかに成長し、安全・安心に暮らす権利が守られるよう、子どもへの虐待の未然防止に取り組めます。専門的に対応するための児童相談所の開設を進めるとともに、子育て家庭への相談・支援の取組を強化することで、子育ての負担・不安の軽減を図ります。</p>			
取組	実施例	概要	第3章
(仮称)大田区 子ども家庭総合 支援センターの 整備	施設の設計及び建設 工事★	施設の基本設計、実施設計及び新築工事を実施します。	P65
	運営体制の検討★	子ども家庭支援センターの相談機能に加え、児童相談所の機能を併せ持つ「(仮称)大田区子ども家庭総合支援センター」の開設に向け、具体的な運営体制の検討を進めます。	P65
子育て家庭への 援助	産後家事・育児援助 事業★	乳幼児を育児中の世帯を対象に、家事・育児援助サービスの利用経費の一部を負担することで、日常的な家事・育児の負担軽減を図るとともに、援助が必要な家庭を適切な母子保健や子育て支援のサービスにつなげ、要支援家庭への移行を未然に防ぎます。対象年齢を生後6か月までから生後2歳まで(保育サービス利用者を除く)に拡充して実施します。	P72
	産後ケア★	出産後の母親の身体的な回復や心理的な安定等を目的として、産後ケアを実施することで産後の不安を軽減し、安心して子育てができる環境づくりを行います。	P61
児童虐待防止に 資する広報啓発	在宅子育て応援パッケージの配布	子育ての相談先や支援サービスの情報を掲載したメッセージカードを親子で一緒に遊べるおもちゃに封入し、乳幼児健康診査会場や子育て支援課窓口(転入者用)等で通年配布し、より一層の広報・啓発を行います。	P62
児童虐待リスクの 早期発見	包括的な子育て支援のための組織対応力の強化★	子育て世代を妊娠から出産、子育て期まで切れ目なく支援し、周囲から孤立した子育てに陥ることがないように、子育て世代包括支援センターの連携を強化します。	P64
	子育て支援システム・保健システムの連携★	多角的な視点から児童虐待等の潜在リスクを可視化するため、子育て支援システムと保健システムの連携を図ります。	P64

## 新たな自治体経営へのシフト

### 厳しい社会の状況においても、多様化したニーズに柔軟に対応する自治体経営を進めます

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、社会経済状況は大きく変化し、区が行財政運営は今後さらに厳しさを増していくことが予想されます。このような状況下においても、区は「ヒト・モノ・カネ・組織」という4つの行政資源を最大限に活用し、これまで以上に効果的・効率的な自治体経営を実現する必要があることから、デジタル技術の活用や、公民連携など様々な手法を取り入れ、新たな自治体経営へとシフトしていきます。

#### 1 経営改革の推進

#### 2 情報化の推進

No	区分	所管部	
1	経営改革の推進	企画経営部 総務部 空港まちづくり本部	
<p>社会全体が大きな変革を迫られる状況においても、区の未来を見据え、最小の経費で最大の効果を発揮する区政実現を目指し、新たな行政経営方針に基づき、経営改革を推進します。</p>			
取組	実施例	概要	第3章
限られた行政資源を効果的に活用する行政経営の推進	テレワーク、オフィス改革などの推進	災害時等における事業継続の確保、業務効率化等に寄与するテレワークやオフィス改革などを推進することにより、区民サービスの向上を図ります。	P194
	Web会議システムの拡充★	安全かつ利便性の高い非接触型区民サービスの提供、円滑なコミュニケーションの実現や業務効率化のため、Web会議システムの導入をさらに進めます。	P194
	業務処理自動化ツールライセンスの導入★	業務処理自動化ツール(RPA*ソフトウェア)の対象業務を拡大し、更なる業務効率化につなげます。	P198
	公共施設マネジメントの推進★	大田区公共施設等総合管理計画に基づき、効果的・効率的な公共施設マネジメントを推進することで、区民サービスの維持・向上を実現します。	P196

公民連携の推進	民間企業や学術機関等との連携・協働*	民間企業や学術機関等の、社会課題の解決に向けた連携機運の高まりを踏まえ、地域の様々な主体による連携・協働を一層推進することで、区民サービスの向上と地域力の更なる強化を図ります。	P193
	HANEDA GLOBAL WINGSにおける公民連携事業の推進★	羽田イノベーションシティをはじめ、HANEDA GLOBAL WINGSにおける公民連携事業により、区内波及創出、地域課題解決を図るとともに、都市計画公園や河口部緑地における整備運営については、公民連携も視野に入れた検討を進め、憩いとにぎわい創出を図ります。	P145

No	区分	所管部	
2	情報化の推進	企画経営部	
<p>新型コロナウイルス感染症への対応等にICT*を活用し、緊急に対応すべき課題解決を図るとともに、情報化を通じた大田区の発展に寄与することを目的に、4か年の計画期間において取り組む施策を整理した「大田区情報化推進計画」に基づき情報政策を推進します。</p>			
取組	実施例	概要	第3章
区民サービス、業務効率向上に寄与する情報化の推進	非接触型区民サービスの提供	オンライン申請、キャッシュレス決済などの拡充・導入により、安全かつ利便性の高い非接触型区民サービスの提供を進めます。	P198
	LINE公式アカウントを活用した情報展開★	「LINE」を活用し、位置情報による各種窓口案内やチャットボット*による自動応答など、更なる利便性向上及び非接触型サービスの展開を目指します。	P192

# 第3章

## 施策と 重点事業

👉 基本目標 1 .....58

👉 基本目標 2 .....117

👉 基本目標 3 .....165

# 「第3章 施策と重点事業」の構成及び見方

## 1 構成

第3章は、大きく「施策ページ」と「事業計画ページ」の2つのパートで構成しています。

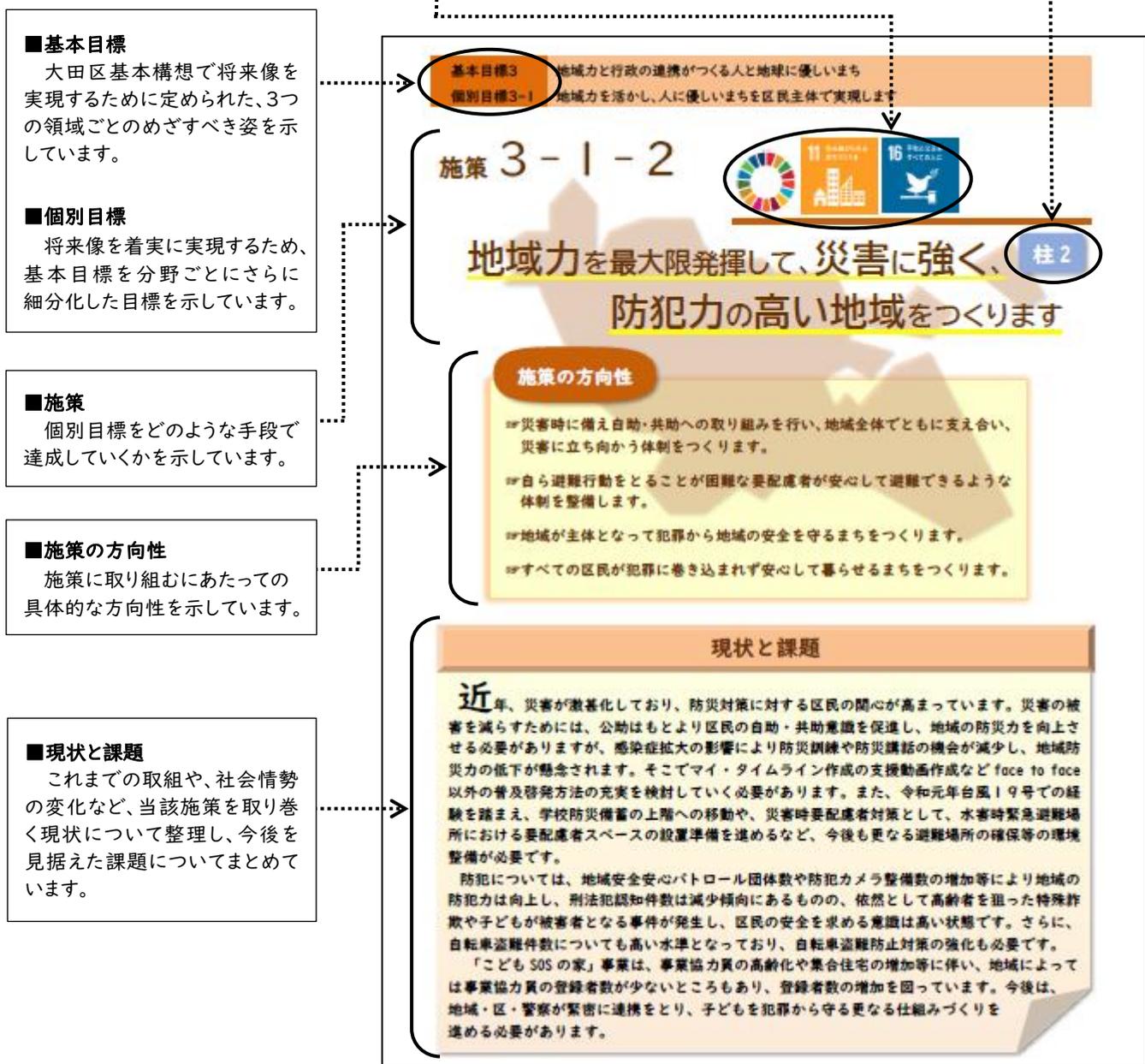
「施策ページ」では、P.26～27の施策体系で示した施策についてその方向性を表すとともに、当該施策の現状と課題及び施策を構成する事業体系を記載しています。

「事業計画ページ」では、各事業の目的や概要、具体的な取組内容等を記載しています。

## 2 施策ページの見方

**■SDGs マーク**  
当該施策が主としてどの SDGsのゴールにつながるかをマークで表示しています。

**■柱マーク**  
本計画の柱に該当する施策には、柱1～柱6の柱マークを表示しています。



■本計画の中で、アスタリスク(\*)のついている用語は、P.240以降で解説をしています。

(施策を構成する事業体系の見方)

**■施策を構成する事業体系**  
 当該施策を構成する事業を示しています。  
 なお、「第2章 計画の柱」に掲載のある取組を含む事業については、のマークを表示しています。  
 「第2章 計画の柱」に掲載のある取組は「重点事業」に紐づけることを原則とし、紐づかない取組については、その他の取組でまとめて掲載しています。



**施策を構成する事業体系**

**地域力を最大限発揮して、災害に強く、防犯力の高い地域をつくります**

No.	事業名
1	災害時相互支援体制の整備
2	災害ボランティアの育成・支援
3	災害への備えの充実 
4	避難場所等の拡充 
5	災害時医療体制の整備と周知
6	地域防犯活動の支援
7	防犯啓発活動
その他の取組	
8	【柱2】大規模自然災害対策 

**■重点事業**  
 計画の柱に該当するか否かを問わず、区が重点的に推進すべき事業を示しています。

**■その他の取組**  
 「第2章 計画の柱」に掲載のある取組のうち、重点事業に紐づかない取組を柱ごとに示しています。

### 3 事業計画ページの見方

#### (1) 重点事業

**■柱マーク**  
計画の柱に該当する事業には、**柱1**～**柱6**の柱マークを表示しています。

**■強化マーク**  
国土強化地域計画に該当する事業には、**強化**のマークを表示しています。

**■SDGsマーク**  
当該事業が主としてどのSDGsのゴールにつながるかをマークで表示しています。

**■年度別計画**  
事業の具体的な取組内容について、取組別・年度別に記載しています。

**■関連計画**  
事業の推進に関連する区の個別計画等を記載しています。

**■事業名及び事業概要**  
計画事業名及び事業の目的や取組の概要を記載しています。

**■所管部**  
事業を所管する部局もしくは事業推進にあたり中心的な役割を担う部局名を記載しています。

**■本事業の取組**  
事業の推進にあたり具体的に取り組む事項について、記載しています。

**■柱の取組マーク**  
「第2章 計画の柱」に掲載のある取組には、**!**マークを表示しています。

**3 災害への備えの充実** 柱2 強化

要配慮者やアレルギー保有者等を考慮した、非常食種の品目・数量の充実を図り、避難者の負担軽減に向けた備蓄物品の拡充を進めるとともに、浸水想定のある学校備蓄倉庫の上層への移動にも取り組みます。

所管部	総務部 福祉部 こども家庭部	関連計画	大田区地域防災計画
本事業の取組	年度別計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
災害用非常食種の確保・充実	非常食種の定期入替 クラッカー、 乳児用ミルク及び保存水、 レトルト食品等	非常食種の定期入替 クラッカー、 乳児用ミルク及び保存水、 レトルト食品等	非常食種の定期入替 クラッカー、 乳児用ミルク及び保存水、 レトルト食品等
備蓄体制の強化	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">                      災害時要配慮者(高齢者・障がい者)への支援に係る備蓄品などの補充及び備品の維持管理                 </div> 発電機、蓄電器、簡易エアマット等	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">                      災害時要配慮者(高齢者・障がい者)への支援に係る備蓄品などの補充及び備品の維持管理                 </div> 発電機、蓄電器、簡易エアマット等	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">                      災害時要配慮者(高齢者・障がい者)への支援に係る備蓄品などの補充及び備品の維持管理                 </div> 発電機、蓄電器、簡易エアマット等
	浸水想定のある学校備蓄倉庫の上層への移動 実施	浸水想定のある学校備蓄倉庫の上層への移動 実施	浸水想定のある学校備蓄倉庫の上層への移動 実施
	児童館等学童保育拠点における防災備蓄 実施	児童館等学童保育拠点における防災備蓄 実施	児童館等学童保育拠点における防災備蓄 実施
	(仮称)北千束二丁目複合施設内地区備蓄倉庫整備 実施	(仮称)北千束二丁目複合施設内地区備蓄倉庫整備 実施	(仮称)北千束二丁目複合施設内地区備蓄倉庫整備 実施
備考			

**■備考**  
記載内容の補足説明をしています。

**■「第2章 計画の柱」に掲載のある取組**  
黄色い記載は、「第2章 計画の柱」に掲載のある取組です。令和3年度のみに記載しています。

(2) その他の取組

■その他の取組  
「第2章 計画の柱」に掲載のある取組のうち、「重点事業」に紐づかない取組について、柱ごとにまとめて掲載しています。

8 大規模自然災害対策 <b>柱2</b> <b>強靱化</b>			
所管部	企画経営部 総務部 地域力推進部 福祉部 健康政策部 まちづくり推進部	関連計画	—
本事業の取組	年度別計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
災害関連情報の的確な発信  P37	子ども向け防災ハンドブックの配布 14,000部	子ども向け防災ハンドブックの配布 実施	子ども向け防災ハンドブックの配布 実施
主体的な防災活動を促すための支援  P39	マイ・タイムライン普及促進地区別講習会 実施(12回) 全区民向け講習会 実施 支援動画 作成 要配慮者を対象としたマイ・タイムライン講習会 実施(4回) 大田区地域コミュニティ防災活動拠点電源確保事業補助金 実施	マイ・タイムライン普及促進地区別講習会 実施 全区民向け講習会 実施 要配慮者を対象としたマイ・タイムライン講習会 実施(4回)	マイ・タイムライン普及促進地区別講習会 実施 全区民向け講習会 実施 要配慮者を対象としたマイ・タイムライン講習会 実施(4回)
水害対応備品・資機材の充実  P40	水害時における衛生環境対策の強化 消毒作業の委託 (消毒機材搭載車として延べ10車両)	水害時における衛生環境対策の強化 消毒作業の委託 (消毒機材搭載車として延べ10車両)	水害時における衛生環境対策の強化 消毒作業の委託 (消毒機材搭載車として延べ10車両)
備考			

■年度別計画  
具体的な取組内容について、取組別・年度別に記載しています。

## 基本目標 1

基本目標 1

生涯を健やかに安心していきいきと暮らせるまち

個別目標 1-1

未来を拓き地域を担う子どもを、みんなで育むまちにします

施策



# 安心して子どもを

柱 5

# 産み育てられるまちをつくります

### 施策の方向性

- ☑安心して子どもを産むことができ、育児の楽しさを家族や地域でわかち合える環境を整えます。
- ☑仕事と生活が調和した暮らしを実現し、出産や育児の相談や手助けが気軽に頼め、子どもが大切にされ子育てしやすい環境を整えます。
- ☑すべての子どもが地域社会から切り離されることなく、地域で子どもを育てるまちをつくります。

## 現状と課題

**総**人口に対する年少人口の割合が減少し、少子化が更に進展していますが、妊婦面接やすこやか赤ちゃん訪問、きずなメールの配信等、区の子育てに関する支援や情報提供の充実により、区内で子育てをしたいと思う区民の割合が上昇しており、子育てしやすいまちづくりと、子育てに関する施策への期待が高まっています。今後は、妊婦面接率の向上とすこやか赤ちゃん訪問の高い実施率の維持に取り組むとともに、支援が必要な妊婦については、出産前から子育て期まできめ細やかな支援を行うことが重要です。また、発達障がい\*児の保護者や支援者を対象とした相談窓口等乳幼児期から学童期までの切れ目ない支援体制が必要です。

区内児童の虐待に関する相談件数が、近年増加しています。虐待リスクの高い親子を早期に発見し、養育支援を行うことで、保護者が安心して育児を行える状況を作り出すことが重要です。また、虐待が発生した場合、家庭の再構築に向けた助言や指導を行う高度な専門機関が求められるため、高度な知見と課題解決に導く実践力を兼ね備えた職員の育成が必要です。加えて、区民・地域活動団体等のネットワーク形成と自主的な支援活動を支援するとともに、ひとり親等の子育て世帯と地域活動団体等が日常的につながる仕組みづくりを推進する必要があります。



### 安心して子どもを産み育てられるまちをつくれます

No.	事業名
1	妊婦等への支援の充実
2	産後の早期子育て支援の推進 
3	子育て相談体制の拡充 
4	子どもの発達支援の充実
5	児童虐待リスクの早期発見 
6	(仮称)大田区子ども家庭総合支援センターの整備 
7	子どもの生活応援 



## I 妊婦等への支援の充実

母子健康手帳交付の際に妊婦健康診査受診票を交付するとともに、妊娠から出産・育児に至る時期に必要な情報を提供します。妊娠届出と同時に実施する妊婦面接や周産期医療機関\*からの連絡により、早期から支援に関わる必要のある妊婦を把握し、保健師をはじめとする専門職が状況に応じたきめ細かい支援を行います。また、不妊治療に取り組む方の負担軽減を図るため、東京都の助成に上乗せして特定不妊治療費助成を行います。

所管部	健康政策部	関連計画	おおた健康プラン(第三次)
本事業の取組	年度別計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
特定不妊治療費助成	特定不妊治療費助成 実施	特定不妊治療費助成 実施	特定不妊治療費助成 実施
妊婦健康診査費用助成の実施	妊婦健康診査受診票 交付	妊婦健康診査受診票 交付	妊婦健康診査受診票 交付
妊婦の相談・支援 (出産・育児支援事業 かるがも)	妊娠届出時における 全妊婦との面接 実施	妊娠届出時における 全妊婦との面接 実施	妊娠届出時における 全妊婦との面接 実施
	子育て応援メール登録者数 (旧きずなメール) 拡充	子育て応援メール登録者数 (旧きずなメール) 拡充	子育て応援メール登録者数 (旧きずなメール) 拡充
	区報、区ホームページによる 情報提供 実施	区報、区ホームページによる 情報提供 実施	区報、区ホームページによる 情報提供 実施
備考			

## 2 産後の早期子育て支援の推進

### 柱 5

すこやかな子育てを支援するために、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭に、できるだけ早期に保健師や助産師が訪問し、子育て情報の提供、乳児とその保護者の心身の状態や養育環境の確認を行い、相談支援を充実します。また、出産後の母親の身体的な回復や心理的な安定等を目的として、産後ケアを実施することで産後の不安を軽減し、安心して子育てができる環境づくりを行います。

所管部	健康政策部	関連計画	おおた健康プラン(第三次)
本事業の取組	年度別計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
すこやか赤ちゃん訪問	対象乳児のいる世帯 全戸訪問  事業の周知 実施	対象乳児のいる世帯 全戸訪問  事業の周知 実施	対象乳児のいる世帯 全戸訪問  事業の周知 実施
産後ケア  P50	産後ケア(利用者) (訪問型) 増加 (日帰り型) 増加 (宿泊型) 実施	産後ケア(利用者) (訪問型) 増加 (日帰り型) 増加 (宿泊型) 実施	産後ケア(利用者) (訪問型) 増加 (日帰り型) 増加 (宿泊型) 実施
備考			



柱 5

3 子育て相談体制の拡充

保護者がニーズに合った保育サービスを適切に選択できるよう、保育サービスアドバイザーが支援します。また、利用者に身近な児童館での子育て相談や地域の子育て情報の提供、助言を行うほか、子ども家庭支援センターにおいても子育て相談・子育てひろば事業を実施します。

所管部	こども家庭部	関連計画	大田区子ども・子育て支援計画
本事業の取組	年度別計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育サービスアドバイザーによる相談  P49	オンライン相談・入所説明会 検討  保育園入所に関する説明動画 の配信 実施	オンライン相談・入所説明会 実施  保育園入所に関する説明動画 の配信 実施	オンライン相談・入所説明会 実施  保育園入所に関する説明動画 の配信 実施
児童館における子育て相談	子育て相談 実施	子育て相談 実施	子育て相談 実施
子ども家庭支援センターの相談事業  P50	子どもと家庭に関する総合 相談 実施  子育てひろば相談 実施  在宅子育て応援パッケージの 配布 実施	子どもと家庭に関する総合 相談 実施  子育てひろば相談 実施  在宅子育て応援パッケージの 配布 実施	子どもと家庭に関する総合 相談 実施  子育てひろば相談 実施  在宅子育て応援パッケージの 配布 実施
備考			



#### 4 子どもの発達支援の充実

発達障がい\*児が地域でのびのびと育つために、相談・支援体制の充実を図ります。また、発達障がいの早期発見・早期支援に取り組むなど、その後のライフステージに応じた切れ目のない支援を行っていくために、18歳までの子どもを支援する体制を充実します。

所管部	福祉部	関連計画	おおた障がい施策推進プラン (大田区障害者計画、第6期大田区障害福祉計画、第2期大田区障害児福祉計画、大田区発達障がい児・者支援計画)	
本事業の取組	年度別計画			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
発達障がい児・者を対象とした地域支援事業の充実	保育園・幼稚園への訪問支援 実施  ミニ学習会・個別相談会 検討  講演会の開催 (職員向け・保護者向け) 実施	保育園・幼稚園への訪問支援 実施  ミニ学習会・個別相談会 実施  講演会の開催 (職員向け・保護者向け) 実施	保育園・幼稚園への訪問支援 実施  ミニ学習会・個別相談会 実施  講演会の開催 (職員向け・保護者向け) 実施	
備考				

◇ 本事業のその他の取組

「障がい者総合サポートセンター(さばーとぴあ\*)の運営・充実」(P.89)

## 5 児童虐待リスクの早期発見

### 柱5

子育て世代を妊娠から出産、子育て期まで切れ目なく支援し、周囲から孤立した子育てに陥ることがないように、対応策を具体化し、子育て支援アクションプランとして実行します。

所管部	健康政策部 こども家庭部	関連計画	大田区子ども・子育て支援計画 子育て支援アクションプラン		
	年度別計画				
本事業の取組	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
組織対応力の強化及び 子育て支援メニューの 充実   P50	<b>包括的な子育て支援のための 組織対応力の強化</b>  実施	包括的な子育て支援のための 組織対応力の強化  実施	包括的な子育て支援のための 組織対応力の強化  実施		
	<b>子育て支援システム・保健シス テムの連携</b>  実施	子育て支援システム・保健シス テムの連携  実施	子育て支援システム・保健シス テムの連携  実施		
備考	P.61の「産後の早期子育て支援の推進」における産後ケアや、P.72「在宅子育て支援事業等の拡充」における産後家事・育児援助事業についても、「子育て支援メニューの充実」の一環として取り組みます。				

#### ◇本事業のその他の取組

「産後の早期子育て支援の推進」【産後ケア】(P.61)

「在宅子育て支援事業等の拡充」【産後家事・育児援助事業】(P.72)

## 6 (仮称)大田区子ども家庭総合支援センターの整備

柱5

強靱化

大田区の子どもたちの生きる権利や育つ権利を守り、児童虐待を防止するために、子ども家庭支援センターの相談機能に加え児童相談所の機能を併せ持つ、「(仮称)大田区子ども家庭総合支援センター」の開設に向けた取組を進めます。

所管部	こども家庭部	関連計画	大田区子ども・子育て支援計画
本事業の取組	年度別計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設の整備  P50	<b>施設の設計及び建設工事</b> 基本設計・実施設計	施設の設計及び建設工事 実施設計・着工	施設の設計及び建設工事 工事
運営体制の構築と専門性強化  P50	<b>運営体制の検討</b> 実施 児童相談所への派遣研修 実施	運営体制の検討 実施 児童相談所への派遣研修 実施	運営体制の検討 実施 児童相談所への派遣研修 実施
関係機関との調整	国・都・他区等との連携・調整 推進	国・都・他区等との連携・調整 推進	国・都・他区等との連携・調整 推進
備考			



## 7 子どもの生活応援

## 柱5

すべての子どもたちの将来が、生まれ育った環境に左右されず、自分の可能性を信じて未来を切り拓く力を身につけられるよう、地域と連携し、子どもの貧困対策を推進します。

所管部	福祉部	関連計画	おおた 子どもの生活応援プラン
本事業の取組	年度別計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域とつくる支援の輪プロジェクト	区・大田区社会福祉協議会・子育て世帯を支援する地域活動団体等とのネットワークづくりと社会的包摂の理念の啓発 推進  子どもと子育て世帯を支援する地域活動団体等の意見を把握する場の確保 推進	区・大田区社会福祉協議会・子育て世帯を支援する地域活動団体等とのネットワークづくりと社会的包摂の理念の啓発 推進  子どもと子育て世帯を支援する地域活動団体等の意見を把握する場の確保 推進	区・大田区社会福祉協議会・子育て世帯を支援する地域活動団体等とのネットワークづくりと社会的包摂の理念の啓発 推進  子どもと子育て世帯を支援する地域活動団体等の意見を把握する場の確保 推進
離婚と養育費にかかわる総合相談	弁護士による法律相談 4回(年間)実施	弁護士による法律相談 4回(年間)実施	弁護士による法律相談 4回(年間)実施
子ども生活応援基金の活用	絵本でつなぐ地域と親子のきずな 絵本等・相談一覧の配付 実施  友好都市と連携した食糧支援 実施	絵本でつなぐ地域と親子のきずな 絵本等・相談一覧の配付 実施  友好都市と連携した食糧支援 実施	絵本でつなぐ地域と親子のきずな 絵本等・相談一覧の配付 検討  友好都市と連携した食糧支援 実施
子どもの成長を支える食の支援  P49	<b>こども食堂推進事業</b> 子供食堂推進事業補助金 交付	こども食堂推進事業 子供食堂推進事業補助金 交付	こども食堂推進事業 子供食堂推進事業補助金 交付
子育て家庭への情報発信  P49	<b>子どもと地域をつなぐ応援事業</b> 新規	子どもと地域をつなぐ応援事業 実施	子どもと地域をつなぐ応援事業 検討
備考			

基本目標1

生涯を健やかに安心していきいきと暮らせるまち

個別目標1-1

未来を拓き地域を担う子どもを、みんなで育むまちにします

## 施策 1-1-2



# 子どもを健やかに育む場を 整備します

柱5

### 施策の方向性

- ☞ 子育て世代が孤立せず、地域の支援を得ながら子どもを健やかに育てる環境を整えます。
- ☞ 保育を必要とする子どもに、健やかな生活を確保するための様々な保育サービスを提供します。

## 現状と課題

区が実施したアンケート調査では、「子育てにおいて心配なことがある」と回答した保護者は約6割となっており、家庭や友人に相談しても悩みが解決できていない現状があります。共働き世帯の増加等により、子育て中の保護者同士の交流が難しく、孤立して子育てに悩む姿が見られます。こうした課題を解決するためには、保育士や児童館職員等の専門職による相談対応が必要です。また、子育て経験のある地域の方々との交流を図ることなどで孤立化を防ぎ、安心して子育てができる環境を整備する必要があります。

区は、これまで私立認可園等の整備支援に取り組み、年々待機児童は減少していますが、一方で少数の待機児童が区内全域に点在する状況となっています。これまでのように、定員をまとめて設定する認可保育園\*の整備では多数の欠員が発生することから、異なる手法での対応が必要です。また保育サービスの質の向上や病児・病後児保育など、ニーズに応じた多様な保育サービスを充実していく必要があります。

児童の安全・安心な放課後の居場所づくりを推進するため、放課後ひろば事業を実施しています。学童保育については、保育園児の増加に合わせて学童保育の利用を望む保護者が増えることが考えられ、引き続き学童保育の定員拡充が求められています。

また、放課後子ども教室については、多様な体験・活動を通じ、自主性・社会性を育むことを目的としています。地域ボランティアの協力を得て、様々な体験ができるような環境づくりが必要です。



## 施策を構成する事業体系

### 子どもを健やかに育む場を整備します

No.	事業名
1	良質な保育環境の維持・向上
2	保育人材の確保、保育の質の向上
3	区立保育園等の改築・改修
4	安全・安心な放課後の居場所づくり
5	在宅子育て支援事業等の拡充 



I 良質な保育環境の維持・向上

強靱化

既存施設の有効活用を基本に、保育サービス定員の確保を目指します。

所管部	こども家庭部	関連計画	大田区子ども・子育て支援計画
本事業の取組	年度別計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
私立(認可)保育園	新規開設 検討	新規開設 検討	新規開設 検討
	定員増加数 検討	定員増加数 検討	定員増加数 検討
家庭的環境における保育の充実	家庭福祉員事業* 継続	家庭福祉員事業 継続	家庭福祉員事業 継続
認証保育所*	新規開設 検討	新規開設 検討	新規開設 検討
	定員増加数 検討	定員増加数 検討	定員増加数 検討
	認可移行 検討	認可移行 検討	認可移行 検討
地域型保育所等	地域型保育所等 新規整備 検討	地域型保育所等 新規整備 検討	地域型保育所等 新規整備 検討
	事業所内保育所 検討	事業所内保育所 検討	事業所内保育所 検討
	地域型保育所の定員増加数 検討	地域型保育所の定員増加数 検討	地域型保育所の定員増加数 検討
定期利用保育事業*	新規開設 8カ所	新規開設 検討	新規開設 検討
備考			



## 2 保育人材の確保、保育の質の向上

区内の保育施設が保育人材を確保し、安定的に運営できるよう総合的な支援をします。

所管部	こども家庭部	関連計画	大田区子ども・子育て支援計画
本事業の取組	年度別計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育求職者への情報提供	人材情報ポータルサイト 運用	人材情報ポータルサイト 検討	人材情報ポータルサイト 検討
助成等による支援	保育士資格取得支援 実施	保育士資格取得支援 検討	保育士資格取得支援 検討
	職員宿舍借り上げ支援 実施	職員宿舍借り上げ支援 検討	職員宿舍借り上げ支援 検討
	保育士応援手当 実施	保育士応援手当 検討	保育士応援手当 検討
研修	保育実践力強化研修 実施	保育実践力強化研修 実施	保育実践力強化研修 実施
備考			



### 3 区立保育園等の改築・改修

**強靱化**

耐震診断の結果に基づく耐震改修や、老朽化した保育園の改築・改修などを計画的に進め、良質な保育環境を整備します。

所管部	こども家庭部	関連計画	大田区公共施設等総合管理計画 大田区子ども・子育て支援計画	
本事業の取組	年度別計画			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
新蒲田保育園の改築工事	新蒲田保育園 建設・竣工			
改築整備が必要な保育園	大森西保育園 設計	大森西保育園 建設	大森西保育園 建設	
	みなみまごめ保育園 検討・推進	みなみまごめ保育園 計画策定	みなみまごめ保育園 計画策定	
備考	みなみまごめ保育園(児童福祉事業を実施する事業者への貸付施設):旧区立南馬込保育園			



### 4 安全・安心な放課後の居場所づくり

共働き家庭等の放課後児童の健全育成を目的とした「学童保育事業」と、多様な体験・活動を通じて自主性や社会性を育むことを目的とした「放課後子ども教室事業」を、学校施設の活用により一体的に実施し、全ての児童の放課後における安全・安心な居場所の確保と拡大を図ります。

所管部	こども家庭部 教育総務部	関連計画	大田区子ども・子育て支援計画 おおた教育ビジョン	
本事業の取組	年度別計画			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
放課後ひろば実施校の拡充	新規開設 1校	新規開設 1校	新規開設 1校	
放課後子ども教室の拡充	新規開設 1校	新規開設 調整	新規開設 調整	
備考				

## 5 在宅子育て支援事業等の拡充

### 柱 5

産後の家事育児の負担軽減を図る「産後家事・育児援助事業」と、緊急時の「一時保育」、保護者のリフレッシュにも利用できる「一時預かり保育\*」を実施し、在宅で子育て中の世帯を支援します。

また、保育園及び子ども家庭支援センターにおいて親子が安心して過ごせる場を提供する子育てひろば事業を児童福祉法に基づく地域子育て支援拠点として継続するとともに、区独自の事業として実施している児童館の子育てひろば事業について、イベントプログラムの充実などの機能強化を図り、児童福祉法に基づく地域子育て支援拠点に位置付けることで子育て支援を更に充実します。

所管部	こども家庭部	関連計画	大田区子ども・子育て支援計画
本事業の取組	年度別計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一時預かり保育の実施	一時預かり事業及び 緊急一時保育 実施	一時預かり事業及び 緊急一時保育 実施	一時預かり事業及び 緊急一時保育 実施
子育てひろば事業 (地域子育て支援拠点) の実施	児童館 45館 (うち地域子育て支援拠点45館)  保育園 地域子育て支援拠点 5園  子ども家庭支援センター 地域子育て支援拠点 4か所	児童館 45館 (うち地域子育て支援拠点45館)  保育園 地域子育て支援拠点 5園  子ども家庭支援センター 地域子育て支援拠点 4か所	児童館 45館 (うち地域子育て支援拠点45館)  保育園 地域子育て支援拠点 5園  子ども家庭支援センター 地域子育て支援拠点 4か所
産後家事・育児援助 事業  P50	<b>産後家事・育児援助事業</b> 実施	産後家事・育児援助事業 実施	産後家事・育児援助事業 実施
備考			

基本目標1

生涯を健やかに安心していきいきと暮らせるまち

個別目標1-1

未来を拓き地域を担う子どもを、みんなで育むまちにします

## 施策 1-1-3



# 豊かな人間性をはぐくみ、

柱5

# 未来を創る子どもを育成します

### 施策の方向性

- ☞ 学校・地域・家庭が手を携えて、子どもたちの「豊かな人間性」と「未来を創る力」をはぐくむまちをつくります。
- ☞ 児童・生徒の個性や可能性を引き出すとともに、学ぶ喜びを感じられる意欲あふれる学びの中で、自らの力を発揮し、個性や可能性を伸ばすことができるよう、一人ひとりの教育ニーズに応じた指導の充実を図ります。

### 現状と課題

**区**は、学校・家庭において多様な学びを提供し、質の高い授業が行えるよう整備を進めてきました。今後は、ICT\*教育環境の整備や国際理解教育の推進等、社会状況の変化に伴う様々な教育課題への対応を図るとともに、安全・安心して魅力ある教育環境の整備を進める必要があります。

近年、不登校児童・生徒や発達障がい\*等で特別な支援を必要とする児童・生徒数は増加傾向にあり、教員による一層きめ細やかな指導や支援が求められています。一方、学校に求められる役割が拡大する中、教員の長時間勤務が社会問題化しています。教員の授業準備や児童・生徒一人ひとりに向き合う時間を確保するため、学校の支援体制等を強化する必要があります。

また、今後見込まれる学校施設等の改築需要に対応するため、学校施設の計画的な維持更新や体育館空調の整備など、良質な教育環境の確保と、学校内外における児童・生徒の安全・安心に関する取組の強化が求められます。

子どもの教育・発達上の悩みを抱える保護者は、近年大幅に増加しているため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの増員等により相談体制を拡充してきました。社会が複雑多様化する中、子どもたちの健やかな成長のためには、学校、家庭、地域が教育の目標を共有し、これまで以上に連携・協働\*することが求められています。引き続き、関係機関との連携強化に取り組み、更なる体制の充実を図っていくことが重要です。



## 施策を構成する事業体系

### 豊かな人間性をはぐくみ、未来を創る子どもを育成します

No.	事業名
1	ICT*教育の推進 
2	国際理解教育の推進
3	学校教育環境の整備
4	個に応じた学びの支援

No.	その他の取組
5	【柱5】学びの保障・子どもの生活応援 

# I ICT\*教育の推進

## 柱 5



電子黒板やタブレット端末などのICTを積極的に授業に活用し、分かりやすく質の高い授業を行うことで確かな学力の定着を図るとともに、児童・生徒自身がこれらの機器を使いこなし、自分の考えをまとめ、課題解決する力を育てます。そのために、ICTの授業への活用方法等を研究し、その成果を全校で共有し、ICT教育を推進します。

所管部	教育総務部	関連計画	おおた教育ビジョン
本事業の取組	年度別計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ICT環境の充実  P48	全区立小・中学校ICT環境整備 タブレット端末増設 実施	全区立小・中学校ICT環境整備 タブレット端末入れ替え 更新	全区立小・中学校ICT環境整備 タブレット端末利用
研修・連絡会の開催	初任者対象研修 情報モラル研修 1回 ICT活用研修 実施  ICT活用推進リーダー連絡協議会 2回  教職員対象研修 実施	初任者対象研修 情報モラル研修 1回 ICT活用研修 実施  ICT活用推進リーダー連絡協議会 2回  教職員対象研修 実施	初任者対象研修 情報モラル研修 1回 ICT活用研修 実施  ICT活用推進リーダー連絡協議会 2回  教職員対象研修 実施
ICT教育の推進  P48	ICT教育推進専門員等の配置  ICT教育研究 研究校指定	ICT教育推進専門員等の配置  ICT教育研究 研究校実践	ICT教育推進専門員等の配置  ICT教育研究 全校実施
備考			



## 2 国際理解教育の推進

外国語教育指導員との英語によるコミュニケーションなど体験的な英語活動の機会を充実し、英語を活用したコミュニケーション能力や、日本及び世界の伝統や文化を尊重し、国際社会に貢献できる力の育成をめざし、国際理解教育の推進を図ります。

所管部	教育総務部	関連計画	おおた教育ビジョン
本事業の取組	年度別計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
国際理解を深める実践的な取組の推進	外国語教育指導員の派遣 <div style="text-align: right;">実施</div> 体験的な英語活動 <div style="text-align: right;">実施</div> 中学生英語検定 <div style="text-align: right;">実施</div>	外国語教育指導員の派遣 <div style="text-align: right;">実施</div> 体験的な英語活動 <div style="text-align: right;">実施</div> 中学生の海外派遣 <div style="text-align: right;">実施</div> 中学生英語検定 <div style="text-align: right;">実施</div>	外国語教育指導員の派遣 <div style="text-align: right;">実施</div> 体験的な英語活動 <div style="text-align: right;">実施</div> 中学生の海外派遣 <div style="text-align: right;">実施</div> 中学生英語検定 <div style="text-align: right;">実施</div>
備考			



### 3 学校教育環境の整備

**強靱化**

良好な教育環境づくりを進めるとともに、今後、大量に見込まれる学校施設等の改築需要に対応するため、計画的な改築を進めます。

改築にあたっては、工期の短縮に向けた改築手法の検討に取り組みます。

所管部	教育総務部	関連計画	おおた教育ビジョン	
本事業の取組	年度別計画			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
大森第四小学校	竣工			
大森第七中学校	工事	竣工		
入新井第一小学校	工事	工事		工事
東調布第三小学校	実施設計	着工		工事
赤松小学校	工事	工事		工事
田園調布小学校	基本設計	基本設計 実施設計		実施設計
東調布中学校	基本設計	基本設計 実施設計		実施設計
矢口西小学校	基本設計 実施設計	実施設計		着工
安方中学校	基本設計 実施設計	実施設計		着工
馬込第三小学校	基本設計	基本設計 実施設計		実施設計
入新井第二小学校	基本設計	基本設計 実施設計		実施設計
体育館の空調設備	空調設備の設置 拡充			
備考				



## 4 個に応じた学びの支援

児童・生徒の個性や可能性を引き出すとともに、学ぶ喜びを感じられる意欲あふれる学びの中で、自らの力を発揮し、個性や可能性を伸ばすことができるよう、一人ひとりの教育ニーズに応じた指導の充実を図ります。

所管部	教育総務部	関連計画	おおた教育ビジョン
本事業の取組	年度別計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
不登校児童・生徒への支援	学級集団状況等把握 <div style="text-align: right;">実施</div> 支援体制の構築 <div style="text-align: right;">実施</div> 不登校特例校分教室 <div style="text-align: right;">実施</div>	学級集団状況等把握 <div style="text-align: right;">実施</div> 支援体制の構築 <div style="text-align: right;">実施</div> 不登校特例校分教室 <div style="text-align: right;">実施</div>	学級集団状況等把握 <div style="text-align: right;">実施</div> 支援体制の構築 <div style="text-align: right;">実施</div> 不登校特例校分教室 <div style="text-align: right;">実施</div>
特別支援教育	特別支援教育関連研修 <div style="text-align: right;">実施</div> 通級指導学級の指導 <div style="text-align: right;">実施</div> 特別支援教室(サポートルーム)の指導 <div style="text-align: right;">実施</div>	特別支援教育関連研修 <div style="text-align: right;">実施</div> 通級指導学級の指導 <div style="text-align: right;">実施</div> 特別支援教室(サポートルーム)の指導 <div style="text-align: right;">実施</div>	特別支援教育関連研修 <div style="text-align: right;">実施</div> 通級指導学級の指導 <div style="text-align: right;">実施</div> 特別支援教室(サポートルーム)の指導 <div style="text-align: right;">実施</div>
日本語指導	日本語特別指導 <div style="text-align: right;">実施</div> 日本語学級 <div style="text-align: right;">実施</div>	日本語特別指導 <div style="text-align: right;">実施</div> 日本語学級 <div style="text-align: right;">実施</div>	日本語特別指導 <div style="text-align: right;">実施</div> 日本語学級 <div style="text-align: right;">実施</div>
備考			

5 学びの保障・子どもの生活応援

柱5

所管部	教育総務部	関連計画	おおた教育ビジョン	
本事業の取組	年度別計画			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
家庭学習支援  P48	<b>Wi-Fi 環境整備</b> モバイルルーター整備	Wi-Fi 環境整備 モバイルルーター利用	Wi-Fi 環境整備 モバイルルーター利用	
	<b>学習用コンテンツの家庭利用</b> 実施	学習用コンテンツの家庭利用 拡充	学習用コンテンツの家庭利用 拡充	
備考				

基本目標1

生涯を健やかに安心していきいきと暮らせるまち

個別目標1-2

誰もが自分らしく、健康で生きがいをもって暮らせるまちをつくります

## 施策 1-2-1



# 健康に暮らせるまちをつくります

柱1

### 施策の方向性

- ☞誰もが安心して、本人が希望する場所で必要な医療を受け、生涯にわたり健全で豊かな生活を送ることができる環境を整えます。
- ☞住みながら自然に健康になることができるまちをつくります。
- ☞健康に関する正しい知識と生活習慣病やがん予防の習慣を身に付け、健診やがん検診を定期的に受けることができる環境を整えます。

## 現状と課題

**健**康づくりに関する情報提供や支援により、健康づくりに励む区民が増えたほか、喫煙の身体への影響に関する普及啓発で喫煙者割合が減りました。一方で、若年層に運動習慣がない割合が多い、喫煙し続ける人が減らない等の課題があります。今後は、働き盛り世代を中心に「健康経営\*」の考え方や、スポーツによる健康づくりの有効性及び受動喫煙防止に関する普及啓発、健康づくり活動を進める取組が必要です。

また、がん検診の受診率は環境整備により向上しましたが、国の目標値（50%）には達しておらず、65歳健康寿命は都平均より下回っています。がん検診や特定健診の有効性・重要性の啓発、受診しやすい環境の整備を進めることが重要です。さらに、誰もが安心して自分の住み慣れた地域で暮らしていくため、医療・介護・福祉などの関係機関が連携し、在宅医療相談窓口の設置等による切れ目ない在宅医療と介護の推進を図るシステム構築が必要です。

感染症や予防接種の相談、講演会等で正しい感染症知識や予防認知度が向上しましたが、新型コロナウイルス感染症対応で多くの業務が保健所に集中しており、全庁を挙げた支援が必要です。感染症に関する情報について、区民に迅速に伝えるため、国や都、他自治体等の機関と連携し、区報、HP、SNS等を活用して発信するほか、安定した医療体制の確保に向けた支援を行うことが求められています。



## 施策を構成する事業体系

### 健康に暮らせるまちをつくれます

No.	事業名
1	地域医療連携の推進（在宅医療支援体制の強化）
2	健康危機管理体制の強化 
3	みんなの健康づくり 
4	受動喫煙防止対策の推進
5	国民健康保険データヘルス計画に基づく保健事業の推進



## I 地域医療連携の推進(在宅医療支援体制の強化)

在宅医療を円滑に進めるため、病院、在宅医、医療介護関係者間の連携調整、区民からの相談や区民への啓発など、システムの機能強化が必要です。区は、在宅関係者の取組を積極的に支援することで、急性期から慢性期まで切れ目なく医療が受けられる仕組みをつくります。

所管部	健康政策部	関連計画	おおた健康プラン(第三次)
本事業の取組	年度別計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
在宅医療支援体制の強化	在宅医療連携に関する区民向け相談窓口 実施	在宅医療連携に関する区民向け相談窓口 実施	在宅医療連携に関する区民向け相談窓口 実施
	多職種研修への支援 実施	多職種研修への支援 実施	多職種研修への支援 実施
	在宅医療に関する区民向け講座 実施	在宅医療に関する区民向け講座 実施	在宅医療に関する区民向け講座 実施
	在宅医療連携推進協議会への支援 推進	在宅医療連携推進協議会への支援 推進	在宅医療連携推進協議会への支援 推進
備考	「多職種研修への支援」、「在宅医療に関する区民向け講座」については、オンラインによる実施の可能性がります。		



## 2 健康危機管理体制の強化

### 柱 1

区は、健康危機の発生に迅速に対応できる体制を整え、事象の解明と問題の解決に向けて関係機関と連携し、適切な措置を講じます。また、健康危機に関する情報について、区報やホームページ、講習会等を通じて適切に提供することにより、区民が安全で安心に暮らしていけるよう努めます。

所管部	企画経営部 総務部 健康政策部	関連計画	おおた健康プラン(第三次)
本事業の取組	年度別計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域の医療体制の確保  P32	<b>感染者受入れに対する支援</b> ・大田区新型コロナウイルス 感染症患者受入医療機関 支援助成金の支給  実施		
感染及び感染の疑い がある区民への支援  P33	<b>PCR検査センターの設置</b> 実施  <b>医療機関等を介さないPCR 検体の回収</b> 実施  <b>感染症相談窓口の設置</b> 実施  <b>感染者への費用助成</b> 実施	PCR検査センターの設置 実施  医療機関等を介さないPCR 検体の回収 実施  感染症相談窓口の設置 実施  感染症への費用助成 実施	PCR検査センターの設置 実施  医療機関等を介さないPCR 検体の回収 実施  感染症相談窓口の設置 実施  感染症への費用助成 実施
感染症に関する情報 発信  P33	<b>区報における感染症関連情報 の特集、掲載、臨時号の発行</b> 実施  <b>区ホームページにおける感染症 関連情報の掲載</b> 実施  <b>SNSを活用した 感染症関連情報の発信</b> 実施	区報における感染症関連情報 の特集、掲載、臨時号の発行 実施  区ホームページにおける感染症 関連情報の掲載 実施  SNSを活用した 感染症関連情報の発信 実施	区報における感染症関連情報 の特集、掲載、臨時号の発行 実施  区ホームページにおける感染症 関連情報の掲載 実施  SNSを活用した 感染症関連情報の発信 実施
予防接種による安定した 診療体制の確保  P33	<b>予防接種電話・窓口等の拡充 (乳幼児・高齢者)</b> 実施	予防接種電話・窓口等の拡充 (乳幼児・高齢者) 実施	予防接種電話・窓口等の拡充 (乳幼児・高齢者) 実施

新型コロナウイルス ワクチン接種事業   P33	新型コロナウイルスワクチン 接種に係るコールセンター・ 窓口の開設  実施  接種に係る予約システムの 導入  実施  地域集団接種会場 開設・運営		
備考			

### 3 みんなの健康づくり

柱 1



子どもから高齢者まで、あらゆる世代の区民一人ひとりが、ライフステージに応じた健康づくりを行えるよう、インセンティブ\*を活用した健康ポイント制度など、誰もが健康づくりを始めたいとする仕組みづくりを推進します。また、働き盛り世代の区民の健康増進を図るため、健康経営\*に取り組む区内企業を認定し、企業による健康づくりの取組を支援するほか、人生100年時代の到来を見据え、区の健康課題について、行政情報、区民への質問票調査の分析等を基に、根拠に基づいた効果的な健康施策を実施するため、大学と連携した共同研究を行います。

所管部	健康政策部	関連計画	おおた健康プラン(第三次)	
本事業の取組	年度別計画			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
健康づくり活動の継続 のための支援   P34	はねびょん健康ポイント (はねびょん健康ポイントの アプリ機能強化)  実施	はねびょん健康ポイント (はねびょん健康ポイントの アプリ機能強化)  実施	はねびょん健康ポイント (はねびょん健康ポイントの アプリ機能強化)  実施	
おおた健康経営認定 事業   P34	おおた健康経営事業所の 募集・認定  実施  シンポジウムの開催  実施	おおた健康経営事業所の 募集・認定  実施  シンポジウムの開催  実施	おおた健康経営事業所の 募集・認定  実施  シンポジウムの開催  実施	
健康づくり活動の支援   P34	人生100年時代を見据えた 健康寿命延伸プロジェクト  実施	人生100年時代を見据えた 健康寿命延伸プロジェクト  実施	人生100年時代を見据えた 健康寿命延伸プロジェクト  実施	
備考				



#### 4 受動喫煙防止対策の推進

令和2年(2020年)に健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例が完全施行されたことを受けて、受動喫煙防止対策及び禁煙勧奨をより強化します。

受動喫煙防止対策等指導員などによる窓口応対をはじめ、現場における指導・啓発を強化します。

また、禁煙勧奨やたばこに関するセミナー、健康づくりや受動喫煙防止に関する普及啓発を行うことで、区民の健康づくりを支援していきます。

屋外での喫煙対策については、望まない受動喫煙に配慮した分煙環境の整備を行い、喫煙する人とならない人が共存できるようにするため、公衆喫煙所の設置と喫煙マナー向上に向けた指導及び啓発の強化を推進します。

所管部	健康政策部 環境清掃部	関連計画	おおた健康プラン(第三次)
本事業の取組	年度別計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
禁煙勧奨及び受動喫煙防止対策の強化	受動喫煙防止対策 <div style="text-align: right;">実施</div> 健康づくりや受動喫煙防止の意識啓発 <div style="text-align: right;">実施</div>	受動喫煙防止対策 <div style="text-align: right;">実施</div> 健康づくりや受動喫煙防止の意識啓発 <div style="text-align: right;">実施</div>	受動喫煙防止対策 <div style="text-align: right;">実施</div> 健康づくりや受動喫煙防止の意識啓発 <div style="text-align: right;">実施</div>
公衆喫煙所の整備と喫煙マナー向上に向けた啓発・指導の強化	公衆喫煙所整備及び運用 <div style="text-align: right;">実施</div> 喫煙禁止重点対策地区及びその周辺の集中指導と公衆喫煙所周辺及び喫煙関係苦情箇所周辺の重点指導 <div style="text-align: right;">実施</div> 喫煙マナーに関する規定の周知啓発 <div style="text-align: right;">推進</div>	公衆喫煙所整備及び運用 <div style="text-align: right;">実施</div> 喫煙禁止重点対策地区及びその周辺の集中指導と公衆喫煙所周辺及び喫煙関係苦情箇所周辺の重点指導 <div style="text-align: right;">実施</div> 喫煙マナーに関する規定の周知啓発 <div style="text-align: right;">推進</div>	公衆喫煙所整備及び運用 <div style="text-align: right;">実施</div> 喫煙禁止重点対策地区及びその周辺の集中指導と公衆喫煙所周辺及び喫煙関係苦情箇所周辺の重点指導 <div style="text-align: right;">実施</div> 喫煙マナーに関する規定の周知啓発 <div style="text-align: right;">推進</div>
備考	※はねびょん健康ポイント事業と連動し、スマートフォンのアプリケーションを活用した喫煙のリスクの理解と行動の支援を行います。		



## 5 国民健康保険データヘルス計画に基づく保健事業の推進

国民健康保険の保険者として、被保険者の健康を保持増進し、医療費の適正化につなげていくため、PDCAサイクルに沿った効果的な保健事業を実施します。特に受診率の低い若年層の特定健診受診率向上や、生活習慣病の発症・重症化予防、医療費抑制に向けた後発医薬品\*利用促進等に努めます。

所管部	区民部	関連計画	おおた健康プラン(第三次)	
本事業の取組	年度別計画			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
データヘルス計画の推進	特定健康診査 <div style="text-align: right;">実施</div>	特定健康診査 <div style="text-align: right;">実施</div>	特定健康診査 <div style="text-align: right;">実施</div>	
	人間ドック受診助成 <div style="text-align: right;">実施</div>	人間ドック受診助成 <div style="text-align: right;">実施</div>	人間ドック受診助成 <div style="text-align: right;">実施</div>	
	早期介入保健事業 <div style="text-align: right;">実施</div>	早期介入保健事業 <div style="text-align: right;">実施</div>	早期介入保健事業 <div style="text-align: right;">実施</div>	
	糖尿病性腎症等重症化予防 保健指導(面談・電話) <div style="text-align: right;">実施</div>	糖尿病性腎症等重症化予防 保健指導(面談・電話) <div style="text-align: right;">実施</div>	糖尿病性腎症等重症化予防 保健指導(面談・電話) <div style="text-align: right;">実施</div>	
	後発医薬品利用促進 <div style="text-align: right;">実施</div>	後発医薬品利用促進 <div style="text-align: right;">実施</div>	後発医薬品利用促進 <div style="text-align: right;">実施</div>	
	適正な受診・服薬の促進 電話・面接指導 <div style="text-align: right;">実施</div>	適正な受診・服薬の促進 電話・面接指導 <div style="text-align: right;">実施</div>	適正な受診・服薬の促進 電話・面接指導 <div style="text-align: right;">実施</div>	
備考				

基本目標1

生涯を健やかに安心していきいきと暮らせるまち

個別目標1-2

誰もが自分らしく、健康で生きがいをもって暮らせるまちをつくります

## 施策 1-2-2



誰もが社会的包摂の中で、

柱3

柱5

安心して暮らせるまちをつくります

### 施策の方向性

- ☞ 障がい者が住み慣れた地域で必要とするサービスを自ら選択し、個性や強みを生かして社会活動や経済活動に参加しながら、安心して暮らせるまちをつくります。
- ☞ 区民の誰もが互いに人権を尊重し、多様性を認め合いながら、自分らしく活躍できるまちをつくります。
- ☞ 経済的状況や疾患状況等に関わらず、多様な人々が交流し、寄り添い合って暮らせる社会の実現を目指します。

## 現状と課題

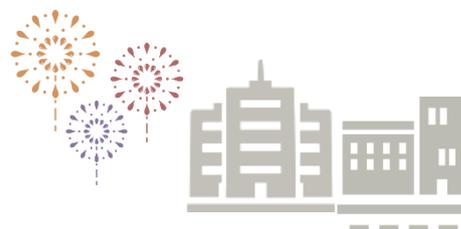
**社**会構造が変化し、価値観が多様化・複雑化する中で、地域共生社会\*を作るためには、社会的に包み込むような支援（社会的包摂）が必要です。

区では平成29年3月に「ユニバーサルデザイン窓口サービスガイドライン」を策定し、区民サービスの向上に取り組んだほか、小中学校での障がい理解教育の支援及びUD\*のまちづくりの普及啓発等を図りました。そのほか、地域で暮らす障がい者を支える機能の充実を図るためには、さぽーとぴあ\*を中心に複合的な課題を把握し、包括的に支援する連携体制を構築・強化することが重要です。

また、「JOBOTA\*」の新規相談件数は年々増加傾向にあります。一方、「大田区自殺対策計画」に基づく対策により自殺死亡率は減少しましたが、相談機関につながらずに課題を抱えている区民へのアプローチが求められています。

インターネット上などでは、外国人や感染症罹患者等に対する人権侵害が起きており、これまで以上に基本的人権を尊重する理念を区民全体で共有していく必要があります。また、これまでの取組により男女平等意識は向上したものの、未だ意識と現実には乖離があり、男女ともに希望するワーク・ライフ・バランス\*を実践できるよう、個人及び企業などに対する多角的・継続的な取組が求められています。

これらを踏まえソフト・ハードの両面で社会状況の変化を踏まえた支援体制の改善を図る必要があります、そのための人材育成とその確保も重要です。



### 誰もが社会的包摂の中で、安心して暮らせるまちをつくります

No.	事業名
1	障がい者総合サポートセンター（さぼーとぴあ*）の運営・充実
2	地域生活支援拠点等の機能の充実
3	精神障がい者に対する支援の充実
4	福祉人材の確保・育成・定着
5	ユニバーサルデザインに配慮したサービスの改善
6	だれもが円滑に移動できるまちづくり
7	生活困窮者自立支援事業の実施 
8	生きづらさを抱える人への支援
9	多様な人々が活躍できるまちづくり



## 1 障がい者総合サポートセンター（さぼーとぴあ\*）の運営・充実

専門性に基づいたサービス提供と地域の力を結集し、障がい者の生活をサポートする「拠点」とします。サポートセンターの機能拡充をはじめ保健・福祉に係る機能の充実を図り、ライフステージに応じた総合的な支援体制を確立します。

所管部	福祉部	関連計画	おおた障がい施策推進プラン (大田区障害者計画、第6期大田区障害福祉計画、第2期大田区障害児福祉計画、大田区発達障がい*児・者支援計画)		
			年度別計画		
本事業の取組	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
障がい者総合サポートセンターの運営・充実	相談支援、地域交流支援、就労支援、居住支援 短期入所 学齢期の発達障がい支援 (専門相談・療育) 実施	相談支援、地域交流支援、就労支援、居住支援 短期入所 学齢期の発達障がい支援 (専門相談・療育) 実施	相談支援、地域交流支援、就労支援、居住支援 短期入所 学齢期の発達障がい支援 (専門相談・療育) 実施		
関係機関と連携した支援の充実	関係者会議への参加 各種ネットワーク事業 実施	関係者会議への参加 各種ネットワーク事業 実施	関係者会議への参加 各種ネットワーク事業 実施		
自立支援協議会との連携	連携会議への参画 実施	連携会議への参画 実施	連携会議への参画 実施		
就労促進・定着支援	就労支援ネットワーク事業 実施	就労支援ネットワーク事業 実施	就労支援ネットワーク事業 実施		
障がい理解啓発及び障がい者スポーツの促進	障がい理解啓発及び障がい者スポーツ推進のための取組 実施	障がい理解啓発及び障がい者スポーツ推進のための取組 実施	障がい理解啓発及び障がい者スポーツ推進のための取組 実施		
備考					



## 2 地域生活支援拠点等の機能の充実

障がい者が住み慣れた地域で必要とするサービスを自らの意思により選択し、自分の個性や強みを生かしながら社会活動や経済活動に参加し、安心して暮らすことができるように、地域生活支援拠点等の各機能を強化し、更なる充実を図ります。

所管部	福祉部	関連計画	おおた障がい施策推進プラン (大田区障害者計画、第6期大田区障害福祉計画、第2期大田区障害児福祉計画、大田区発達障がい*児・者支援計画)	
本事業の取組	年度別計画			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
地域生活支援拠点等の機能の充実	日中活動の場の整備 <div style="text-align: right;">実施</div> 緊急時の受入体制の充実 <div style="text-align: right;">実施</div> 居住の場の確保・充実 <div style="text-align: right;">実施</div>	日中活動の場の整備 <div style="text-align: right;">実施</div> 緊急時の受入体制の充実 <div style="text-align: right;">実施</div> 居住の場の確保・充実 <div style="text-align: right;">実施</div>	日中活動の場の整備 <div style="text-align: right;">実施</div> 緊急時の受入体制の充実 <div style="text-align: right;">実施</div> 居住の場の確保・充実 <div style="text-align: right;">実施</div>	
備考				



### 3 精神障がい者に対する支援の充実

精神障がいがあっても地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、保健・医療・福祉等の関係者による協議の場を通じてネットワークの構築と重層的な支援体制の構築を目指します。未治療や治療中断者への精神保健福祉士等によるアウトリーチ支援\*にも取り組んでいきます。

所管部	健康政策部	関連計画	おおた健康プラン(第三次)
本事業の取組	年度別計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
大田区精神保健福祉地域支援推進会議の開催	大田区精神保健福祉地域支援推進会議 開催(年1回)	大田区精神保健福祉地域支援推進会議 開催(年1回)	大田区精神保健福祉地域支援推進会議 開催(年1回)
精神障がい者へのアウトリーチ支援	アウトリーチ支援 実施	アウトリーチ支援 実施	アウトリーチ支援 実施
措置入院者等退院後支援	措置入院者等退院後支援 実施	措置入院者等退院後支援 実施	措置入院者等退院後支援 実施
備考			



#### 4 福祉人材の確保・育成・定着

一人ひとりのニーズに合わせたきめ細やかな福祉サービスが求められる中、人口減少社会において、介護や福祉の専門職の人材不足が今後課題となっていくため、福祉人材の確保・育成・定着に向けた検討と実践に取り組めます。

所管部	観光・国際都市部 福祉部	関連計画	大田区地域福祉計画
本事業の取組	年度別計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
福祉人材の確保・育成・定着に関する事業	奨学金制度 人材確保型特別減免制度 実施  福祉人材の確保のための取組 おおた福祉フェス 実施 (ふくしのしごと市※1) (実施)  福祉人材育成のための研修 実施  外国人材の介護職の確保・ 育成・定着事業 (介護の日本語研修等の実施 ※2)	奨学金制度 人材確保型特別減免制度 実施  福祉人材の確保のための取組 おおた福祉フェス 実施 (ふくしのしごと市※1) (実施)  福祉人材育成のための研修 実施  外国人材の介護職の確保・ 育成・定着事業 (介護の日本語研修等の実施 ※2)	奨学金制度 人材確保型特別減免制度 実施  福祉人材の確保のための取組 おおた福祉フェス 実施 (ふくしのしごと市※1) (実施)  福祉人材育成のための研修 実施  外国人材の介護職の確保・ 育成・定着事業 (介護の日本語研修等の実施 ※2)
(仮称)福祉人材センター 機能の設置	検討		設置
備考	※1 「ふくしのしごと市の開催」については、(福)大田区社会福祉協議会が実施しています。 ※2 「介護の日本語研修等の実施」については、(一財)国際都市おおた協会が実施しています。		



## 5 ユニバーサルデザインに配慮したサービスの改善

ユニバーサルデザインの視点から、区民サービスに関するガイドラインを整備し、区役所が提供するサービスの改善を図ります。窓口サービスやホームページの改善など、情報アクセスやコミュニケーションの円滑化を推進します。

所管部	福祉部	関連計画	大田区ユニバーサルデザインのまちづくり基本方針	
本事業の取組	年度別計画			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
ユニバーサルデザイン 窓口サービスガイドライン	ガイドラインの普及・活用 拡充	ガイドラインの普及・活用 拡充	ガイドラインの見直し 検討	
区民サービスのユニバーサルデザイン化	職員向け研修 2回  UD*パートナー*等による窓口 対応等の点検 2か所	職員向け研修 2回  UDパートナー等による窓口 対応等の点検 2か所	職員向け研修 2回  UDパートナー等による窓口 対応等の点検 2か所	
備考				



## 6 だれもが円滑に移動できるまちづくり

大田区移動等円滑化促進方針・計画の策定や継続的な見直しを行い、高齢者、障がい者等の移動及び施設の利用上の利便性・安全性を促進するとともに、誰もが分け隔てなく共生する社会の実現を目指します。

所管部	まちづくり推進部	関連計画	大田区移動等円滑化促進方針
本事業の取組	年度別計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
大田区移動等円滑化の推進	大田区移動等円滑化推進協議会 実施  大田区移動等円滑化促進計画 調査・検討	大田区移動等円滑化推進協議会 実施  大田区移動等円滑化促進計画 策定	大田区移動等円滑化推進協議会 実施
備考			



7 生活困窮者自立支援事業の実施

柱 3

柱 5

生活困窮者自立支援法に基づき、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人を、困窮状態から早期に脱却させるため、本人の状態に応じた包括的な相談支援や就労支援を実施することにより、経済的自立を図ります。また、経済的に就学が困難な生徒や学生に、奨学金の給付及び貸し付けを行い、意欲をもって勉学に励めるよう支援します。

所管部	福祉部	関連計画	大田区地域福祉計画
本事業の取組	年度別計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立相談支援事業  P42	<b>生活再建・就労サポートセンターJOBOTAの運営</b> 自立相談支援、家計改善支援、就労準備支援 実施  <b>住居確保給付金の支給</b> 実施	生活再建・就労サポートセンターJOBOTAの運営 自立相談支援、家計改善支援、就労準備支援 実施  住居確保給付金の支給 実施	生活再建・就労サポートセンターJOBOTAの運営 自立相談支援、家計改善支援、就労準備支援 実施  住居確保給付金の支給 実施
学習支援事業	学習支援事業 4会場 各定員20人×2クラス 実施	学習支援事業 4会場 各定員20人×2クラス 実施	学習支援事業 4会場 各定員20人×2クラス 実施
奨学金事業  P49	<b>給付型奨学金事業</b> (大学等進学予定者) 実施  <b>給付型奨学金事業</b> (高等学校等進学予定者) 実施  <b>貸付型奨学金事業</b> (大学等進学予定・在学生) 実施	給付型奨学金事業 (大学等進学予定者) 実施  給付型奨学金事業 (高等学校等進学予定者) 実施  貸付型奨学金事業 (大学等進学予定・在学生) 実施	給付型奨学金事業 (大学等進学予定者) 検証・実施  給付型奨学金事業 (高等学校等進学予定者) 実施  貸付型奨学金事業 (大学等進学予定・在学生) 実施
備考			



## 8 生きづらさを抱える人への支援

自殺対策について、近年はインターネットを通じて自殺願望を発信する一方、電話や面接など従来の方法では相談機関につながりにくい傾向にあるため、ICT\*を活用するなど相談しやすい環境を整えます。また、ひきこもりの人に対して、保健師による個別相談をはじめ、地域や支援者とつながることができるような居場所づくりを推進します。

所管部	健康政策部	関連計画	大田区地域福祉計画		
			おおた健康プラン(第三次) (大田区自殺対策計画)		
本事業の取組	年度別計画				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
インターネットを活用した 自殺防止相談事業	臨床心理士等専門職による 相談支援 実施	臨床心理士等専門職による 相談支援 実施	臨床心理士等専門職による 相談支援 実施		
	区内関係機関と連携した 「生きるための支援」 実施	区内関係機関と連携した 「生きるための支援」 実施	区内関係機関と連携した 「生きるための支援」 実施		
ひきこもりの方への支援 の充実	ひきこもり・生きづらさ茶話処 実施(年6回)	ひきこもり・生きづらさ茶話処 実施(年6回)	ひきこもり・生きづらさ茶話処 実施(年6回)		
	家族教室 実施(年1回)	家族教室 実施(年1回)	家族教室 実施(年1回)		
備考					



## 9 多様な人々が活躍できるまちづくり

ワーク・ライフ・バランス\*への理解を深め、男性の家庭や地域への参画を推進していくため、講座やパネル展の実施など、広く意識啓発に取り組むとともに、企業向けの啓発を実施します。また、子育てなどにより離職した女性が、その意欲と能力を活かして再就職にチャレンジできるよう、意欲向上やスキルアップのための講座を開催します。区役所においても、すべての職員の活躍を促進する取組を実施します。

所管部	総務部	関連計画	大田区男女共同参画推進プラン(第8期)		
			大田区特定事業主行動計画		
本事業の取組	年度別計画				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
ワーク・ライフ・バランスの啓発	家庭や地域活動への男性参画講座 2回  情報誌・展示等による啓発 2回  企業向け啓発 (セミナー 実施 相談会等 検討)	家庭や地域活動への男性参画講座 2回  情報誌・展示等による啓発 2回  企業向け啓発 (セミナー 実施 相談会等 検討)	家庭や地域活動への男性参画講座 2回  情報誌・展示等による啓発 2回  企業向け啓発 (セミナー 実施 相談会等 検討)		
女性の就労支援	女性再就職及び就労継続支援講座 4回  相談事業 実施	女性再就職及び就労継続支援講座 4回  相談事業 実施	女性再就職及び就労継続支援講座 4回  相談事業 実施		
備考					

⇨ 本事業のその他の取組

「職員能力の強化」【誰もが活躍できる職場づくりとキャリア形成の支援】(P.195)

基本目標1

生涯を健やかに安心していきいきと暮らせるまち

個別目標1-2

誰もが自分らしく、健康で生きがいをもって暮らせるまちをつくります

## 施策 1-2-3



### 学びやスポーツを通じて、誰もが

柱1

柱3

### 生きがいをもって暮らせるまちをつくります

#### 施策の方向性

- ☞ 学びを通じて個人の人生の豊かさを向上させ、学びが人と人、個人と社会をつなぐことで、笑顔あふれるまちを目指します。
- ☞ 区民が、身近な地域で、生涯学習に取り組むことができる環境を整えます。
- ☞ 外出が制限される環境でも図書館サービスを提供できる環境を整えます。
- ☞ 身近な地域でスポーツができる環境を整備することで、区民が日常的にスポーツに親しみ、健康維持・増進が図られているまちをつくります。
- ☞ 区民がスポーツを通じて国際交流を進めるまちをつくります。

#### 現状と課題

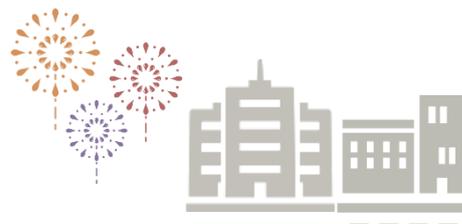
**人**生100年時代が到来し、生涯を通じて学ぶことの重要性は一層高まっています。また、デジタル化の推進など技術革新が一層加速していることから、学習環境についてもデジタル化などに対応し、誰もがいつでもどこでも学ぶことができる環境を整備する必要があります。

文化・芸術に関心を持ちながらも触れる機会がない区民は少なくありません。文化活動の活性化には、誰もが文化に接することができる環境整備や文化活動に対する支援の充実を図り、文化の担い手育成が必要です。

外出自粛等の状況下にあっても読書機会の確保が求められ、従来の来館、滞在を前提とした利用形態の対応に加え、非接触型の図書館サービスを整備する必要があります。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、在宅の時間が増え、スポーツや運動に親しむ機会は減少し、さらに、スポーツや運動をきっかけとした区民の交流機会も減少しています。誰もが身近な場所でスポーツや運動に親しみ、交流の機会が確保できるよう既存の運動施設を有効活用するなど、日常的にスポーツや運動に取り組むことができる環境を充実させていくことが必要です。

一方、区民のスポーツ実施率は年々向上してはいるものの、実施率の低い働き盛り世代や子育て世代をターゲットに、時間や場所を選ばず手軽にできるスポーツを普及するなど更なる取組の推進が必要です。また、東京2020大会は区民がスポーツや国際交流への関心を高める貴重な機会です。この機を捉え、するスポーツ、みるスポーツ、ささえるスポーツそれぞれの視点でのスポーツ環境拡充と、スポーツに親しむ中で国際交流の魅力を伝えていく必要があります。



## 施策を構成する事業体系

### 学びやスポーツを通じて、誰もが生きがいをもって暮らせるまちをつくります

No.	事業名
1	生涯学習の基盤づくり
2	生涯学習の推進 
3	図書館を活用した学習環境の整備・展開
4	地域の歴史・文化資源の活用
5	東京2020オリンピック・パラリンピック関連事業
6	スポーツ施設の整備・充実
7	区民のスポーツ実施率を上げる環境整備 



## I 生涯学習の基盤づくり

誰もが豊かに生きるため、生涯を通じて学ぶことの重要性が一層高まっており、その区民一人ひとりの学びが、地域社会の豊かさへつながり、それがまた個々の学びへ循環する生涯学習社会の実現を目指し、学習環境の整備を進めます。

所管部	地域力推進部	関連計画	_____
本事業の取組	年度別計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(仮称)新大田区生涯学習推進計画の策定・推進	(仮称)新大田区生涯学習推進計画 策定  (仮称)計画策定検討会議等 開催	(仮称)新大田区生涯学習推進計画 推進  (仮称)計画策定検討会議等 開催	(仮称)新大田区生涯学習推進計画 推進  (仮称)計画策定検討会議等 開催
生涯学習センターの整備・機能充実	活動拠点・情報の提供 実施	活動拠点・情報の提供 実施	活動拠点・情報の提供 実施
備考			



## 2 生涯学習の推進

### 柱 3

区民の生涯学習の裾野を広げ、区民一人ひとりのライフステージに合った学びの機会提供や学習の成果を活かした地域活動の充実を図り、個々の学びと地域社会づくりが循環する環境を醸成します。

また、区民の身近な地域での生涯学習推進のため、地域活動拠点の機能充実を図り、コーディネートとネットワークづくりを進めます。

所管部	地域力推進部	関連計画	—————
本事業の取組	年度別計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生涯学習情報の収集と発信   P43、44	区民等アンケート・意識調査 実施  <b>生涯学習情報誌等の発行</b> 実施  <b>SNS等による情報発信</b> 実施  <b>生涯学習ボランティア情報の提供</b> 実施	区民等アンケート・意識調査 実施  生涯学習情報誌等の発行 実施  SNS等による情報発信 実施  生涯学習ボランティア情報の提供 実施	区民等アンケート・意識調査 実施  生涯学習情報誌等の発行 実施  SNS等による情報発信 実施  生涯学習ボランティア情報の提供 実施
区民への学習機会の提供と充実   P44	おおた区民大学 実施  <b>区内教育機関・企業等との連携による講座</b> 実施  <b>各種講座のオンライン配信</b> 実施	おおた区民大学 実施  区内教育機関・企業等との連携による講座 実施  各種講座のオンライン配信 実施	おおた区民大学 実施  区内教育機関・企業等との連携講座 実施  各種講座のオンライン配信 実施
生涯学習人材の育成	生涯学習人材育成講座 実施  団体スキルアップ講座 1回程度	生涯学習人材育成講座 実施  団体スキルアップ講座 1回程度	生涯学習人材育成講座 実施  団体スキルアップ講座 1回程度
活動拠点との連携	文化センター・図書館との連携 試行実施  各種区内施設との連携 検討	文化センター・図書館との連携 実施  各種区内施設との連携 実施	文化センター・図書館との連携 実施  各種区内施設との連携 実施
備考			



### 3 図書館を活用した学習環境の整備・展開

新しい生活様式に対応した非接触型サービスの提供に取り組みます。子どもから高齢者までの区民の学びの場となるよう環境を整備します。

所管部	教育総務部	関連計画	おおた教育ビジョン
本事業の取組	年度別計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
図書館サービスの充実	インターネット環境の整備 <div style="text-align: right;">実施</div> 電子図書館(電子書籍貸し出し)サービス事業 <div style="text-align: right;">導入</div> 学校図書館との連携 <div style="text-align: right;">実施</div> 図書館資料の利用促進 特設コーナーの運営 (入新井、下丸子、蒲田駅前) <div style="text-align: right;">実施</div>	インターネット環境の整備 <div style="text-align: right;">実施</div> 電子図書館(電子書籍貸し出し)サービス事業 <div style="text-align: right;">実施・検証</div> 学校図書館との連携 <div style="text-align: right;">実施</div> 図書館資料の利用促進 特設コーナーの運営 (入新井、下丸子、蒲田駅前) <div style="text-align: right;">実施</div>	インターネット環境の整備 <div style="text-align: right;">実施</div>  学校図書館との連携 <div style="text-align: right;">実施</div> 図書館資料の利用促進 特設コーナーの運営 (入新井、下丸子、蒲田駅前) <div style="text-align: right;">実施</div>
備考			



## 4 地域の歴史・文化資源の活用

区民活動団体などと連携し、地域の歴史・文化の継承や発信をします。国登録有形文化財の旧清明文庫<sup>きゅうせいめいぶんこ</sup>\*を保存・活用した「勝海舟記念館」において、大田区にゆかりのある勝海舟の想いと、地域の歴史などを伝えていきます。

所管部	観光・国際都市部	関連計画	大田区文化振興プラン
本事業の取組	年度別計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
歴史・文化に関する調査研究・活用	研究・収集成果の展示 企画展・常設展の実施	研究・収集成果の展示 企画展・常設展の実施	研究・収集成果の展示 企画展・常設展の実施
区民活動団体等との連携	歴史・文化の広報・発信 実施 〔出前型事業の実施、 講座・体験学習〕	歴史・文化の広報・発信 実施 〔出前型事業の実施、 講座・体験学習〕	歴史・文化の広報・発信 実施 〔出前型事業の実施、 講座・体験学習〕
勝海舟記念館・郷土博物館他の運営	広報・事業の推進 広報・事業の実施 グッズの制作  勝海舟基金のPR・活用 区内外への発信 資料の購入・修復	広報・事業の推進 広報・事業の実施 グッズの制作  勝海舟基金のPR・活用 区内外への発信 資料の購入・修復	広報・事業の推進 広報・事業の実施 グッズの制作  勝海舟基金のPR・活用 区内外への発信 資料の購入・修復
文化振興協会との連携による文化資源の活用	活用の推進 区民の文化活動支援 区民との文化構築、発信 文化によるまちづくり推進	活用の推進 区民の文化活動支援 区民との文化構築、発信 文化によるまちづくり推進	活用の推進 区民の文化活動支援 区民との文化構築、発信 文化によるまちづくり推進
備考	博物館・記念館主催の講座や体験学習については、参加人数の制限、開催回数減を実施し、それを補完する実施形態として非対面化での方法やWEBによる実施を検討しています。		



## 5 東京2020オリンピック・パラリンピック関連事業

東京で開催される大会を貴重な機会と捉え、区民が大会に関わる機会を提供することで、区民に忘れられない感動体験や記憶を残せるように取り組みます。また、大会開催時のイベントやおおたウエルカムボランティア、ブラジル事前キャンプ等の事業を通じて、区が推進するスポーツや文化、観光等を振興するとともに、区民のボランティアマインドや国際意識の醸成を図ります。

事業実施に当たっては、十分なコロナ感染予防策を講じ、区民や関係者が安全に、かつ安心して活動できるようマニュアル等を作成したうえで取り組みます。

所管部	観光・国際都市部	関連計画	大田区オリンピック・パラリンピック アクションプログラム	
本事業の取組	年度別計画			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
大田区総合体育館を活用した国際試合の開催	国際大会の開催 3回			
東京2020大会の開催に向けた気運醸成	アクションプログラム 実施  ブラジル選手団事前キャンプ (3競技) 実施  大会関連事業 実施  聖火リレー (仮称)区民観戦プログラム ライブサイト等による区ゆかり選手の応援 )  おおたウエルカムボランティア事業 実施 (区内観光・交通案内 ブラジル事前キャンプの補助) )  事業実施に伴うレガシー検証 実施			
備考				



## 6 スポーツ施設の整備・充実

**強靱化**

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催により、区民のスポーツへの関心が高まりつつあります。既存公園などの運動施設を有効活用できるよう、施設の整備・充実を図ります。比較的スポーツ施設が少ない調布地区において、体育施設整備に向けた取組を進めます。

武道は、体力の向上、青少年の健全育成に寄与するとともに、日本の伝統文化として、国際交流を進めるうえでも有効なスポーツです。子どもから高齢者まで、幅広い世代が武道を楽しむことができる環境の整備を進めます。

所管部	地域力推進部 観光・国際都市部 都市基盤整備部	関連計画		大田区スポーツ推進計画 大田区オリンピック・パラリンピック アクションプログラム
	年度別計画			
本事業の取組	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
大規模運動施設の整備	東調布公園水泳場 外壁改修その他工事設計委託 ほか1件 高圧受電設備改修工事 ほか1件  萩中公園水泳場 屋内プール棟換気窓修繕工事	東調布公園水泳場 外壁改修その他工事 ほか1件  萩中公園水泳場 屋内プール棟照明改修工事 (LED化) ほか1件  平和島公園水泳場 施設修繕工事	東調布公園水泳場 施設改修工事  萩中公園水泳場 施設改修工事  平和島公園水泳場 施設改修基本設計	
体育施設の整備	調布地区体育館 検討  (仮称)田園調布せせらぎ公園 体育施設の整備 基本設計・実施設計  武道場 検討	調布地区体育館 検討  (仮称)田園調布せせらぎ公園 体育施設の整備 実施設計、着工  武道場 検討	調布地区体育館 検討  (仮称)田園調布せせらぎ公園 体育施設の整備 竣工  武道場 検討	
備考				



## 7 区民のスポーツ実施率を上げる環境整備

### 柱 1

区民のスポーツの実施率を上げることは、健康寿命の延伸など健康づくりにつながるとともに、地域コミュニティ\*の活性化や暮らしの質の向上に役立ちます。大田区スポーツ推進計画（改定版）では、成人の週1回以上のスポーツ実施率について、令和4年度（2022年度）までに65%程度にまで到達させ、維持することを目指しています。日頃スポーツをしていない人が、スポーツに親しめる事業を展開することで、スポーツ実施率の向上につなげます。

所管部	観光・国際都市部	関連計画	大田区スポーツ推進計画	
本事業の取組	年度別計画			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
スポーツの推進  P34	<b>新スポーツ健康ゾーン活性化事業</b> 推進	新スポーツ健康ゾーン活性化事業 推進	新スポーツ健康ゾーン活性化事業 推進	
	<b>スポーツ実施率の低い層の参加機会の拡充</b> 推進	スポーツ実施率の低い層の参加機会の拡充 推進	スポーツ実施率の低い層の参加機会の拡充 推進	
	<b>気軽に取り組めるスポーツ情報の発信</b> 推進	気軽に取り組めるスポーツ情報の発信 推進	気軽に取り組めるスポーツ情報の発信 推進	
	障がい者スポーツ教室 推進	障がい者スポーツ教室 推進	障がい者スポーツ教室 推進	
備考				

基本目標1

生涯を健やかに安心していきいきと暮らせるまち

個別目標1-3

高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らせるまちをつくります

# 施策 1-3-1



## 高齢者の安全・安心な

柱1

柱3

## 暮らしと活躍を支えます

### 施策の方向性

- ☞ 高齢者一人ひとりが、これまでの経験や知識を生かし、いきいきと暮らせるまちをつくります。
- ☞ 地域で暮らす高齢者を支えるため、多様な主体のつながりにより互いに助け合いながら暮らせるまちをつくります。
- ☞ 高齢者が、支援や介護が必要になっても、住み慣れた地域で多様なサービスを適切に受けながら、安心して自分らしく暮らせるまちをつくりま

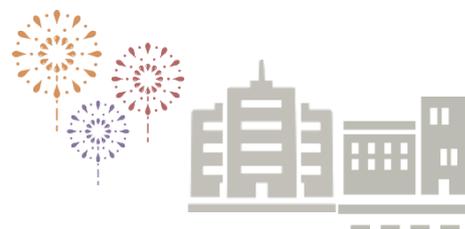
### 現状と課題

**超** 高齢社会を迎えている本区において、高齢者の元気維持を目的とした通いの場の拡充やフレイル予防の取組、地域や社会で役割をもって活動できる体制づくりは、今後も重点的に推進していく必要があります。

世帯構造等の変化に伴う高齢単身世帯の増加とともに、医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者や認知症高齢者の増加など、今後、介護需要が更に増加・多様化することが想定されます。要支援・要介護者の在宅生活を継続しつつ、家族介護者の負担軽減を支援する観点から、将来の介護需要に対応したサービス提供と介護基盤の充実を図る必要があります。また、高齢者の権利と尊厳を守るため、関係機関と連携し、安定的で質の高いサービスを提供できる体制整備を図る必要があります。

加えて、8050問題や心身の障がい、ダブルケアなど、複合課題を抱える世帯にも適切に対応できる相談支援や、安心を支える仕組みの構築も必要です。さらには、高齢単身世帯等への地域による見守りだけでなく、企業活動等と結びついた見守り・支えあいネットワークづくりによる支援の充実も不可欠です。そのため、これらの体制づくりや地域包括ケアシステムの中核となる地域包括支援センターには、相談支援体制をはじめとする運営・機能強化が求められます。

各種事業の実施にあたっては、高齢者は感染症リスクが高いため、感染防止対策も欠かせません。



### 高齢者の安全・安心な暮らしと活躍を支えます

No.	事業名
1	高齢者の就労促進・地域活動の支援 
2	高齢者が元気に過ごすための事業の充実 
3	多様な主体が参画する地域づくりの支援
4	見守り体制の強化・推進
5	地域共生社会*を見据えた地域生活を支える相談・支援体制の強化
6	共生と予防を軸とした認知症の人や家族への支援
7	多様なニーズに対応した介護サービスの提供・介護施設等整備支援
8	高齢者等の権利擁護・個人の尊重



Ⅰ 高齢者の就労促進・地域活動の支援

柱 3

高齢者等就労・社会参加支援センター（大田区 いきいき しごと ステーション）やシルバー人材センターへの支援を継続し、高齢者の多様なニーズに応える、新しい高齢期の働き方を支えます。また就労や地域活動への参加の要望に対し、新たなツールの活用や関係機関との連携強化を図り、各々の強みを生かした取組を進めます。

所管部	福祉部	関連計画	おおた高齢者施策推進プラン （大田区高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画）		
本事業の取組	年度別計画				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
高齢者等就労・社会参加支援センター（大田区 いきいき しごと ステーション）の充実	高齢者等就労・社会参加支援センターの運営支援 実施 ・求人開拓件数の増加を 目指した取組 ・就職者数の増	高齢者等就労・社会参加支援センターの運営支援 実施 ・求人開拓件数の増加を 目指した取組 ・就職者数の増	高齢者等就労・社会参加支援センターの運営支援 実施 ・求人開拓件数の増加を 目指した取組 ・就職者数の増		
シルバー人材センターへの支援	シルバー人材センターへの支援 実施 ・高齢者就労の体制づくり 事業推進の体制強化 会員増強	シルバー人材センターへの支援 実施 ・高齢者就労の体制づくり 事業推進の体制強化 会員増強	シルバー人材センターへの支援 実施 ・高齢者就労の体制づくり 事業推進の体制強化 会員増強		
シニアクラブ*の活性化	シニアクラブへの支援 運営支援 実施 会員加入促進 実施	シニアクラブへの支援 運営支援 実施 会員加入促進 実施	シニアクラブへの支援 運営支援 実施 会員加入促進 実施		
地域活動の活性化  P43	<b>高齢者のオンライン交流の促進</b> 実施	高齢者のオンライン交流の促進 実施	高齢者のオンライン交流の促進 実施		
備考					



## 2 高齢者が元気に過ごすための事業の充実

### 柱 1

介護予防・生活支援サービス事業の充実により、高齢者が、自立した生活を送れるようサポートします。また、介護予防事業の効果的実施を推進し、フレイル予防の拡充を図ります。あわせて地域の社会資源等を活用し、多種多様な通いの場の創出に向けた普及・啓発を進めます。

所管部	福祉部	関連計画	おおた高齢者施策推進プラン (大田区高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画)	
本事業の取組	年度別計画			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
介護予防・生活支援サービス	介護予防・生活支援サービス 実施	介護予防・生活支援サービス 実施	介護予防・生活支援サービス 実施	
 おおたフレイル予防事業 P35	区全域へのフレイル予防の理論の普及啓発 実施 地域特性に応じた取組の強化 実施	区全域へのフレイル予防の理論の普及啓発 実施 地域特性に応じた取組の強化 実施	区全域へのフレイル予防の理論の普及啓発 実施 地域特性に応じた取組の強化 実施	
 通いの場の拡充 P35	通いの場の確保 一般介護予防 介護予防講座 実施	通いの場の確保 一般介護予防 介護予防講座 実施	通いの場の確保 一般介護予防 介護予防講座 実施	
備考				

### 3 多様な主体が参画する地域づくりの支援

高齢者の在宅生活を支えるためのボランティアや NPO\*、民間企業等の多様な主体による生活支援サービスを提供する体制整備を進め、地域支え合い推進事業（生活支援体制整備事業）の充実を図ります。そのため、地域ささえあい強化推進員をはじめとした、福祉コーディネーターの機能・連携強化を図ります。

また、地域住民によるたすけあい、ささえあいの関係づくりを推進し、高齢者を中心にした地域の多様な主体が集い、活躍する拠点を構築します。

所管部	福祉部	関連計画	おおた高齢者施策推進プラン (大田区高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画)	
本事業の取組	年度別計画			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
老人いこいの家等の機能のあり方検討	検討会による機能面の検討 実施 中間のまとめ	検討会による機能面の検討 実施 最終のまとめ	(検討結果に基づき実施)	
シニアステーション事業の推進	シニアステーションの開設運営 蒲田西地区 開設等調整	シニアステーションの開設運営 蒲田西地区 新設	シニアステーションの開設運営 大森西・千束地区 開設等調整	
生活支援サービスの体制整備	多様な主体による生活支援サービスの提供 実施	多様な主体による生活支援サービスの提供 実施	多様な主体による生活支援サービスの提供 実施	
備考				



#### 4 見守り体制の強化・推進

年々増加するひとり暮らし高齢者や認知症高齢者、他者との接点・交流が保ちにくい高齢者が増える中で、高齢者見守り推進事業者等との連携を強化して、生活状況の把握を行うなど、見守り事業の充実を図ります。  
ひとり暮らし高齢者の孤立防止を進め、多様な主体の参画による見守りネットワーク事業の拡充を進めます。

所管部	福祉部	関連計画	おおた高齢者施策推進プラン (大田区高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画)		
本事業の取組	年度別計画				
	令和3年度		令和4年度		令和5年度
高齢者見守りネットワーク事業の充実	普及啓発強化 実施	関係機関との連携強化 実施	関係機関との連携強化 実施	関係機関との連携強化 実施	関係機関との連携強化 実施
	今後のあり方検討 実施	見守り方法の検討・構築 実施	見守り方法の検討・構築 実施	見守り方法の構築・実施 実施	見守り方法の構築・実施 実施
	キーホルダー事業推進 実施	キーホルダー事業推進 実施	キーホルダー事業推進 実施	キーホルダー事業推進 実施	キーホルダー事業推進 実施
	生活状況の把握 実施	生活状況の把握 実施	生活状況の把握 実施	生活状況の把握 実施	生活状況の把握 実施
高齢者ほっとテレフォンの実施	電話相談 実施	電話相談 実施	電話相談 実施	電話相談 実施	電話相談 実施
	事業周知 実施	事業周知 実施	事業周知 実施	事業周知 実施	事業周知 実施
備考					





## 6 共生と予防を軸とした認知症の人や家族への支援

認知症との共生や予防への理解を深めるため、あらゆる世代の人がサポーター養成講座を受講し、さらに受講した区民が理解を深めるための講座や身に付けた知識の実践の場づくりを推進することにより、地域で認知症についての知識を持つ人を増やし、認知症の人や家族を見守り、支える体制整備を進めます。

新たに実施する認知症検診を始めとして、認知症の疑いがある人を早期診断・早期対応につなげる取組を強化します。本人や家族の気づきを促し、認知症ケアパスを活用しながら状況に適した支援を受けることができるよう、関係機関等が連携を図ることで認知症の人と家族の地域での生活を支えます。併せて、若年性認知症施策を推進します。

所管部	福祉部	関連計画	おおた高齢者施策推進プラン (大田区高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画)	
本事業の取組	年度別計画			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
認知症サポーター養成講座事業	地域団体等開催型 (講師派遣) 実施 個人参加型(区・包括主催) 実施	地域団体等開催型 (講師派遣) 実施 個人参加型(区・包括主催) 実施	地域団体等開催型 (講師派遣) 実施 個人参加型(区・包括主催) 実施	
認知症検診の推進	大田区認知症検診推進事業 実施	大田区認知症検診推進事業 実施	大田区認知症検診推進事業 実施・検証	
認知症初期集中支援チーム及び認知症地域支援推進員の機能強化	チームの活動支援 実施 検討委員会の開催 実施 チーム員・推進員研修 実施	チームの活動支援 実施 検討委員会の開催 実施 チーム員・推進員研修 実施	チームの活動支援 実施 検討委員会の開催 実施 チーム員・推進員研修 実施	
認知症カフェ*への支援	認知症カフェの運営支援 実施	認知症カフェの運営支援 実施	認知症カフェの運営支援 実施	
行方不明高齢者の捜索支援	メールによる行方不明高齢者の捜索情報配信 実施 高齢者見守り訓練(モデル地区) 実施	メールによる行方不明高齢者の捜索情報配信 実施 高齢者見守り訓練(モデル地区) 実施	メールによる行方不明高齢者の捜索情報配信 実施 高齢者見守り訓練への支援 実施	
若年性認知症の支援	若年性認知症支援相談窓口における伴走型支援 実施 若年性認知症デイサービス事業 実施	若年性認知症支援相談窓口における伴走型支援 実施 若年性認知症デイサービス事業 実施	若年性認知症支援相談窓口における伴走型支援 実施 若年性認知症デイサービス事業 実施	
備考				

### ◇本事業のその他の取組

「多様なニーズに対応した介護サービスの提供・介護施設等整備支援」(P.115)



## 7 多様なニーズに対応した介護サービスの提供・介護施設等整備支援

多様な介護ニーズに対応するため、居宅サービスの充実とともに介護施設等の整備を進めます。サービスの提供にあたっては、介護人材の確保・育成・定着に取り組み、医療と介護の連携を図りながら、要支援・要介護者の自立した日常生活に資する適切なサービスが提供されるよう、介護サービス事業者を支援します。

所管部	福祉部	関連計画	おおた高齢者施策推進プラン (大田区高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画)	
本事業の取組	年度別計画			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
地域密着型サービスの整備支援	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 整備支援 (看護)小規模多機能型居宅介護 整備支援	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 整備支援 (看護)小規模多機能型居宅介護 整備支援	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 整備支援 (看護)小規模多機能型居宅介護 整備支援	
介護保険施設等の整備支援	認知症高齢者グループホーム 整備支援 特別養護老人ホーム 整備支援	認知症高齢者グループホーム 整備支援 特別養護老人ホーム 整備支援	認知症高齢者グループホーム 整備支援 特別養護老人ホーム 整備支援	
介護サービス事業者への支援	介護サービス事業者研修 実施	介護サービス事業者研修 実施	介護サービス事業者研修 実施	
ケアマネジメント力の強化	ケアプラン点検 実施 ケアマネジャー向け研修 実施	ケアプラン点検 実施 ケアマネジャー向け研修 実施	ケアプラン点検 実施 ケアマネジャー向け研修 実施	
備考				

### ◇ 本事業のその他の取組

「地域医療連携の推進(在宅医療支援体制の強化)」(P.82)

「福祉人材の確保・育成・定着」【福祉人材の確保・育成・定着に関する事業】(P.92)



## 8 高齢者等の権利擁護・個人の尊重

老いじたくの推進や成年後見制度の周知を図るとともに、必要に応じて区長申立てなどの利用支援により、高齢者等の権利擁護を推進します。また、社会貢献型後見人\*の養成等、後見人の確保に努めます。

所管部	福祉部	関連計画	大田区地域福祉計画・大田区成年後見制度利用促進基本計画	
			おおた高齢者施策推進プラン (大田区高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画)	
本事業の取組	年度別計画			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
成年後見制度等の活用支援	中核機関の運営及び地域連携ネットワークの構築 実施	中核機関の運営及び地域連携ネットワークの構築 実施	中核機関の運営及び地域連携ネットワークの構築 実施	
	多様な制度周知 実施	多様な制度周知 実施	多様な制度周知 実施	
社会貢献型後見人の確保	社会貢献型後見人養成基礎講習 連続講座1回	社会貢献型後見人養成基礎講習 連続講座1回	社会貢献型後見人養成基礎講習 連続講座1回	
	社会貢献型後見人養成フォローアップ研修 連続講座1回	社会貢献型後見人養成フォローアップ研修 連続講座1回	社会貢献型後見人養成フォローアップ研修 連続講座1回	
老いじたくの推進	相談会やセミナー等 実施	相談会やセミナー等 実施	相談会やセミナー等 実施	
	老いじたくパンフレット等 配布	老いじたくパンフレット等 配布	老いじたくパンフレット等 配布	
備考				

## 基本目標2

基本目標2

まちの魅力と産業が世界に向けて輝く都市

個別目標2-1

水と緑を大切にし、すべての人に安全で潤いのある暮らしを実現します

# 施策 2-1-1



## 魅力と個性にあふれ、利便性が高く 賑わいと活力あるまちをつくります

### 施策の方向性

- ☞ 働き場、学び場、遊び場、集いの場、憩いの場としての多彩な魅力を持ち、多くの人々が住み続けたいと思われ、訪れたい魅力ある持続可能な都市をつくります。
- ☞ ポストコロナ社会におけるまちづくりの在り方として、「新しい生活様式」の視点を加えて都市をつくります。
- ☞ 区民も、区外や外国からの来訪者も、内外へ移動しやすい都市をつくります。

### 現状と課題

**都**市計画マスタープランや各地域におけるまちづくり計画の策定・更新を通じ、区民とまちの将来像を共有しながら、情勢の変化に機敏に対応したまちづくりを更に進めていく必要があります。中でも、蒲田・大森は、中心拠点・交通結節点としての役割を果たすため、駅周辺街区の機能更新や都市基盤施設の整備、新空港線\*の整備をはじめとする交通利便性の更なる向上なども必要となります。また、京急蒲田駅西口周辺や雑色駅周辺、東急線沿線の各地区では、地域住民や事業者等と連携し、地域特性に応じたまちづくりが求められています。

さらにこれまでの取組に加え、ポストコロナ時代における「新しい生活様式」に対応した都市の実現に向けて、ワークスタイルの変化を考慮した住環境の充実や、緑やオープンスペースの柔軟な活用など、区民が安心して住み続けられるゆとりある心地良いまちづくりを推進することが求められます。

また、都市計画道路の整備にあたっては、快適な交通ネットワークの形成と、良好な都市空間の確保に加え、都市防災の強化や無電柱化による強靱化を一層推進する必要があります。

一方で新型コロナウイルス感染症の拡大以降、三密\*回避の観点から自転車の利用が増加しているため、一層安全で快適な走行環境を構築するとともに、放置自転車の防止対策として、自転車利用者に対する啓発等を強化する必要があります。



魅力と個性にあふれ、利便性が高く賑わいと活力あるまちをつくれます

No.	事業名
1	蒲田駅周辺のまちづくり
2	大森駅周辺のまちづくり
3	身近な地域の魅力づくり
4	20年後の未来を見据えたまちづくり基本方針の検討
5	新空港線*の整備推進
6	都市計画道路の整備
7	自転車等利用総合対策の推進



## I 蒲田駅周辺のまちづくり

**強靱化**

蒲田駅周辺地区グランドデザインの重点としている「駅を中心とする地区整備」は、「蒲田駅周辺再編プロジェクト」に基づき、公共基盤を再整備するとともに、周辺街区の建物更新を促進しながら、蒲田駅周辺の一体的なまちづくりを進めます。また、グランドデザインの策定から約10年が経過し、課題の再整理と周囲の動向の変化などから、グランドデザインの改定を進めます。

所管部	鉄道・都市づくり部 都市基盤整備部	関連計画	蒲田駅周辺地区グランドデザイン 蒲田駅周辺再編プロジェクト		
			年度別計画		
本事業の取組	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
蒲田駅周辺再編プロジェクトの推進	東口駅前広場 (区画街路第7号線、東口地下 自転車駐車場) 実施・修正設計委託 (企業者支障移設工事*※1)	東口地下自転車駐車場 工事発注図書作成委託 (企業者支障移設工事)	東口地下自転車駐車場 工事 (企業者支障移設工事)		
	蒲田駅周辺地区グランドデザイン 改定素案検討 東口・西口中長期整備検討※2	蒲田駅周辺再編プロジェクト 改定骨子検討 東口・西口中長期整備検討	蒲田駅周辺再編プロジェクト 改定素案検討 東口・西口中長期整備検討		
	蒲田駅駅まちマネジメント*の推進	蒲田駅駅まちマネジメントの推進	蒲田駅駅まちマネジメントの推進		
駅周辺街区のまちづくり	地権者組織の運営支援 実施	地権者組織の運営支援 実施	地権者組織の運営支援 実施		
備考	※1 「企業者支障移設工事」については、当該支障物を所有する企業が実施します。 ※2 東口・西口中長期整備の中で、東西自由通路についての具体的な取組を検討します。				



## 2 大森駅周辺のまちづくり

強靱化

中心拠点の一つである大森駅周辺の都市機能更新・強化を図るとともに、まちの魅力を向上させるため、補助28号線（池上通り）の拡幅をはじめとする、都市基盤施設整備実現に向けた取組を進めます。また、臨海部への玄関口に必要な機能の検討を深めるとともに、地域住民等との合意形成を図ります。

所管部	鉄道・都市づくり部 都市基盤整備部	関連計画	大森駅周辺地区グランドデザイン
本事業の取組	年度別計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
駅西側周辺のまちづくり	大森八景坂地区まちづくり 協議会の活動支援 実施  補助28号線及び (仮称)大森駅西口広場の整備 都市計画手続き 事業認可手続き 調査設計 用地測量	大森八景坂地区まちづくり 協議会の活動支援 実施  補助28号線及び (仮称)大森駅西口広場の整備 事業認可手続き 調査設計 用地測量	大森八景坂地区まちづくり 協議会の活動支援 実施  補助28号線及び (仮称)大森駅西口広場の整備 事業認可手続き
駅周辺の活性化	大森駅東地区官民連携エリア プラットフォームの組成 実施  平和島駅周辺歩行者等環境 改善 関係機関協議	大森駅東地区官民連携エリア プラットフォームの活動支援 実施  平和島駅周辺歩行者等環境 改善 関係機関協議	大森駅東口駅前広場等再整備 計画 検討  平和島駅周辺歩行者等環境 改善 関係機関協議
備考			



### 3 身近な地域の魅力づくり

**強靱化**

地域拠点である私鉄主要駅周辺において、歴史・文化・産業などの地域の特性を活かした魅力あるまちづくりを進めます。京急蒲田駅西口周辺では、センターエリア\*において進められている共同化事業\*を支援します。雑色駅周辺地区では、再開発事業に向けてまちづくり活動団体を支援します。池上駅周辺地区では、鉄道事業者や地元関係者により策定した「池上地区まちづくりガイドライン」を踏まえ、区が策定した「池上地区まちづくりランドデザイン」に基づき、まちの魅力と機能向上を図ります。多摩川線沿線駅周辺地区では、新空港線\*整備に伴う駅周辺のまちづくりに向けた検討を行います。

所管部	鉄道・都市づくり部 都市基盤整備部	関連計画	蒲田駅周辺地区ランドデザイン 池上地区まちづくりランドデザイン
	年度別計画		
本事業の取組	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域拠点駅周辺の まちづくり	区画街路第1号線 電線共同溝整備(その2区間) (延長130m) 電線共同溝整備(その3区間) (引込管・連系管)  池上駅周辺地区 グランドデザインの推進 本門寺参道景観形成に係る 調整 都市基盤施設整備に係る 調査・検討  洗足池駅周辺地区 まちづくりガイドライン 骨子(案)の深度化  多摩川線沿線駅周辺地区 まちづくり構想(案)の深度化	区画街路第1号線 道路整備(その3区間) (延長250m) 道路整備(北側区道) (延長300m) 電線共同溝整備(その2区間) (引込管・連系管)  池上駅周辺地区 グランドデザインの推進 本門寺参道景観形成に係る 調整、協議・検討 都市基盤施設整備に係る 調査・検討  洗足池駅周辺地区 まちづくり計画の推進 地元のまちづくり機運の醸成  多摩川線沿線駅周辺地区 まちづくり構想の推進に係る 地元・関係機関等の調整	区画街路第1号線 道路整備(その2・3区間) (延長210m) 道路整備(北側区道) (延長100m) 電線共同溝整備(その2区間) (引込管・連系管)  池上駅周辺地区 グランドデザインの推進 本門寺参道景観形成に係る 協議・検討 都市基盤施設整備に係る 調査・検討  洗足池駅周辺地区 まちづくり計画の推進 地元のまちづくり機運の醸成  多摩川線沿線駅周辺地区 まちづくり構想の推進に係る 地元・関係機関等の調整
京急蒲田駅西口、雑色 駅周辺地区のまちづくり	京急蒲田駅西口周辺地区 センターエリア共同化 検討協議会の支援 共同化事業への参画  雑色駅周辺地区 まちづくり研究会活動支援	京急蒲田駅西口周辺地区 センターエリア共同化 検討協議会の支援  雑色駅周辺地区 まちづくり研究会活動支援	京急蒲田駅西口周辺地区 センターエリア共同化 検討協議会の支援  雑色駅周辺地区 まちづくり研究会活動支援
備考			



#### 4 20年後の未来を見据えたまちづくり基本方針の検討

平成23年(2011年)に改定した都市計画法第18条の2の規定に基づく大田区都市計画マスタープラン(都市計画に関する基本的な方針)について、区の内外を取り巻く情勢の変化などを踏まえて、具体性ある将来ビジョンを確立し、まちづくりを推進するため、改定に向けた検討を進めます。

所管部	まちづくり推進部	関連計画	蒲田駅周辺地区グランドデザイン 空港臨海部グランドビジョン2030	
本事業の取組	年度別計画			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
大田区都市計画マスタープランの改定	区民等意向調査 改定推進委員会・庁内検討委員会  実施  計画の改定  実施	区民等への普及啓発   実施		
備考				



#### 5 新空港線\*の整備推進

**強靱化**

国際化した羽田空港へのアクセス機能の強化は、区内の移動の利便性を向上させるとともに、人々の国内外への往来をさらに快適なものにします。JR・東急蒲田駅と京急蒲田駅を結ぶ新空港線の整備を、事業着手に向けて推進します。

所管部	鉄道・都市づくり部	関連計画	おおた都市づくりビジョン 大田区交通政策基本計画	
本事業の取組	年度別計画			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
関係者との協議及び事業推進	整備主体の設立 (設立時期は「協議の場」の状況による。※1)  整備主体の支援 (構想申請作成※2) (速達性向上計画作成※2)	事業着手に向けた諸手続き (都市計画決定) (環境影響評価)  整備主体の支援 (補助金の交付) (速達性向上計画作成※2) (実施設計※2)	事業着手に向けた諸手続き (都市計画決定) (環境影響評価)  整備主体の支援 (補助金の交付) (実施設計※2)	
備考	※1 「協議の場」は、新空港線事業における都区の費用負担割合の考え方を整理する目的で、都知事から設置提案があった都区で構成される会議体です。 ※2 「構想申請作成」、「速達性向上計画作成」、「実施設計」については、令和3年度(2021年度)に設立予定の整備主体が実施します。			



## 6 都市計画道路の整備

強靱化

主要幹線道路間の円滑化を図り、安全で快適な歩行者空間を確保するため、街路整備を推進します。

所管部	都市基盤整備部	関連計画	東京における都市計画道路の整備方針 (第四次事業化計画)
本事業の取組	年度別計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
補助第44号線 (上池台)	街渠*・横断防止柵・街路灯工事 (第Ⅳ期・延長320m) 用地折衝(第Ⅴ期)	電線共同溝(引込管・連系管) (第Ⅳ期) 用地折衝(第Ⅴ期)	道路整備(第Ⅳ期) 用地折衝(第Ⅴ期)
補助第43号線 (仲池上)	企業者支障移設工事*※Ⅰ (第Ⅰ期) 用地折衝(第Ⅰ期) 測量・調査設計(第Ⅱ期)	企業者支障移設工事 (第Ⅰ期) 用地折衝(第Ⅱ期)	電線共同溝整備 (第Ⅰ期) 用地折衝(第Ⅱ期)
補助第38号線 (羽田旭町・東糀谷)	電線共同溝整備 (引込管・連系管) (東糀谷四丁目・六丁目) 用地折衝 収用制度の活用	道路整備(東糀谷四・六丁目) 企業者支障移設工事 (羽田旭町) 用地折衝 収用制度の活用	企業者支障移設工事 (羽田旭町)
補助第27号線 (大森北)	電線共同溝詳細設計 (引込管・連系管)	道路整備詳細設計 企業者支障移設工事	道路整備詳細設計 電線共同溝整備
補助第34号線 (大森西)	現況測量 (大森西五丁目・六丁目)	用地測量	用地折衝
備考	※Ⅰ「企業者支障移設工事」については、当該支障物を所有する企業者が実施します。		

## ◇本事業のその他の取組

「蒲田駅周辺のまちづくり」【蒲田駅周辺再編プロジェクトの推進(東口駅前広場(区画街路第7号線))】(P.119)

「身近な地域の魅力づくり」【地域拠点駅周辺のまちづくり(区画街路第1号線)】(P.121)



## 7 自転車等利用総合対策の推進

「大田区自転車等利用総合基本計画に基づく整備計画」を推進し、自転車等駐車場や自転車走行環境\*を整備します。また、単なる移動手段にとどまらず、健康づくりや観光スポット巡り等における自転車の活用について、関係機関と連携しながら検討を進めます。

所管部	都市基盤整備部	関連計画	大田区自転車等利用総合基本計画 及び同計画に基づく整備計画 大田区オリンピック・パラリンピック アクションプログラム	
本事業の取組	年度別計画			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
放置自転車対策の推進	自転車等駐車場整備箇所等 検討  駅前放置自転車クリーンキャン ペーン  実施	自転車等駐車場整備箇所等 検討  駅前放置自転車クリーンキャン ペーン  実施	自転車等駐車場整備箇所等 検討  駅前放置自転車クリーンキャン ペーン  実施	
自転車走行環境の整備	自転車走行環境整備  86路線 (延長約31km) 利用啓発	自転車走行環境整備  86路線 (延長約32km) 利用啓発	自転車走行環境整備  25路線 (延長約12km) 利用啓発	
コミュニティサイクル事業	検証	検証	検証	
総合計画の策定	(仮称)大田区自転車等総合 計画  策定			
備考				

### ◇ 本事業のその他の取組

「蒲田駅周辺のまちづくり」【蒲田駅周辺再編プロジェクトの推進】(東口駅前広場(東口地下自転車駐車場))(P.119)

## 施策 2-1-2



### 身近な場所で水やみどりと触れ合える、

柱1

### 潤いとやすらぎのあるまちをつくります

#### 施策の方向性

- ☞ 自然環境が有する多様な機能を活用する「グリーンインフラ\*」の取組を推進し、誰もが身近な場所で水や緑にふれあい、親しむことができる環境を整えます。
- ☞ 多様な主体との連携により、潤いとやすらぎのある拠点を形成します。

#### 現状と課題

**感** 感染症拡大防止のため在宅勤務をする人や遠出を控える人が増え、生活圏内の公園・緑地・水辺空間等で潤いとやすらぎを求める区民が多くなっており、それに伴い、公園等の管理や利用に関する意見・要望も増加傾向にあります。加えて、自然環境が有する「緑の力」を活用したインフラ整備を行い、持続可能で魅力ある都市づくり・地域づくりを推進することも求められています。

このような中、公園等の魅力や利便性を一層向上し、誰もが身近な場所で水や緑にふれあい、親しむことができるよう、多様な主体と連携して環境整備を推進していくことが重要です。

公園等の整備においては、地域の住環境等の特性を踏まえた再編や再配置など、既存ストックの幅広い活用が求められます。特に、使われていない小規模公園の有効活用も含め、人口構成の変化等、将来を見据えた「公園等のあり方」を踏まえて整備を行う必要があります。また、大規模公園については、民間による効果的・効率的な管理運営（公民連携）について検討していく必要があります。

呑川の水質浄化対策については、高濃度酸素水浄化施設\*などの効果や合流式下水道改善事業の進捗を踏まえて検証・見直しを行い、効率的に水質改善を図っていく必要があります。

水と緑のネットワークを形成するため、呑川緑道・桜のプロムナード・海辺の散策路の各事業を統合した計画を策定し、効果的・効率的に事業を推進する必要があります。



身近な場所で水やみどりと触れ合える、潤いとやすらぎのある  
まちをつくれます

No.	事業名
1	拠点公園・緑地の整備
2	地域に根ざした公園・緑地の整備 
3	地域力を活かしたみんなのみどりづくり
4	呑川水質浄化対策の推進
5	散策路の整備



I 拠点公園・緑地の整備 **強靱化**

区民に身近な公園は、水やみどりと触れ合うことができる憩いの場としての機能のみならず、まちの安全性を高める機能も併せ持っています。区内のみどりの総合的な機能拡充を図り、「都市計画公園・緑地の整備方針」に基づく優先整備区域の早期整備や、新たなみどりの拠点となる公園・緑地の整備を進めます。

所管部	都市基盤整備部	関連計画	大田区緑の基本計画グリーンプラン おおた		
			年度別計画		
本事業の取組	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
拠点公園の整備	田園調布せせらぎ公園 用地取得 設計・整備  洗足池公園 保存活用計画 推進  西部拡張 都市計画事業認可  大森ふるさとの浜辺公園 用地折衝	田園調布せせらぎ公園 設計・整備  洗足池公園 保存活用計画 推進  西部拡張 用地取得 設計  大森ふるさとの浜辺公園 都市計画変更  平和の森公園 調査・検討 拡張部整備	田園調布せせらぎ公園 設計・整備  洗足池公園 保存活用計画 推進  西部拡張 用地取得 設計・整備  大森ふるさとの浜辺公園 都市計画事業認可  平和の森公園 調査・検討		
拠点公園の再整備	平和島公園 設計・整備  西六郷公園(タイヤ公園) 整備	平和島公園 設計・整備  公園長寿命化計画の策定 調査・検討	平和島公園 設計・整備  公園長寿命化計画の策定 現計画の検証		
地域の拠点となる公園・ 緑地の創出	(仮称)大森南緑花園 整備	新たな拠点公園の検討 大森南四丁目周辺 調査・検討 貴船堀緑地周辺 調査・検討	新たな拠点公園の検討 大森南四丁目周辺 調査・検討 貴船堀緑地周辺 調査・検討		
拠点公園における公民 連携の推進	拠点公園における公民連携 手法の検討 推進	拠点公園における公民連携 手法の検討 推進	拠点公園における公民連携 手法の検討 推進		
備考					

## 2 地域に根ざした公園・緑地の整備

柱 1

強靱化

区民との協働\*による公園・緑地の新設・拡張やリニューアル整備などの機会をとらえ、多様な世代の人が利用しやすく、「地域の庭・広場」として地域に親しまれ、区民に愛される魅力ある公園づくりを進めます。また、災害における一時避難所等として、まちの防災機能向上を図ります。

所管部	都市基盤整備部	関連計画	大田区緑の基本計画グリーンプラン おおた
本事業の取組	年度別計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域に根ざした公園・ 緑地の新設・拡張	平張第二児童公園 用地取得・設計 末広橋児童公園 設計	東雪谷四丁目児童公園 用地取得・設計 道塚南公園 設計 潮見児童公園 ほか 設計 平張第二児童公園 整備 末広橋児童公園 整備	古径公園 用地取得・設計 若竹児童公園 設計 東雪谷四丁目児童公園 整備 道塚南公園 整備 潮見児童公園 ほか 整備
地域に根ざした公園の リニューアル	本羽田第三公園 設計 東雪谷二丁目公園 整備 蒲田本町一丁目公園 整備	六間堀緑地 設計 本羽田第三公園 整備	六間堀緑地 整備
健康支援公園の整備 推進(いきいき健康公 園づくり)  P34	<b>鶉の木地区</b> 基本計画	鶉の木地区 設計	鶉の木地区 設計・整備
子育て支援公園の整備 推進(子育てひろば公 園づくり)	子育てひろば公園づくり 調査・検討 京浜蒲田公園 設計 池上五丁目公園 整備 だれでも遊具(UD*遊具)*の 導入 調査・検討	子育てひろば公園づくり 年度計画策定 京浜蒲田公園 整備 だれでも遊具(UD遊具)の 導入 計画策定	入新井公園 設計
遊具の安心・安全対策 の推進※1	推進	推進	推進

樹木の保全更新	洗足池公園 樹木調査 維持・更新 多摩川台公園 維持・更新	洗足池公園 維持・更新 多摩川台公園 維持・更新	洗足池公園 維持・更新 多摩川台公園 維持・更新
備考	※「遊具の安心・安全対策の推進」は、「地域に根ざした公園・緑地の新設・拡張」と合わせて実施する予定です。		



### 3 地域力を活かしたみんなのみどりづくり

ふれあいパーク活動やおおた花街道など、区民、事業者、行政の連携による道路・公園などの維持管理や利活用を推進します。公園・緑地などを地域住民が「地域の庭・広場」として利活用できるような活動を支援します。

所管部	都市基盤整備部	関連計画	大田区緑の基本計画グリーンプラン おおた	
本事業の取組	年度別計画			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
ふれあいパーク活動の推進	地域における活動の支援 実施  活動の周知を図るための 広報活動 実施  区内事業者の参加促進に向けた取組 実施	地域における活動の支援 実施  活動の周知を図るための 広報活動 実施  区内事業者の参加促進に向けた取組 実施	地域における活動の支援 実施  活動の周知を図るための 広報活動 実施  区内事業者の参加促進に向けた取組 実施	
おおた花街道の推進	地域における活動の支援 実施	地域における活動の支援 実施	地域における活動の支援 実施	
公園施設利活用の推進	既存公園施設の利活用 検証	既存公園施設の利活用 調査・検討	既存公園施設の利活用 方針策定	
備考				





## 5 散策路の整備

河川や海など、貴重な自然環境資源を活かし、区民にとって身近で親しみやすく、魅力的な観光資源となる水と緑のネットワークの形成・拡充を推進します。

所管部	都市基盤整備部	関連計画	大田区緑の基本計画グリーンプラン おおた
本事業の取組	年度別計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
呑川緑道	東雪谷三丁目付近 工事(延長120m)	東雪谷二丁目付近 委託(延長300m) 東雪谷三丁目付近 工事(延長320m)	東雪谷二丁目付近 委託(延長300m) 工事(延長300m)
桜のプロムナード		新井宿地区 委託(延長120m) 中馬込二丁目付近 工事(延長190m)	新井宿地区 委託(延長500m)
海辺の散策路	貴船堀部 工事 旧呑川部 設計・関係機関協議 呑川河口部 関係機関協議 北前堀部 関係機関協議 南前堀部 関係機関協議	旧呑川部 設計・関係機関協議 呑川河口部 関係機関協議 北前堀部 関係機関協議 南前堀部 関係機関協議	旧呑川部 工事 呑川河口部 設計 北前堀部 設計 南前堀部 設計
公共溝渠*の整備	北前堀 橋梁*撤去工事		北前堀 係留施設工事
備考			

# 施策 2-1-3



## 災害に強く、

柱 2

柱 3

柱 4

## 安全で安心して暮らせるまちをつくります

### 施策の方向性

☞ 高齢者や子ども、障がい者、外国人などを含めたすべての人が、安全で安心して暮らせる都市をつくります。

### 現状と課題

**住** 宅等の耐震化については、所有者の高齢化に伴う改修資金の不足、集合住宅の合意形成の難しさなどの課題を、助成制度や耐震改修アドバイザーによる機運醸成などにより解決する必要があります。不燃化については、無接道等の建替困難地が多い木造住宅密集地域を中心に、助成制度を活用して老朽建築物の建替を促進する必要があります。

また、空家対策や地域道路の整備を推進することで、住環境の安全性向上を図るほか、民間賃貸住宅への入居が制限されがちな高齢者等が安心して住み替えられるよう、居住支援の取組の充実を図るとともに、「新しい生活様式」に対応させるためのリフォーム工事を支援するなど、快適な住環境を確保するための支援を促進することが重要です。

一方、道路・橋梁\*などの都市基盤施設は安全性を確保するために効率的な維持管理が必要ですが、特に近年、大規模地震や超大型台風等の大規模自然災害が繰り返し発生していることから、こうした災害に備えた更なる安全・安心のまちづくりが求められています。都市基盤施設の整備にあたっては、多大な費用と長期間の工期などが課題となることから、優先度を付けて整備を進める必要があります。具体的には、橋梁の耐震化や無電柱化を計画的に推進するとともに、激甚化する大雨や台風に対応するために、水防活動拠点の整備等の治水対策を強化する必要があります。

また、区内の交通事故件数は減少傾向にありますが、高齢者の交通事故や、若年層における自転車事故の発生率が高くなっています。今後は関係機関と連携し、年齢に応じた交通安全対策をさらに強化する必要があります。



災害に強く、安全で安心して暮らせるまちをつくります

No.	事業名
1	燃えないまちづくりの推進 
2	倒れないまちづくりの推進 
3	地域の道路整備 
4	安全で快適な住環境の確保 
5	無電柱化の推進
6	橋梁*の耐震性の向上
7	都市基盤施設の維持管理の推進
8	交通安全の推進
9	水防活動拠点の整備 

I 燃えないまちづくりの推進

柱 2

強靱化



不燃化建替助成などを行い、木造住宅が密集する市街地、地区防災道路沿道の不燃化を促進します。

所管部	まちづくり推進部	関連計画	大森中・糀谷・蒲田地区防災街区整備地区計画		
本事業の取組	年度別計画				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
不燃化の促進  P40,41	<b>住宅市街地総合整備事業</b> 羽田地区道路用地取得 25件	住宅市街地総合整備事業 羽田地区道路用地取得 25件	住宅市街地総合整備事業 羽田地区道路用地取得 25件		
	<b>都市防災不燃化促進事業</b> 建替助成 25棟	都市防災不燃化促進事業 建替助成 10棟	都市防災不燃化促進事業 建替助成 10棟		
	<b>不燃化特区制度<sup>※</sup>を活用した取組</b> 建替助成等 50棟	不燃化特区制度を活用した取組 建替助成等 50棟	不燃化特区制度を活用した取組 建替助成等 50棟		
備考					

## 2 倒れないまちづくりの推進

柱 2

強靱化

耐震化助成などを行い、主要道路沿道の民間建築物などの耐震化を促進します。

所管部	まちづくり推進部	関連計画	大田区耐震改修促進計画			
本事業の取組	年度別計画					
	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
 P40	<b>住宅・マンションなどの耐震化促進</b>		住宅・マンションなどの耐震化促進		住宅・マンションなどの耐震化促進	
	診断助成	208件	診断助成	208件	診断助成	208件
	設計助成	108件	設計助成	108件	設計助成	108件
	耐震改修工事助成 (除却含む)	121件	耐震改修工事助成 (除却含む)	121件	耐震改修工事助成 (除却含む)	121件
	特定緊急輸送道路建築物耐震化助成		特定緊急輸送道路建築物耐震化助成		特定緊急輸送道路建築物耐震化助成	
	設計助成	32件	設計助成	32件	設計助成	32件
	工事助成	16件	工事助成	16件	工事助成	16件
	沿道耐震化道路沿い建築物耐震化助成		沿道耐震化道路沿い建築物耐震化助成		沿道耐震化道路沿い建築物耐震化助成	
	診断助成	1件	診断助成	1件	診断助成	1件
	設計助成	1件	設計助成	1件	設計助成	1件
工事助成	1件	工事助成	1件	工事助成	1件	
備考						

### 3 地域の道路整備

柱 2

柱 4

強靱化



狭あい道路の拡幅整備や私道の整備を行い、安全で快適な生活環境の向上を図ります。

所管部	まちづくり推進部	関連計画	_____	
本事業の取組	年度別計画			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
地域の道路整備  P41,46	<b>狭あい道路拡幅整備事業の推進</b> 整備面積 2,600㎡ 整備延長 4,200m  <b>私道助成事業の推進</b> 私道排水設備助成 80m 私道整備助成 500㎡	狭あい道路拡幅整備事業の推進 整備面積 2,600㎡ 整備延長 4,200m  私道助成事業の推進 私道排水設備助成 80m 私道整備助成 500㎡	狭あい道路拡幅整備事業の推進 整備面積 2,600㎡ 整備延長 4,200m  私道助成事業の推進 私道排水設備助成 80m 私道整備助成 500㎡	
備考				

#### 4 安全で快適な住環境の確保

柱 3

柱 4

強靱化

空家等の適切な維持管理や活用等に関する相談に応じ、空家対策を推進します。また、民間賃貸住宅への入居が制限されがちな高齢者、障がい者、ひとり親世帯などが安心して住替えができるよう、住宅確保支援事業を実施するとともに、住宅の所有者については、住宅リフォームの助成を実施することにより、快適な住環境の確保を促進します。分譲マンションについては、適正に管理が行われるよう、東京都と連携して対策を進めます。

所管部	まちづくり推進部	関連計画	大田区空家等対策計画		
			大田区住宅マスタープラン		
本事業の取組	年度別計画				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
空家等対策の推進	相談体制の充実 空家総合相談窓口 実施 空家総合相談会 開催 空家等の活用 マッチング登録件数増加に向けた啓発等 推進 空家等の適正管理 不適切管理の空家に対する 助言・指導 実施	相談体制の充実 空家総合相談窓口 実施 空家総合相談会 開催 空家等の活用 マッチング登録件数増加に向けた啓発等 推進 空家等の適正管理 不適切管理の空家に対する 助言・指導 実施	相談体制の充実 空家総合相談窓口 実施 空家総合相談会 開催 空家等の活用 マッチング登録件数増加に向けた啓発等 推進 空家等の適正管理 不適切管理の空家に対する 助言・指導 実施		
住宅確保要配慮者への 支援  P43	<b>住宅確保支援事業</b> 充実 居住支援協議会 開催	住宅確保支援事業 実施 居住支援協議会 開催	住宅確保支援事業 実施 居住支援協議会 開催		
分譲マンション維持管理支援	分譲マンション管理セミナー 1回実施 分譲マンション個別相談会 1回実施 管理状況届出制度に関する 事務 実施	分譲マンション管理セミナー 実施 分譲マンション個別相談会 実施 管理状況届出制度に関する 事務 実施	分譲マンション管理セミナー 実施 分譲マンション個別相談会 実施 管理状況届出制度に関する 事務 実施		
「新しい生活様式」に 対応した住宅リフォーム の支援  P46	<b>住宅リフォーム助成事業</b> 対象工事の追加	住宅リフォーム助成事業 実施	住宅リフォーム助成事業 実施		
備考					



## 5 無電柱化の推進

**強靱化**

「都市防災機能の強化」、「安全で快適な歩行者空間の確保」、「良好な都市景観の創出」に寄与する、区道の無電柱化を計画に基づき推進します。

所管部	都市基盤整備部	関連計画	大田区無電柱化推進計画		
			大田区オリンピック・パラリンピックアクションプログラム		
本事業の取組	年度別計画				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
無電柱化の整備	羽田一丁目から羽田六丁目 (電線共同溝詳細設計委託) (試掘調査工事) (整備工事) (引込管・連系管)	羽田一丁目から羽田六丁目 (電線共同溝詳細設計委託) (試掘調査工事) (整備工事) (引込管・連系管)	羽田一丁目から羽田六丁目 (電線共同溝詳細設計委託) (試掘調査工事) (引込管・連系管)		
	北千束三丁目 (企業者支障移設設計※1)	北千束三丁目 (企業者支障移設工事*)	北千束三丁目 (企業者支障移設工事)		
備考	※1 「企業者支障移設設計」、「企業者支障移設工事」については、当該支障物を所有する企業者が実施します。				

### ◇本事業のその他の取組

「身近な地域の魅力づくり」【地域拠点駅周辺のまちづくり(区画街路第1号線)】(P.121)

「都市計画道路の整備」【補助第44・43・38・27号線】(P.123)



## 6 橋梁\*の耐震性の向上

強靱化

橋梁は円滑な交通に資するとともに、災害時には避難や物資輸送の要としての機能を担う、重要なインフラです。区が管理する橋梁の中で、鉄道や道路を跨ぐ橋梁、道路ネットワークにおける路線の位置付け、地震による被災事例を踏まえて、92橋を優先対策橋梁に選定し、架替え・耐震補強整備を計画的に進めます。

所管部	都市基盤整備部	関連計画	橋梁耐震整備計画
本事業の取組	年度別計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
架替え整備	平和島陸橋（北側）ほか3橋 関係機関協議  平和島陸橋（北側）ほか4橋 調査、設計等  貳之橋 ほか1橋 工事	平和島陸橋（北側）ほか2橋 関係機関協議  貳之橋 ほか3橋 調査、設計等  貳之橋 工事	四之橋 関係機関協議 調査、設計等  貳之橋 ほか1橋 工事
耐震補強整備	東原橋 ほか3橋 関係機関協議  平和島陸橋（南側）ほか2橋 調査、設計等  久根橋 ほか2橋 工事	平和島陸橋（南側）ほか3橋 調査、設計等  長栄橋 ほか2橋 工事	平和島陸橋（南側）ほか1橋 関係機関協議  新平和橋 ほか4橋 調査、設計等  旭橋 ほか3橋 工事
備考			





## 8 交通安全の推進

交通事故を防止するには、人も車もお互い思いやりを持ち、交通ルールやマナーを守って行動することが大切です。区民や警察などの関係機関と連携を強化し、子どもから高齢者まで、世代や属性に合わせた交通安全教育や意識啓発を行います。また、道路等における安全対策を推進し、交通死亡事故ゼロのまちを目指します。

所管部	都市基盤整備部	関連計画	第10次大田区交通安全計画		
			大田区交通安全実施計画		
			大田区自転車等利用総合基本計画及び同計画に基づく整備計画		
本事業の取組	年度別計画				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
ルール・マナーの教育・啓発	交通安全知識の啓発活動 実施	交通安全知識の啓発活動 実施	交通安全知識の啓発活動 実施		
交通安全環境の整備	交通安全施設(自転車・歩行者 ストップマーク、ガードレール、 標識等)の整備 推進	交通安全施設(自転車・歩行者 ストップマーク、ガードレール、 標識等)の整備 推進	交通安全施設(自転車・歩行者 ストップマーク、ガードレール、 標識等)の整備 推進		
備考					

### ◇ 本事業のその他の取組

「防犯啓発活動」【自転車盗難防止啓発活動】(P.179)

9 水防活動拠点の整備

柱 2

強靱化

激甚化する水害に備え、六郷地区及び田園調布地区に水防活動拠点を整備し、更なる治水対策の強化を進めます。

所管部	都市基盤整備部	関連計画	—————	
本事業の取組	年度別計画			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
水防活動拠点の整備  P40	(仮称)仲六郷水防資機材 センターの整備 工事・運用開始	(仮称)田園調布水防センター の整備 工事	(仮称)田園調布水防センター の整備 工事・運用開始	
備考				

# 施策 2-2-1



## 空港臨海部の特性を活かし、

柱4

柱6

## 世界にはばたき未来へつながるまちをつくります

### 施策の方向性

- ☞ HANEDA GLOBAL WINGS が、先端産業等の発信により区内への波及効果を創出し、多様な人々が来訪するにぎわいのある拠点となるよう、まちづくりを進めます。
- ☞ 空港臨海部のまちづくりを進めることで、道路・鉄道などの交通ネットワークが整備され、空港を活かした世界につながる産業の集積拠点や、世界中の人々が集い、誰もが親しめる空間を形成します。

### 現状と課題

**羽**田イノベーションシティでは公民が連携し、世界と地域をつなぐゲートウェイとして国内外のヒト・モノ・情報を集積させ、交流を生むことで新たなビジネスやイノベーションを創出します。併せて多様な地域課題を解決し、持続可能な都市とするためのスマートシティを構築することで、より豊かで便利な生活を区民に還元する必要があります。

令和2年7月に開業した区施策活用スペース「HANEDA×PiO（ハネダピオ）」は、今後、入居テナントの増加を図り、交流空間ゾーンでの多様な主体間の連携・交流を創出するためのサービスを拡充していく必要があります。

また、「ソラムナード羽田緑地」が開園し、潤いと安らぎのある水辺エリアが誕生しました。今後、公民連携も視野に入れた都市計画公園の整備・運営や、多摩川河口部への緑地空間の拡張に取り組むとともに、HANEDA GLOBAL WINGS全体の有機的連携による魅力向上が求められています。

一方、新型コロナウイルス感染症の影響により、臨海部の企業では勤務形態や三密\*回避のための交通利用などに変化が生じており、大森などの内陸部、臨海部、羽田空港間のアクセス改善や、交通渋滞の解消などが求められています。併せて、働きやすく、区内外の人々が訪れたいと感じられる魅力あるまちづくりを進めることも重要です。

## 施策を構成する事業体系



### 空港臨海部の特性を活かし、世界にはばたき未来へつながるまちをつくります

No.	事業名
1	HANEDA GLOBAL WINGSのまちづくり 
2	空港臨海部の魅力向上と活性化
3	空港臨海部交通ネットワークの拡充

I HANEDA GLOBAL WINGSのまちづくり

柱 4

柱 6

強 化

羽田イノベーションシティに集積する国内外のヒト・モノ・情報の交流を活発化させ、イノベーションの創出や日本文化、区の魅力などの発信を通じて、地域の活性化を目指します。併せて多摩川沿いエリアに水や緑に親しめる親水緑地を整備し、河川空間のオープン化を推進するとともに、親水緑地と連続性を持たせた都市計画公園を整備することで、多様な人々が楽しめる空間創出を図ります。

また、区施策活用スペース（「HANEDA×PiO」）の施設運営のほか、同スペース内交流空間の利用拡大を図り、同空間をHUBとした新産業創造・発信エコシステムの構築に向けて、モデルとなる事業の実装に向けた取組や当該事業の外部プロモーション等を推進します。

所管部	産業経済部 空港まちづくり本部	関連計画	年度別計画		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
			羽田空港跡地まちづくり推進計画 羽田空港跡地第1ゾーン整備方針 羽田空港跡地かわまちづくり計画		
本事業の取組					
羽田イノベーションシティにおける公民連携事業の推進  P52	<b>公民連携事業の推進</b> 運営、設計、建設モニタリング業務 実施  スマートシティの構築 実施	公民連携事業の推進 運営、建設モニタリング業務 実施  スマートシティの構築 実施	公民連携事業の推進 運営モニタリング業務 実施  スマートシティの構築 実施		
羽田イノベーションシティ「HANEDA×PiO（区施策活用スペース）」の利用拡大  P47	「HANEDA×PiO」運営 実施  <b>「HANEDA×PiO」をHUBとしたモデル事業</b> 実施	「HANEDA×PiO」運営 実施  「HANEDA×PiO」をHUBとしたモデル事業 実施	「HANEDA×PiO」運営 実施  「HANEDA×PiO」をHUBとしたモデル事業 実施		
都市計画道路・公園、緑地などの整備及び潤いと賑わいのある空間創出  P52	都市計画道路 土地区画整理事業*※Iに関する支援・調整・協議 実施  <b>都市計画公園・緑地等の整備</b> 公園基本計画策定業務 公園整備等に関する業務 実施  <b>河口部緑地の整備</b> 関係機関協議・都市計画手続 実施	都市計画道路 土地区画整理事業※Iに関する支援・調整・協議 実施  都市計画公園・緑地等の整備 公園整備等に関する業務 実施  河口部緑地の整備 詳細設計業務 実施	都市計画道路 土地区画整理事業※Iに関する支援・調整・協議 実施  都市計画公園・緑地等の整備 公園整備等に関する業務 実施  河口部緑地の整備 工事		
備考	※I 土地区画整理事業については、独立行政法人都市再生機構（UR）が施行します。				



## 2 空港臨海部の魅力向上と活性化

空港臨海部の産業のあり方や空港・港湾に隣接する立地特性を活かした土地利用等により、ポテンシャルを最大限に引き出し身近で魅力溢れる空港臨海部を実現できるよう、にぎわい・観光の視点も踏まえながら地域との連携を積極的に図り、検討を進めます。

所管部	まちづくり推進部	関連計画	空港臨海部グランドビジョン2030
本事業の取組	年度別計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
モノレール沿線のまちづくり	流通センター駅周辺基盤 (散策路・船着場等)整備等 船着場整備等 協議調整 実施  羽田旭町地区(整備場駅) 周辺基盤施設整備等 協議・調整 実施  羽田旭町地区(整備場駅) まちづくり環境改善 検討・会議運営支援	流通センター駅周辺基盤 (散策路・船着場等)整備等 船着場整備等 協議・調整 実施  羽田旭町地区(整備場駅) 周辺基盤施設整備等 協議・調整 実施	流通センター駅周辺基盤 (散策路・船着場等)整備等 船着場整備等 協議・調整・工事 実施  羽田旭町地区(整備場駅) 周辺基盤施設整備等 協議・調整 実施
埋立島部(平和島、京浜島、昭和島、城南島、東海、令和島)のまちづくり	各島まちづくり環境改善 会議運営	各島まちづくりビジョン計画 検討  各島まちづくり環境改善 会議運営	各島まちづくりビジョン計画 検討  各島まちづくり環境改善 会議運営
空港臨海部グランドビジョン2030改定	計画改定  実施	計画概要パンフレット作成・ 配布  実施	
備考			



## 3 空港臨海部交通ネットワークの拡充

強靱化

空港臨海部の将来構想及び交通ネットワーク基礎調査を基に、空港臨海部のまちづくりと連動した道路網、公共交通機関、舟運などの交通ネットワークを拡充・整備します。空港アクセス及び都市間交通を円滑化するため、国道357号の多摩川以南の整備促進を働きかけます。

所管部	まちづくり推進部	関連計画	空港臨海部グランドビジョン2030
本事業の取組	年度別計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
空港臨海部道路網の 計画検討・整備促進	国道357号多摩川トンネル 整備 周知・調整 臨海部における道路ネットワーク 改善・拡充 検討	国道357号多摩川トンネル 整備 周知・調整 臨海部における道路ネットワーク 改善・拡充 検討	国道357号多摩川トンネル 整備 周知・調整 臨海部における道路ネットワーク 改善・拡充 検討
多様な交通手段を用い たアクセス向上	舟運事業の利用促進・活性化 周知・支援 内陸部と臨海部の交通アクセス 改善 検討・調整	舟運事業の利用促進・活性化 周知・支援 内陸部と臨海部の交通アクセス 改善 検討・調整	内陸部と臨海部の交通アクセス 改善 検討・調整
備考			

## 施策 2-2-2



# 「国際都市おおた」の推進により、持続可能な 国際交流・多文化共生を育みます

### 施策の方向性

- ☞ ダイバーシティ（多様性）による社会活性化とともに「誰一人取り残さない」世界の実現という国際的な流れを踏まえ、持続可能な国際交流・多文化共生\*を育みます。
- ☞ 「国際都市おおた」の魅力を高めるとともに誰もが地域の中で活躍できるまちづくりを進めます。
- ☞ 異なる文化・習慣・歴史の理解啓発等、多文化共生に係る活動の創出・支援により、「国際都市おおた」を推進し外国人を含む区民の自主的な参画と協働\*が促進されることで、豊かな交流を育んでいきます。

## 現状と課題

**新**型コロナウイルス感染症が世界的に拡大する中、国際交流は停滞を余儀なくされていますが、感染収束後には、外国人来訪者数の回復が想定されるとともに、平成31年の入管法の改正に伴い、今後外国人人材を含む新たな外国人区民の増加も予想されます。

区の世論調査において、「大田区は国際交流、多文化共生が進んだまちと感じているか」の問いに対して、『感じている』との回答は約3割にとどまっています。「未来へ躍動する国際都市おおた」の実現には、日本人区民も外国人区民もそれぞれが持つ多様な個性と能力を発揮し、地域社会を支える主体として認め合い、ともに地域の課題に取り組みながら、地域の一員として地域全体を盛り上げていくことが必要です。

区は、多文化共生を推進する区内の様々な団体の活動や、国際交流ボランティアの活躍支援を通じ、多文化共生意識の醸成を図っていますが、異なる文化や習慣への更なる相互理解を深めることが求められています。そのため、区は、国際都市おおた協会と連携し、多くの日本人区民に国際交流・多文化共生意識を育む機会を提供するとともに、外国人区民の活躍の場を地域に創出していくことで、国籍や世代に関わりなく、より多くの区民の積極的かつ自主的な国際・多文化交流活動への参画につなげていく必要があります。

## 施策を構成する事業体系



### 「国際都市おおた」の推進により、持続可能な国際交流・多文化共生を育みます

No.	事業名
1	「国際都市おおた」の推進



## Ⅰ 「国際都市おおた」の推進

「国際都市おおた」の魅力と存在感を広く国内外へ発信していくため、外国人区民も含めた区民一人ひとりが地域の担い手として活躍でき、多文化共生\*意識の醸成や国際交流を推進する機会をつくります。

所管部	観光・国際都市部	関連計画	「国際都市おおた」多文化共生推進プラン
本事業の取組	年度別計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
国際都市おおた大使の活躍支援	大使の任命(30名) <div style="text-align: right;">実施</div> 大使の育成・活動(大田の魅力の情報発信)支援 <div style="text-align: right;">推進</div> 大使意見交換会 <div style="text-align: right;">1回</div>	大使の任命(30名) <div style="text-align: right;">実施</div> 大使の育成・活動(大田の魅力の情報発信)支援 <div style="text-align: right;">推進</div> 大使意見交換会 <div style="text-align: right;">1回</div>	大使の任命(30名) <div style="text-align: right;">実施</div> 大使の育成・活動(大田の魅力の情報発信)支援 <div style="text-align: right;">推進</div> 大使意見交換会 <div style="text-align: right;">1回</div>
地域における国際交流の推進※1	多文化交流会 <div style="text-align: right;">実施</div> ホームビジットイベント <div style="text-align: right;">実施</div> 国際交流ボランティアの活躍支援 <div style="text-align: right;">実施</div>	多文化交流会 <div style="text-align: right;">実施</div> ホームビジットイベント <div style="text-align: right;">実施</div> 国際交流ボランティアの活躍支援 <div style="text-align: right;">実施</div>	多文化交流会 <div style="text-align: right;">実施</div> ホームビジットイベント <div style="text-align: right;">実施</div> 国際交流ボランティアの活躍支援 <div style="text-align: right;">実施</div>
多文化共生の意識啓発と相互理解の促進	国際理解講座※2 <div style="text-align: right;">実施</div> 18色の国際都市事業 <div style="text-align: right;">実施</div>	国際理解講座※2 <div style="text-align: right;">実施</div> 18色の国際都市事業 <div style="text-align: right;">実施</div>	国際理解講座※2 <div style="text-align: right;">実施</div> 18色の国際都市事業 <div style="text-align: right;">実施</div>
備考	※1、2 「地域における国際交流の推進」及び「国際理解講座」については、(一財)国際都市おおた協会が実施しています。		

## 施策 2-3-1



### 地域に好循環をもたらす、

柱 4

### 大田区ならではの産業の発展を支援します

#### 施策の方向性

- ☞ 高付加価値を産み出すものづくり産業の集積地として、活力ある中小企業が産業を牽引し、国内外とのビジネス交流が活発なまちをつくりまします。
- ☞ 商店街がにぎわいの場、人々のつながりの場として区民の暮らしを支え、多様な世代・文化が共存し交流するまちをつくりまします。
- ☞ 製造業、小売業、飲食サービス業、建設業、運輸業、情報サービスなど様々な業種の産業者が各々の強みを活かし、成長できるまちをつくりまします。
- ☞ 区による様々な産業支援などにより、新たなビジネスの創出、相互交流が活発に行われるなど、いきいきとした産業のまちを形成します。

#### 現状と課題

**近**年、市場環境の変化や人手不足の深刻化等の課題に直面し、区内製造業事業所数の減少が続いています。さらに、長引く新型コロナウイルスの感染拡大は区内経済に深刻な影響を及ぼしており、受注減や取引先の廃業等、区内の中小企業に大きなダメージを与えています。

一方、研究開発や新分野進出を図る企業の増加、スタートアップ企業の区内立地等、新たな動きも見られます。操業・創業\*しやすい環境整備を進め、企業誘致を促進し、工業集積の維持・発展を図っていくとともに、新技術開発や取引拡大を支援していく必要があります。

商店街においては、外出自粛等により遠のいた客足が戻らないままの店舗もあり、新たな生活様式が区民にも徐々に浸透する中、商店街は身近な買い物の場、つながりの場として再認識されつつあります。都内屈指の商業集積を維持し、持続的な発展と、更に自立した商店街運営や円滑な事業承継を支援していく必要があります。

また、社会課題の解決につながるコミュニティビジネスの創出や、区内産業の新たな活力となる起業・創業を促し、業種の枠を超えた交流・連携を今後も推進していくためには、ビジネスをしやすい環境整備を実現していく必要があります。



地域に好循環をもたらす、大田区ならではの産業の発展を支援します

No.	事業名
1	工場の立地・操業環境の整備 
2	新製品・新技術開発の支援 
3	取引拡大の支援
4	商いの活性化、魅力の発信 
5	創業*支援 
6	ネットワーク形成支援 
7	多様な産業の持続的な発展に向けた人材育成・事業承継・危機管理 
No.	その他の取組
8	【柱4】経済活動支援策 

I 工場の立地・操業環境の整備

柱 4

産業支援施設（賃貸工場、創業\*支援施設など）の管理・運営を行うとともに、中小企業が事業の拡張や高度化のために行う工事等に対して、経費の一部を助成することで、工場の立地・操業環境の向上を図ります。また区内への企業立地を促進させるため、企業誘致活動を推進します。

所管部	産業経済部	関連計画	大田区まち・ひと・しごと創生総合戦略
本事業の取組	年度別計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
産業支援施設の運営	産業支援施設の運営 実施	産業支援施設の運営 実施	産業支援施設の運営 実施
ものづくり工場立地助成  P46	ものづくり工場立地助成 実施  工場アパート立地助成 実施  ものづくり企業立地継続補助金 実施  研究開発企業等拠点整備助成 実施	ものづくり工場立地助成 実施  工場アパート立地助成 実施  ものづくり企業立地継続補助金 実施  研究開発企業等拠点整備助成 実施	ものづくり工場立地助成 実施  工場アパート立地助成 実施  ものづくり企業立地継続補助金 実施  研究開発企業等拠点整備助成 実施
企業誘致の取組推進	企業誘致活動 推進  企業誘致パンフレット活用 推進  企業立地サポート業務  〔・企業留置 推進〕 〔・不動産調査 実施〕	企業誘致活動 推進  企業誘致パンフレット活用 推進  企業立地サポート業務  〔・企業留置 推進〕 〔・不動産調査 実施〕	企業誘致活動 推進  企業誘致パンフレット活用 推進  企業立地サポート業務  〔・企業留置 推進〕 〔・不動産調査 実施〕
備考			

## 2 新製品・新技術開発の支援

中小企業が新製品・新技術を開発する際に要する経費の一部を助成し、中小企業の技術力、開発力を高める取組を支援します。助成後も数年間にわたり、評価・検証を行い、事業効果を高めます。

中小企業が開発した、優れた新製品や新技術を表彰することで、高い技術力を区内外にアピールするとともに、社内の技術力・開発力の向上意欲を高めます。

所管部	産業経済部	関連計画	大田区まち・ひと・しごと創生総合戦略	
本事業の取組	年度別計画			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
助成金交付  P46	<b>新製品・新技術開発支援事業</b> トライアル助成 開発ステップアップ助成 実用化製品化助成 実施	新製品・新技術開発支援事業 トライアル助成 開発ステップアップ助成 実用化製品化助成 実施	新製品・新技術開発支援事業 トライアル助成 開発ステップアップ助成 実用化製品化助成 実施	
コンクール表彰	新製品・新技術コンクール 実施	新製品・新技術コンクール 実施	新製品・新技術コンクール 実施	
備考	本事業は(公財)大田区産業振興協会が実施しています。			



### 3 取引拡大の支援

中小企業の取引機会を拡大するため、受発注相談窓口を常時開設するとともに、国内・海外の商談会や大手企業とのマッチング会を開催します。自主展示会の企画運営や国内・海外の展示会への出展支援を通じ、中小企業の製品・技術を広く周知するための機会を提供します。

所管部	産業経済部	関連計画	大田区まち・ひと・しごと創生総合戦略
本事業の取組	年度別計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受発注相談、商談会の実施	受発注相談 <div style="text-align: right;">推進</div> 受発注商談会 <div style="text-align: right;">開催</div> 市場開拓 <div style="text-align: right;">推進</div>	受発注相談 <div style="text-align: right;">推進</div> 受発注商談会 <div style="text-align: right;">開催</div> 市場開拓 <div style="text-align: right;">推進</div>	受発注相談 <div style="text-align: right;">推進</div> 受発注商談会 <div style="text-align: right;">開催</div> 市場開拓 <div style="text-align: right;">推進</div>
展示会の開催、出展支援	自主展示会 <div style="text-align: right;">開催</div> 国内見本市 区内企業との共同出資 実施	自主展示会 <div style="text-align: right;">開催</div> 国内見本市 区内企業との共同出資 実施	自主展示会 <div style="text-align: right;">開催</div> 国内見本市 区内企業との共同出資 実施
海外展開支援	取引相談 <div style="text-align: right;">推進</div> 国際商談会 <div style="text-align: right;">開催</div> 海外見本市 区内企業との共同出展 実施	取引相談 <div style="text-align: right;">推進</div> 国際商談会 <div style="text-align: right;">開催</div> 海外見本市 区内企業との共同出展 実施	取引相談 <div style="text-align: right;">推進</div> 国際商談会 <div style="text-align: right;">開催</div> 海外見本市 区内企業との共同出展 実施
情報提供などの支援	情報提供 <div style="text-align: right;">実施</div>	情報提供 <div style="text-align: right;">実施</div>	情報提供 <div style="text-align: right;">実施</div>
備考	本事業は(公財)大田区産業振興協会が実施しています。		



## 4 商いの活性化、魅力の発信

### 柱 4

商店街が地域の団体などと連携しながら、地域コミュニティ\*の拠点としての役割を発揮できるよう、商店街が自主的に行う魅力・機能向上のための事業を支援します。

また、魅力ある名物を多くの来場者に紹介する展示会の開催や、区内の商店街及び個店のPRを行い、大田区の商いの魅力を広く発信します。

所管部	産業経済部	関連計画	大田区まち・ひと・しごと創生総合戦略
本事業の取組	年度別計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
商店街の機能向上支援  P46	<b>商店街チャレンジ戦略支援事業</b> 実施  <b>巡回型相談・支援の充実</b> 実施  <b>販売促進の取組支援</b> 実施	商店街チャレンジ戦略支援事業 実施  巡回型相談・支援の充実 実施  販売促進の取組支援 実施	商店街チャレンジ戦略支援事業 実施  巡回型相談・支援の充実 実施  販売促進の取組支援 実施
商いの魅力発信	おおた商い・観光展※1 実施  個店のPR 実施	おおた商い・観光展※1 実施  個店のPR 実施	おおた商い・観光展※1 実施  個店のPR 実施
大田区の特選品・グルメのPR	おおたのお土産100選販売 機会の拡充※2 推進  OTA!いちおしグルメ表彰店の PR※3 推進	おおたのお土産100選販売 機会の拡充※2 推進  OTA!いちおしグルメ表彰店の PR※3 推進	おおたのお土産100選販売 機会の拡充、再構築※2 推進  OTA!いちおしグルメ表彰店の PR※3 推進
備考	※1 計画欄の「おおた商い・観光展」については、(公財)大田区産業振興協会が実施しています。 展示会ではなく、区内店舗・観光地に直接誘客を図る形での実施を予定しています。 ※2 計画欄の「おおたのお土産100選販売機会の拡充」については、(公財)大田区産業振興協会 が実施しています。 ※3 計画欄の「OTA!いちおしグルメ表彰店のPR」については、(公財)大田区産業振興協会が実 施しています。		

5 創業\*支援

柱4

新たに区内で立地を希望する創業者への支援に取り組みます。窓口相談、ものづくり創業スクール\*などの開催により、創業者が立地・事業展開しやすい環境をつくります。

所管部	産業経済部	関連計画		
		大田区まち・ひと・しごと創生総合戦略 大田区創業支援等事業計画		
本事業の取組	年度別計画			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
創業者支援相談	創業相談 実施 ものづくり創業スクール ・セミナー・ワークショップ 実施 ・特定創業支援等事業対象講座 実施	創業相談 実施 ものづくり創業スクール ・セミナー・ワークショップ 実施 ・特定創業支援等事業対象講座 実施	創業相談 実施 ものづくり創業スクール ・セミナー・ワークショップ 実施 ・特定創業支援等事業対象講座 実施	
スタートアップ試作支援*  P46	ベンチャーピッチ in 羽田* 実施 スタートアップ×大田区 企業ユナイト助成 実施	ベンチャーピッチ in 羽田 実施 スタートアップ×大田区 企業ユナイト助成 実施	ベンチャーピッチ in 羽田 実施 スタートアップ×大田区 企業ユナイト助成 実施	
備考	本事業は(公財)大田区産業振興協会が実施しています。			

## 6 ネットワーク形成支援

### 柱 4

大田区のものづくり企業の競争力の源泉でもある「仲間まわし\*」のネットワークを維持、発展するため、IoT\*などを活用し、既存ネットワークの体制強化、機能向上を目指すとともに、試作開発案件等のニーズとのマッチングを促進する環境を構築します。

また、中小企業が新事業展開に向けて構築する新たなネットワークの形成を促進するため、必要な経費の一部を助成します。助成後も数年間にわたり評価・検証を行い、事業効果を高めます。

併せて区内中小企業が「EV・自動走行・モビリティ」「ヘルスケア」「ロボティクス」等を中心とした、成長が見込まれる分野の産業クラスター\*を形成することを目的として、オープンイノベーションを戦略的にマネジメントし、具体的な製品開発等を実現していきます。

所管部	産業経済部	関連計画	大田区まち・ひと・しごと創生総合戦略	
本事業の取組	年度別計画			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
IoT仲間まわしによる 中小企業の生産性向上 プロジェクト  P46	IoT仲間まわしによる中小企業 の生産性向上プロジェクト 〔対象企業・グループの拡大 実施〕	IoT仲間まわしによる中小企業 の生産性向上プロジェクトをさら に発展させた取組 実施	IoT仲間まわしによる中小企業 の生産性向上プロジェクトをさら に発展させた取組 実施	
次世代産業創造・産業 クラスター形成支援 ※1	おおた研究・開発フェア 実施 セミナー・ワークショップ 実施	おおた研究・開発フェア 実施 セミナー・ワークショップ 実施	おおた研究・開発フェア 実施 セミナー・ワークショップ 実施	
備考	※1 取組欄の「次世代産業創造・産業クラスター形成支援」については、(公財)大田区産業振興協 会が実施しています。			

## 7 多様な産業の持続的な発展に向けた 人材育成・事業承継・危機管理

柱 4

強靱化

区内の多様な産業集積が今後も維持・発展し続けるために、次代を担う世代が「働くこと」に対する興味を持ち、「しごと」について考える機会の提供などを行います。

また、経営者の高齢化や後継者不足の課題に対応するために、円滑な事業の承継に向けた取組を支援します。

併せて、区内産業が災害や感染症等の影響を受けたとしても、その影響を最小限に留めて事業を継続できるようにするため、企業向けBCP（事業継続計画）策定の普及啓発を行います。

所管部	産業経済部	関連計画	大田区まち・ひと・しごと創生総合戦略	
本事業の取組	年度別計画			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
次代を担う人材の育成  P47	次世代ものづくり人材育成 (講座・セミナー) 実施  新たな日常を支える商業 事業者の育成支援 実施	次世代ものづくり人材育成 (講座・セミナー) 実施  新たな日常を支える商業 事業者の育成支援 実施	次世代ものづくり人材育成 (講座・セミナー) 実施  新たな日常を支える商業 事業者の育成支援 実施	
事業承継の取組支援	事業承継等情報交換会 開催	事業承継等情報交換会 開催	事業承継等情報交換会 開催	
企業向けBCPの普及 啓発	簡易版BCPシートの作成・ 配布 実施	BCPの普及啓発・相談 実施	BCPの普及啓発・相談 実施	
備考				

## 8 経済活動支援策

柱 4

所管部	産業経済部	関連計画	大田区まち・ひと・しごと創生総合戦略	
本事業の取組	年度別計画			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
中小企業等への支援  P45	中小企業信用保険法に基づく 認定 実施  中小企業融資あっせん 実施	中小企業融資あっせん 実施	中小企業融資あっせん 実施	
備考				

## 施策 2-3-2



# 大田区の魅力を 国内外にアピールします

### 施策の方向性

- ☞ 大田の魅力再認識し、情報発信の強化等を推進することにより、地域経済を活性化させるとともに、区民が愛着や誇りをもてるまちをつくります。
- ☞ 大田区ならではのMICE\*が区内で開催され、地域に大きな消費や雇用を生みだします。
- ☞ 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催にあたり、新たな地域のにぎわい創出と大田区ならではの「おもてなし」の展開を図ること、区内外からより多くの来訪者を迎え、さらに区内の回遊により、大田区の多様な魅力を楽しんでもらいます。

### 現状と課題

**区**は、「東京2020大会」や国際的なイベント開催を契機として、国内外からの来訪者などをターゲットに大田区の認知度向上等を目指してきました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、訪日外国人旅行者は激減、現在、観光のトレンドは、域内・近隣での「マイクロツーリズム\*」へとシフトしています。

こうした状況下、令和3年度は、延期された「東京2020大会」を中心に、新たなにぎわい創出や会議・イベントの開催、区の魅力発信といったシティプロモーション\*など、ポストコロナ時代に対応した取組が必要となっています。

これらに鑑み、区民がまちを知るための情報発信や区内回遊促進の取組により、シビックプライド\*を醸成していくことが大切であり、また、区内経済活性化のため、大田区らしい中小規模のMICEの開催に向けた、市場の開拓とともに、より使いやすい支援制度の拡充が必要となります。

さらに区内外から多くの来訪者が訪れるまたとない機会を活かし、区民や地域団体が自ら観光の担い手になれるような仕組みを整えていくことが急務です。



大田区の魅力を国内外にアピールします

No.	事業名
1	シティプロモーション*の推進
2	来訪者等受入環境整備
3	観光まちづくりの支援と多様な主体と連携したにぎわいの創出

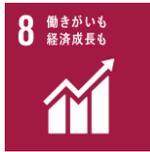


## 1 シティプロモーション\*の推進

大田区シティプロモーション戦略及び同アクションプラン並びに大田区観光振興プラン2019-2023に基づき、積極的かつ効果的なシティプロモーションを展開します。

大田区の持つ多様な魅力や地域資源を総合的にPRすることで、大田区の認知度や区内回遊性の向上を図り、地域経済の活性化をもたらすことを目指します。また、区民がこれまで気付かなかった大田区の魅力を知り、このまちで暮らすことに誇りや愛着を持てるよう、情報発信手法を工夫しながら多様な取組を推進します。

所管部	企画経営部 観光・国際都市部	関連計画	
		大田区シティプロモーション戦略 及び同アクションプラン 大田区観光振興プラン2019-2023	
本事業の取組	年度別計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
シティプロモーションの 推進	シティプロモーション専用ホームページにおけるコンテンツ*の 充実 実施	シティプロモーション専用ホームページにおけるコンテンツの 充実 実施	シティプロモーション専用ホームページにおけるコンテンツの 充実 実施
	大田区シティプロモーション戦略 アクションプラン第2期 検討・策定	大田区シティプロモーション戦略 アクションプラン第2期 実施	大田区シティプロモーション戦略 アクションプラン第2期 実施
メディアなどを活用した 情報発信	国内外からの誘客をめざした 情報発信 ・大田区公式観光サイト運営 実施	国内外からの誘客をめざした 情報発信 ・大田区公式観光サイト運営 実施	国内外からの誘客をめざした 情報発信 ・大田区公式観光サイト運営 実施
シビックプライド*醸成 に向けた取組	おおたプライド事業「大田区学」 実施	おおたプライド事業「大田区学」 実施	おおたプライド事業「大田区学」 実施
大田区公式PRキャラ クター「はねぴょん」の 活用	新しい生活様式に対応したオン ライン等による区の魅力PR ・区内探訪「はねぴょんさんぽ」 実施 ・シティプロモーション関連イベ ントへのリモート等による出演 実施 ・専用Twitterによる発信 実施	新しい生活様式に対応したオン ライン等による区の魅力PR ・区内探訪「はねぴょんさんぽ」 実施 ・シティプロモーション関連イベ ントへのリモート等による出演 実施 ・専用Twitterによる発信 実施	新しい生活様式に対応したオン ライン等による区の魅力PR ・区内探訪「はねぴょんさんぽ」 実施 ・シティプロモーション関連イベ ントへのリモート等による出演 実施 ・専用Twitterによる発信 実施
備考	「シティプロモーション関連イベント等の開催支援」については、令和3年度に策定予定の大田区シ ティプロモーション戦略アクションプラン第2期において、方向性等検討する予定としています。		



## 2 来訪者等受入環境整備

インバウンドに対応する環境整備から、区内及び近隣諸都市の住民を対象としたマイクロツーリズム\*に注力します。また、区内経済活性化に寄与する、MICE\*誘致の取組を推進します。

所管部	観光・国際都市部	関連計画	大田区観光振興プラン2019-2023	
本事業の取組	年度別計画			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
ウェルカムショップ*制度の推進	ウェルカムショップ向け支援 継続	ウェルカムショップ向け支援 継続	ウェルカムショップ向け支援 継続	
まちかど観光案内所*の制度の推進	まちかど観光案内所 継続	まちかど観光案内所 継続	まちかど観光案内所 継続	
大田区の観光拠点施設の運営	大田区観光情報センター・コーナー運営 実施	大田区観光情報センター・コーナー運営 実施	大田区観光情報センター・コーナー運営 実施	
大田区観光案内サイン整備の推進	大田区観光案内サインの整備 実施	大田区観光案内サインの整備 実施	大田区観光案内サインの整備 実施	
MICE誘致の取組	MICE誘致活動 実施	MICE誘致活動 実施	MICE誘致活動 実施	
	MICE開催支援助成 実施	MICE開催支援助成 実施	MICE開催支援助成 実施	
備考				



### 3 観光まちづくりの支援と多様な主体と連携したにぎわいの創出

空港・鉄道、観光関係団体・NPO\*、他自治体などとの連携・支援の推進により、地域の「にぎわい」を創出し、区内外からの来訪者誘致を図ります。

所管部	観光・国際都市部	関連計画	大田区観光振興プラン2019-2023	
本事業の取組	年度別計画			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
観光まちづくり団体などへの支援	観光まちづくり団体などへの支援 実施	観光まちづくり団体などへの支援 実施	観光まちづくり団体などへの支援 実施	
地域が主体となったにぎわい創出への支援	東京2020大会を契機とした地域活性化事業※1 実施	地域が主体となったにぎわい創出事業 検討	地域が主体となったにぎわい創出事業 モデル事業実施	
自治体間広域連携の推進(川崎市・品川区等)	大田区・川崎市観光まちづくり連携事業実行委員会への参画 実施  臨海部・多摩川流域等周辺自治体との連携 実施	大田区・川崎市観光まちづくり連携事業実行委員会への参画 実施  臨海部・多摩川流域等周辺自治体との連携 実施	大田区・川崎市観光まちづくり連携事業実行委員会への参画 実施  臨海部・多摩川流域等周辺自治体との連携 実施	
観光関連事業者・関係団体との連携	観光推進連絡協議会 実施	観光推進連絡協議会 実施	観光推進連絡協議会 実施	
備考	※1 本事業は、東京2020大会の開催にあわせて実施します。			

## 基本目標3

基本目標3	地域力と行政の連携がつくる人と地球に優しいまち
個別目標3-1	地域力を活かし、人に優しいまちを区民主体で実現します

### 施策 3-1-1



## 地域力を結集し、魅力的で

柱3

## 住み続けたいまちをつくります

### 施策の方向性

- ☞ 自治会・町会\*やNPO\*、ボランティア、民間企業など、様々な人々・団体が、それぞれの得意分野を活かし、連携・協働\*しながら、地域の担い手として活躍できるまちをつくります。
- ☞ 区民が、学習の成果を地域社会に還元できるまちをつくります。
- ☞ 地域力を活かし、子どもや高齢者、障がい者、外国人を含むすべての人が安心して暮らせるための取組を幅広く展開します。

### 現状と課題

**社**会状況が急速に変化し、価値観が多様化する時代の中、誰もが暮らしやすく、魅力的で住み続けたいまちをつくる源は、区民一人ひとりの力はもちろん、自治会・町会、事業者、団体、NPOなど様々な主体が相互に、さらに区と連携・協働することによって生まれる「地域力」です。

大田区における自治会・町会の加入率は、都市部としては比較的高い水準にあります。しかし、少子高齢化や核家族化などの進展に伴い、自治会・町会の加入世帯数の減少や担い手不足など、安定した地域活動の継続が課題となっており、今後は、幅広い世代や外国人区民も地域活動に参加できるよう、ICT\*を活用した情報発信やきっかけづくりの強化が必要です。

一方、人生100年時代が到来し、生涯を通じて学ぶことの重要性は一層高まっています。また、デジタル化の推進など技術革新が一層加速していることから、学習環境についてもデジタル化などを推進する必要があります。

また、新型コロナウイルス感染症収束後は再び外国人区民の増加が見込まれるため、個々のニーズに応じたきめ細かい日本語支援や、次代の多文化共生を担う人材の育成が重要です。一人ひとりの区民が人や社会とつながり自分らしく生きがいをもって暮らし続けることができる

社会の実現に向けて、外国人区民を含め誰一人取り残さない学習機会の提供や、多様な地域住民が相互に学び、交流し、活動するための機会を創出することが求められています。

## 施策を構成する事業体系



### 地域力を結集し、魅力的で住み続けたいまちをつくります

No.	事業名
1	区民活動への支援
2	しなやかな地域づくりの推進 
3	多文化共生の推進 

## I 区民活動への支援

様々な区民活動団体の活動がさらに充実するよう支援するとともに、地域課題解決に向けた連携・協働\*の取組を広げます。

所管部	地域力推進部	関連計画	_____
本事業の取組	年度別計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
区民活動の啓発	展示及び講演会 実施	NPO*・区民活動フォーラム 開催	NPO・区民活動フォーラム 開催
連携・協働推進のための 人材育成	区民活動コーディネーター養成 講座 連続講座(全6回程度)  つなぎ役交流会 養成講座修了者のフォロー アップ研修 修了者交流会 (スキルアップ研修) 2回程度	区民活動コーディネーター養成 講座 連続講座(全6回程度)  つなぎ役交流会 養成講座修了者のフォロー アップ研修 修了者交流会 (スキルアップ研修) 2回程度	区民活動コーディネーター養成 講座 連続講座(全6回程度)  つなぎ役交流会 養成講座修了者のフォロー アップ研修 修了者交流会 (スキルアップ研修) 2回程度
連携・協働への支援	地域協働研修 4地区程度	地域協働研修 4地区程度	地域協働研修 4地区程度
団体運営への支援	団体スキルアップ講座 1回程度	団体スキルアップ講座 1回程度	団体スキルアップ講座 1回程度
備考			

## 2 しなやかな地域づくりの推進

### 柱 3



感染症や自然災害など、環境の変化に柔軟に対応できるしなやかな地域づくりを推進します。

各種行政手続きのオンライン化やキャッシュレス化など、デジタル化を通じて、より利便性の高い行政運営と地域づくりを目指します。また、デジタル化の進展に地域社会が柔軟に対応していけるようICT\*スキルを学習する機会を提供し、区民の情報リテラシーの向上を図ります。

所管部	地域力推進部	関連計画	—————
本事業の取組	年度別計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動の活性化  P43	ICTリテラシー向上のための 地域支援事業 3講座  地域活動におけるデジタル 環境等整備支援 20事業	ICTリテラシー向上のための 地域支援事業 3講座  地域活動におけるデジタル 環境等整備支援 20事業	ICTリテラシー向上のための 地域支援事業 3講座  地域活動におけるデジタル 環境等整備支援 20事業
地域団体等との WEB 会議の推進	WEB会議の開催 (地域力推進会議、地域力推進地区委員会、自治会連合会定例会、青少対地区委員会、生涯学習相談会、町会長会議等) 実施	WEB会議の開催 (地域力推進会議、地域力推進地区委員会、自治会連合会定例会、青少対地区委員会、生涯学習相談会、町会長会議等) 推進	WEB会議の開催 (地域力推進会議、地域力推進地区委員会、自治会連合会定例会、青少対地区委員会、生涯学習相談会、町会長会議等) 推進
行政のデジタル化 (特別出張所等のキャッシュレス決済導入等)	キャッシュレス決済手続き (特別出張所・休養村とうぶ・青少年交流センター) 導入・運用  オンライン申請手続き 検討	キャッシュレス決済手続き (特別出張所・休養村とうぶ・青少年交流センター) 運用  オンライン申請手続き 導入	キャッシュレス決済手続き (特別出張所・休養村とうぶ・青少年交流センター) 運用  オンライン申請手続き 運用
備考			



### 3 多文化共生の推進

#### 柱 3

#### 強靱化

外国人区民が地域で安心して暮らしていけるよう、生活に必要な情報をやさしい日本語\*を含む多言語で提供します。多様な団体との連携・協働\*を行うことで、地域で外国人区民が孤立することがないよう環境を整備します。

所管部	観光・国際都市部	関連計画	「国際都市おおた」多文化共生*推進プラン
本事業の取組	年度別計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
国際交流団体の支援及び連携促進	国際交流団体の活動支援 実施	国際交流団体の活動支援 実施	国際交流団体の活動支援 実施
	国際交流団体との連絡会 開催	国際交流団体との連絡会 開催	国際交流団体との連絡会 開催
	ボランティア日本語教室の運営支援 実施	ボランティア日本語教室の運営支援 実施	ボランティア日本語教室の運営支援 実施
多言語対応の充実  P42	多言語通訳タブレット端末等による通訳サービス 実施	多言語通訳タブレット端末等による通訳サービス 実施	多言語通訳タブレット端末等による通訳サービス 実施
身近な暮らしの情報発信	外国人向け多言語情報紙の発行 実施	外国人向け多言語情報紙の発行 実施	外国人向け多言語情報紙の発行 実施
やさしい日本語活用の普及	庁内刊行物への普及・啓発 実施	庁内刊行物への普及・啓発 実施	庁内刊行物への普及・啓発 実施
多言語相談窓口における相談・情報提供※1  P42	多言語による相談対応 実施	多言語による相談対応 実施	多言語による相談対応 実施
	外国籍の区内転入者に対する生活情報支援 実施	外国籍の区内転入者に対する生活情報支援 実施	外国籍の区内転入者に対する生活情報支援 実施
通訳派遣及び翻訳の実施※2	行政情報等の翻訳 実施	行政情報等の翻訳 実施	行政情報等の翻訳 実施
	区施設等への通訳派遣 実施	区施設等への通訳派遣 実施	区施設等への通訳派遣 実施

<p>日本語講座の実施※3</p>  <p>P42、43</p>	<p>初級日本語講座 実施</p> <p>「学校プリントを読もう」 実施</p> <p>おおたこども日本語教室 実施(週3日)</p>	<p>初級日本語講座 実施</p> <p>「学校プリントを読もう」 実施</p> <p>おおたこども日本語教室 実施(週3日)</p>	<p>初級日本語講座 実施</p> <p>「学校プリントを読もう」 実施</p> <p>おおたこども日本語教室 実施(週3日)</p>
<p>日本語等の学習支援 人材の育成※4</p>	<p>日本語ボランティア養成講座 実施</p> <p>こども学習支援ボランティア 養成講座 実施</p>	<p>日本語ボランティア養成講座 実施</p> <p>こども学習支援ボランティア 養成講座 実施</p>	<p>日本語ボランティア養成講座 実施</p> <p>こども学習支援ボランティア 養成講座 実施</p>
<p>防災活動に関する支援 ※5</p>	<p>災害時外国人支援ボランティア の養成 実施</p>	<p>災害時外国人支援ボランティア の養成 実施</p>	<p>災害時外国人支援ボランティア の養成 実施</p>
<p>備考</p>	<p>※1～5 「多言語相談窓口における相談・情報提供」、「通訳派遣及び翻訳の実施」、「日本語講座の実施」、「日本語等の学習支援人材の育成」及び「防災活動に関する支援」については、(一財)国際都市おおた協会が実施しています。</p>		

基本目標3 地域力と行政の連携がつくる人と地球に優しいまち  
個別目標3-1 地域力を活かし、人に優しいまちを区民主体で実現します

## 施策 3-1-2



# 地域力を最大限発揮して、災害に強く、 防犯力の高い地域をつくります

柱2

### 施策の方向性

- ☞ 災害時に備え自助・共助への取組を行い、地域全体でともに支え合い、災害に立ち向かう体制をつくります。
- ☞ 自ら避難行動をとることが困難な要配慮者が安心して避難できるような体制を整備します。
- ☞ 地域が主体となって犯罪から地域の安全を守るまちをつくります。
- ☞ すべての区民が犯罪に巻き込まれず安心して暮らせるまちをつくります。

### 現状と課題

**近**年、災害が激甚化しており、防災対策に対する区民の関心が高まっています。災害の被害を減らすためには、公助はもとより区民の自助・共助意識を促進し、地域の防災力を向上させる必要がありますが、感染症拡大の影響により防災訓練や防災講話の機会が減少し、地域防災力の低下が懸念されます。そこでマイ・タイムライン\*作成の支援動画作成などface to face以外の普及啓発方法の充実を検討していく必要があります。また、令和元年台風第19号での経験を踏まえ、学校防災備蓄の上階への移動や、災害時要配慮者対策として、水害時緊急避難場所における要配慮者スペースの開設準備を進めるなど、今後も更なる避難場所の確保等の環境整備が必要です。

防犯については、地域安全安心パトロール団体数や防犯カメラ整備数の増加等により地域の防犯力は向上し、刑法犯認知件数は減少傾向にあるものの、依然として高齢者を狙った特殊詐欺や子どもが被害者となる事件が発生し、区民の安全を求める意識は高い状態です。さらに、自転車盗難件数についても高い水準となっており、自転車盗難防止対策の強化も必要です。

「こどもSOSの家」事業は、事業協力員の高齢化や集合住宅の増加等に伴い、地域によっては事業協力員の登録者数が少ないところもあり、登録者数の増加を図っています。今後は、地域・区・警察が緊密に連携をとり、子どもを犯罪から守る更なる仕組みづくりを進める必要があります。



地域力を最大限発揮して、災害に強く、防犯力の高い地域をつくります

No.	事業名
1	災害時相互支援体制の整備
2	災害ボランティアの育成・支援
3	災害への備えの充実 
4	避難場所等の拡充 
5	災害時医療体制の整備と周知
6	地域防犯活動の支援
7	防犯啓発活動
No.	その他の取組
8	【柱2】大規模自然災害対策 



# I 災害時相互支援体制の整備

**強靱化**

避難行動要支援者名簿\*を活用した支援を充実させるため、福祉関係者や地域ボランティアによる人材確保を進めるなど体制整備を図ります。災害時に相互支援による助け合いができるよう、講習会や防災講話などの機会を通じて、災害時の相互支援意識の普及啓発に努めます。

所管部	総務部	関連計画	大田区地域防災計画
本事業の取組	年度別計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支援者の確保	自治会・町会*への普及啓発 ・要配慮者支援組織が未結成の自治会・町会への働きかけ ・避難行動要支援者名簿の活用に向けた検討	自治会・町会への普及啓発 ・要配慮者支援組織が未結成の自治会・町会への働きかけ ・避難行動要支援者名簿の活用に向けた検討	自治会・町会への普及啓発 ・要配慮者支援組織が未結成の自治会・町会への働きかけ ・避難行動要支援者名簿の活用に向けた検討
災害時要配慮者及び避難行動要支援者*支援計画(全体計画)の推進	事業全体計画の推進 ・自立支援協議会への出席による意見交換 ・個別支援プランの作成・活用	事業全体計画の推進 ・自立支援協議会への出席による意見交換 ・個別支援プランの作成・活用	事業全体計画の推進 ・自立支援協議会への出席による意見交換 ・個別支援プランの作成・活用
災害時相互支援意識の普及啓発	総合防災訓練等での普及啓発	総合防災訓練等での普及啓発	総合防災訓練等での普及啓発
備考			

## 2 災害ボランティアの育成・支援

**強靱化**

災害時に備えるため、災害ボランティア活動への理解を深める講座等を実施し、災害ボランティアの育成及び区と連携・協働\*して災害ボランティア活動を牽引するリーダーの育成を図ります。

また、関係機関と連携した大田区災害ボランティアセンターの設置・運営に関する検討を進めるとともに、マニュアルに基づいた設置・運営訓練を実施します。

所管部	地域力推進部	関連計画	—————
本事業の取組	年度別計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ボランティアの育成	防災塾の開講 講座(区内) 2地区  災害ボランティアリーダーの 育成講座の開催 講座(区内) 1回	防災塾の開講 講座(区内) 2地区  災害ボランティアリーダーの 育成講座の開催 講座(区内) 1回	防災塾の開講 講座(区内) 2地区  災害ボランティアリーダーの 育成講座の開催 講座(区内) 1回
災害ボランティアセンター運営訓練の実施	大田区災害ボランティアセン ターの運営訓練の実施 運営訓練 1回 スタッフ研修 1回	大田区災害ボランティアセン ターの運営訓練の実施 運営訓練 1回 スタッフ研修 1回	大田区災害ボランティアセン ターの運営訓練の実施 運営訓練 1回 スタッフ研修 1回
備考			

### 3 災害への備えの充実

柱2

強靱化



要配慮者やアレルギー保有者等を考慮した、非常用食糧の品目・数量の充実を図り、避難者の負担軽減に向けた備蓄物品の拡充を進めるとともに、浸水想定のある学校備蓄倉庫の上階への移動にも取り組みます。

所管部	総務部 福祉部 こども家庭部	関連計画	大田区地域防災計画
本事業の取組	年度別計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
災害用非常食糧の確保・充実	非常食糧の定期入替 クラッカー、 乳児用ミルク及び保存水、 レトルト食品等	非常食糧の定期入替 クラッカー、 乳児用ミルク及び保存水、 レトルト食品等	非常食糧の定期入替 クラッカー、 乳児用ミルク及び保存水、 レトルト食品等
備蓄体制の強化  P38	災害備蓄物品入替 医薬品・手指消毒液等  災害時要配慮者（高齢者・障がい者）への支援に係る備蓄品などの補充及び備品の維持管理 発電機、蓄電器、簡易エアマット等  浸水想定のある学校備蓄倉庫の上階への移動 実施  児童館等学童保育拠点における防災備蓄 実施  (仮称)北千束二丁目複合施設内地区備蓄倉庫整備 実施	災害備蓄物品入替 医薬品・手指消毒液等  災害時要配慮者（高齢者・障がい者）への支援に係る備蓄品などの補充及び備品の維持管理 発電機、蓄電器、簡易エアマット等  浸水想定のある学校備蓄倉庫の上階への移動 実施  児童館等学童保育拠点における防災備蓄 実施  (仮称)北千束二丁目複合施設内地区備蓄倉庫整備 実施	災害備蓄物品入替 医薬品・手指消毒液等  災害時要配慮者（高齢者・障がい者）への支援に係る備蓄品などの補充及び備品の維持管理 発電機、蓄電器、簡易エアマット等  浸水想定のある学校備蓄倉庫の上階への移動 実施  児童館等学童保育拠点における防災備蓄 実施  (仮称)北千束二丁目複合施設内地区備蓄倉庫整備 実施
備考			

4 避難場所等の拡充

柱 2

強靱化



激甚化する風水害や感染症対策等も考慮した避難所運営体制の構築と、避難者等を受け入れる施設の整備・拡充を進めます。

所管部	総務部 区民部 福祉部 子ども家庭部	関連計画	大田区地域防災計画
本事業の取組	年度別計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
安全安心な避難場所の確保  P38,39	<p><b>避難所における運営体制の充実・強化</b> 運営組織の充実とマニュアルの修正及び訓練 実施</p> <p><b>避難スペースの確保</b> 分散避難の推進 避難先の確保及びその運営体制の整備 実施</p> <p><b>福祉避難所等の整備</b> 水害時緊急避難場所要配慮者スペースの開設準備 検討・実施 高齢者及び障がい者対象福祉避難所の開設準備 検討・実施 福祉避難所(保育園)の避難訓練等 実施</p> <p><b>応急保育所の整備</b> 避難訓練等 実施</p> <p><b>駅前滞留者対策</b> 実施</p>	<p>避難所における運営体制の充実・強化 運営組織の充実とマニュアルの修正及び訓練 実施</p> <p>避難スペースの確保 分散避難の推進 避難先の確保及びその運営体制の整備 実施</p> <p>福祉避難所等の整備 水害時緊急避難場所要配慮者スペースの開設準備 検討・実施 高齢者及び障がい者対象福祉避難所の開設準備 検討・実施 福祉避難所(保育園)の避難訓練等 実施</p> <p>応急保育所の整備 避難訓練等 実施</p> <p>駅前滞留者対策 実施</p>	<p>避難所における運営体制の充実・強化 運営組織の充実とマニュアルの修正及び訓練 実施</p> <p>避難スペースの確保 分散避難の推進 避難先の確保及びその運営体制の整備 実施</p> <p>福祉避難所等の整備 水害時緊急避難場所要配慮者スペースの開設準備 検討・実施 高齢者及び障がい者対象福祉避難所の開設準備 検討・実施 福祉避難所(保育園)の避難訓練等 実施</p> <p>応急保育所の整備 避難訓練等 実施</p> <p>駅前滞留者対策 実施</p>
備考			



## 5 災害時医療体制の整備と周知

**強靱化**

災害時に開設する緊急医療救護所\*及び軽症者救護所\*の開設・運営訓練を引き続き実施し、緊急医療救護所等の各グループ内で連携訓練を実施して連携強化を図ります。また、災害時の医療体制について、周知を図ります。

所管部	健康政策部	関連計画	おおた健康プラン(第三次)
本事業の取組	年度別計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
緊急医療救護所及び軽症者救護所開設・運営訓練実施	緊急医療救護所及び軽症者救護所開設・運営訓練 実施	緊急医療救護所及び軽症者救護所開設・運営訓練 実施	緊急医療救護所及び軽症者救護所開設・運営訓練 実施
災害時医療体制の周知活動	災害時医療フォーラム 開催	災害時医療フォーラム 開催 訓練を通じた周知活動 実施	災害時医療フォーラム 開催 訓練を通じた周知活動 実施
備考			



## 6 地域防犯活動の支援

地域で実施している「青色回転灯車<sup>\*</sup>」によるパトロールや地域安全・安心パトロール活動を積極的に支援します。また、区内で発生した不審者情報等について、引き続き、区民安全・安心メールサービスを活用した情報提供を行い、地域パトロール活動の強化につなげます。

所管部	総務部 地域力推進部	関連計画	—————
本事業の取組	年度別計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
街頭防犯カメラの設置 支援	防犯カメラ設置助成 実施  防犯カメラ維持管理助成 実施	防犯カメラ設置助成 実施  防犯カメラ維持管理助成 実施	防犯カメラ設置助成 実施  防犯カメラ維持管理助成 実施
地域安全・安心パトロールの支援	地域安全・安心パトロール 実施団体への助成 実施	地域安全・安心パトロール 実施団体への助成 実施	地域安全・安心パトロール 実施団体への助成 実施
区民安全・安心メール サービスの運用	メールサービス登録者数 拡充	メールサービス登録者数 拡充	メールサービス登録者数 拡充
こどもSOSの家による 見守り活動の推進	協力員の募集 実施  こどもSOSの家による 見守り活動 実施	協力員の募集 実施  こどもSOSの家による 見守り活動 実施	協力員の募集 実施  こどもSOSの家による 見守り活動 実施
備考			

## 7 防犯啓発活動

高齢者等に対する特殊詐欺被害や自転車盗難等を防止するため、警察等の関係機関と連携し、防犯啓発活動を行い、犯罪を未然に防ぎます。

所管部	総務部 都市基盤整備部	関連計画	第10次大田区交通安全計画	
			大田区交通安全実施計画	
本事業の取組	年度別計画			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
高齢者の犯罪被害防止 対策の推進	自動通話録音機の貸与事業 (特殊詐欺対策)	自動通話録音機の貸与事業 (特殊詐欺対策)	自動通話録音機の貸与事業 (特殊詐欺対策)	自動通話録音機の貸与事業 (特殊詐欺対策)
	実施	実施	実施	実施
	ポスター等による啓発	ポスター等による啓発	ポスター等による啓発	ポスター等による啓発
	実施	実施	実施	実施
	防犯イベントの開催	防犯イベントの開催	防犯イベントの開催	防犯イベントの開催
	実施	実施	実施	実施
自転車盗難防止啓発 活動	ポスター等による啓発	ポスター等による啓発	ポスター等による啓発	ポスター等による啓発
	実施	実施	実施	実施
備考				

8 大規模自然災害対策

柱 2

強靱化

<p>所管部</p>	<p>企画経営部 総務部 地域力推進部 福祉部 健康政策部 まちづくり推進部</p>	<p>関連計画</p>	<p>—————</p>
<p>本事業の取組</p>	<p>年度別計画</p>		
	<p>令和3年度</p>	<p>令和4年度</p>	<p>令和5年度</p>
<p>区役所の災害対応力の向上</p> <p> P36,37</p>	<p><b>総合防災情報システムの導入・整備</b> 実施</p> <p><b>BCP（新型インフルエンザ等編）及び新型インフルエンザ等対策行動計画（タイムライン等）の見直し</b> 検討</p> <p><b>災害対策本部映像・音響システムの更改</b> 実施</p> <p><b>災害対策用スマートフォンの配備</b> 実施</p> <p><b>住家被害認定調査とり災証明書発行業務の体制構築</b> 体制構築・調整・訓練</p> <p><b>建物被害認定調査モバイルシステム</b> 導入・検証・運用</p> <p><b>新型コロナウイルス感染症対策本部による情報共有ツールの活用・検証</b> 実施</p>	<p>BCP（新型インフルエンザ等編）及び新型インフルエンザ等対策行動計画（タイムライン等）の見直し 検討</p> <p>住家被害認定調査とり災証明書発行業務の体制構築 研修・訓練</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策本部による情報共有ツールの活用・検証 実施</p>	<p>BCP（新型インフルエンザ等編）及び新型インフルエンザ等対策行動計画（タイムライン等）の見直し 検討</p> <p>住家被害認定調査とり災証明書発行業務の体制構築 研修・訓練</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策本部による情報共有ツールの活用・検証 実施</p>
<p>災害関連情報の的確な発信</p> <p> P37</p>	<p><b>子ども向け防災ハンドブックの配布</b> 14,000部</p>	<p>子ども向け防災ハンドブックの配布 実施</p>	<p>子ども向け防災ハンドブックの配布 実施</p>

<p>主体的な防災活動を促すための支援</p>  <p>P39</p>	<p>マイ・タイムライン普及促進 地区別講習会 実施(12回)</p> <p>全区民向け講習会 実施</p> <p>支援動画 作成</p> <p>要配慮者を対象としたマイ・ タイムライン講習会 実施(4回)</p> <p>大田区地域コミュニティ防災 活動拠点電源確保事業補助金 実施</p>	<p>マイ・タイムライン普及促進 地区別講習会 実施</p> <p>全区民向け講習 実施</p> <p>要配慮者を対象としたマイ・ タイムライン講習会 実施(4回)</p>	<p>マイ・タイムライン普及促進 地区別講習会 実施</p> <p>全区民向け講習 実施</p> <p>要配慮者を対象としたマイ・ タイムライン講習会 実施(4回)</p>
<p>水害対応備品・資機材の充実</p>  <p>P40</p>	<p>水害時における衛生環境対策 の強化</p> <p>消毒作業の委託 (消毒機材搭載車として 延べ10車両)</p>	<p>水害時における衛生環境対策 の強化</p> <p>消毒作業の委託 (消毒機材搭載車として 延べ10車両)</p>	<p>水害時における衛生環境対策 の強化</p> <p>消毒作業の委託 (消毒機材搭載車として 延べ10車両)</p>
<p>備考</p>			

# 施策 3-2-1



## 持続可能な地球環境を

## みんなで守り、未来へ引き継ぎます

### 施策の方向性

- ☞ 区民一人ひとりが気候変動や地球温暖化の問題を「自分ごと」として捉え、「省エネ・3R・グリーン購入」を実践する低炭素ライフスタイルへの転換を促進します。
- ☞ 地域の緑を育て、守ることで、区民が緑に親しみながらこころ豊かに暮らせる未来へつなげていきます。
- ☞ 区民・事業者・区がそれぞれの役割と責任を認識し、食品ロス削減を含めた総合的な観点から、ごみを出さない・つぐらない工夫が日常生活や事業活動などで定着する、循環型社会を構築します。

### 現状と課題

**近**年、猛暑日や集中豪雨の増加、台風の勢力拡大など、気候変動の影響が顕在化しています。また、食品ロスやプラスチックごみの問題など、環境を取り巻く社会情勢は多様化・複雑化してきています。加えて、新型コロナウイルス感染症対策としてステイホームが推奨されたことで、交通や家庭におけるエネルギーの消費傾向が変化したり、家庭から排出されるごみの量が増加傾向になるなどの影響が出ています。

環境問題と感染症の蔓延は、どちらも区民の生命と暮らしに関わる喫緊の課題です。2つの課題を同時に解決するためには、新しい生活様式へのシフトと併せて、区民一人ひとりが環境問題を「自分ごと」として捉え、気候変動対策や3Rの徹底、緑・自然の保全や拡充に向けて具体的な行動を実践していくことが不可欠です。

区は、区民や事業者に対して普及啓発事業を通じて行動変容への働きかけを継続していく一方で、行動変容を牽引する立場として、各種施策に環境配慮の視点を持ち、全部局横断的に取組を推進していくとともに、ポストコロナ時代においても環境問題への取組を停滞させないよう、必要に応じて非接触型の代替事業が実施できる体制を整備していくことが必要です。



持続可能な地球環境をみんなで守り、未来へ引き継ぎます

No.	事業名
1	大田区環境基本計画の改定
2	環境にやさしいライフスタイルへの転換
3	区による率先行動
4	発生抑制・再使用・リサイクル(3R)の推進
5	さらなるごみの適正処理推進
6	まちを彩りこころを潤す緑事業



## I 大田区環境基本計画の改定

平成29年に改定した大田区環境本計画（後期）について、新たな環境問題や区内外の情勢の変化に対応するため、令和3年度末までに（仮称）大田区環境アクションプランを策定します。また、令和6年度末までに第2次大田区環境基本計画の策定を目指します。

所管部	環境清掃部	関連計画	大田区環境基本計画
本事業の取組	年度別計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(仮称)大田区環境アクションプランの策定	庁内作業部会・おおた環境基本計画推進会議・環境審議会 実施  (仮称)大田区環境アクションプランの策定 実施		
第2次大田区環境基本計画の策定		策定の方針   検討	庁内作業部会・おおた環境基本計画推進会議・環境審議会 実施  骨子案  検討
備考			



## 2 環境にやさしいライフスタイルへの転換

セミナーやイベントの開催などの普及啓発事業や地域の事業者や団体との主体間連携を強化し、区民一人ひとりが気候変動や地球温暖化の問題を「自分ごと」として捉え、「省エネ・3R・グリーン購入」を実践する低炭素ライフスタイルへの転換を促進します。

所管部	環境清掃部	関連計画	大田区環境基本計画
本事業の取組	年度別計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
大田区地球温暖化防止アンバサダーによる取組機運の醸成	講演会 実施 リーフレットの作成・配付 実施 メッセージ動画等の配信 実施	講演会 実施 リーフレットの作成・配付 実施 メッセージ動画等の配信 実施	講演会 実施 リーフレットの作成・配付 実施 メッセージ動画等の配信 実施
「おおたクールアクション推進連絡会」との連携	活動報告会等の開催支援 実施 普及啓発活動への協力 実施 省エネ講習会等への講師派遣 実施	活動報告会等の開催支援 実施 普及啓発活動への協力 実施 省エネ講習会等への講師派遣 実施	活動報告会等の開催支援 実施 普及啓発活動への協力 実施 省エネ講習会等への講師派遣 実施
セミナー、イベント等による普及啓発	各種講習会等の開催 実施 各種コンクールの開催 実施 エコフェスタワンダーランド 実施	各種講習会等の開催 実施 各種コンクールの開催 実施 エコフェスタワンダーランド 実施	各種講習会等の開催 実施 各種コンクールの開催 実施 エコフェスタワンダーランド 実施
食品ロス削減への取組	未利用食品の有効活用 実施 各種講習会等の開催 実施 民間事業者との連携による普及啓発促進 実施	未利用食品の有効活用 実施 各種講習会等の開催 実施 民間事業者との連携による普及啓発促進 実施	未利用食品の有効活用 実施 各種講習会等の開催 実施 民間事業者との連携による普及啓発促進 実施
備考	各事業の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症の状況等により実施方法について検討します。		



### 3 区による率先行動

職員一人ひとりの環境意識の向上を図り、区役所自らが率先して省エネルギーや省資源対策などの具体的な環境配慮行動を実践して示すことで、区民の「環境にやさしいライフスタイルへの転換」を牽引していきます。

所管部	環境清掃部	関連計画	大田区環境基本計画 大田区役所エコオフィス推進プラン (第5次)	
本事業の取組	年度別計画			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
「大田区エコオフィス推進プラン」の推進	省エネルギー対策の徹底 (※1) 実施	省エネルギー対策の徹底 実施	省エネルギー対策の徹底 実施	
	グリーン購入の推進(※1) 実施	グリーン購入の推進 実施	グリーン購入の推進 実施	
	職員の環境意識向上の推進 実施	職員の環境意識向上の推進 実施	職員の環境意識向上の推進 実施	
	オフィス製紙機* 稼働	オフィス製紙機 稼働	オフィス製紙機 稼働	
備考	※1 職員の環境配慮意識の向上を図り、環境負荷を低減するための、「省エネルギー対策」及び「グリーン購入の推進」に全庁的に取り組みます。			



#### 4 発生抑制・再使用・リサイクル(3R)の推進

発生抑制・再使用・リサイクル(3R)の行動を定着させるために、様々なツールを活用したわかりやすい周知を行います。また、ごみの適正分別・排出等を促すふれあい指導\*や、小学校等を対象とした環境学習を推進します。

所管部	環境清掃部	関連計画	大田区一般廃棄物処理基本計画
本事業の取組	年度別計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
区民・事業者に対する3Rの行動を定着させるための周知の推進	様々な媒体(冊子・ホームページ、アプリ等)を活用した普及・啓発の実施 推進	様々な媒体(冊子・ホームページ、アプリ等)を活用した普及・啓発の実施 推進	様々な媒体(冊子・ホームページ、アプリ等)を活用した普及・啓発の実施 推進
ふれあい指導の推進	区民・事業者への排出指導 推進	区民・事業者への排出指導 推進	区民・事業者への排出指導 推進
環境学習の実施等	小学校、児童館・保育園での環境学習実施 推進	小学校、児童館・保育園での環境学習実施 推進	小学校、児童館・保育園での環境学習実施 推進
備考			



## 5 さらなるごみの適正処理推進

使用済小型電子機器\*等や粗大ごみ・不燃ごみなどに含まれる有価物の資源化を図るなど、ごみを資源に変える取組を推進します。

所管部	環境清掃部	関連計画	大田区一般廃棄物処理基本計画
本事業の取組	年度別計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
使用済小型電子機器等の再資源化	小型家電の拠点回収 推進	小型家電の拠点回収 推進	小型家電の拠点回収 推進
粗大ごみ・不燃ごみに含まれる有価物の再資源化	粗大ごみの資源化 不燃ごみの資源化 推進	粗大ごみの資源化 不燃ごみの資源化 推進	粗大ごみの資源化 不燃ごみの資源化 推進
再資源化手法の検討及び施策化	古着の行政回収モデル事業 推進	古着の行政回収モデル事業 推進	古着の行政回収モデル事業 推進
大田区分別収集計画の推進	第9期大田区分別収集計画 推進	第9期大田区分別収集計画 推進 第10期大田区分別収集計画 策定	第10期大田区分別収集計画 推進
資源持去りパトロール	資源持去りパトロール 推進	資源持去りパトロール 推進	資源持去りパトロール 推進
備考			



## 6 まちを彩りこころを潤す緑事業

「地域の花」を育て、18色の緑でまちを彩ることにより、区民が緑に親しみながらこころ豊かに暮らせるまちづくりを推進します。

所管部	環境清掃部	関連計画	大田区環境基本計画		
			大田区緑の基本計画グリーンプラン おおた		
本事業の取組	年度別計画				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
18色の緑づくり	自治会・町会*等への支援 地域の花の種等の配付 実施 指導者育成講習会 開催 巡回調査指導 実施 ワークショップ 開催  地域の取組紹介パネル等 によるPR 実施  区内イベントを活用した広報 活動 実施  事業PR用ロゴ等を活用した PR 実施  地域の花の育成マニュアル、 オンライン動画を活用したPR 実施	自治会・町会等への支援 地域の花の種等の配付 実施 指導者育成講習会 開催 巡回調査指導 実施 ワークショップ 開催  地域の取組紹介パネル等 によるPR 実施  区内イベントを活用した広報 活動 実施  事業PR用ロゴ等を活用した PR 実施  地域の花の育成マニュアル、 オンライン動画を活用したPR 実施	自治会・町会等への支援 地域の花の種等の配付 実施 指導者育成講習会 開催 巡回調査指導 実施 ワークショップ 開催  地域の取組紹介パネル等 によるPR 実施  区内イベントを活用した広報 活動 実施  事業PR用ロゴ等を活用した PR 実施  地域の花の育成マニュアル、 オンライン動画を活用したPR 実施		
備考					

# 施策 3-3-1

8 働きがいも  
経済成長も11 住み続けられる  
まちづくりを16 平和と公正を  
すべての人に17 パートナーシップで  
目標を達成しよう

## 質の高い区民サービスを提供する、柱 2 柱 6 持続可能な区役所をつくります

### 施策の方向性

- ☞ 中長期的な社会状況の変化に柔軟に対応できる財政力と組織体制を整え、最小の経費で最大の効果を発揮する区政運営を実現します。
- ☞ 地域力を最大限に引き出すための連携・協働\*施策を積極的に実施します。
- ☞ 区民が、知りたいと思う区政情報をいつでも手軽に入手できる環境を整えます。
- ☞ デジタル技術を活用することにより、区民サービスの利便性の更なる向上を図ります。

### 現状と課題

**新**型コロナウイルス感染症の拡大により、区はこれまで以上に、社会状況の変化を的確に捉え、限られた経営資源の中で良質な区民サービスを確実に提供していくことが求められています。区では、各種団体や学術機関等との連携・協働により、医学的視点を踏まえた新たな行財政運営モデルの確立を目指すなど、連携・協働の強みを生かした課題対応に取り組んできました。また、高度に進展するデジタル技術、あらゆる状況下における業務継続の確保など区政を取り巻く環境は大きく変化しており、業務効率化のため、庁内のデジタル化や、テレワークに関する取組を進めてきました。

今後は、ニーズが高まっている区政情報発信の機能強化に取り組むほか、PPP\*などの手法も活用しながら民間企業等と積極的に連携し、新たな相乗効果を生み出すことが重要です。また、加速度的に変化するデジタル社会に対応するため、区民サービス、行政のあり方を見直し、行政手続のオンライン化などを中心とした利便性の向上等を進める必要があります。さらに、中長期的視点からは、大田区公共施設等総合管理計画に基づく将来のまちづくりを見据えた効果的・効率的な施設マネジメントにも取り組むことが必要です。

行政経営方針を推進し、職員一人ひとりが経営感覚を持ち、質の高い区民サービスを提供する区役所をつくるためには、サービスを企画・実施していく職員の調査研究・政策立案力向上を図るなど、人材育成を進めていくことが重要となっています。



質の高い区民サービスを提供する、持続可能な区役所をつくります

No.	事業名
1	区政情報発信の充実 
2	多様な主体との連携・協働*による区民サービスの向上 
3	信頼される行財政運営の推進 
4	職員能力の強化 
5	公共施設マネジメントの推進 
6	自治体DX(デジタル・トランスフォーメーション)*の推進 

I 区政情報発信の充実

柱 2

柱 6

強靱化

多様なライフスタイルや価値観を持った区民に効果的に情報を伝えるため、ICT\*の進歩を踏まえつつ、様々な媒体を活用して区民にわかりやすく迅速な情報発信に努めます。

所管部	企画経営部	関連計画	—————
本事業の取組	年度別計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
多様な媒体による情報発信  P37,52	区報 新聞折込に加え個別配付 実施  大田区ホームページコンテンツ* の充実 実施  大田区公式ツイッター 管理機能の活用  LINE公式アカウントを活用 した情報展開 実施  大田区ホームページの見直し 実施	区報 新聞折込に加え個別配付 実施  大田区ホームページコンテンツ の充実 実施  大田区公式ツイッター 管理機能の活用  LINE公式アカウントを活用 した情報展開 拡充	区報 新聞折込に加え個別配付 実施  大田区ホームページコンテンツ の充実 実施  大田区公式ツイッター 管理機能の活用  LINE公式アカウントを活用 した情報展開 拡充
備考			

## 2 多様な主体との連携・協働による区民サービスの向上

### 柱6

区民が質の向上を実感できるサービスを継続して提供するため、民間企業や学術機関等との積極的な連携・協働\*に基づき相乗効果を生む取組を推進します。

所管部	企画経営部	関連計画	_____
本事業の取組	年度別計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
公民連携の推進  P52	<b>民間企業や学術機関等との 連携・協働</b> 公民連携事業の推進 <div style="text-align: right;">実施</div> 学校法人東邦大学との 官学連携プログラム <div style="text-align: right;">実施</div> (仮称)公民連携プラット フォーム*の設置 <div style="text-align: right;">検討</div>	民間企業や学術機関等との 連携・協働 公民連携事業の推進 <div style="text-align: right;">実施</div> 学校法人東邦大学との 官学連携プログラム <div style="text-align: right;">実施</div> (仮称)公民連携プラット フォームの設置 <div style="text-align: right;">設置</div>	民間企業や学術機関等との 連携・協働 公民連携事業の推進 <div style="text-align: right;">実施</div> (仮称)公民連携プラット フォームの設置 <div style="text-align: right;">拡充</div>
備考			



## 3 信頼される行財政運営の推進

## 柱 6

ヒト・モノ・カネなどの行政資源の効果的・効率的な配分・活用を実現するための各種取組の実施により、「経営」の視点による行政運営を推進します。なお、働き方改革の推進においては、新型コロナウイルス感染症の感染防止に資する取組を重点的に進めます。

所管部	企画経営部 総務部	関連計画	—————
本事業の取組	年度別計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
働き方改革の推進  P51	<b>テレワーク、オフィス改革などの推進</b> テレワークの実施 <div style="text-align: right;">推進</div> フリーアドレス*の推進 <div style="text-align: right;">試行実施・検証</div> サテライトオフィス* <div style="text-align: right;">検討</div> <b>Web会議システムの拡充</b> <div style="text-align: right;">実施</div>	テレワーク、オフィス改革などの推進 テレワークの実施 <div style="text-align: right;">推進</div> フリーアドレスの推進 <div style="text-align: right;">試行実施・検証</div> サテライトオフィス <div style="text-align: right;">検討</div>	テレワーク、オフィス改革などの推進 テレワークの実施 <div style="text-align: right;">推進</div> フリーアドレスの推進 <div style="text-align: right;">試行実施・検証</div> サテライトオフィス <div style="text-align: right;">試行実施</div>
個人情報の保護やコンプライアンスの遵守	「内部統制評価報告書」の作成 <div style="text-align: right;">実施</div>	「内部統制評価報告書」の作成 <div style="text-align: right;">実施</div>	「内部統制評価報告書」の作成 <div style="text-align: right;">実施</div>
調査研究・政策立案力向上のための人材育成	制度設計・政策立案研修 <div style="text-align: right;">実施</div>	人材育成チームの立ち上げ <div style="text-align: right;">実施</div>	調査研究・政策立案 <div style="text-align: right;">実施</div>
備考			

## 4 職員能力の強化

### 柱 2

### 強靱化

新たな自治体経営を担う人材を育成し、社会状況の変化に柔軟な対応ができる体制を構築するために、集合研修や、OJT、自己啓発による主体的な能力開発を支援し、職員力の強化に取り組みます。

所管部	総務部	関連計画	大田区職員研修実施計画 (大田区人材育成基本方針)
本事業の取組	年度別計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
区民に信頼され、新しい行政経営を担う人材の育成	職層研修 職務研修 ICT*リテラシー研修 働き方改革のマネジメント研修 政策形成能力の強化 国際都市推進研修 特別区ステップアップ研修 ほか 実施	職層研修 職務研修 ICTリテラシー研修 働き方改革のマネジメント研修 政策形成能力の強化 国際都市推進研修 特別区ステップアップ研修 ほか 実施	職層研修 職務研修 ICTリテラシー研修 働き方改革のマネジメント研修 政策形成能力の強化 国際都市推進研修 特別区ステップアップ研修 ほか 実施
職員の災害対応力強化   P37	<b>職員の災害対応力強化</b> 普通救命講習・上級救命講習 防災士資格取得支援 職員研修における防災関係の講義・講話 ほか 実施	職員の災害対応力強化 普通救命講習・上級救命講習 防災士資格取得支援 職員研修における防災関係の講義・講話 ほか 実施	職員の災害対応力強化 普通救命講習・上級救命講習 防災士資格取得支援 職員研修における防災関係の講義・講話 ほか 実施
OJT(職場内研修)を中心とした能力開発	新人育成リーダー研修 区民サービス向上支援研修 多言語による応答力の強化 OJT(職場内研修)支援 大田区OJT推進ガイドブックの活用 ほか 実施	新人育成リーダー研修 区民サービス向上支援研修 多言語による応答力の強化 OJT(職場内研修)支援 大田区OJT推進ガイドブックの活用 ほか 実施	新人育成リーダー研修 区民サービス向上支援研修 多言語による応答力の強化 OJT(職場内研修)支援 大田区OJT推進ガイドブックの活用 ほか 実施
主体的な学習意欲の醸成	資格取得支援 TOEIC受験料支援 特別研修 図書・DVDの貸出 ほか 実施	資格取得支援 TOEIC受験料支援 特別研修 図書・DVDの貸出 ほか 実施	資格取得支援 TOEIC受験料支援 特別研修 図書・DVDの貸出 ほか 実施
誰もが活躍できる職場づくりとキャリア形成の支援	キャリアデザイン研修 メンタルヘルス・ラインケア研修 職層研修における障がい者理解の促進 聴覚障がい者理解講座 ほか 実施	キャリアデザイン研修 メンタルヘルス・ラインケア研修 職層研修における障がい者理解の促進 聴覚障がい者理解講座 ほか 実施	キャリアデザイン研修 メンタルヘルス・ラインケア研修 職層研修における障がい者理解の促進 聴覚障がい者理解講座 ほか 実施
備考			

5 公共施設マネジメントの推進

柱 6

強靱化

大田区公共施設等総合管理計画に基づき、区の将来の人口構成の変化や多様化する区民ニーズに対応し、地域ごとの将来のまちづくりを見据えた効果的・効率的な公共施設マネジメントを推進します。

所管部	企画経営部	関連計画	大田区公共施設等総合管理計画
本事業の取組	年度別計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
公共施設マネジメント 関連計画の整備  P51	大田区公共施設等総合管理計画 改訂		
複合施設の整備	(仮称)都区合同庁舎 (実施設計)  (仮称)大森西二丁目複合施設 基本設計・実施設計  (仮称)新蒲田一丁目複合施設 竣工  入新井第一小学校及び (仮称)大森北四丁目複合施設 工事  赤松小学校及び (仮称)北千束二丁目複合施設 工事  東調布第三小学校及び (仮称)南久が原二丁目 複合施設 実施設計  東調布中学校及び複合施設 基本設計  馬込第三小学校及び複合施設 基本設計  田園調布富士見会館内部改修 竣工	(仮称)都区合同庁舎 (実施設計)  (仮称)大森西二丁目複合施設 着工  入新井第一小学校及び (仮称)大森北四丁目複合施設 工事  赤松小学校及び (仮称)北千束二丁目複合施設 工事  東調布第三小学校及び (仮称)南久が原二丁目 複合施設 着工  東調布中学校及び複合施設 基本設計・実施設計  馬込第三小学校及び複合施設 基本設計・実施設計	(仮称)都区合同庁舎 (着工)  (仮称)大森西二丁目複合施設 工事  入新井第一小学校及び (仮称)大森北四丁目複合施設 工事  赤松小学校及び (仮称)北千束二丁目複合施設 工事  東調布第三小学校及び (仮称)南久が原二丁目 複合施設 工事  東調布中学校及び複合施設 実施設計  馬込第三小学校及び複合施設 実施設計

区民文化系施設の整備	蒲田西特別出張所大規模改修 竣工		
備考	複合施設の整備の計画欄「(仮称)都区合同庁舎」の( )書きについては、東京都が実施します。		

⇨本事業のその他の取組

- ・「(仮称)大田区子ども家庭総合支援センターの整備」【施設の整備】(P.65)
- ・「学校教育環境の整備」【大森第四小学校】【大森第七中学校】【田園調布小学校】【矢口西小学校】【安方中学校】【入新井第二小学校】(P.77)
- ・「スポーツ施設の整備・充実」【体育施設の整備((仮称)田園調布せせらぎ公園体育施設の整備)】(P.105)

## 6 自治体DX(デジタル・トランスフォーメーション)\*の推進

### 柱 6

国や東京都が進めるデジタル・ガバメント\*に向けた施策など、情報化を取り巻く社会状況の変化を踏まえ、新型コロナウイルス感染症を契機とした新しい生活様式への対応や、区民の利便性向上のために、行政手続のオンライン化などに取り組むとともに、情報セキュリティ対策の実施や情報化基盤(ネットワーク基盤など)の整備・強化に取り組めます。

所管部	企画経営部 総務部	関連計画	大田区情報化推進計画
本事業の取組	年度別計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
区民サービス、業務効率向上に寄与する情報化の推進   P52	デジタル・ガバメントの推進 <b>非接触型区民サービスの提供</b> 検討・実施	デジタル・ガバメントの推進 非接触型区民サービスの提供 実施	デジタル・ガバメントの推進 非接触型区民サービスの提供 実施
	ITガバナンス*の確立に向けた取組 検討・実施	ITガバナンスの確立に向けた取組 継続	ITガバナンスの確立に向けた取組 継続
内部事務の電子化による業務効率化   P51	<b>業務処理自動化ツールライセンスの導入</b> 拡大 AI*チャットボット*等の導入検討 検討	業務処理自動化ツールライセンスの導入 実施 AIチャットボット等の導入 試行実施・検証	業務処理自動化ツールライセンスの導入 実施 AIチャットボット等の導入 試行実施・検証
情報システム基盤の標準化及び最適化	次期内部情報系基盤のクラウド*化 実施	次期内部情報系基盤のクラウド化 継続	次期内部情報系基盤のクラウド化 継続
	次期区民情報系基盤の更改 検討	次期区民情報系基盤の更改 検討・設計	次期区民情報系基盤の更改 実施
	システム環境の最適化に向けた取組 継続	システム環境の最適化に向けた取組 継続	システム環境の最適化に向けた取組 継続
備考			

# 第4章

## 資料編

- ☞ 1 第2章掲載区分一覧……200
- ☞ 2 第3章掲載事業一覧……201
- ☞ 3 国土強靱化地域計画  
(脆弱性評価) ……206
- ☞ 4 SDGs ……236
- ☞ 5 用語解説 ……240

## Ⅰ 第2章掲載区分一覧

柱 1 健康維持・感染症対策			
区分		ページ	部局名
1	医療機関等における感染症対策への支援	32	健康政策部
2	区民を感染症から守るための対策	33	企画経営部 総務部 健康政策部
3	健康維持・スポーツ推進に向けた取組	34	観光・国際都市部 福祉部 健康政策部 都市基盤整備部
柱 2 大規模自然災害対策			
区分		ページ	部局名
1	本部体制の強化と情報発信	36	企画経営部 総務部 地域力推進部 まちづくり推進部
2	避難所等の充実	38	総務部 区民部 福祉部 こども家庭部
3	地域防災機能の強化	39	総務部 福祉部
4	治水対策の推進	40	健康政策部 都市基盤整備部
5	災害に強いまちづくりの推進	40	まちづくり推進部
柱 3 生活支援策			
区分		ページ	部局名
1	相談・支援の推進	42	観光・国際都市部 福祉部 まちづくり推進部
2	ポストコロナ時代の地域活動支援	43	地域力推進部 福祉部
柱 4 経済活動支援策			
区分		ページ	部局名
1	経済回復に向けた、地域の産業を支える取組	45	産業経済部 まちづくり推進部
2	ポストコロナ時代における地域産業の発展に向けた取組	46	産業経済部
柱 5 学びの保障・子どもの生活応援			
区分		ページ	部局名
1	いつでもどこでも質の高い学びを提供できる環境の整備	48	教育総務部
2	子ども及び子育て家庭の生活支援	49	福祉部 こども家庭部
3	子どもへの虐待の未然防止	50	健康政策部 こども家庭部
柱 6 新たな自治体経営へのシフト			
区分		ページ	部局名
1	経営改革の推進	51	企画経営部 総務部 空港まちづくり本部
2	情報化の推進	52	企画経営部

## 2 第3章掲載事業一覧

- ・事業費は令和3年度当初予算を計上しています。
- ・国土強靱化地域計画に該当する事業には、「強靱化」欄に◆を表示しています。

### 基本目標1 生涯を健やかに安心していきいきと暮らせるまち

#### 個別目標1-1 未来を拓き地域を担う子どもを、みんなで育むまちにします

##### 施策1-1-1 安心して子どもを産み育てられるまちをつくります

事業名	事業費	強靱化	ページ	部局名
妊婦等への支援の充実	621,211千円		60	健康政策部
産後の早期子育て支援の推進	147,115千円		61	健康政策部
子育て相談体制の拡充	102,268千円		62	こども家庭部
子どもの発達支援の充実	449,941千円		63	福祉部
児童虐待リスクの早期発見	—		64	健康政策部 こども家庭部
(仮称)大田区子ども家庭総合支援センターの整備	68,814千円	◆	65	こども家庭部
子どもの生活応援	26,530千円		66	福祉部

##### 施策1-1-2 子どもを健やかに育む場を整備します

事業名	事業費	強靱化	ページ	部局名
良質な保育環境の維持・向上	27,002,922千円	◆	69	こども家庭部
保育人材の確保、保育の質の向上	1,869,555千円		70	こども家庭部
区立保育園等の改築・改修(※1)	—	◆	71	こども家庭部
安全・安心な放課後の居場所づくり	3,716,241千円		71	こども家庭部 教育総務部
在宅子育て支援事業等の拡充	175,431千円		72	こども家庭部

##### 施策1-1-3 豊かな人間性をはぐくみ、未来を創る子どもを育成します

事業名	事業費	強靱化	ページ	部局名
ICT*教育の推進	2,911,946千円		75	教育総務部
国際理解教育の推進	256,642千円		76	教育総務部
学校教育環境の整備	4,442,657千円	◆	77	教育総務部
個に応じた学びの支援	423,396千円		78	教育総務部
【柱5】学びの保障・子どもの生活応援	218,581千円		79	教育総務部

#### 個別目標1-2 誰もが自分らしく、健康で生きがいをもって暮らせるまちをつくります

##### 施策1-2-1 健康に暮らせるまちをつくります

事業名	事業費	強靱化	ページ	部局名
地域医療連携の推進(在宅医療支援体制の強化)	35,268千円		82	健康政策部
健康危機管理体制の強化(※2)	3,909,871千円		83	企画経営部 総務部 健康政策部
みんなの健康づくり	72,804千円		84	健康政策部
受動喫煙防止対策の推進	95,539千円		85	健康政策部 環境清掃部
国民健康保険データヘルス計画に基づく保健事業の推進	24,329千円		86	区民部

※1 新蒲田保育園に係る事業費については、3-3-1「公共施設マネジメントの推進」で計上しています。

※2 区報に係る事業費については、3-3-1「区政情報発信の充実」で計上しています。

施策 1-2-2 誰もが社会的包摂の中で、安心して暮らせるまちをつくります				
事業名	事業費	強靱化	ページ	部局名
障がい者総合サポートセンター(さぽーとぴあ*)の運営・充実	892,271 千円		89	福祉部
地域生活支援拠点等の機能の充実	454,483 千円		90	福祉部
精神障がい者に対する支援の充実	18,179 千円		91	健康政策部
福祉人材の確保・育成・定着	11,406 千円		92	観光・国際都市部 福祉部
ユニバーサルデザインに配慮したサービスの改善	290 千円		93	福祉部
だれもが円滑に移動できるまちづくり	6,607 千円		94	まちづくり推進部
生活困窮者自立支援事業の実施	761,068 千円		95	福祉部
生きづらさを抱える人への支援	8,128 千円		96	健康政策部
多様な人々が活躍できるまちづくり	9,746 千円		97	総務部
施策 1-2-3 学びやスポーツを通じて、誰もが生きがいをもって暮らせるまちをつくります				
事業名	事業費	強靱化	ページ	部局名
生涯学習の基盤づくり	9,071 千円		100	地域力推進部
生涯学習の推進	7,500 千円		101	地域力推進部
図書館を活用した学習環境の整備・展開	280,119 千円		102	教育総務部
地域の歴史・文化資源の活用	204,627 千円		103	観光・国際都市部
東京2020オリンピック・パラリンピック関連事業	148,070 千円		104	観光・国際都市部
スポーツ施設の整備・充実	124,500 千円	◆	105	地域力推進部 観光・国際都市部 都市基盤整備部
区民のスポーツ実施率を上げる環境整備	9,053 千円		106	観光・国際都市部
個別目標 1-3 高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らせるまちをつくります				
施策 1-3-1 高齢者の安全・安心な暮らしと活躍を支えます				
事業名	事業費	強靱化	ページ	部局名
高齢者の就労促進・地域活動の支援	167,633 千円		109	福祉部
高齢者が元気に過ごすための事業の充実	739,998 千円		110	福祉部
多様な主体が参画する地域づくりの支援	508,680 千円		111	福祉部
見守り体制の強化・推進	11,498 千円		112	福祉部
地域共生社会*を見据えた地域生活を支える相談・支援体制の強化(※3)	1,166,118 千円		113	福祉部
共生と予防を軸とした認知症の人や家族への支援	58,577 千円		114	福祉部
多様なニーズに対応した介護サービスの提供・介護施設等整備支援	78,372 千円		115	福祉部
高齢者等の権利擁護・個人の尊重	86,743 千円		116	福祉部

※3 地域包括支援センターの機能強化(適正配置)に係る事業費については、3-3-1「公共施設マネジメントの推進」で計上しています。

基本目標2 まちの魅力と産業が世界に向けて輝く都市<sup>まち</sup>

個別目標 2-1 水と緑を大切に、すべての人に安全で潤いのある暮らしを実現します

施策 2-1-1 魅力と個性にあふれ、利便性が高く賑わいと活力あるまちをつくります

事業名	事業費	強靱化	ページ	部局名
蒲田駅周辺のまちづくり	3,608,911 千円	◆	119	鉄道・都市づくり部 都市基盤整備部
大森駅周辺のまちづくり	146,176 千円	◆	120	鉄道・都市づくり部 都市基盤整備部
身近な地域の魅力づくり	116,951 千円	◆	121	鉄道・都市づくり部 都市基盤整備部
20年後の未来を見据えたまちづくり基本方針の検討	12,811 千円		122	まちづくり推進部
新空港線*の整備推進	191,646 千円	◆	122	鉄道・都市づくり部
都市計画道路の整備	840,450 千円	◆	123	都市基盤整備部
自転車等利用総合対策の推進	256,861 千円		124	都市基盤整備部

施策 2-1-2 身近な場所で水やみどりと触れ合える、潤いとやすらぎのあるまちをつくります

事業名	事業費	強靱化	ページ	部局名
拠点公園・緑地の整備	2,435,868 千円	◆	127	都市基盤整備部
地域に根ざした公園・緑地の整備	344,374 千円	◆	128	都市基盤整備部
地域力を活かしたみんなのみどりづくり	15,502 千円		129	都市基盤整備部
呑川水質浄化対策の推進	503,732 千円		130	都市基盤整備部 環境清掃部
散策路の整備	145,672 千円		131	都市基盤整備部

施策 2-1-3 災害に強く、安全で安心して暮らせるまちをつくります

事業名	事業費	強靱化	ページ	部局名
燃えないまちづくりの推進	367,034 千円	◆	134	まちづくり推進部
倒れないまちづくりの推進	1,097,511 千円	◆	135	まちづくり推進部
地域の道路整備	975,316 千円	◆	136	まちづくり推進部
安全で快適な住環境の確保	153,660 千円	◆	137	まちづくり推進部
無電柱化の推進	179,214 千円	◆	138	都市基盤整備部
橋梁*の耐震性の向上	515,177 千円	◆	139	都市基盤整備部
都市基盤施設の維持管理の推進	2,261,722 千円	◆	140	都市基盤整備部
交通安全の推進	160,442 千円		141	都市基盤整備部
水防活動拠点の整備	316,498 千円	◆	142	都市基盤整備部

個別目標 2-2 首都空港『羽田』と臨海部が世界への扉を開く、国際交流拠点都市を創ります

施策 2-2-1 空港臨海部の特性を活かし、世界にはばたき未来へつながるまちをつくります

事業名	事業費	強靱化	ページ	部局名
HANEDA GLOBAL WINGSのまちづくり	786,890 千円	◆	145	産業経済部 空港まちづくり本部
空港臨海部の魅力向上と活性化	18,873 千円		146	まちづくり推進部
空港臨海部交通ネットワークの拡充	12,958 千円	◆	147	まちづくり推進部

施策 2-2-2 「国際都市おおた」の推進により、持続可能な国際交流・多文化共生を育みます

事業名	事業費	強靱化	ページ	部局名
「国際都市おおた」の推進	2,051 千円		150	観光・国際都市部

個別目標 2-3 ものづくりから未来へ、独自の産業と都市文化を創造します

施策 2-3-1 地域に好循環をもたらす、大田区ならではの産業の発展を支援します

事業名	事業費	強靱化	ページ	部局名
工場の立地・操業環境の整備	1,174,308 千円		153	産業経済部
新製品・新技術開発の支援	76,094 千円		154	産業経済部
取引拡大の支援	109,819 千円		155	産業経済部
商いの活性化、魅力の発信	247,299 千円		156	産業経済部
創業*支援(※4)	18,275 千円		157	産業経済部
ネットワーク形成支援	136,443 千円		158	産業経済部
多様な産業の持続的な発展に向けた人材育成・ 事業承継・危機管理	11,059 千円	◆	159	産業経済部
【柱4】経済活動支援策	1,698,778 千円		159	産業経済部

施策 2-3-2 大田区の魅力を国内外にアピールします

事業名	事業費	強靱化	ページ	部局名
シティプロモーション*の推進	30,291 千円		162	企画経営部 観光・国際都市部
来訪者等受入環境整備	76,993 千円		163	観光・国際都市部
観光まちづくりの支援と多様な主体と連携したにぎわいの創出	45,526 千円		164	観光・国際都市部

※4 創業支援施設に係る事業費については、2-3-1「工場の立地・操業環境の整備」で計上しています。

基本目標3 地域力と行政の連携がつくる人と地球に優しいまち

個別目標 3-1 地域力を活かし、人に優しいまちを区民主体で実現します

施策 3-1-1 地域力を結集し、魅力的で住み続けたいまちをつくります

事業名	事業費	強靱化	ページ	部局名
区民活動への支援	5,022 千円		167	地域力推進部
しなやかな地域づくりの推進	11,337 千円		168	地域力推進部
多文化共生の推進	43,318 千円	◆	169	観光・国際都市部

**施策 3-1-2 地域力を最大限発揮して、災害に強く、防犯力の高い地域をつくります**

事業名	事業費	強靱化	ページ	部局名
災害時相互支援体制の整備	3,116 千円	◆	173	総務部
災害ボランティアの育成・支援	6,573 千円	◆	174	地域力推進部
災害への備えの充実	141,713 千円	◆	175	総務部 福祉部 こども家庭部
避難場所等の拡充	9,463 千円	◆	176	総務部 区民部 福祉部 こども家庭部
災害時医療体制の整備と周知	29,038 千円	◆	177	健康政策部
地域防犯活動の支援	61,235 千円		178	総務部 地域力推進部
防犯啓発活動	8,980 千円		179	総務部 都市基盤整備部
【柱2】大規模自然災害対策	138,498 千円	◆	180	企画経営部 総務部 地域力推進部 福祉部 健康政策部 まちづくり推進部

**個別目標 3-2 私たち区民が、良好な環境と経済活動が両立する持続可能なまちをつくる担い手です**

**施策 3-2-1 持続可能な地球環境をみんなで守り、未来へ引き継ぎます**

事業名	事業費	強靱化	ページ	部局名
大田区環境基本計画の改定	1,629 千円		184	環境清掃部
環境にやさしいライフスタイルへの転換	7,990 千円		185	環境清掃部
区による率先行動	7,477 千円		186	環境清掃部
発生抑制・再使用・リサイクル(3R)の推進	13,289 千円		187	環境清掃部
さらなるごみの適正処理推進	2,641,787 千円		188	環境清掃部
まちを彩りこころを潤す緑事業	12,830 千円		189	環境清掃部

**個別目標 3-3 区は、効率的で活力ある区政を実現し、地域との連携・協働を進めます**

**施策 3-3-1 質の高い区民サービスを提供する、持続可能な区役所をつくります**

事業名	事業費	強靱化	ページ	部局名
区政情報発信の充実	271,043 千円	◆	192	企画経営部
多様な主体との連携・協働*による区民サービスの向上	20,549 千円		193	企画経営部
信頼される行財政運営の推進	202,001 千円		194	企画経営部 総務部
職員能力の強化	15,261 千円	◆	195	総務部
公共施設マネジメントの推進(※5)	4,630,333 千円	◆	196	企画経営部
自治体DX(デジタル・トランスフォーメーション)*の推進	701,256 千円		198	企画経営部 総務部

※5 学校施設に係る事業費については、1-1-3「学校教育環境の整備」で計上しています。

### 3 国土強靱化地域計画策定の前提となる脆弱性評価の結果

(令和2年12月末現在)

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	所管部	最悪の事態を回避することに寄与している既存の取組内容	課題 (不足している又は遅れのある事項)	今後の取組予定(2028年度まで)	
1 大規模自然災害等から区民の生命と財産を守る	1 住宅や不特定多数の人々が利用する施設等の倒壊・大規模損壊により多くの死傷者が発生する	関係各部	平成30年度に区有施設の耐震診断を完了、耐震性が不足している施設について順次改築・大規模改修・耐震補強工事等を実施(令和3年1月現在の耐震化率は約98%)	特定天井等の非構造部材の耐震基準に該当する不特定多数の人々が利用する区有施設2棟について、改修工事の基本設計、実施設計に着手	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区有施設のうち50%以上(小中学校では8割以上)が築40年以上経過している。</li> <li>・非構造部材の更なる耐震化を進める必要がある。</li> <li>・施設内の什器類へ転倒防止器具を取り付ける必要がある。</li> <li>・計画的に学校施設の整備を進める必要がある。</li> </ul>	<b>【継続】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 建物の適切な維持管理を行い、耐震性の向上や特定天井等の非構造部材の耐震化を進める。</li> <li>➢ (仮称)個別施設計画に基づく、計画的な予防保全型修繕を実施する。</li> <li>➢ 地域の防災拠点となる特別出張所を計画的に整備する。</li> <li>➢ 学校施設について、長寿命化計画に基づき、改築・改修・修繕の優先順位等を勘案し、計画的な施設の維持・更新を実施する。</li> </ul> <b>【中～長期】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 区立福祉施設については、個別施設計画に基づき改修を実施する。</li> <li>➢ 障がい者施設の整備について、庁内での検討を推進する。</li> </ul>
			将来にわたり安定的な公共施設の整備、区民サービスの提供を行うため、個別施設計画を作成			
		観光・国際都市部	利用者の安全を確保するため、施設ごとに対応マニュアルを整備	消防法では2回と定められている訓練を、総合体育館では避難経路の確認及び消火訓練を年4回、大森スポーツセンターと大田スタジアムでは年2回実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホール施設は防災計画において避難場所に指定されておらず、災害時の避難誘導等が確定していない。なお、大田区民ホールアプリコについては、帰宅困難者一時滞在施設に定められている。</li> <li>・現マニュアルが地震、台風等のそれぞれを想定したものになっていない。</li> <li>・文化財保護の観点(勝海舟)でのマニュアルを整備する必要がある。</li> </ul>	<b>【継続】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 避難訓練等現行の取組を確実に実施する。</li> </ul> <b>【短期】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 文化施設における様々な災害に対応したマニュアルを整備する。</li> </ul> <b>【中期】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 様々な災害を想定した避難訓練を実施する。</li> <li>➢ 文化施設と近隣避難場所との連携を推進する。</li> </ul>
			大田区民ホールアプリコ、大田区民プラザ、大田文化の森の各施設で、避難誘導訓練を年1回以上実施	勝海舟記念館(文化財建造物)で、文化財保護デーに合わせ近隣消防署と連携して避難訓練を実施		
		福祉部	区立福祉施設において、防災訓練を定期的実施	大田区自立支援協議会において、要支援者を対象とした防災訓練を実施、マイ・タイムライン学習会等を実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各施設において、防災訓練の定期的な実施等、発災時に速やかな対応を可能とする環境整備を進める必要がある。</li> </ul>	<b>【短期】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 高齢者施設・障がい者施設ともに福祉避難所開設訓練を定期的実施する。</li> </ul> <b>【中期】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 民営の施設における訓練にも時機をとらえて区が参加を依頼したうえで、区職員が可能な限り参加し、情報共有することで福祉避難所として必要な環境・態勢を整えていく。</li> </ul>
健康政策部	区が災害時グループウェアを活用し、災害時医療対策の関係者へ情報提供を行う体制を構築			<b>【継続】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 災害時グループウェアを使用した定期的な情報連絡訓練を継続して行う。</li> </ul>		

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	所管部	最悪の事態を回避することに寄与している既存の取組内容		課題 (不足している又は遅れのある事項)	今後の取組予定(2028年度まで)
1 大規模自然災害等から区民の生命と財産を守る	1 住宅や不特定多数の人々が利用する施設等の倒壊・大規模損壊により多くの死傷者が発生する	こども家庭部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難計画作成(児童館等・保育園)</li> <li>・避難マニュアル作成(児童館等・放課後ひろば・保育園)</li> <li>・自衛消防マニュアル作成(放課後ひろば)</li> </ul>	利用施設における避難訓練の実施(月1回) (児童館等・放課後ひろば・保育園)		<b>【短期】</b> ▶ 保育園では、ハザードマップ(震災・風水害編)を参考に様々な災害の事例や二次災害を想定した訓練、研修を実施し、マニュアルの検証・見直しを行う。 <b>【中期】</b> ▶ 児童館では、施設から避難先までの児童の誘導などを想定した訓練を実施し、検証を重ねる。
		まちづくり推進部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大田区耐震改修促進計画を策定、旧耐震基準で建てられた建築物を対象に耐震診断・改修助成事業を実施</li> <li>・平成31年4月から木造住宅の除却助成制度を導入</li> </ul>	住宅・マンションなどの耐震化に対する助成 平成18年4月から大田区全域で旧耐震基準により建てられた住宅・マンションなどの建築物を対象に、耐震診断・改修助成事業を開始、平成23年4月から耐震シェルター助成開始、平成31年4月から木造住宅の除却工事助成制度の開始。 <b>【令和2年12月末までの実績】</b> (木造)耐震診断1,889件、耐震改修設計937件、耐震改修工事1,035件、除却工事160件 耐震シェルター 17件 (非木造)耐震診断190件、耐震改修設計30件、耐震改修工事35件	・制度開始より10年以上が経過し、旧耐震の建物所有者が高齢化しており、耐震化を進めるにあたり高齢者のニーズに対応する必要がある。	<b>【継続】</b> ▶ 大田区耐震改修促進計画を概ね3年ごとに改訂し、令和7年度まで現行の計画を実施する。計画に掲げる数値目標を達成すべく、耐震診断・改修助成事業を推進する。 ▶ 木造住宅除却工事助成及び耐震シェルター等設置助成制度の普及啓発に努め、活用を促す。 ▶ 木造住宅の除却助成制度は令和5年度末までの助成制度とし、制度の継続は状況を考慮しながら判断する。
			(特定・一般)緊急輸送道路沿道建築物及び分譲マンションへの助成	緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化に対する助成 平成23年10月から特定緊急輸送道路沿道建築物助成を開始。 <b>【令和2年12月末までの実績】</b> 特定緊急輸送道路沿道建築物耐震診断186件、耐震改修設計72件、耐震改修工事(除却工事含む)52件		<b>【継続】</b> ▶ 特定緊急輸送道路沿道建築物への助成は、令和7年度末まで行い、その後の継続については国、都と調整する。 ▶ 分譲マンション助成事業は引き続き継続し、理事会及び総会での助成制度や耐震化の手順についての説明やDMの送付等を通じた助成制度の普及啓発を行う。
			不燃化特区制度を活用した建替え等助成を実施(令和2年12月末までに209棟)	都市防災不燃化促進事業による建替え助成を実施(令和2年12月末までに100棟)	・沿道建物の建替え・共同化などのきっかけとなる都市計画事業の進捗が遅れている。	<b>【継続】</b> ▶ 不燃化特区制度を活用した建替え等助成制度は令和7年度まで継続。 ▶ 都市防災不燃化促進事業は、大森中・糀谷・蒲田地区は令和3年度まで、羽田地区・補助29号線沿道地区は令和11年10月まで、継続して実施する。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	所管部	最悪の事態を回避することに寄与している既存の取組内容		課題 (不足している又は遅れのある事項)	今後の取組予定(2028年度まで)	
1 大規模自然災害等から区民の生命と財産を守る	1 住宅や不特定多数の人々が利用する施設等の倒壊・大規模損壊により多くの死傷者が発生する	まちづくり推進部	平成26年から密集事業に着手、重点整備路線の拡幅整備に係る用地を取得(令和2年12月末までに22件)	木造密集地域の防災性向上や避難路の安全性の強化を図るため、2地区において防災街区整備地区計画を導入	・木密地域の解消については改善が進みつつあるものの、羽田地区など未だ危険度が高い地域があり、継続して集中的・重点的な取組が必要である。	【継続】 ➢ 密集事業は令和5年度まで道路拡幅整備を進め、その後の継続については国、都と調整する。	
			蒲田駅周辺・雑色駅周辺の共同化などによる建替えの支援			【中～長期】 ➢ 蒲田駅周辺地区ランドデザインの改定と連携しながら、蒲田駅周辺の基盤整備を一体的に捉えた検討を行う。併せて、駅周辺建物の共同化等の機能更新も促進する。 ➢ 雑色駅周辺地区については、都市計画決定道路・駅前広場の整備を踏まえ、共同建替えの手法等について検討するとともに、地権者のまちづくりに向けた機運醸成を図る。	
			補助28号線(池上通り)・(仮称)大森駅西口広場の事業化に合わせた沿道建物の建替え・共同化等の機運醸成			・沿道建物の建替え・共同化などのきっかけとなる都市計画事業の事業化に遅れが生じている。	【短～中期】 ➢ 地権者組織である大森八景坂地区まちづくり協議会の活動支援を通じて、沿道建物の建替え・共同化などに向けた更なる機運醸成を図る。
			糞谷駅周辺地区の市街地再開発事業(駅前広場整備)を完了	京急蒲田西口地区の市街地再開発事業(駅前広場整備)を完了し、地区計画を活用した共同建替え事業を継続中			【継続】 ➢ 市街地再開発事業によるまちづくりで得た経験、知識等を現在検討中の他地区のまちづくりにおいて活用する。 ➢ 京急蒲田西口地区は、令和4年に南二街区の共同建替え事業が完成する。その後も引き続き、街区別の共同建替えを推進するため、まちづくり活動団体の活動を支援する。
	空港まちづくり本部	災害時の避難場所機能を持つ「HANEDA INNOVATION CITY」の整備に当たり、災害耐性が高く、災害時に施設機能を維持するインフラを確保			【短期】 ➢ HANEDA INNOVATION CITYは、令和4年度までに全施設が完成する予定。		
2 住宅密集地や不特定多数の人々が利用する施設等における大規模火災により多くの死傷者が発生する	総務部	自衛消防隊訓練の定期的な実施	市民消防隊関係事業の実施(活動助成・ポンプ支給・点検・操法大会等)	・消防団員の充足率を向上する必要がある。 ・消防団員の活動拠点となる分団施設を整備する必要がある。	【短期】 ➢ 年度当初の活動助成金の交付、配備しているC級ポンプ及び格納庫の定期点検及び買替を行う。また、消防隊結成時に限り個人装備品を支給する。 ➢ 各消防署管内ごとのポンプ操法発表会を年に一度開催することで、ポンプ操法による消火活動への動機づけとする。 ➢ 展示イベントや講習会等において、防災市民組織及び市民消防隊の活動(スタンドパイプの使用についてを含む)を紹介する。 ➢ 消防団員の募集について、HP、ツイッター等の多様な媒体による情報発信や、防災関連のイベント等における消防署と連携した広報を行う。 【中・長期】 ➢ 分団施設整備について、消防署の計画に基づき、連携を密にしながら設置を支援する。		
		街頭設置消火器、スタンドパイプの配備	消防団への活動支援				

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	所管部	最悪の事態を回避することに寄与している既存の取組内容		課題 (不足している又は遅れのある事項)	今後の取組予定(2028年度まで)
1 大規模自然災害等から区民の生命と財産を守る	2 住宅密集地や不特定多数の人々が利用する施設等における大規模火災により多くの死傷者が発生する	地域力推進部	各学校防災活動拠点訓練及び自治会・町会の防災訓練において、消防署及び消防団と連携した消火訓練の実施を支援	市民消火隊の活動を支援	・防災訓練に参加する区民の数がえず、特に若年層の参加が少ない。	【短期】 ➢ 家族連れの住民が参加しやすいよう、訓練内容に消火ミニカー体験などを企画する。また、外国人向けのチラシを作成し、外国人住民の参加を促す。 ➢ 避難所となる学校の生徒やPTA等と連携・協力し、訓練参加の促進と避難所スタッフの充実を想定した訓練の実施を検討していく。 ➢ 引き続き自治会・町会及び消防署・消防団との連携を推進していく。
		観光・国際都市部	利用者の安全を確保するため、施設ごとに対応マニュアルを整備	消防法で年2回の実施を義務付けている訓練について、総合体育館では年4回、大森スポーツセンターと大田スタジアムでは年2回実施	・大ホール等で来館者が集中している場合の避難誘導や負傷者対応などを、少ない職員数で実施するための訓練やマニュアル整備が必要である。	【継続】 ➢ 避難訓練等現行の取組を確実に実施する。 【短期】 ➢ 文化施設における様々な災害に対応したマニュアルを整備する。
			大田区民ホールアプリコ、大田区民プラザ、大田文化の森の各施設で、避難誘導訓練を年1回以上実施			
		福祉部	各福祉施設において、防災訓練を年1回以上実施		・各施設において、防災訓練の定期的な実施等、発災時に速やかな対応を可能とする環境整備を進める必要がある。	【短～中期】 ➢ 各福祉施設における防災訓練の実施状況を把握するとともに、定期的に実施するよう依頼する。
		健康政策部	区が災害時グループウェアを活用し、災害時医療対策の関係者へ情報提供を行う体制を構築			【継続】 ➢ 災害時グループウェアを使用した定期的な情報連絡訓練を継続して実施する。
		こども家庭部	・避難計画の作成(児童館等・保育園) ・火災対応マニュアルの作成(保育園) ・自衛消防マニュアル作成(放課後ひろば)	・消火設備の点検、消火器の定期交換等の実施(保育園・児童館等) ・灯油等の厳正な管理(保育園)	・児童館等・放課後ひろば・保育園において避難路の確保を図っていく必要がある。	【短期】 ➢ 保育園では、耐震対策として吊り戸棚の耐震ロック等を全園に配備し、避難経路を確保する。 【中期】 ➢ 児童館では、施設から避難先までの児童の誘導などを想定した訓練を実施し、検証を重ねる。
・利用施設における避難訓練を実施(子ども家庭支援センター大森・蒲田年1回、洗足池年3回、保育園等月1回、児童館等・放課後ひろば月1回実施)	・消火訓練(保育園・児童館等) ・煙体験訓練の実施(児童館等・放課後ひろば)					

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	所管部	最悪の事態を回避することに寄与している既存の取組内容		課題 (不足している又は遅れのある事項)	今後の取組予定(2028年度まで)
1 大規模自然災害等から区民の生命と財産を守る	2 住宅密集地や不特定多数の人々が利用する施設等における大規模火災により多くの死傷者が発生する	まちづくり推進部	平成26年6月に「新たな防火規制」を区内約1,551haに導入	不燃化特区制度を活用した建替え等助成を実施(令和2年12月末までに209棟)	・木密地域の解消については、改善が進みつつあるものの、羽田地区など未だ危険度が高い地域があり、継続して集中的、重点的な取組が必要である。	【継続】 ➢ 不燃化特区制度を活用した建替え等助成制度は令和7年度まで継続。
			都市防災不燃化促進事業による建替え助成を実施(令和2年12月末までに1,005棟)	平成26年から密集事業に着手、重点整備路線の拡幅整備に係る用地を取得(令和2年12月末までに22件)		【継続】 ➢ 密集事業は令和5年度まで道路拡幅整備を進め、その後の継続については国、都と調整する。
			木造密集地域の防災性向上や避難路の安全性の強化を図るため、2地区において防災街区整備地区計画を導入	幅員4m未満の狭あい道路拡幅整備事業を平成16年から実施		【継続】 ➢ 狭あい道路拡幅整備事業では、年間目標として4Kmを整備していくとともに、周知活動を行い事業の拡充を図る。
			蒲田駅周辺・雑色駅周辺の共同化などによる建替えの支援			【中～長期】 ➢ 蒲田駅周辺地区グランドデザインの改定と連携しながら、蒲田駅周辺の基盤整備を一体的に捉えた検討を行う。併せて、駅周辺建物の共同化等の機能更新も促進する。 ➢ 雑色駅周辺地区については、都市計画決定道路・駅前広場の整備を踏まえ、共同建替えの手法等について検討するとともに、地権者のまちづくりに向けた機運醸成を図る。
			補助28号線(池上通り)・(仮称)大森駅西口広場の事業化に合わせた沿道建物の建替え・共同化等の機運醸成	・沿道建物の建替え・共同化などのきっかけとなる都市計画事業の事業化に遅れが生じている。		【短～中期】 ➢ 地権者組織である大森八景坂地区まちづくり協議会の活動支援を通じて、沿道建物の建替え・共同化などに向けた更なる機運醸成を図る。
		糞谷駅周辺地区の市街地再開発事業(駅前広場整備)を完了	京急蒲田西口地区の市街地再開発事業(駅前広場整備)を完了し、地区計画を活用した共同建替え事業を継続中	【継続】 ➢ 市街地再開発事業によるまちづくりで得た経験、知識等を現在検討中の他地区のまちづくりにおいて活用する。 ➢ 京急蒲田西口地区は、令和4年に南二街区の共同建替え事業が完成する。その後も引き続き、街区別の共同建替えを推進するため、まちづくり活動団体の活動を支援する。		
	都市基盤整備部	公園・緑地・広場等の空地が不足しているエリアにおける、避難・消防活動の円滑化や不燃領域率を高めることに有効な空間となりうる公園用地の確保及び整備	大規模公園については、安全・安心で使いやすい公園にするるとともに、安全に避難できるようバリアフリー環境を向上	【継続】 ➢ 延焼防止等に資する公園・緑地・広場等の空地を確保、整備する。 ➢ 大規模公園の防災機能の向上及び老朽化対策に努める。		
3 津波・集中豪雨・河川の氾濫等により、広域かつ長期的な市街地の浸水が発生する	総務部	浸水被害のリスクを周知する「ハザードマップ(風水害編)」の作成・周知	マイ・タイムライン講習会の開催	・水害時緊急避難場所の周知不足や避難者の受け入れスペースの不足などに対応するため、ハザードマップの周知や活用を推進する必要がある。	【短期】 ➢ マイ・タイムライン講習会の講習会数を増やすなど、区民に対する早期避難の普及・啓発を強化していく。 ➢ 継続的に訓練や講話などを実施・開催することで、激甚化災害に対する避難対策の周知を行っていく。	

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	所管部	最悪の事態を回避することに寄与している既存の取組内容		課題 (不足している又は遅れのある事項)	今後の取組予定(2028年度まで)
1 大規模自然災害等から区民の生命と財産を守る	3 津波・集中豪雨・河川の氾濫等により、広域かつ長期的な市街地の浸水が発生する	地域力推進部	特別出張所において大田区ハザードマップを配布し、区民の意識啓発を実施	各地域においてマイ・タイムライン講習会を実施し、区民の意識啓発を実施	・区民に水害時緊急避難場所と震災時の避難所との違いが認識されていない。 ・区民にマイ・タイムラインの考え方が十分に浸透していない。	【短期】 ➢ ハザードマップが目につきやすいように案内表示等を工夫する等、配布を継続し、日頃から地域住民の地域防災についての意識向上に努めていく。 ➢ 自治会・町会や学校防災活動拠点を通じて、水害における避難意識の向上とともに情報伝達の強化に取り組む。 ➢ 水害時緊急避難場所を適切に運営していく。
			水害時緊急避難場所の開設・運営			
		福祉部	バリアフリー設備の整った福祉施設の一部を要支援者向けに福祉避難所として開設	福祉避難所予定施設に避難生活に必要な備蓄品を配備	・区内の他福祉施設等へ避難する際の移手段の確保について、協力体制を確立する必要がある。 ・各施設に配備されている防災備蓄品について必要数を精査のうえ保管スペースを確保する必要がある。	【短期】 ➢ 福祉避難所予定施設の協定内容を確認する。 【短～中期】 ➢ サービス事業所間の連携状況を確認する。 【中～長期】 ➢ 民間業者等との協力関係を構築する。
		健康政策部	全病院に対して避難確保計画の策定を依頼		・事前に各病院において、搬送患者の選定、順位付け、搬送先病院の確保等の検討が必要	【短期】 ➢ 全病院における避難確保計画の策定を推進するため、目安となる計画のひな型を示し、令和5年度までに全ての病院が策定することを目指す。
		こども家庭部	避難計画の作成 (児童館等・放課後ひろば・保育園)	避難訓練の実施 (児童館等・放課後ひろば・保育園)	・水害対策(マニュアル、垂直避難後の避難行動等)を進める必要がある。	【短期】 ➢ 子ども家庭支援センターでは、マイ・タイムライン講習会を子育てひろばで開催する。 ➢ 保育園では、水害に対する訓練の実施や垂直避難後における協力体制を確立する。 【中期】 ➢ 児童館では、施設から避難先(垂直避難を含む)への児童の誘導などを想定した訓練を実施し、検証を重ねる。学校内学童保育の場合は、学校との連携を日頃から緊密にしておく。
			建物内の垂直避難行動の周知 (児童館等・放課後ひろば・保育園)	食料等の備蓄(3日分) (児童館等・保育園)		

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	所管部	最悪の事態を回避することに寄与している既存の取組内容	課題 (不足している又は遅れのある事項)	今後の取組予定(2028年度まで)	
1 大規模自然災害等から区民の生命と財産を守る	3 津波・集中豪雨・河川の氾濫等により、広域かつ長期的な市街地の浸水が発生する	都市基盤整備部	雨水流出抑制のための透水性舗装、浸透枳の整備、開発事業者への指導 (呑川流域の目標量10.3万㎡に対し9.8万㎡完了、丸子川流域の目標量1.7万㎡に対し1.1万㎡完了(平成30年度))	都の浸水対策において、施工ヤード確保や地元調整などの連携を推進	・都の豪雨対策計画では、各流域の目標量を令和19年度までに達成することを目指しているため、目標達成には年次計画の策定や計画的な予算やマンパワーの投入が必要である。	【継続】 ➢ 引き続き東京都との連携を図りながら浸水対策を推進していく。 ➢ 呑川流域の目標量10.3万㎡に対し令和12年に10.1万㎡を、丸子川流域の目標量1.7万㎡に対し令和12年に1.5万㎡を努力目標として、雨水流出抑制施設の整備や開発事業者への指導などに取り組む。
			公園・緑地等を活用し、雨水貯留浸透対策と暑熱緩和対策を総合的に実施			【中期】 ➢ グリーンインフラを活用した減災計画の策定 【継続】 ➢ 公園・緑地等を活用し、雨水貯留浸透対策と暑熱緩和対策を総合的に実施する。
			(仮称)仲六郷水防資機材センターの整備(建設工事・配水ポンプ車等水防資器材の購入)	水防活動拠点整備に係る田園調布5丁目の用地取得	・浸水リスクの高い地域への水害対策を早急に講じる必要がある。	【短期】 ➢ (仮称)仲六郷水防資機材センターを建設する。 【短～中期】 ➢ 田園調布5丁目の取得用地における水防活動拠点整備に係る検討を行う。
	4 広域かつ大規模な液状化・地盤沈下が発生し、多数の避難者や災害活動に必要な移動ルートの損壊・遮断が発生する	地域力推進部	区とキヤノン(株)の災害時協力協定により、敷地内の道路を住民避難道路として活用、令和元年度に地域住民の視察を実施			【短期】 ➢ キヤノン(株)との災害時協力協定に基づき、具体的な取組に関する検討を行う。
	こども家庭部	食料等の備蓄(3日分) (児童館等・保育園)			【継続】 ➢ 児童館での備蓄品配備を計画的に実施する。 【短期】 ➢ 保育園では災害発生時のマニュアルを活用し、調理師以外の職員に対する調理訓練を実施する。	

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	所管部	最悪の事態を回避することに寄与している既存の取組内容		課題 (不足している又は遅れのある事項)	今後の取組予定(2028年度まで)
1 大規模自然災害等から区民の生命と財産を守る	4 広域かつ大規模な液状化・地盤沈下が発生し、多数の避難者や災害活動に必要な移動ルートの損壊・遮断が発生する	都市基盤整備部	道路障害物除去路線及び主要路線を調査対象として、5年毎に道路空洞化調査を実施し、補修工事を施工	道路障害物路線を対象に平成30年度から令和3年度の4か年計画で街路樹保全調査を実施し、補修工事を施工	・いずれの事業も重要であるが、投入できる行政資源には限りがあるため、優先順位の高いところから計画的かつ着実に進めていく必要がある。 ・都市計画道路及び無電柱化の整備に必要な用地取得や各企業者(ガス・水道・下水等)の支障移設工事、地元調整等に時間を要する。	【継続】 ➢ 道路障害物除去路線及び主要路線を調査対象として、5年毎に路面化空洞調査を実施する。調査結果を受け、空洞箇所の調査補修工事を道路占用企業者と協力して実施する。 【短期】 ➢ 街路樹調査結果を受け、腐朽樹木については適宜、撤去処分を実施する。
			橋梁耐震補強整備、架替整備(防災上重要な優先対策橋梁のうち落橋防止に着目した整備を53橋完了)	無電柱化整備工事(区画街路1号線・区道1-61号線・主要区道94号線等)		【短期】 ➢ 避難や物流等のシミュレーション解析を実施した上で、より現実的な優先対策橋梁の選定を行い、整備に着手する。 【中期】 ➢ 短期の取組の成果を踏まえて耐震整備計画の見直しを行う。また、橋脚を有する優先対策橋梁の耐震性能照査を完了し、優先対策橋梁の耐震整備を進める。
			都市防災機能の強化を目的の一つとした都市計画道路の整備	今後優先的に無電柱化する地域や路線を定める「無電柱化推進計画」を策定(令和2年度予定)		【長期】 ➢ 非優先対策橋梁の落橋対策を完了し、優先対策橋梁の耐震整備を進める。
	企画経営部	優先度の高い情報をわかりやすく整理して発信できる区HP災害モードの構築	ツイッター等の区HP以外の情報発信ツールの整備	・情報弱者等への対応を強化する必要がある。		【中期】 ➢ 都市計画道路は事業中の路線だけでなく、令和7年までに整備すべき優先整備路線の事業化を図る。 【長期】 ➢ 「無電柱化推進計画」に定められた地域や路線の無電柱化を今後優先的に推進していく。
5 情報伝達や事前準備の不足により避難行動が遅れ、多くの死傷者が発生する		企画経営部	区HPへのアクセス集中対策として閲覧用サーバーを増設	防災用 Wi-Fi(ワイファイ)や専用ノートパソコンを整備し、区HPの更新作業を円滑化	・情報弱者等への対応を強化する必要がある。 ・一斉発信機能を整備する必要がある。 ・適切な避難行動を行うための区民への情報伝達方法について検討する必要がある。	【中～長期】 ➢ 情報伝達手段の多様化の一環として、地域FM局などの活用必要性等について、中長期的な視点からケーブルテレビ会社等の関係事業者との情報交換を行いながら、検討を進める。
			総務部	防災行政無線放送塔の適正配置		情報発信手段の多様化(防災行政無線・HP・ツイッター・エリアメール・安心安全メール・Lアラート等)
		総務部	水害時緊急避難場所の見直しや避難対策について区民に広く周知するため、ハザードマップを全戸配布	適切な避難行動を促すべく、広域避難場所をハザードマップにて周知		

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	所管部	最悪の事態を回避することに寄与している既存の取組内容	課題 (不足している又は遅れのある事項)	今後の取組予定(2028年度まで)	
1 大規模自然災害等から区民の生命と財産を守る	5 情報伝達や事前準備の不足により避難行動が遅れ、多くの死傷者が発生する	地域力推進部	各自治会・町会と特別出張所において、無線機又はPHSを活用した情報伝達訓練を実施	学校防災活動拠点において、避難行動訓練を実施 ・取組内容が各地域で不統一となっている。 ・自治会・町会役員以外の区民への情報提供手段が不足している。	【短期】 ➢ 無線機器等の充実を図りながら、地区連合会合同防災訓練、学校防災活動拠点訓練、地域力推進会議内の分科会活動を継続し、各自治会・町会と特別出張所の情報伝達方法のスキルアップを図っていく。 ➢ 風水害時の避難方法等に関する啓発ポスター・チラシを作成し、掲示版等で周知する。	
		観光・国際都市部	総合体育館、大森スポーツセンター等、区内15施設の「OTACITY FREE Wi-Fi」について災害発生モードへの切り替えを可能に	外国人向けに(一財)国際都市おおた協会のホームページによる多言語情報発信(日本語、英語、中国語(繁体字・簡体字)、ハングル)を依頼 SNS等においてはやさしい日本語での情報発信を実施	【継続】 ➢ 現行の取組を確実に実施していく。	
		福祉部	避難行動要支援者名簿を作成し、支援者(自治会・町会、民生委員、警察署、消防署、地域包括支援センター)に配付して情報共有	支援者等による、避難行動要支援者名簿を用いた要支援者の平時からの状況確認・注意喚起	・介護事業所、障害福祉サービス事業所と情報伝達や避難行動要支援者の受け入れ態勢について連携・協力が必要である。 ・平時より名簿登録者が避難行動等について「自助」の意識を高める必要がある。 ・自治会・町会や民生委員等の支援者が名簿活用を促進するための環境整備が必要である。	【短期】 ➢ サービス事業者で構成される連絡会等に参加し情報共有を図る。 ➢ 要支援者を対象に講習会を開催するなどマイ・タイムラインを周知する。 ➢ 避難行動要支援者名簿の活用方法について、更なる周知を図る。
		健康政策部	緊急医療救護所を設置する病院の近隣に地域BWA(広帯域移動無線アクセス)回線の基地局を整備	地域BWAのWi-Fi端末を緊急医療救護所設置病院、緊急医療救護所等、部内各課に配備	・地域BWAの基地局自体のバッテリーは停電時3時間程度で電源が切れるが、設置している施設との交渉やコスト等の課題もあり、現状は電源確保が困難である。 ・誰でも扱える連絡ツール(LINE WORKS等)のほか、効率的な情報収集・伝達システムを導入する必要がある。	【継続】 ➢ 令和元年度に緊急医療救護所設置病院、緊急医療救護所等、部内各課に配備した地域BWAのWi-Fi端末を用いて、緊急医療救護所等開設・運営訓練時に地域BWAを使用した情報連絡訓練を実施する。 ➢ 災害時グループウェアを使用した定期的な情報連絡訓練を実施する。
			災害時にPCをリースし、緊急医療救護所等、部内各課に配備	災害時医療対策の関係者とネットワークを構築(大田区災害時グループウェアのアカウント配備)し、緊急医療救護所等の訓練の他、定期的な情報通信訓練を実施		
		こども家庭部	避難計画の作成(児童館等・放課後ひろば・保育園)	避難マニュアルの作成(児童館等・放課後ひろば・保育園)		【短期】 ➢ 児童館では、避難計画に基づき定期的な訓練を実施する。また、学童保育お知らせメールシステムを活用するなど、保護者への連絡方法を常に確保する。 ➢ 保育園では、保護者へのメールなどの災害連絡訓練を実施する。
避難訓練の実施(児童館等・放課後ひろば・保育園)	保護者の複数の緊急連絡先(電話番号)の把握(児童館等・放課後ひろば・保育園)					

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	所管部	最悪の事態を回避することに寄与している既存の取組内容		課題(不足している又は遅れのある事項)	今後の取組予定(2028年度まで)
1 大規模自然災害等から区民の生命と財産を守る	5 情報伝達や事前準備の不足により避難行動が遅れ、多くの死傷者が発生する	まちづくり推進部	平成19年に「まちづくり推進部水防マニュアル(かけ崩れ対応マニュアル)」を策定	いざという時に公用車による避難勧告がスムーズに行えるよう、平成27年に急傾斜地崩壊危険個所に避難勧告する際の巡回ルートを作成、平成30年に土砂災害警戒区域を反映した巡回ルートに変更	・避難勧告の周知手段の検討が必要である。	【継続】 ➢ 避難勧告の周知ルートのブラッシュアップを定期的に行い、いざという時に公用車による避難勧告がスムーズに行えるよう訓練を実施する。また部内研修等を開催し、水防業務に従事する職員へ周知を行う。
		総務部	区民の早期避難に役立つマイ・タイムライン(避難行動計画)の普及啓発(講習会・出前講座の実施)	浸水被害のリスクを周知する「ハザードマップ(風水害編)」の作成・周知	・早期避難するための情報の発信 ・土砂災害区域におけるリスクの周知 ・家屋倒壊等氾濫想定区域におけるリスクの周知	【短期】 ➢ マイ・タイムライン講習会の講習会数を増やし、多くの区民に早期避難の普及・啓発を強化していく。また、土砂災害区域や家屋倒壊等氾濫沿い定区域に該当する地域については、区民に対し継続的に危険箇所の周知徹底を行っていく。
	地域力推進部	特別出張所において大田区ハザードマップを配布し、区民の意識啓発を実施	各地域におけるマイ・タイムライン講習会の実施、地域力推進会議や町会長会議における防災情報等の情報提供を通じて、被害防止に向けた意識啓発を実施	区が避難勧告等を発令した場合に避難住民を受け入れるための一時避難施設(11箇所)を開設	・一時避難施設の老朽化、受入定員の不足 ・区民に水害時緊急避難場所と震災時の避難所との違いが認識されていない ・区民にマイ・タイムラインの考え方が浸透していない	【継続】 ➢ 各地区での自治会・町会長会議や学校防災活動拠点会議、防災訓練など機会を捉えて、水害時緊急避難場所の位置付けやマイ・タイムラインの考え方を周知していく。
		急傾斜地崩壊危険個所に居住している区民への注意喚起を実施				
		水害時緊急避難場所の開設・運営				
	福祉部	土砂災害警戒区域に居住する要支援者について、避難行動要支援者名簿を用いた、区による状況把握		・平時から名簿登録者が避難行動等について「自助」の意識を高める必要がある。 ・対象者への避難情報の周知方法を検討する必要がある。	【継続】 ➢ 平時から対象世帯の生活環境等を把握し、危険度に応じて分類するとともに、自助・共助の考え方を浸透させるための啓発を実施する。 ➢ 発災時には、分類により危険度が高い世帯に対して、区から事前に注意喚起を行う。	
	健康政策部	全病院に対して避難確保計画の策定を依頼		・事前に各病院において、搬送患者の選定、順位付け、搬送先病院の確保等の検討が必要	【短期】 ➢ 全病院における避難確保計画の策定を推進するため、目安となる計画のひな型を示し、令和5年度までに全ての病院が策定することを目指す。	
	こども家庭部	避難計画の作成(児童館等・放課後ひろば・保育園)	避難訓練の実施(児童館等・放課後ひろば・保育園)		【短期】 ➢ 保育園では、ハザードマップ(震災・風水害編)を参考に様々な災害の事例や二次災害を想定した訓練、研修を実施し、マニュアルの検証、見直しを行う。 ➢ 児童館では、避難計画に基づき定期的な訓練を実施する。	

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	所管部	最悪の事態を回避することに寄与している既存の取組内容		課題 (不足している又は遅れのある事項)	今後の取組予定(2028年度まで)
1 大規模自然災害等から区民の生命と財産を守る	6 大規模浸水や土砂災害により多くの死傷者が発生する	まちづくり推進部	平成21年10月にがけ等整備工事助成事業開始(令和2年12月末までに43件の整備工事を実施)	平成22～23年度にがけ等実態調査、令和元・2年度にがけ等実態再調査を実施	・擁壁設置等の工事費用が高額であることが整備が進まない一因となっている。 ・所有者が不明確ながけ等への改善に向けた働きかけを検討する必要がある。	【継続】 ➢ がけ等整備工事助成事業について、助成金上乘せ制度(令和3年までの時限付)を引き続き継続するかの検討を含め、事業を継続する。 ➢ 大田区がけ等の崩壊事故防止に関する指導要綱に基づき、令和元年度から2年度にかけて実施したがけ等実態調査の結果に応じて、がけ等の所有者に改善指導を行う。 ➢ DMIによる指導及びがけ等整備工事助成制度の普及啓発を引き続き実施する。 ➢ 災害発生時などに円滑に被災宅地危険度判定が行えるよう、マニュアルを充実させる。
			平成29年に大田区がけ等の崩壊事故防止に関する指導要綱を策定し、がけ等の所有者に対し改善指導を開始	平成29年から大田区がけ等の崩壊事故防止に関する指導要綱に基づき、がけ等の所有者に改善指導を行うため、DMIによる指導及びがけ等整備工事助成制度の普及啓発を実施		
		空港まちづくり本部	HANEDA INNOVATION CITYにおいて豪雨に備えた貯留槽を配置			【継続】 ➢ 雨水を速やかに誘導・貯留することで雨水の表面滞留を抑制する。
		都市基盤整備部	がけ地調査結果に基づき、道路・公園・緑地等のがけ地・ブロック塀対策工事を実施	都の浸水対策において、施工ヤード確保や地元調整などの連携を推進	・民有地のがけ対策について、行政が介入できるルールづくりが必要である。	【継続】 ➢ 公園・緑地等のがけ地・ブロック塀で安全対策を推進する。 ➢ 引き続き東京都との連携を図りながら浸水対策を推進していく。 ➢ 呑川流域の目標量10.3万㎡に対し令和12年に10.1万㎡を、丸子川流域の目標量1.7万㎡に対し令和12年に1.5万㎡を努力目標として、雨水流出抑制施設の整備や開発事業者への指導などに取り組む。
雨水流出抑制のための透水性舗装、浸透柵の整備、開発事業者への指導(呑川流域の目標量10.3万㎡に対し9.8万㎡完了、丸子川流域の目標量1.7万㎡に対し1.1万㎡完了(平成30年度))						
7 新たな感染症の大流行(パンデミック)により、多くの重症者や死者が発生する		総務部	避難想定必要数の感染症予防対策物品の備蓄	各避難所へ、マスク、アルコール消毒液、検温器、フェイスシールド等を備蓄	・感染症流行期には必要な物品が品薄になり、入手が困難となる。	【継続】 ➢ 必要な品目・数量の物品を確実に備蓄できるよう、取組を確実に実施していく。
		観光・国際都市部	【博物館・美術館】 ・臨時休館 ・開館の場合は感染拡大防止に努めながら運営 【文化施設】 ・感染拡大状況を踏まえ、必要に応じてイベント及び貸館について縮小・中止及び利用人数制限	・臨時休館期間の周知徹底 ・開館に向けて、運営ガイドラインの作成及び施設内の開館準備の徹底	・予定されているイベントや利用者対応などについて、延期や中止、利用方法変更などを行う際の丁寧な説明が重要である。	
			外国人向けに区ホームページ及び(一財)国際都市おおた協会のホームページで多言語による情報発信(英語、中国語、ハンガール等)を実施	SNS等において多言語による(やさしい日本語・英語等)情報発信を実施		【継続】 ➢ 現行の取組を確実に実施していく。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	所管部	最悪の事態を回避することに寄与している既存の取組内容	課題 (不足している又は遅れのある事項)	今後の取組予定(2028年度まで)	
1 大規模自然災害等から区民の生命と財産を守る	7 新たな感染症の大流行(パンデミック)により、多くの重症者や死者が発生する	福祉部	各課事務室内の消毒及び関係団体や事業所、福祉施設への感染症対策を依頼	遺体安置所について、その開設及び運営方法について検討中	・消毒用アルコールやマスクなど、関係施設に向けた衛生資材の必要数を把握する必要がある。 ・感染症が原因で死亡した遺体を安置所に収容する際、そこに従事する職員に感染の危険がある。	【短期】 ➢ 感染症感染拡大期に大規模災害が発生することに備えて、福祉避難所予定施設には備蓄用として衛生資材を調達する。 【長期】 ➢ 遺体安置所での感染症対策の検討を進める。
		健康政策部	医療機関に対して、日ごろから情報共有や協力等を行っている。	患者対応や遺体搬送等について、定期的に訓練を行っている。	・各医療機関や医師会等により、事情が異なるため、詳細な聞き取り等が必要。 ・最大規模の想定が困難である。	【継続】 ➢ 医療機関との情報交換や訓練等を実施する。 【中期】 ➢ 今回の新型コロナウイルス感染症での対応を振り返り、今後のパンデミック発生時の態勢を再構築する。
			区が災害時グループウェアを活用し、災害時医療対策の関係者へ情報提供を行う体制を構築			【継続】 ➢ 災害時グループウェアを使用した定期的な情報連絡訓練を継続して実施する。
2 救助・救急・医療活動が迅速かつ計画的に行われる	1 自衛隊、警察、消防等の被災等により救助・救急活動に必要な人員が絶対的に不足する	総務部	消防団、市民消防隊の活動支援	他自治体との災害時相互応援に関する協定を締結・個別協定7自治体(美郷町・東御市・東松島市・伊東市・長井市・桐生市・岡谷市)・グループ協定3種(城南5区・特別区・東海道53次市区町)	・受援体制(宿泊場所、執務スペースの確保等)を整備する必要がある。	【短期】 ➢ 活動助成金の交付及び配備品(C級ポンプ及び格納庫)のメンテナンスを引き続き行う。また、展示イベントや講習会等において市民消防隊の活動内容紹介を行い、消防隊未結成防災市民組織における消防隊結成及び隊員不足や高齢化が見られる消防隊の人員増・若い世代の取り込みを図る。 ➢ 災害時の執務スペース確保のため、日常的に会議室の配置や運用を見直していく。 【長期】 ➢ 地域防災力向上のため、消防団の活動が充実するように継続的に支援する。
		こども家庭部	災害時の救護復旧活動に従事する職業の保護者の子どもを受け入れる「応急保育所」を区内4地区の4園(定員204人)で開設	・緊急時招集職員(マル緊)の指定(児童館等・保育園) ・緊急時招集職員の指定(保育園)	・消防隊による講習会(保育園での実施) ・看護師による救命救急講習会の実施 ・警察官による不審者対応訓練実施	【継続】 ➢ 子ども家庭支援センターでは、看護師による事故予防教室を継続的に開催する。 【短期】 ➢ 子ども家庭支援センターでは、警察官による不審者対応訓練を実施する。 ➢ 保育園では、応急保育所開設を想定した訓練を実施する。 ➢ 児童館では、避難計画に基づき定期的な訓練を実施する。
			・保育士の救急救命訓練の実施 ・不審者対応訓練の実施(保育園) ・不審者対応訓練の実施(児童館等・放課後ひろば・保育園) ・「さすまた」等の防犯設備の設置(保育園)	・消火設備の点検、消火器の定期交換等の実施(保育園) ・消火訓練の実施(児童館等・放課後ひろば・保育園) ・消防隊による講習会(児童館等)		

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	所管部	最悪の事態を回避することに寄与している既存の取組内容		課題 (不足している又は遅れのある事項)	今後の取組予定(2028年度まで)
2 救助・救急・医療活動が迅速かつ計画的に行われる	2 食糧、水、燃料、物資等の供給が長期間途絶し、救助・救急・医療活動が滞る	総務部	各避難所に防災備蓄倉庫を設置し食糧や日用品等を備蓄	避難所や区庁舎等に外部からの燃料供給を要しないLED投光器や非常用蓄電池を配備	・備蓄スペースが充分でない避難所がある。	【長期】 ➢ 災害時を想定した効果的な備蓄倉庫の在り方を検討し、避難者等へ確実に備蓄物品を提供できる体制を整備する。また、令和元年台風第19号の教訓から浸水が想定される避難所については上階への移設を検討していく。
		観光・国際都市部	総合体育館の利用者や一時滞在者の身の安全を守るため、施設として水を確保	イスラム教徒の方が安心して食することができるハラールフードを提供しているお店を「大田区観光ガイドブック」6言語で紹介	・宗教食や菜食主義などにも対応し、誰もが飲食することのできる非常食を準備する必要がある。	【継続】 ➢ 引き続き飲料水の備蓄などの取組を随時更新しながら進める。 ➢ 食習慣や文化の違いに対応した区内飲食店情報の収集に努め、「大田区観光ガイドブック」の改訂の際には、積極的に掲載を進める。 【短～長期】 ➢ 誰もが飲食できる共通の非常食を検討し、結果を関係部署と連携しながら検証して実際の備蓄へとつなげていく。
		健康政策部	EMIS(広域災害救急医療情報システム)、災害時グループウェアを活用し、各病院の状況を把握する体制を構築	災害拠点病院5か所は3日分を備蓄	・断水時の透析患者の区外搬送(中長期的な疎開)について、移送手段、移送先、情報の管理方法の具体化が必要	【継続】 ➢ 災害時グループウェアを使用した定期的な情報連絡訓練を継続的に行う。 【中期】 ➢ 今後5年間で、東京都や透析医療ネットワークとの協議、災害医療連携会議の各作業部会での検討を通じて、透析患者の移送手段等の供給体制を検討する。
	子ども家庭部	食料等の備蓄(3日分)(児童館等・保育園)	医薬品の備蓄(児童館・放課後ひろば・保育園)		【継続】 ➢ 児童館での備蓄品配備を計画的に実施する。 【短期】 ➢ 子ども家庭支援センターで医薬品を備蓄する。	
	3 救助・救急・医療活動に必要な移動ルートが損壊・遮断される	地域力推進部	久が原地区で、学校防災活動拠点において、災害時を想定した医療機関への搬送ルートの複数案を検討		・地域の実情により各地区での取組が異なるため、好事例等の他地区への展開が課題	【短～長期】 ➢ 各地域での好事例の取組を紹介するなど、他地区での事例の活用を検討する。
		健康政策部	区が災害時グループウェアを活用し、災害時医療対策の関係者へ情報提供を行う体制を構築		・区内の道路状況等を把握し、医療関係機関との情報共有が必要	【継続】 ➢ 災害時グループウェアを使用した定期的な情報連絡訓練を継続的に行う。
		子ども家庭部	医薬品の備蓄(児童館等・放課後ひろば・保育園)			【継続】 ➢ 保育園では、医薬品の備蓄及び品質年数の管理を行う。 ➢ 児童館での備蓄品配備を計画的に実施する。
		まちづくり推進部	補助28号線(池上通り)・(仮称)大森駅西口広場の事業化に向けた都市計画手続きの準備		・地元調整の難航により事業化に遅れが生じている。	【短～中期】 ➢ 地権者組織である大森八景坂地区まちづくり協議会の活動支援を通じて、沿道建物の建替え・共同化などに向けた更なる機運醸成を図る。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	所管部	最悪の事態を回避することに寄与している既存の取組内容		課題 (不足している又は遅れのある事項)	今後の取組予定(2028年度まで)
2 救助・救急・医療活動が迅速かつ計画的に行われる	3 救助・救急・医療活動に必要な移動ルートが損壊・遮断される	都市基盤整備部	道路障害物除去路線及び主要路線を調査対象として5年毎に道路空洞化調査を実施し、補修工事を施工	道路障害物路線を対象に平成30年度から令和3年度の4か年計画で街路樹保全調査を実施し、補修工事を施工	・いずれの事業も重要であるが、投入できる行政資源には限りがあるため、優先順位の高いところから計画的かつ着実に進めていく必要がある。 ・都市計画道路及び無電柱化の整備に必要となる用地取得や各企業者(ガス・水道・下水等)の支障移設工事に時間を要する。	【継続】 ➢ 道路障害物除去路線及び主要路線を調査対象として、5年毎に路面化空洞調査を実施する。調査結果を受け、空洞箇所の調査補修工事を道路占用企業者と協力して実施する。 【短期】 ➢ 街路樹調査結果を受け、腐朽樹木については適宜、撤去処分を実施する。
			橋梁耐震補強整備、架替整備(防災上重要な優先対策橋梁のうち落橋防止に着目した整備を53橋完了)	都市防災機能の強化を目的の一つとした都市計画道路の整備		【短期】 ➢ 避難や物流等のシミュレーション解析を実施した上で、より現実的な優先対策橋梁の選定を行い、整備に着手する。 ➢ 【中期】短期の取組の成果を踏まえて耐震整備計画の見直しを行う。また、橋脚を有する優先対策橋梁の耐震性能照査を完了し、優先対策橋梁の耐震整備を進める。
			無電柱化整備工事(区画街路1号線・区道1-61号線・主要区道94号線 等)	道路障害物の除去について大田建設協会等との災害協定締結(道路障害物活動に災害協定団体が使用する重機のリース業者と協定締結を行う。)		【長期】 ➢ 非優先対策橋梁の落橋対策を完了し、優先対策橋梁の耐震整備を進める。 【中期】 ➢ 都市計画道路は事業中の路線だけでなく、令和7年までに整備すべき優先整備路線の事業化を図る。
			防災船着場(天空橋船着場、大森ふるさとの浜辺公園船着場)を整備(令和2年2月27日に船を使用した訓練を実施)	今後優先的に無電柱化する地域や路線を定める「無電柱化推進計画」を策定(令和2年度予定)		【継続】 ➢ 発災時に備え、東京都と連携して、総務部防災危機管理課を中心とした防災船着場の訓練を継続して実施する。 ➢ 災害時における確実な水上輸送を可能とするため、水上輸送ルート上に架かる橋梁の耐震整備を進めていく。 【長期】 ➢ 「無電柱化推進計画」に定められた地域や路線の無電柱化を今後優先的に推進していく。
4 交通麻痺や被災、パンデミック等により医療従事者の絶対数が不足し、医療機能が麻痺する		健康政策部	大田区災害時医療ボランティア要綱を定め、看護師等の確保を推進	EMIS(広域災害救急医療情報システム)、災害時グループウェアを活用し、各病院の状況を把握する体制を構築(必要に応じて各医師会へ応援要請を行う)	・医療者が勤務場所への到達が困難な場合、近隣の病院等での医療救護活動に従事する等、人的資源を有効に活用する対策の検討が必要である。	【継続】 ➢ 各種広報媒体(区ホームページ、区報等)を活用して、大田区災害時医療ボランティアの募集を継続する。
		こども家庭部	看護師の配置(保育園)			

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	所管部	最悪の事態を回避することに寄与している既存の取組内容		課題(不足している又は遅れのある事項)	今後の取組予定(2028年度まで)
2 救助・救急・医療活動が迅速かつ計画的に行われる	5 建物倒壊、電源喪失等により、病院機能や患者の移送・傷病者の救護体制を維持できなくなる	健康政策部	病院の耐震化に係る補助制度(コンサル委託料)	大田区災害医療コーディネーター等を委嘱し、連携して患者の移送を実施する体制を構築	・病院の耐震化・免震化を促進するため、建物工事に係る補助制度が必要である。 ・非常用電源の購入、移設(地下から地上階)等に係る補助制度が必要である。	【継続】 ➢ 東京都や国の制度の周知、東京都や国に対する補助制度の要請を行う。
			被災地内での受入れが困難な際、被災地外へ空路による広域搬送を行う体制を整備(東京都による広域搬送拠点の設置)			
	子ども家庭部	医薬品の備蓄(児童館等・放課後ひろば・保育園)	救命救急訓練の実施(児童館等・放課後ひろば・保育園)		【継続】 ➢ 児童館での備蓄品配備を計画的に実施する。 【短期】 ➢ 保育園では、災害時における医療的ケア児への対応に関する研修を実施する。	
		看護師研修の実施(保育園)				
6 電力供給停止等により在宅人工呼吸器患者等の機器類が停止し、死者が発生する	福祉部	在宅で人工呼吸器を使用している人に対して、訪問看護ステーションを介して災害時個別支援計画の作成を依頼し、区と訪問看護ステーションで情報共有	各地域庁舎に人工呼吸器バッテリー充電用の発電機を配備し、令和2年度にはさらに来庁者向けに発電機1台、貸出用として充電器1台を新たに配備	・患者自身がバッテリーを確保するなどの働きかけをすることで自助の力を促進する必要がある。 ・災害時個別支援計画の作成について、対象者及びその関係者へのより一層の周知が必要である。 ・災害時個別支援計画を未作成の方、訪問看護ステーションを利用していない在宅人工呼吸器使用者への情報提供や支援等を行う必要がある。	【短期】 ➢ 個別支援計画の実効性をより高めるために内容を精査し、必要に応じて変更を行う。 ➢ 訪問看護ステーション、医師会などの医療関係者の会議体に参加し、周知を行うことで計画策定を促進する。 【中期】 ➢ 健康政策部と連携し、人工呼吸器使用者災害時支援について、方向性の検討を進める。	
		健康政策部	保健師等による安否確認の実施方法等について、訪問看護ステーション協議会、福祉部等と具体化に向けた検討を推進	必要に応じて医療機関へ搬送できるよう、個別支援計画の具体化、関係者との情報共有に向けた検討を推進	・非常用発電機(バッテリー)の配備等が必要である。	【短期】 ➢ 保健師等による安否確認の実施方法等について具体化する。そのため、訪問看護ステーション協議会、福祉部等と連携して検討を行う。
3 被災者の健康・生活環境を確保する	1 被災地において食料や飲料水等、生命に関わる物資やエネルギー等の供給が長期間停止する	総務部	各避難所に被害想定者の約1日分の食糧等を備蓄(2日目を降については東京都が備蓄又は調達)	各避難所地域内に応急給水栓及び資機材を整備(給水栓は東京都が整備)	・蓄電池等、エネルギー供給に関わる物品の備蓄が十分でない。 ・応急給水栓の使用法の周知が不足している。 ・備蓄品を各避難所へ配送するための人手を確保する必要がある。	【継続】 ➢ アレルギー対応など、備蓄食料の充実を引き続き進める。 【短期】 ➢ 外部からの燃料供給を要しないLED投光器や非常用蓄電池を配備する。 ➢ 職員研修等を実施し、短期的に応急給水栓の使用法を周知する。
			地域防災計画に基づき各区小・中学校等(91か所)や地区備蓄倉庫(38か所)に非常食を備蓄、アレルギー対応として備蓄物品(原材料)の内容をHP等で周知	賞味期限が到来したアルファ化米から順次、アレルギー対応のレトルト食品への切り替えを実施、令和元年度に避難所91か所にアレルギー対応のブラウンシチューを備蓄		

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	所管部	最悪の事態を回避することに寄与している既存の取組内容		課題 (不足している又は遅れのある事項)	今後の取組予定(2028年度まで)
3 被災者の健康・生活環境を確保する	1 被災地において食料や飲料水等、生命に関わる物資やエネルギー等の供給が長期間停止する	地域力推進部	羽田地区の学校防災活動拠点会議において、備蓄物品の見直しを実施		・地域の実情により各地区での取組が異なるため、好事例等の他地区への展開が課題	【短～長期】 ➢ 各地域での好事例の取組を紹介するなど、他地区での事例の活用を検討する。
		産業経済部	東京都米穀小売商業組合大田支部、大田区食品衛生協会、東京都公衆浴場業生活衛生同業組合大田支部等と、応急炊き出し、応急給水に係る災害時の協力協定を締結		・休日夜間の対応や災害時の連絡体制を構築する必要がある。	【短期】 ➢ 協定締結先と災害発生時の対応について協議を行っていく。
		こども家庭部	食料等の備蓄(3日分)(児童館等・保育園)	医薬品の備蓄(児童館等・放課後ひろば・保育園)		【継続】 ➢ 児童館での備蓄品配備を計画的に実施する。 【短期】 ➢ 保育園では、災害発生時のマニュアルを活用し、調理師以外の職員に対する調理訓練を実施する。
		都市基盤整備部	橋梁耐震補強整備、架替整備(防災上重要な優先対策橋梁のうち落橋防止に着目した整備を53橋完了)	道路障害物の除去について大田建設協会等との災害協定締結(道路障害物活動に災害協定団体が使用する重機のリース業者と協定締結を行う。)	・いずれの事業も重要であるが、投入できる行政資源には限りがあるため、優先順位の高いところから計画的かつ着実に進めていく必要がある。 ・都市計画道路及び無電柱化の整備に必要な用地取得や各企業者(ガス・水道・下水等)の支障移設工事に時間を要する。	【短期】 ➢ 避難や物流等のシミュレーション解析を実施した上で、より現実的な優先対策橋梁の選定を行い、整備に着手する。 【中期】 ➢ 短期の取組の成果を踏まえて耐震整備計画の見直しを行う。また、橋脚を有する優先対策橋梁の耐震性能照査を完了し、優先対策橋梁の耐震整備を進める。 【長期】 ➢ 非優先対策橋梁の落橋対策を完了し、優先対策橋梁の耐震整備を進める。
		都市防災機能の強化を目的の一つとした都市計画道路の整備	無電柱化整備工事(区画街路1号線・区道1-61号線・主要区道94号線等)		【中期】 ➢ 都市計画道路は事業中の路線だけでなく、令和7年までに整備すべき優先整備路線の事業化を図る。 【長期】 ➢ 「無電柱化推進計画」に定められた地域や路線の無電柱化を今後優先的に推進していく。 【継続】 ➢ 発災時に備え、東京都と連携して、総務部防災危機管理課を中心とした防災船着場の訓練を継続して実施する。 ➢ 災害時における確実な水上輸送を可能とするため、水上輸送ルート上に架かる橋梁の耐震整備を進めていく。	
		防災船着場(天空橋船着場、大森ふるさとの浜辺公園船着場)を整備(令和2年2月27日に船を使用した訓練を実施)	今後優先的に無電柱化する地域や路線を定める「無電柱化推進計画」を策定(令和2年度予定)			

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	所管部	最悪の事態を回避することに寄与している既存の取組内容		課題 (不足している又は遅れのある事項)	今後の取組予定(2028年度まで)
3 被災者の健康・生活環境を確保する	1 被災地において食料や飲料水等、生命に関わる物資やエネルギー等の供給が長期間停止する	環境 清掃部			・備蓄物資等の輸送について、具体的な検討や訓練等を実施していないため、なるべく早期に検討を開始する必要がある。	【短期】 ➢ 備蓄物資の輸送等にかかる検討体制を構築し、検討を進める。 【中期】 ➢ 備蓄物資の輸送訓練を実施する。
	2 想定を超える避難者が避難所に殺到し、受け入れ困難な事態や物資の不足が生じる	総務部	避難所の容量が不足した場合に備え、補完避難所38か所(区施設・協定先)を指定し、物品等を備蓄		・各避難所の運営状況を把握する必要がある。 ・物流拠点を確保する必要がある。	【長期】 ➢ 協定に基づき各備蓄倉庫周辺地域の組合加盟企業が車両等を調達し、輸送を行うための課題を検討する。 ➢ 災害時における国や都、他自治体からの支援物資の受け入れを含めた物資輸送体制の再構築、具体的な検討に当たり、民間物流事業者や東京都トラック協会大田支部との意見交換等を行い、協力して進める。
		地域力 推進部	都立、私立学校等の施設を補完避難所として使用する「災害時における学校施設に関する協定」を締結	自助(自宅での備蓄)を推奨	・水害時緊急避難場所の受入人員を算定する必要がある。 ・避難所が受入不能となった状況における情報伝達手段が確立していない。 ・補完避難所を開設する際の統一的な基準、開設要員、物資配備を検討する必要がある。 ・補完避難所の施設使用を想定した訓練が未実施である。	【継続】 ➢ 東京工業大学との連携について引き続き検討する。 【中期】 ➢ 都立田園調布高校と連携・協力し、補完避難所の開設を想定した避難者受付訓練など、実践的な訓練の実施について検討する。
観光・ 国際 都市部	避難所等で通訳が必要な場合は、特別出張所等に配備している多言語通訳タブレット等の活用により対応する。	大田区災害時支援外国人相談窓口の設置及び運営に関する協定を締結  締結先 (一財)国際都市おおた協会 締結年月日 平成30年12月28日	・多くの避難所等からの支援要請がある場合は、特別出張所等に配備している多言語通訳タブレット等を活用する体制づくりが必要。 ・発災時の通信状況や通訳タブレットの通訳者の確保が困難な場合も想定される。 ・語学ボランティア等の育成が求められる。 ・物資の不足に関しては、ボランティア等からの提供が円滑に進むよう平時から働きかけを行う必要がある。	【短～長期】 ➢ 全課に配備されているタブレット端末に、通訳対応アプリ(推奨:ボイストラ)を導入することを検討する。(実施に当たっての電源確保も検討する。) ➢ 語学ボランティア等の育成を支援する。		

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	所管部	最悪の事態を回避することに寄与している既存の取組内容		課題 (不足している又は遅れのある事項)	今後の取組予定(2028年度まで)	
3 被災者の健康・生活環境を確保する	2 想定を超える避難者が避難所に殺到し、受け入れ困難な事態や物資の不足が生じる	福祉部	区内高齢者施設27か所、障害者施設19か所と福祉避難所として協定を締結し、要支援者の避難先として確保	福祉避難所開設等訓練の実施	・一次避難所から二次避難所(福祉避難所)への移動手段を確保する必要がある。 ・要支援者の特性に応じた福祉避難所の受入体制(災害備蓄品を含む)を整理する必要がある。	【中期】 ➢ 福祉避難所のあり方について、大震災時・風水害時に分けて方向性の検討を進める。	
		健康政策部			・避難所での公衆衛生対策が必要である。	【中期】 ➢ 発災から72時間以降に問題化しやすい公衆衛生対策の必要性について、啓発(避難所運営組織への働きかけ)を行う。	
		こども家庭部	乳児を抱える世帯が保育園を一時生活の場とする「福祉避難所」について、32の区立保育園で1,334世帯が避難できる体制を整備			【短期】 ➢ 保育園において福祉避難所開設を想定した訓練を実施する。	
		空港まちづくり本部	HANEDA INNOVATION CITYにおける帰宅困難者の受け入れ対応、災害用マンホールトイレ・簡易トイレの配備		・HANEDA INNOVATION CITYにおける防災マニュアルの策定及び大田区との連携体制を整備していく必要がある。	【短期】 ➢ 公民連携による大田区との連携体制の構築に向けて検討を進める。	
		環境清掃部	平成27年3月に23区で「特別区災害廃棄物処理対策ガイドライン」を策定し、災害時のし尿処理の扱いを規定		・大田区災害廃棄物処理基本計画を運用する中で、災害時のし尿処理の具体的な対応について検討する必要がある。	【短期】 ➢ 災害時のし尿処理の具体的な対応を検討する。 【中期】 ➢ 災害時を想定した実地訓練を実施する。	
	3 広範囲なエリアにおける疫病や感染症の大規模発生、避難所における集団食中毒の発生等に対し、必要な人員、物品(備蓄品、備蓄医薬品)等の不足により抑止できなくなる	総務部				・備蓄食料を原因とする食中毒の発生を回避するためには、備蓄食料の量的充足及び種類の充実が求められるが、備蓄倉庫の広さや現状の管理状況を踏まえると現時点では難しい。	【短～長期】 ➢ 安全安心な備蓄食料の提供について、継続的に検討し、改善を図る。
		地域力推進部	感染症拡大の予防に備えて学校防災活動拠点の備蓄倉庫に救急箱、マスク、ゴム手袋、消毒剤等を備蓄		・避難所では、感染症隔離エリアの確保が困難であり、専門的な知識も不足すると見込まれる。	【短～長期】 ➢ 避難所での感染症対策について検討していく。	
		健康政策部	医師等による医療救護班の巡回体制の構築	避難所における衛生指導、防疫活動、食中毒対策を行う専門職による体制(班)の構築		・対応人員の確保及び消毒薬等の資機材の備蓄を進める必要がある。 ・避難所内で有症状者のエリアを分ける必要がある。	【中期】 ➢ 大田区災害医療連携会議の作業部会で検討避難所に開設する医療救護所の巡回体制の構築を検討する。 ➢ 発災から72時間以降に問題化しやすい公衆衛生対策の必要性について、啓発(避難所運営組織への働きかけ)を行う。
			被災住民の健康調査の実施により患者発見に努め、必要に応じ避難所等の消毒指導を実施				
		こども家庭部				・周辺自治体や民間会社等との連携協定を締結する必要がある。	

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	所管部	最悪の事態を回避することに寄与している既存の取組内容	課題 (不足している又は遅れのある事項)	今後の取組予定(2028年度まで)	
3 被災者の健康・生活環境を確保する	4 想定を超える帰宅困難者が発生し、滞在場所や物資が不足する	地域力推進部	千束地区で、東京工業大学との連携について検討	・帰宅困難者の滞在場所が不足している。 ・補完避難場所との連携、機能の検討が必要である。	【継続】 ➢ 東京工業大学との連携について検討する。	
		区民部	民間事業者との協定の拡大を検討	令和元年台風第19号発生時、一時滞在施設における外国人対応として、micsおおたへ通訳を依頼	・蒲田駅周辺で帰宅困難者が一時避難できる地理的に適当な事業者が現れていない。 ・外国人帰宅困難者が増えた場合に、micsおおたで人的に通訳対応が可能かどうかを確認する必要がある。 ・乳幼児や障がいのある人など配慮が必要な帰宅困難者への対策が確立していない。 ・一時滞在施設において感染症予防対策を講じる必要がある。	【短期】 ➢ 区ホームページや蒲田駅前滞留者対策協議会において、蒲田駅周辺の帰宅困難者一時避難所に関する事業者への周知を行う。 ➢ 国際都市・多文化共生推進課と協議しながら、外国人帰宅困難者への通訳対応に関する検討を行う。 ➢ 関係各部及び蒲田駅前滞留者対策協議会において、乳幼児や障がいのある人などへの対応を検討する。 ➢ 関係各部及び蒲田駅前滞留者対策協議会において、感染症予防対策について検討する。
			関係各部との感染症予防対策に関する事前協議			
		観光・国際都市部	通訳が必要な場合は、特別出張所等に配備している多言語通訳タブレット等の活用により対応する。		・帰宅困難者滞り場所から多くの支援要請がある場合は、特別出張所等に配備している多言語通訳タブレット等を活用する体制づくりが必要。 ・停電等で通訳タブレット等の使用が不可になることも想定される。 ・語学ボランティア等の育成が求められる。 ・物資の不足に関しては、ボランティア等からの提供が円滑に進むよう平時から働きかけが必要である。	【短～長期】 ➢ 全課に配備されているタブレット端末に、通訳対応アプリ(推奨:ボイストラ)を導入することを検討する。(実施に当たっての電源確保も検討する。) ➢ 語学ボランティア等の育成を支援する。
		福祉部	要支援者の避難場所として、福祉避難所の開設を検討中	福祉避難所予定施設における必要な物資の備蓄状況を確認・調整中	・福祉避難所と一時的避難場所との役割の違いを明確にすることが必要である。 ・帰宅困難となった要支援者に対し、区内でバリアフリー設備が整った公共施設を一時的避難場所として提供するための連携を図る必要がある。	【中期】 ➢ 福祉避難所を一時的避難場所として開設するかどうかの検討を行う。 ➢ 帰宅困難者一時的避難場所として指定されている施設に要支援者スペースを設けることについて検討・調整を行う。
都市基盤整備部			・徒歩帰宅者の休憩・情報提供等の場となる公園・緑地の整備を進める必要がある。	【中期】 ➢ 帰宅困難者対策に資する公園緑地の活用方針の検討を行う。		

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	所管部	最悪の事態を回避することに寄与している既存の取組内容		課題 (不足している又は遅れのある事項)	今後の取組予定(2028年度まで)
3 被災者の健康・生活環境を確保する	5 避難所生活が長期化し、保健・環境衛生対策の不足等により、心身の不調や災害関連死が発生する	地域力推進部	心身不調の予防のための取組として、入新井地区で介護予防事業や防災講習会、健康講演会等を実施		・地域の実情により各地区での取組が異なるため、好事例等の他地区への展開が課題である。	【短～長期】 ➢ 各地域での好事例の取組を紹介するなど、他地区での事例の活用を検討する。
		健康政策部	保健師等が巡回できるまでの間、避難所内において、自助・共助の取組で予防ができる啓発物を作成中	避難所の訓練において、保健衛生対策の普及啓発を実施(必要性について運営スタッフ・参加者に説明)	・全避難所への普及啓発活動が必要である。 ・避難所からの医療ニーズに係る情報収集体制の整備(避難所→健康政策部)と、情報に基づき行動判断するための訓練が必要である。 ・胃腸炎患者への支援策として、経口補水液の備蓄や供給体制(災害時協力協定)の確保が必要である。	【継続】 ➢ 避難所生活での保健衛生対策の普及啓発のため、避難所における公衆衛生啓発訓練を実施する。実施方法は、避難所の訓練と連携して行い、参加している区民に保健衛生対策の普及啓発を行う。 【短期】 ➢ 経口補水液の備蓄や供給体制の確保のため、事業者と災害時協力協定の締結を行う。
		地域力推進部	心身不調の予防のための取組として、入新井地区で介護予防事業や防災講習会、健康講演会等を実施		・地域の実情により各地区での取組が異なるため、好事例等の他地区への展開が課題である。	【短～長期】 ➢ 各地域での好事例の取組を紹介するなど、他地区での事例の活用を検討する。
		健康政策部	保健師等が巡回できるまでの間、避難所内において、自助・共助の取組で予防ができる啓発物を作成中	避難所の訓練において、保健衛生対策の普及啓発を実施(必要性について運営スタッフ・参加者に説明)	・全避難所への普及啓発活動が必要である。 ・避難所からの医療ニーズに係る情報収集体制の整備(避難所→健康政策部)と、情報に基づき行動判断するための訓練が必要である。 ・胃腸炎患者への支援策として、経口補水液の備蓄や供給体制(災害時協力協定)の確保が必要である。	【継続】 ➢ 避難所生活での保健衛生対策の普及啓発のため、避難所における公衆衛生啓発訓練を実施する。実施方法は、避難所の訓練と連携して行い、参加している区民に保健衛生対策の普及啓発を行う。 【短期】 ➢ 経口補水液の備蓄や供給体制の確保のため、事業者と災害時協力協定の締結を行う。
	6 避難所において、備蓄食糧又は支援物資として届けられた広域流通食品を原因とする食中毒が同時多発する	総務部	非常食の備蓄については、地域防災計画に基づき区内小・中学校等(91か所)や地区備蓄倉庫(38か所)に備蓄。備蓄食料品の入替は賞味期限前に実施、アレルギー対応については備蓄物品(原材料)の内容をHP等で周知。	賞味期限が到来したアルファ化米から順次、アレルギー対応のレトルト食品の切り替えを推進。令和元年度には避難所91か所にアレルギー対応のブラウンシチューを入庫完了。	・備蓄品は種類、メーカー等を細かく分ける必要がある。 ・被災後に救援物資の振り分けを行う際には、同種の物を広範囲に配布しないようにする必要がある。 ・量的充足及び種類の充実、備蓄倉庫の広さや現状の管理状況を踏まえると難しい。	➢ 引き続き、アルファ化米からアレルギー対応のレトルト食品の切り替えを進めていく。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	所管部	最悪の事態を回避することに寄与している既存の取組内容		課題 (不足している又は遅れのある事項)	今後の取組予定(2028年度まで)
4 発災直後から必要不可欠な行政機能・情報伝達機能を確保する	1 区の職員の被災や参集困難、公共施設の被災、パンデミック等により行政機能が大幅に低下する	企画経営部	平成30年度に区有施設の耐震診断を完了、耐震性が不足していた3棟について令和元年度に耐震補強設計を実施、令和2年度に2棟の耐震補強工事を実施 平成30年から令和元年まで耐震補強を実施していた区有施設2棟についても工事が完了 公共施設の耐震化率は約98%となり、耐震性が不足している施設については改修計画や、改築設計に着手	平成30年度に区役所本庁舎の構造体、非構造部材、建築設備の耐震性能の向上を図るため、耐震性向上改修工事を実施	・公共施設におけるパンデミック対策の充実を図る必要がある。	【継続】 ➢ 建物の老朽化や劣化状況を適切に把握し、計画的に改築や改修を行い、適正な維持管理に努める。 ➢ パンデミック対策として、ドアノブや水栓などを通じた接触機会を減少させるための方策を検討する。
		総務部	状況に応じて職員の参集を図るため、各所属で緊急連絡網を作成	職場における「3つの密」を回避するための取組 (時差出勤、週休日の振替等)	・公共交通機関の不通等、職員が登庁できないことが想定される。 ・職員の災害対策に対する意識を向上する必要がある。 ・職員一人ひとりが日常的な感染症予防を徹底する必要がある。	【継続】 ➢ 国や都の動向を把握し、区の防災対策に反映させていく。 【短期】 ➢ 令和元年の台風第19号の教訓を受けて、災害対策本部体制の強化に関する検討を進める。 ➢ 被災地派遣を経験した区職員や災害対応経験者による講話を通して、職員の防災意識の向上を図る。
			大田区業務継続計画(BCP)の作成	必要に応じて地域防災計画を改定		
		地域力推進部	学校防災活動拠点において、避難所開設・運営について、地域の方の力で行えるよう訓練を実施	感染症対策を考慮した避難所の開設・運営	・区施設が被災した場合の代替施設の検討が必要である。 ・感染症の疑いがある避難者の受入れを想定した訓練が未実施である。 ・災害時の組織人員体制の検討が必要である。	【継続】 ➢ 感染症対策も想定した学校防災活動拠点訓練を継続して実施する。 ➢ 水害時の特性及び感染症対策を考慮した施設使用計画の見直しを行う。
		区民部	BCPに基づく業務計画に則り、必要最低限の窓口業務等を実施	発生段階に応じて窓口業務等の継続、縮小、休止を実施。	・区外居住者の増加により参集できる職員数が減少している。 ・ロックダウン時に参集できる職員数が限られる。	【短期】 ➢ 区内在住者の人事配置について人事課と協議していく。 ➢ BCPに基づく、区内在住者による必要最低限の窓口業務等への対応を検討する。
		福祉部	災害時における福祉避難所及び水害時緊急避難場所内の要配慮者スペースへの人員配置計画を検討中		・災害時における組織人員体制について、平時からの検討が必要である。 ・発災時の時間帯により、参集可能な職員の数流動的である。	【短～中期】 ➢ 福祉避難所及び水害時緊急避難場所内の要配慮者スペースへの職員の派遣を含めた人員体制の整備を進める。
		健康政策部	職員の住所地から参集に要する時間を把握し、交替により行政機能を維持できるようローテーション対応を基本とした動員を計画	DEHAT(健康危機管理支援チーム)の受入れ体制を構築		【中期】 ➢ 災害時における初動対応訓練を健康政策部で実施し、職員体制の構築シミュレーションを行う。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	所管部	最悪の事態を回避することに寄与している既存の取組内容	課題 (不足している又は遅れのある事項)	今後の取組予定(2028年度まで)	
4 発災直後から必要不可欠な行政機能・情報伝達機能を確保する	1 区の職員の被災や参集困難、公共施設の被災、パンデミック等により行政機能が大幅に低下する	環境 清掃部	職員の参集困難や、通常の清掃業務に災害廃棄物処理業務が上乘せとなることで、必要な人数が確保できない場合には、委託事業者に作業員付き車両を要請	災害時の廃棄物対策を中心とした協定として以下を締結 「災害時におけるがれき・ごみ処理等応急対策活動に関する協定」 所管:清掃事業課 締結先:大田区環境協会 締結年月:平成 14.3.27 (最終更新:平成 27.4.22)	・協定先も同時に被災することを想定し、連携先を広域に広げていく必要がある。	【短期】 ➢ 大田区環境協会(締結先)との定例的な意見交換を行う。 ➢ 新たな協定締結先の検討を行う。
		総務部	区民安心・安全メールによる啓発	青色回転灯装備車両によるパトロール体制の整備		【継続】 ➢ 区民の安心・安全のため、区内4警察署に立寄って犯罪発生状況等の情報提供を受けるなど、警察署と連携しながら、青色回転灯装備車両によるパトロールを継続的に実施する。
	2 治安が悪化し犯罪が多発する	地域力 推進部	自治会・町会の会議や地域力推進会議において、防犯意識の向上を推進	自治会・町会等の地域の方が主体で実施している防犯パトロール活動を支援	・発災時に十分対応できるかが課題。	【長期】 ➢ 自治会・町会主体で行われている防犯パトロールの枠組みを活かし、学校防災活動拠点会議などで、「地域の見回り」「防犯活動」の具体的な取組方法を検討する。
			学校防災活動拠点運営マニュアルに「地域の見回り」「防犯活動」の項目を規定			
		子ども 家庭部	「さすまた」等の防犯設備の設置(保育園)			【短期】 ➢ 保育園において「さすまた」等を使用した防犯訓練を実施する。
	3 電力供給停止等により情報発信ツールが使用できなくなり、被災者へ必要な情報が伝達できない	企画 経営部	スマホ等によりネットへのアクセスが可能な状態であれば、ツイッター利用により情報発信可能		・電力供給が限られた場合の情報伝達手段を確保する必要がある。	【中～長期】 ➢ 情報伝達手段の多様化の一環として、地域FM局などの活用必要性等について、ケーブルテレビ会社等の関係事業者と情報交換を行いながら、検討を進める。
		総務部	本庁舎非常電源設備の定期的な点検・作動確認	災害対策本部機能を維持するための非常用電源の確保	・発災時を想定した非常電源設備の燃料の補充等を訓練する必要がある。	【短期】 ➢ 可搬型の非常用蓄電池及び充電用ソーラーパネルを整備する。
			非常電源設備の燃料(3日分)を備蓄、電力停止が長期間に及ぶ場合の燃料確保のため協定を締結			【中期】 ➢ 毎年の設備定期点検時に燃料補充の確認作業を実施する。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	所管部	最悪の事態を回避することに寄与している既存の取組内容		課題 (不足している又は遅れのある事項)	今後の取組予定(2028年度まで)
4 発災直後から必要不可欠な行政機能・情報伝達機能を確保する	3 電力供給停止等により情報発信ツールが使用できなくなり、被災者へ必要な情報が伝達できない	地域力推進部	特別出張所や学校防災活動拠点に発動発電機を備え、運転訓練、点検を実施	令和2年度より特別出張所や学校防災活動拠点に蓄電池の配備を開始	・発動発電機の使用時間に限り(約72時間)がある。	【継続】 ➢ 発動発電機及び蓄電池の点検を実施するとともに、これらを活用した訓練を実施し、災害時に対応できる体制を整える。
		観光・国際都市部	大田区観光情報センタースタッフが、災害時にテレビやPCを活用し、情報収集・発信が行えるよう蓄電池を購入・設置	大田区観光情報センターに、災害時来場する方々のスマートフォン充電器を購入、設置	・災害時要支援外国人相談窓口であるmicsおた及び本庁舎で従事する職員用の蓄電池、スマホ充電器の整備が必要である。	【短～長期】 ➢ 蓄電池や充電器のmicsおた等での導入を検討し、検討結果を検証した上で蓄電池や充電器を導入する。
		健康政策部	災害時に医療を提供する病院を事前に周知(クリアファイルの配布等)		・区民の認知度が低く、新たな広報手段が必要である。	【短期】 ➢ 各種広報媒体(区ホームページ、区報等)を活用して、災害時医療体制の周知を図る。
		こども家庭部	各保育園に発電機を配備			【短期】 ➢ 保育園において発電機の使用訓練を実施する。
	4 情報連絡ツールの不足等により、関係機関との連絡・情報共有が停滞し、被害の拡大や復旧・復興の遅れが生じる	総務部	災害時通信手段の見直しに向けた基本計画書の作成	学校防災活動拠点の整備(情報拠点を含む)	・情報連絡システムを扱う職員の習熟度を向上する必要がある。 ・関係機関との連絡・情報共有体制を整備する必要がある。	【短期】 ➢ 災害時通信手段の見直しに向けた実施計画を作成する。 【中期】 ➢ 計画書に基づくシステム構築・運用設計を行う。 ➢ 学校防災活動拠点の発信力強化を図る。
		地域力推進部	自治会・町会と特別出張所にデジタルトランシーバー、PHSイエデンワを配備し、連絡体制を整備 災対地域力推進部と各特別出張所ではPHSイエデンワ、災害時グループウェアによる連絡・情報共有手段を備え、訓練を実施	災害対策本部と特別出張所で災害時情報共有システム(クロノロジー)を活用した情報収集を実施	・自治会・町会以外の関係機関との情報連絡ツールが不足している。 ・防災行政無線の通信状況・電波状況を改善する必要がある。	【長期】 ➢ 自治会・町会にあるトランシーバーを用いた情報通信訓練を強化し、関係機関の活動状況なども収集できる体制を整備する。
		健康政策部	災害時グループウェアの通信手段として、地域BWA回線網の活用推進	災害拠点病院を中心としたグループ化を図り、グループ内での対応(相互支援、傷病者搬送等)できる体制を構築		【継続】 ➢ グループごとに緊急医療救護所の訓練を実施し、災害時グループウェアを使用した情報連絡訓練を継続的に実施する。
5 都市機能、経済活動を迅速に復旧する	1 電気、ガス、上下水道等のライフラインが長期間停止する	健康政策部	災害拠点病院は3日分を備蓄			【継続】 ➢ 災害拠点病院の食糧や非常電源確保状況の把握に努める。
		都市基盤整備部	避難所、災害復旧拠点等の周辺の下水道施設の耐震化(令和2年度完了予定) 都市防災機能の強化を目的の一つとした都市計画道路の整備	無電柱化整備工事(区画街路1号線・区道1-61号線・主要区道94号線等) 今後優先的に無電柱化する地域や路線を定める「無電柱化推進計画」の策定	・いずれの事業も重要であるが、投入できる行政資源には限りがあるため、優先順位の高いところから計画的かつ着実に進めていく必要がある。	【中期】 ➢ 都市計画道路は事業中の路線だけでなく、令和7年までに整備すべき優先整備路線の事業化を図る。 【長期】 ➢ 「無電柱化推進計画」に定められた地域や路線の無電柱化を今後優先的に推進していく。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	所管部	最悪の事態を回避することに寄与している既存の取組内容		課題 (不足している又は遅れのある事項)	➤ 今後の取組予定(2028年度まで)
5 都市機能、経済活動を迅速に復旧する	2 道路・鉄道などの交通網が寸断され、陸上、海上の移動・輸送機能が麻痺する	総務部	災害時の物資水上輸送に関する協定の締結	防災船着場を活用した水上輸送訓練の実施	・搬出や輸送を行う職員の習熟度向上、陸揚げした物資の配送に必要な陸上輸送ルートの確保、船舶の着岸環境の整備(航路の水深確保など)を進める必要がある。	【短期】 ➤ 国や都と連携し、水上輸送訓練を実施する。 【中期】 ➤ 協定に基づく物資輸送体制構築等の検討を進める。 ➤ 庁内での調整を図り、ハード部分の整備を進める。
		まちづくり推進部	新空港線の整備促進(災害発生時の迂回ルートの確保)		・整備着手に向け、都区で構成される「新空港線及び沿線まちづくり等の促進に関する協議の場」において早期に関係者合意を図る必要がある。	【短期】 ➤ 都区間の「協議の場」において、課題となっている費用負担割合等について合意形成を図る。 【中期】 ➤ 整備主体となる第三セクターを設立し、整備を進める。
		都市基盤整備部	防災船着場(天空橋船着場、大森ふるさとの浜辺公園船着場)を整備(令和2年2月27日に船を使用した訓練を実施)	無電柱化整備工事(区画街路1号線・区道1-61号線・主要区道94号線等)	・いずれの事業も重要であるが、投入できる行政資源には限りがあるため、優先順位の高いところから計画的かつ着実に進めていく必要がある。 ・都市計画道路及び無電柱化の整備に必要な用地取得や各企業者(ガス・水道・下水等)の支障移設工事に時間を要する。 ・夜間に船着場を使用する場合の照明や鍵の管理が課題となっている。	【継続】 ➤ 発災時に備え、東京都と連携して、総務部防災危機管理課を中心とした防災船着場の訓練を継続して実施する。 ➤ 災害時における確実な水上輸送を可能とするため、水上輸送ルート上に架かる橋梁の耐震整備を進めていく。
			都市防災機能の強化を目的の一つとした都市計画道路の整備	橋梁耐震補強整備、架替整備(防災上重要な優先対策橋梁のうち落橋防止に着目した整備を53橋完了)		【短期】 ➤ 避難や物流等のシミュレーション解析を実施した上で、より現実的な優先対策橋梁の選定を行い、整備に着手する。 【中期】 ➤ 都市計画道路は事業中の路線だけでなく、令和7年までに整備すべき優先整備路線の事業化を図る。 ➤ 短期の取組の成果を踏まえて耐震整備計画の見直しを行う。また、橋脚を有する優先対策橋梁の耐震性能照査を完了し、優先対策橋梁の耐震整備を進める。 【長期】 ➤ 非優先対策橋梁の落橋対策を完了し、優先対策橋梁の耐震整備を進める。
			今後優先的に無電柱化する地域や路線を定める「無電柱化推進計画」を策定(令和2年度予定)			【長期】 ➤ 「無電柱化推進計画」に定められた地域や路線の無電柱化を今後優先的に推進する。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	所管部	最悪の事態を回避することに寄与している既存の取組内容		課題 (不足している又は遅れのある事項)	今後の取組予定(2028年度まで)
5 都市機能、経済活動を迅速に復旧する	3 羽田空港や空港周辺エリアの被災により、空の移動・輸送機能が麻痺する	総務部	都等防災関係機関と連携して、特別防災区域内(羽田空港一～三丁目の一部)に対する防災対策を推進		・空港エリアの発災による区民の影響を考慮した対応が必要である。	【中期】 ➢ 都等防災関係機関と連携しながら対応する。
	4 被災やパンデミックにより事業継続が困難になり、多数の区内事業者が倒産・廃業する	産業経済部	国や東京都と連携し、区内の中小企業者に低利で利用できる各種の融資を金融機関にあっせん	区内産業関係団体と平時から協力を構築し、情報交換を実施	・BCPの策定など、災害・パンデミックへの事前対策に取り組んでいる事業者の割合は低いことが予想される。	【短期～中期】 ➢ 企業の危機管理に関する普及啓発パンフレットの配布やBCP策定セミナー等を通して、事業者の危機管理意識向上を図る。
	5 金融サービス等の機能停止により区民生活や商取引に甚大な影響が発生する	産業経済部	企業の危機管理に関する普及啓発パンフレットを作成(令和3年度に作成予定)		・災害時の商取引について、信用金庫など関係機関との協議等は未実施である。	【短期～中期】 ➢ 災害時の商取引について、事業者や金融機関の問題意識を高め、BCPの策定等につなげる。
5 都市機能、経済活動を迅速に復旧する	6 災害廃棄物の処理が停滞し、復旧・復興の大幅な遅れや莫大な処理費用が生じる	都市基盤整備部	橋梁耐震補強整備、架替整備(防災上重要な優先対策橋梁のうち落橋防止に着目した整備を53橋完了)	都市防災機能の強化を目的の一つとした都市計画道路の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いずれの事業も重要であるが、投入できる行政資源には限りがあるため、優先順位の高いところから計画的かつ着実に進めていく必要がある。</li> <li>・都市計画道路及び無電柱化の整備に必要な用地取得や各企業者(ガス・水道・下水等)の支障移設工事に時間を要する。</li> <li>・廃棄物処理場が内陸部に無い。(大規模な公園は避難場所や仮設住宅の予定地となっている。)</li> </ul>	【短期】 ➢ 避難や物流等のシミュレーション解析を実施した上で、より現実的な優先対策橋梁の選定を行い、整備に着手する。 【中期】 ➢ 短期の取組の成果を踏まえて耐震整備計画の見直しを行う。また、橋脚を有する優先対策橋梁の耐震性能照査を完了し、優先対策橋梁の耐震整備を進める。 【長期】 ➢ 非優先対策橋梁の落橋対策を完了し、優先対策橋梁の耐震整備を進める。 【中期】 ➢ 都市計画道路は事業中の路線だけでなく、令和7年までに整備すべき優先整備路線の事業化を図る。
			無電柱化整備工事(区画街路1号線・区道1-61号線・主要区道94号線等)	今後優先的に無電柱化する地域や路線を定める「無電柱化推進計画」を策定(令和2年度予定)		

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	所管部	最悪の事態を回避することに寄与している既存の取組内容		課題 (不足している又は遅れのある事項)	今後の取組予定(2028年度まで)
5 都市機能、経済活動を迅速に復旧する	6 災害廃棄物の処理が停滞し、復旧・復興の大幅な遅れや莫大な処理費用が生じる	環境 清掃部	災害廃棄物の処理に係る取組方針や取組体制等について定めた「大田区災害廃棄物処理計画」を今年度策定の手続き中	災害廃棄物の処理に係る他自治体、民間団体等との協力体制構築を目的とした協定締結「災害廃棄物の共同処理等に関する協定」 所管:清掃事業課 締結先:特別区及び東京二十三区清掃一部事務組合 締結年月日:令和2.4.1 「災害時における事業者との協力協定」計8件 所管:清掃事業課 締結先:東京環境保全協会、東京廃棄物事業協同組合ほか 締結年月日:令和2.4.1	・災害時の廃棄物仮置場を確保する必要がある。 ・災害廃棄物処理に係る庁内連携を構築する必要がある。 ・国、都、他自治体、民間団体等との連携体制の構築等を進める必要がある。	【短期】 ➢ 災害時の廃棄物仮置場確保について検討する。 ➢ 災害時に必要な物品の調達を進める。 ➢ 協定締結先との定例的な意見交換を実施する。
		地域力 推進部	久が原地区で、地域、事業者等各団体が日頃から顔を合わせ、情報交換する場として地域防災協議会を設置		・地域の実情により各地区での取組が異なるため、好事例等の他地区への展開が課題。	【短～長期】 ➢ 各地域での好事例の取組を紹介するなど、他地区での事例の活用を検討する。
	7 地域コミュニティが機能しなくなり復興に向けた合意形成が困難になる	まち づくり 推進部	都市復興に関するパンフレットを作成し、被災時には、地域コミュニティを母体とした地域復興組織が役割を担うことを周知			【短期】 ➢ モデル地域を選定し、復興まちづくり勉強会や模擬訓練等を実施する。 【短～長期】 ➢ モデル地域での実施結果を踏まえ、自治会・町会やまちづくり協議会等での復興模擬訓練や、職員向け復興訓練を実施する。
		都市基盤 整備部	地籍調査のうち、土地(私有地)と道路等(公有地)の境界のみを先行して調査する「官民境界等先行調査(街区境界調査)」を実施		・投入できる行政資源には限りがあるため、優先順位の高いところから計画的かつ着実に進めていく必要がある。	【継続】 ➢ 官民境界等先行調査(街区境界調査)を継続し、完了後に一筆地調査に移行する。
	8 専門人材や労働力が不足し、復旧・復興に大幅な遅れが生じる	総務部	医療や語学に特化した専門ボランティアの確保	専門ボランティア登録制度の導入(医療、語学)	・専門ボランティアの受入体制を構築する必要がある。 ・ボランティアセンターの運用方法を確立する必要がある。	【中期】 ➢ 人的資源に関するボランティアの受援体制について、関係部署との調整を踏まえながら進めていく。
		福祉部			・要支援者が求めているボランティアに対する要望を把握する必要がある。	【中～長期】 ➢ 災害時におけるボランティアの要支援者対応に関して、関係諸団体との協力内容(役割)について検討する。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	所管部	最悪の事態を回避することに寄与している既存の取組内容		課題 (不足している又は遅れのある事項)	今後の取組予定(2028年度まで)
5 都市機能、経済活動を迅速に復旧する	8 専門人材や労働力が不足し、復旧・復興に大幅な遅れが生じる	まちづくり推進部	住家被害状況調査に関し、平成24年3月に建築士関係団体等と「建築関係専門技術ボランティアによる応急対策活動に関する協定」を締結	住宅の応急修理に関し、平成24年3月に建設関係団体と「災害時の被災建物の応急修理等に関する協定」を締結	・災害関係の協定に関して、協定の有効性を担保することが重要である。平時からの連絡体制の構築はもちろん、発災時の具体的な対応を検討する必要がある。	【短期】 ➢ 住家被害状況調査等マニュアルの内容を踏まえ、災害協定の有効性を高めるための検討を行い実施体制を整え、発災に備える。 【中～長期】 ➢ 協定団体及び庁内に対し研修等を実施することで、発災時の対応力の向上を図る。
			令和2年度に住家被害状況調査等(り災証明発行、応急修理を含む)マニュアルを作成			
	環境清掃部	国の被災自治体への援助制度(災害廃棄物処理支援ネットワーク、被災市区町村応援職員確保システム等)に関する調査・検討	災害時の廃棄物対策を中心とした協定として以下を締結「災害時におけるがれき・ごみ処理等応急対策活動に関する協定」 所管:清掃事業課 締結先:大田区環境協会 締結年月:平成 14.3.27 (最終更新:平成 27.4.22)	・協定先も同時に被災することを想定し、連携自治体を広域に広げていく必要がある。 ・応援職員の受入体制について具体的に検討する必要がある。	【短期】 ➢ 大田区環境協会(締結先)との定例的な意見交換を実施する。 ➢ 新たな協定締結先の検討を行う。	
	地域力推進部	久が原地区では、学校防災活動拠点会議において、学校と協議しながら、学校の早期再開に向けた避難所運営を推進		・地域の実情により各地区での取組が異なるため、好事例等の他地区への展開が課題である。	【短～長期】 ➢ 各地域での好事例の取組を紹介するなど、他地区での事例の活用を検討する。	
9 避難所開設が長期化し、従前の施設機能の回復が見込めない	福祉部	福祉避難所予定施設における必要な物資の備蓄状況を確認・調整中		・避難所で生活する要支援者を受け入れる施設を確保するため、区内福祉施設と連携する必要がある。	【短～中期】 ➢ 区内福祉施設と連携し、各事業所の人員体制等を把握する。	
	こども家庭部	乳児を抱える世帯が保育園を一時生活の場とする「福祉避難所」を災害発生後4日から7日開設(それ以降は被災者が避難所に移動して通常保育を実施)				
	まちづくり推進部	東京都住宅政策本部からの調査依頼を受け、公園の応急仮設住宅建設予定地調査を実施し、情報を更新		・応急仮設住宅を建設できる公園敷地が十分確保できない。	【継続】 ➢ みなし仮設住宅として供給する民間賃貸住宅の借り上げについて、不動産関係団体や東京都との調整等を含め、検討を進めていく。	

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	所管部	最悪の事態を回避することに寄与している既存の取組内容		課題 (不足している又は遅れのある事項)	今後の取組予定(2028年度まで)
6 制御不能な二次災害を発生させない	1 広域かつ大規模な火災が発生する	総務部	ハザードマップ(震災編・風水害編)、防災チェックブックを全戸配布	ハザードマップ(震災編)による広域避難場所の周知	・避難場所とする公園敷地等が十分確保できない。	【継続】 ➢ ハザードマップ(震災編・風水害編)、防災チェックブックの全戸配布後も、継続的に区民に対して災害に関する普及・啓発を行う。
		地域力推進部	学校防災活動拠点訓練及び自治会・町会の防災訓練において、消防署や消防団と協力して消火訓練を実施			【継続】 ➢ 学校防災活動拠点訓練及び自治会・町会の防災訓練を継続的に実施していく。
		健康政策部	区が災害時グループウェアを活用し、災害時医療対策の関係者へ情報提供を行う体制を構築			【継続】 ➢ 災害時グループウェアを使用した定期的な情報連絡訓練を継続的に実施する。
		まちづくり推進部	平成26年6月に「新たな防火規制」を区内約1,551haに導入	不燃化特区制度を活用した建替え等助成を実施(令和2年12月末までに209棟)	・木密地域の解消については、区の取組により改善が進みつつあるものの、羽田地区など未だ危険度が高い地域があり、継続して集中的、重点的に取り組む必要がある。	【継続】 ➢ 不燃化特区制度を活用した建替え等助成制度は令和7年度まで継続。
			都市防災不燃化促進事業による建替え助成を実施(令和2年12月末までに1,005棟)	平成26年から密集事業に着手、重点整備路線の拡幅整備に係る用地を取得(令和2年12月末までに22件)		【継続】 ➢ 密集事業は令和5年度まで道路拡幅整備を進め、その後の継続については国、都と調整する。
			木造密集地域の防災性向上や避難路の安全性の強化を図るため、2地区において防災街区整備地区計画を導入	幅員4m未満の狭あい道路拡幅整備事業を平成16年から実施		【継続】 ➢ 狭あい道路拡幅整備事業では、年間目標として4Kmを整備していくとともに、周知活動を行い事業の拡充を図る。
		空港まちづくり本部	羽田空港跡地第1ゾーン整備方針に基づき、災害時において避難場所としての機能を果たせるよう多目的広場を整備	敷地約20,000㎡について、公園として整備することを平成28年に都市計画決定		【継続】 ➢ 対象地について、都市計画公園として整備していく。
都市基盤整備部	公園・緑地・広場等の空地が不足しているエリアにおける、避難・消防活動の円滑化や不燃領域率を高めることに有効な空間となりうる公園用地の確保及び整備	大規模公園については、安全・安心で使いやすい公園にするともに、安全に避難できるようバリアフリーの向上を図る		【継続】 ➢ 延焼防止等に資する公園・緑地・広場等の空地を確保、整備する。 ➢ 大規模公園の防災機能の向上及び老朽化対策に努める。		

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	所管部	最悪の事態を回避することに寄与している既存の取組内容		課題 (不足している又は遅れのある事項)	今後の取組予定(2028年度まで)
6 制御不能な二次災害を発生させない	2 河川堤防、防潮堤及び兼用工作物の損壊により洪水が発生する	総務部	浸水被害のリスクを周知する「ハザードマップ(風水害編)」の作成・周知	より多くのマイ・タイムライン講習会を開催し、早期避難の普及・啓発を強化	・水害時緊急避難場所の周知不足や避難者の受入れスペースの不足などに対応するための取組を進めていく必要がある。	【短期】 ➢ 継続的に訓練の実施や講話の開催など、激甚化災害に対する避難対策の周知を行っていく。
		地域力推進部	特別出張所において大田区ハザードマップを配布し、区民の意識啓発を実施	各地域においてマイ・タイムライン講習会を開催し、区民の意識啓発を実施		【継続】 ➢ 転入者及び希望者を中心に、ハザードマップ等の配布を継続的に行う。 【長期】 ➢ 自治会・町会や学校防災活動拠点を通じて、水害における区民の避難意識の向上や情報伝達方法の強化に取り組む。
		健康政策部	全病院に対して避難確保計画の策定を依頼する。		・事前に各病院において、搬送患者の選定、順位付け、搬送先病院の確保等の検討が必要。	【短期】 ➢ 全病院における避難確保計画の策定を推進するため、目安となる計画のひな型を示し、令和5年度までに全ての病院が策定することを目指す。
		都市基盤整備部	橋梁耐震補強整備、架替整備(防災上重要な優先対策橋梁のうち3橋の耐震照査が完了(令和53橋完了))	令和4年までに耐震照査が必要な橋梁(許可工作物)11橋のうち3橋の耐震照査が完了(令和2年度に11橋完了予定)	・スーパー堤防の整備を促進する必要がある。 ・いずれの事業も重要であるが、投入できる行政資源には限りがあるため、優先順位の高いところから計画的かつ着実に進めていく必要がある。	【短期】 ➢ 避難や物流等のシミュレーション解析を実施した上で、より現実的な優先対策橋梁の選定を行い、整備に着手する。 【中期】 ➢ 短期の取組の成果を踏まえて耐震整備計画の見直しを行う。また、橋脚を有する優先対策橋梁の耐震性能照査を完了し、優先対策橋梁の耐震整備を進める。 【長期】 ➢ 非優先対策橋梁の落橋対策を完了し、優先対策橋梁の耐震整備を進める。 【継続】 ➢ 引き続き、都の防潮堤耐震補強整備において、施工ヤード確保などに協力する。
			都の防潮堤耐震補強整備において、施工ヤード確保などに協力			
	3 危険物・有害物質等が広域に流出・飛散する	健康政策部	毒物劇物取扱施設で大型の貯蔵庫(タンク)を保有している施設に対して、3年に1回程度、漏洩及び流出防止対策等の確認及び有事の際の情報連絡体制についての確認を実施			【継続】 ➢ 漏洩及び流出防止対策等の確認を3年に1回程度実施する。
環境清掃部		適正管理化学物質を扱っている工場について、その用途や使用量等の確認を行い、自主管理体制が構築できるように指導を実施			【継続】 ➢ 工場の新設や変更の相談の際に、適正管理化学物質を扱っている場合は、その用途や使用量等の確認を行い、自主管理体制が構築できるように指導を実施する。	

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	所管部	最悪の事態を回避することに寄与している既存の取組内容		課題 (不足している又は遅れのある事項)	今後の取組予定(2028年度まで)
6 制御不能な二次災害を発生させない	4 主要道路沿道の建物倒壊により交通麻痺等が発生する	健康政策部	区が災害時グループウェアを活用し、災害時医療対策の関係者へ情報提供を行う体制を構築			【継続】 ➢ 災害時グループウェアを使用した定期的な情報連絡訓練を継続的に実施する。
		まちづくり推進部	平成22年3月耐震改修促進計画の改定を行い、地震発生時に閉塞を防ぐべき道路として、すでに指定済の緊急輸送道路の他に沿道耐震化道路を新たに指定	緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化に対する助成 平成23年10月から特定緊急輸送道路沿道建築物助成を開始。 【令和2年12月末までの実績】 特定緊急輸送道路沿道建築物耐震診断186件、耐震改修設計72件、耐震改修工事(除却工事含む)52件	・非木造の建物については所有者が複数あり耐震化への合意形成が難しい。特定緊急輸送道路沿道建築物のうち分譲マンションでは合意形成や資金調達が困難なケースが、また、ビルや賃貸住宅では、賃借人等の移転費用の捻出が負担となり、耐震化に踏み切れないケースがある。 ・旧耐震の建物所有者が高齢化しており、耐震化を進めるにあたり高齢者のニーズに対応する必要がある。 ・木密地域の解消については、区の取組により改善が進みつつあるものの、羽田地区など未だ危険度が高い地域があり、継続して集中的、重点的な取組が必要である。	【継続】 ➢ 特定緊急輸送道路沿道建築物への助成は、令和7年度末まで行い、その後の継続については国、都と調整する。 ➢ 分譲マンション助成事業は引き続き継続し、理事会及び総会での助成制度や耐震化の手順についての説明やDMの送付等を通じた助成制度の普及啓発を行う。
			不燃化特区制度を活用した建替え等助成を実施(令和2年12月末までに209棟)	都市防災不燃化促進事業による建替え助成を実施(令和2年12月末までに100棟)		【継続】 ➢ 不燃化特区制度を活用した建替え等助成制度は令和7年度まで継続。 ➢ 都市防災不燃化促進事業は、大森中・糀谷・蒲田地区は令和3年度まで、羽田地区・補助29号線沿道地区は令和11年10月まで、継続して実施する。
			平成26年から密集事業に着手、重点整備路線の拡幅整備に係る用地を取得(令和2年12月末までに22件)	木造密集地域の防災性向上や避難路の安全性の強化を図るため、2地区において防災街区整備地区計画を導入		【継続】 ➢ 密集事業は令和5年度まで道路拡幅整備を進め、その後の継続については国、都と調整する。
都市基盤整備部	道路障害物の除去について大田建設協会等との災害協定締結(道路障害物活動に災害協定団体が使用する重機のリース業者と協定締結を行う。)					

#### 4 SDGsの17目標と本計画の事業との関係

・各事業がSDGsのどのゴールにつながっているかを一覧で示しています。主としてつながるゴールに◎を、副次的につながるゴールには○を付しています。

	SDGs																
	1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を達成しよう	6 安全な水とトイレを世界中に	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	8 働きがいも経済成長も	9 産業と雇用革新の未来をつくろう	10 人や国の不平等をなくそう	11 住み続けられるまちづくりを	12 つくる責任つかう責任	13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさも守ろう	16 平和と公正をすべての人に	17 パートナリシップで目標を達成しよう
I-1-1																	
妊婦等への支援の充実			◎														
産後の早期子育て支援の推進			◎													○	
子育て相談体制の拡充			◎														
子どもの発達支援の充実			◎	○													
児童虐待リスクの早期発見		○	○	○						○						◎	
(仮称)大田区子ども家庭総合支援センターの整備			○	○						○	○					◎	
子どもの生活応援	◎	○	○	○						○						○	○
I-1-2																	
良質な保育環境の維持・向上			◎		○												
保育人材の確保、保育の質の向上			◎		○												
区立保育園等の改築・改修			◎		○												
安全・安心な放課後の居場所づくり			◎	○	○												
在宅子育て支援事業等の拡充			◎		○											○	
I-1-3																	
ICT*教育の推進				◎													
国際理解教育の推進				◎												○	
学校教育環境の整備				◎				○		○							
個に応じた学びの支援				◎						○							
I-2-1																	
地域医療連携の推進(在宅医療支援体制の強化)			◎														
健康危機管理体制の強化			◎														
みんなの健康づくり			◎														
受動喫煙防止対策の推進			◎														
国民健康保険データヘルス計画に基づく保健事業の推進			◎														
I-2-2																	
障がい者総合サポートセンター(さぼーとびあ*)の運営・充実			◎	○				○		○							
地域生活支援拠点等の機能の充実			◎							○	○						
精神障がい者に対する支援の充実			◎							○							
福祉人材の確保・育成・定着			◎					○		○							

ユニバーサルデザインに配慮したサービスの改善			○							◎							
だれもが円滑に移動できるまちづくり										◎	○						
生活困窮者自立支援事業の実施	◎	○	○	○				○		○	○						
生きづらさを抱える人への支援	○		◎							○							
多様な人々が活躍できるまちづくり			○	○	◎			○		○							
1-2-3																	
生涯学習の基盤づくり					◎												
生涯学習の推進					◎												
図書館を活用した学習環境の整備・展開					◎						○						
地域の歴史・文化資源の活用					◎						○						
東京2020オリンピック・パラリンピック関連事業			○	◎							○						
スポーツ施設の整備・充実			◎	○													
区民のスポーツ実施率を上げる環境整備			◎	○													
1-3-1																	
高齢者の就労促進・地域活動の支援	○		○					◎									
高齢者が元気に過ごすための事業の充実			◎														
多様な主体が参画する地域づくりの支援			○														◎
見守り体制の強化・推進			◎								○						○
地域共生社会 <sup>*</sup> を見据えた地域生活を支える相談・支援体制の強化			◎							○	○						
共生と予防を軸とした認知症の人や家族への支援			◎							○	○						
多様なニーズに対応した介護サービスの提供・介護施設等整備支援			◎								○						
高齢者等の権利擁護・個人の尊重	○		○							◎						○	
2-1-1																	
蒲田駅周辺のまちづくり								○		○	◎		○				○
大森駅周辺のまちづくり								○		○	◎		○				○
身近な地域の魅力づくり								○		○	◎		○				○
20年後の未来を見据えたまちづくり基本方針の検討								○		○	◎		○		○		○
新空港線 <sup>†</sup> の整備推進										○	◎		○				○
都市計画道路の整備	○									○	◎		○				
自転車等利用総合対策の推進			○								◎						
2-1-2																	
拠点公園・緑地の整備			○								◎		○	○	○		○
地域に根ざした公園・緑地の整備			○								◎		○		○		○
地域力を活かしたみんなのみどりづくり											◎				○		○
呑川水質浄化対策の推進							○				◎			○			
散策路の整備			○								◎				○		

	1 貧困をなくそう	2 健康を旨に	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を達成しよう	6 安全な水とトイレを世界中に	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	8 働きがいも経済成長も	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	10 人や国の不平等をなくそう	11 住み続けられるまちづくりを	12 つくる責任つかう責任	13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさを守ろう	16 平和と公正をすべての人に	17 パートナリシップで目標を達成しよう
2-1-3																	
燃えないまちづくりの推進	○								○		◎		○				
倒れないまちづくりの推進	○								○		◎		○				
地域の道路整備	○							○	○		◎						
安全で快適な住環境の確保	○					○	○	○			◎		○				
無電柱化の推進	○							○			◎		○				
橋梁*の耐震性の向上	○							○			◎		○				
都市基盤施設の維持管理の推進	○							○			◎		○				
交通安全の推進			○								◎						
水防活動拠点の整備	○							○			◎		○				
2-2-1																	
HANEDA GLOBAL WINGSのまちづくり							○	○	◎		○		○				○
空港臨海部の魅力向上と活性化							○	○	◎		○		○		○		
空港臨海部交通ネットワークの拡充									◎		○						
2-2-2																	
「国際都市おおた」の推進																	◎
2-3-1																	
工場の立地・操業環境の整備								○	◎								
新製品・新技術開発の支援								◎	○								
取引拡大の支援								◎	○								
商いの活性化、魅力の発信	○							◎	○								
創業支援	○							◎	○								
ネットワーク形成支援								○	◎								
多様な産業の持続的な発展に向けた人材育成・事業承継・危機管理				○				◎	○								
2-3-2																	
シティプロモーション*の推進								◎									
来訪者等受入環境整備								◎									
観光まちづくりの支援と多様な主体と連携したにぎわいの創出								◎									
3-1-1																	
区民活動への支援				○													◎
しなやかな地域づくりの推進				◎													
多文化共生の推進	○			○						◎							

3-1-2																	
災害時相互支援体制の整備	○										○	◎		○			
災害ボランティアの育成・支援	○											◎		○			
災害への備えの充実	○											◎		○			
避難場所等の拡充	○									○	◎			○			
災害時医療体制の整備と周知	○		○									◎		○			
地域防犯活動の支援																◎	
防犯啓発活動	○															◎	
3-2-1																	
大田区環境基本計画の改定								○				◎	○	○	○	○	
環境にやさしいライフスタイルへの転換								○					○	◎		○	
区による率先行動								○					○	◎			
発生抑制・再利用・リサイクル(3R)の推進													◎		○		
さらなるごみの適正処理推進													◎		○		
まちを彩りこころを潤す緑事業																◎	
3-3-1																	
区政情報発信の充実																	◎
多様な主体との連携・協働*による区民サービスの向上																	○ ◎
信頼される行財政運営の推進									○								◎
職員能力の強化					○				○								◎
公共施設マネジメントの推進								○		○		◎		○			
自治体 DX(デジタル・トランスフォーメーション)*の推進										◎							○

## 5 用語解説

(あ～)

アウトリーチ支援	精神障がい者の地域生活の安定化を目指して、保健師・精神保健福祉士等の多職種がチームを組んで行う訪問型支援。
青色回転灯車	自主防犯パトロールを実施するために青色回転灯を装備した車両。青色回転灯を装備して防犯パトロールを実施するには警視庁（警視總監）の証明を要する。
一時預かり保育	保育者の用事やリフレッシュなど、理由を問わずに利用できる保育事業。
インセンティブ	人や組織に対して行動を促す動機づけ。
ウェルカムショップ	外国人が安心して大田区内で飲食・買い物・観光・宿泊できる店舗・宿泊施設等。
駅まちマネジメント	まちと一体感のある駅、まちづくりの拠点として利便性の高い駅を目指す活動。
オフィス製紙機	オフィス内で使用済の紙を原料として、文書情報を完全に抹消した上で新たな紙を生産できる製紙機。

(か～)

がいきよ 街渠	舗装された道路の雨水が流れ込む排水用の側溝。
(仮称) 公民連携プラットフォーム	企業や大学等の多様な主体と、複雑化・多様化する地域課題の解決に向けたアイデアや行動を議論するための開かれた場。シンポジウム（意見交換会）やフォーラム（公開討論会）などの形態で実施する。
家庭福祉員事業	区が認定する、保育士等の有資格者で保育経験がある人、もしくは子育て経験のある人が、保護者との委託契約で生後43日から2歳未満の子どもを預かる制度。通称「保育ママ」といい、自宅又はグループ保育室（自宅を提供しての保育が困難な家庭福祉員が、複数で自宅以外の同じ施設を使用し保育を行う事業）で家庭的保育を実施する。
企業者支障移設工事	道路整備工事等を行う際に、工事の支障となる地中埋設管（水道管、下水道管、ガス管など）等の既存施設を事前に移設する工事。
きゅうせいめいぶんこ 旧清明文庫	関東大震災の復興期に、勝海舟の精神を基本に置きながら、図書の収集閲覧、学習、人材育成としての講義などを行う場として財団法人清明会が設置したもの。平成24年（2012年）に区が取得。
旧耐震基準	昭和56年6月1日の建築基準法の耐震基準の見直しより前に用いられていた耐震基準。
協働	区民をはじめ自治会・町会*、団体・NPO*、事業者及び区が共通の目的を持って、相互に自主性を尊重しつつ、それぞれが持つ知識、技術などの資源を提供し合い、協力して取り組むこと。
共同化事業	複数の宅地を一つの宅地（敷地）にまとめて建物を整備し、複数の権利者が一体的に建物を利用する事業。
きょうりょう 橋梁	河川や道路、鉄道、運河などをまたぐ橋。
緊急医療救護所	区が、災害拠点病院*等の近接地等に設置する医療救護所。
クラウド	コンピューターの利用形態の一つで、事業者が保有するシステムの一部をインターネット経由で利用するサービス。
グリーンインフラ	社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めること。
軽症者救護所	近隣に緊急医療救護所*を開設する病院がない地域に、災害発生直後から概ね72時間程度開設し、自ら歩ける程度の軽症者の治療を行う救護所。
健康経営®	特定非営利法人健康経営研究会の登録商標。経営的視点から、企業や事業所が従業員の健康づくりに取り組むこと。

健康遊具	健康維持、体力向上を目的として、公園など身近な場所に設置する遊具。
公共溝渠 <small>こうきゅうこうききょ</small>	給排水を目的として造られた水路のうち溝状のもので、護岸などの附属施設を含め、一般公共の用に供されているもの。
公債費	特別区債*の元金及び利子などの支払いに要する経費。
交通結節点	異なる(又は同じ)交通機関が相互に連絡し、乗り換えや乗り継ぎができる駅などの場所。
高濃度酸素水浄化施設	通常よりも多くの酸素を溶かし込んだ水を、酸素量が少ない川底付近に流すことで酸素量を増加させ、水質を浄化する施設。
後発医薬品	先発医薬品と同一の有効成分を同一量含み、同一経路から投与する製剤で、効能・効果、用法・用量が原則的に同一であり、先発医薬品と同等の臨床効果・作用が得られる医薬品。ジェネリック医薬品ともいう。
合流改善貯留施設	雨の降り始めの特に汚れた下水を一時的に貯留し、河川などの公共用水域へ放流される汚濁負荷量を削減するための施設。
コンテンツ	Webサイトで公開される個々の情報、Webページ。

(さ～)

災害拠点病院	主に重症者の収容・治療を行う都が指定する病院。
サテライトオフィス	企業又は団体の本拠から離れた所に設置されたオフィスのこと。
さぼーとぴあ	「大田区立障がい者総合サポートセンター」の愛称。障がいのある方を総合的に支援するための拠点として、相談窓口を設け、各機関と連携しながらさまざまな支援を行っている。
産業クラスター	新事業が次々と生み出されるような事業環境を整備することにより、競争優位性を持つ産業が核となって、広域的な産業集積が進む状態。ブドウの房を意味する「クラスター」が転じ、企業が特定の地域に集まることを意味するようになった。
三密	集団感染の発生リスクが高くなる「換気の悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」、「間近で会話や発声をする密接場面」の3つの条件。
自治会・町会	住民が住んでいるその土地(地域)を仲立ちとして近隣関係にある住民が、お互いの助け合いと協力のもと住みよい環境をつくることを目的とし、自主的に結成する組織。
シティプロモーション	大田区の認知度の向上、地域経済の活性化及び区民の地元に対する愛着の醸成等を目的に、大田区ならではの多様な魅力を効果的に発信すること。
自転車走行環境	自転車道や自転車専用通行帯、自転車ナビマーク・ナビライン等の手法によって整備される自転車が走行する環境全般のこと。
シニアクラブ	老後の生活を健全で豊かなものにするため、ボランティア、健康の増進、生きがいを高めるための活動等を行う団体。
シビックプライド	まちへの「誇り」「愛着」「共感」をもち、自らまちのために関わっていかうとする気持ち。
社会貢献型後見人	弁護士等の資格を持たない一般市民による成年後見人、保佐人及び補助人。
周産期医療機関	妊娠後期から新生児早期(妊娠22週から出生後7日目まで)の母体、胎児、新生児を総合的に管理する医療機関。
受益者負担	特定のサービスを利用し、利益を受ける場合において、サービス利用者が受益者としてコストの一部を負担すること。
使用済小型電子機器	小型電子機器等(一般消費者が通常生活の用に供する電子機器その他の電気機械器具)のうち、その使用を終了したものをいう。具体的な品目は、政令で定められている。

新空港線	区内の東西交通の移動利便性向上、沿線まちづくりへの寄与、都心・副都心や東京圏北西部地域と羽田空港間のアクセス強化などが図られる鉄道路線（蒲田駅と京急蒲田駅の約800mをつなぐ路線）。
スカム	川底に溜まった沈殿物が水面に浮上した浮遊物質の塊。
スタートアップ試作支援	区内でものづくり系の創業*を目指し、かつ、試作品の製作を検討している方を対象として、区内企業訪問等を通じて創業に必要な知識を学びながら試作品の製作を支援する事業。
センターエリア	京急蒲田西口駅前地区第一種市街地再開発事業区域の西側に隣接するエリア（蒲田四丁目の一部）。
創業	新しく事業（ビジネス）を始めること。

（た～）

多文化共生	国籍や民族などが異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築きながら、地域の中でともに暮らしていくこと。
だれでも遊具（UD遊具）	障がいの有無に関わらず、子どもが安全に遊ぶことのできる遊具。
団塊世代・団塊ジュニア	●団塊世代・・・昭和22年（1947年）から昭和24年（1949年）生まれの人。 ●団塊ジュニア・・・昭和46年（1971年）から昭和49年（1974年）生まれの人。
地域共生社会	平成28年度6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において示された考え方で、高齢者・障がい者・子どもなどすべての人々が地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる社会のこと。
地域コミュニティ	地域における協働*意識を持った住民による社会。
地籍調査	土地の区画に対する所有者などを調査し、境界の位置と面積を測量する調査。
チャットボット	テキストや音声を通じて会話を自動的に行うプログラムのこと。
定期利用保育事業	毎日の利用のほか、利用者が預けたい曜日や保育時間（4時間以上）を柔軟に決められる保育事業。
デジタル・ガバメント	国・地方・民間が一体となり、組織等の各種縦割りを超えた「すぐ使えて」「簡単で」「便利」な利用者中心の電子自治体を目指すこと。
道路台帳	道路法により道路管理者の調製が義務付けられており、道路に関する基礎的な情報を図面と調書にまとめたもの。
特別区交付金	都と特別区及び特別区相互間の財源の均衡化を図り、特別区の行政の自主的かつ計画的な運営を確保するため、市町村税である固定資産税、法人市町村民税及び土地保有税を都が課税・徴収し、その一定割合を区に配分するもの。
特別区債	公共施設等の整備資金となる長期の借入金で、借入先は国や銀行など。
土地区画整理事業	土地の区画形質の変更を行い、公共施設（道路・公園等）を整備することによって、「公共施設の整備改善」と「宅地の利用増進」を図ることを目的として行う事業。

（な～）

仲間まわし	例えば自分のところでは「切削」作業しかできなくても、「穴あけできる工場」「研磨ができる工場」といったように、近くの工場に工程をまわして、発注された製品を納品できる、工場集積を特徴とした大田区ならではのネットワーク。
認可保育園	児童福祉法に基づく児童施設で、建物や園庭の広さ、保育者の人数、保育時間などについて国が定めた基準を満たし、自治体によって認可された保育園。
認証保育所	都民の保育ニーズに応えるために創設された東京都の独自基準（0歳児保育、13時間開所など）に基づく保育所。

認知症カフェ	認知症の人とその家族、地域住民、専門職等の誰もが参加でき、お互いの理解を深め合うことができる集いの場。
--------	---

(は～)

発達障がい	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいなどの、通常低年齢で発現する脳機能の障がい。
避難行動要支援者	高齢者や障がいのある人など、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人。
避難行動要支援者名簿	避難行動要支援者*について、本人の申請に基づき作成する名簿。平常時から避難支援等関係者に提供し、災害時における安否確認などの支援に備える。
扶助費	社会保障制度の一環として、生活保護法、児童福祉法、老人福祉法などの法令に基づいて実施する給付や、区が単独で行う各種扶助に係る経費。
不燃化特区制度	都内の木造住宅密集地域のうち、特に重点的・集中的に改善を図る地区として東京都から指定された地区について、区と東京都が連携し、不燃化を強力に推進して「燃え広がらない・燃えない」まちづくりを進める制度。
フリーアドレス	オフィスの中で固定の席を持たず、自分の好きな席で働くワークスタイルのこと。
ふれあい指導	清掃事務所の職員が、区民・事業者との対話を中心とするきめ細やかな「ふれあい」を大切にして行う、ごみの分別などの適正排出指導のこと。
ベンチャーピッチ in 羽田	交通、物流、ものづくり等の領域で創業*を目指す個人、創業後間もない企業を対象にしたセミナー・コーチング等支援事業。
防災市民組織	東京都震災対策条例第34条に基づき「自分たちのまちは、自分たちで守る」という共助の理念に基づき設置している自治会・町会*を単位とした地域の協働*組織。

(ま～)

マイクロツーリズム	自宅からおおよそ1時間圏内の地元や近隣への近距離観光のこと。
マイ・タイムライン	風水害の発生に備えて、自分自身の家族構成や生活環境に合わせて「いつ」「誰が」「何を」するのかをあらかじめ時系列で整理した避難行動計画。
まちかど観光案内所	観光マップ・パンフレットを配布したり、近隣の案内をしたりすることで、来訪者に情報提供をする店舗・宿泊施設等。
ものづくり創業スクール	区内でものづくり系の創業*を目指す方を対象として、座学形式のセミナーと起業を仮想体験するワークショップを実施する事業。

(や～)

やさしい日本語	日本語に不慣れな外国人など、だれにでもわかりやすく、おぼろしい言葉を使わない日本語。
---------	--

(わ～)

ワーク・ライフ・バランス	誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる状態。
--------------	---

(A～)

AI	Artificial Intelligenceの略。人工知能のことをいい、判断や予測などの人間が行う知的な作業をコンピューター上で実現する技術。
DX(デジタル・トランスフォーメーション)	デジタル技術の浸透により、人々の生活があらゆる面でよりよいものに変化していくこと。
ICT	Information(情報)やCommunication(通信)に関するTechnology(技術)の総称。

アイオーティー I o T	Internet of Things(モノのインターネット)。コンピューターなどの情報・通信機器だけでなく、様々なものがインターネットに接続され、相互に情報のやり取りをすること。
ITガバナンス	区における情報技術に関する戦略的・全庁的な統制。
JOBOTA	「大田区 生活再建・就労サポートセンター」の愛称。経済的、精神的な問題、就労についての問題などさまざまな課題を抱えた方のための無料相談窓口。
マイス MICE	企業等の会議(Meeting)、企業等の行う報奨・研修旅行(インセンティブ*旅行(Incentive Travel))、国際機関・団体、学会等が行う国際会議(Convention)、展示会・見本市、イベント(Exhibition/Event)の頭文字で、多くの集客交流が見込めるビジネスイベントの総称。
エムエムエス MMS測量	3次元レーザー計測機とデジタルカメラによって、道路及び周辺の3次元座標データと連続映像を取得する計測装置を用いた測量方法。
NGO	Non-Governmental Organization(非政府組織)の略。平和・人権問題などで国際的な活動を行っている非営利の民間協力組織。
NPO	Non Profit Organization(特定非営利活動団体)の略。自発的、継続的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない市民活動団体やボランティア団体。
PFI	Private Finance Initiativeの略。PPP*の代表的な手法の一つで公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るもの。
PPP	Public Private Partnershipの略。公民が連携して公共サービスの提供を行う手法のこと。
RPA	Robotics Process Automationの略。人間がコンピューターを操作して手作業で行っている事務処理を自動的に行うソフトウェア。
SIB	Social Impact Bondの略。民間資金を活用して革新的な社会課題解決型の事業を実施し、その事業成果を支払の原資とすることを指すもの。
UD	Universal Design(ユニバーサルデザイン)の略。あらかじめ障がいの有無、年齢、性別、国籍等に関わらず、多様な人々が利用しやすいように考えて、都市や生活環境をデザインすること。
UDパートナー	ユニバーサルデザインの普及啓発、区の施設や道路等の調査点検や意見交換等を行うUDパートナー制度に登録した区民。



# 新おおた重点プログラム

～ポストコロナ時代の暮らしを支える区政運営に向けて～



令和2年度～5年度  
(2020年度～2023年度)

【令和3年度版】



©大田区

令和3年(2021年)3月

発行 大田区企画経営部

〒144-8621

東京都大田区蒲田5丁目13番14号

電話:03-5744-1735(直通)

FAX:03-5744-1502

<https://www.city.ota.tokyo.jp>